大蔵省財政史室 編

昭和財政史

終戦から講和まで

第6巻

歳　計 (2)
政府関係機関
関　　税

東洋経済新報社

監修のことば

『昭和財政史――終戦から講和まで――』（全二〇巻）は、『明治財政史』（全一五巻）、『明治大正財政史』（全二〇巻）および『昭和財政史』（全一八巻）につづく大蔵省とその担当する財政・金融行政の歴史であり、副題に示されているように、昭和二〇（一九四五）年八月一五日の「終戦」から「サンフランシスコ平和条約」が発効した昭和二七（一九五二）年四月二八日までの、日本が連合国の占領の下におかれた期間を対象とするものである。

ところで、わたくしたち両名は、昭和四六（一九七一）年四月、本財政史の編集事業が正式に発足するに当たり大蔵省から監修を委嘱され、ひきつづいて、別欄にかかげられているメンバーが共同研究者として決定された。以後監修者と共同研究者は研究会を組織するとともに、「一般」「財政」「金融」の各部会に分属し、かつて大蔵省の要職にあって占領期の行政を担当された方々のほか占領期財政に関係の深かった各界学識経験者（元占領政策担当官等アメリカ側関係者をふくむ）からのヒヤリングを中心とした共同研究会と部会を度重ねて開催し、資料調査と研究を進めた。

この間、資料の収集、整理も精力的に行なわれたが、とくに後述するような在米資料をふくめて未発掘、未公表資料の収集整理も積極的に行なわれたのである。資料調査と研究が一段落した段階で執筆段階に入り、共同研究者とわたくしたち両名が全員執筆を分担することとなり、また、特定の項目については大蔵省内から若干の関係者が執筆に加わることとなった。

わたくしたちは、大蔵省の省議によって今回の財政史の編さん、刊行の具体的計画が決定した際、そのなかにおいて決められた「大蔵省の担当した財政・金融行政の実績を実証的に記述分析することを主とするが、時期の特殊性にかんがみ、社会経済的背景の把握ならびに米国の対日経済政策の解明に留意する」という主旨の基本方針を尊重するとともに、新しくかつ豊富な資料をでき得る限り発掘活用し、客観的で詳密な財政史をつくり上げることに意を用いてきた。

今回の財政史が対象とする期間は、『明治財政史』の三五年間、『明治大正財政史』の二四年間、『昭和財政史』の二〇年間に比べて、わずか七年弱にすぎないが、日本がいまだかつて経験したことのない外国の占領下におかれた時期であり、古い日本が新しい日本に生まれかわる激動の時期であったことをおもえば、けっして短い期間とはいえず、記録されなければならない事柄はむしろ戦前の二〇年ないし三〇年の歴史を述べる場合以上に多いといえよう。しかもそれらの多くは、財政・金融面のみならずその後の日本経済全体の復興と成長に大きな影響を

与え、あるいは、その原型となったものである。

したがって本財政史の内容が財政・金融の領域にとどまることなく、その経済的背景、さらに連合国、とくにアメリカ合衆国の対日占領政策にも及ぶのは当然であり、そうでなくてはこの占領期を対象とする財政史は財政史そのものとしてもきわめて不十分なものとならざるをえないのである。この意味において今回の財政史は、従来大蔵省が編さん刊行した財政史に比べて対象期間は短期間であるが、その内容は量的に膨大であるとともに、きわめて多角的なものとならざるをえなかったのである。しかも外国の占領下という時期であるため、従来のように国内の資料のみでは十分とはいえず、占領当事者である連合軍総司令部および連合国、具体的にはアメリカ側の資料を参照しなければならなかった。

これらの資料の大部分は従来非公開のものであったが、その多くは、年次の経過に従ってアメリカ政府の公文書取扱に関する規定に基づいて公開されるにいたったため、その利用が可能となった。これは、われわれにとって幸いなことであり、このため、共同研究者および財政史室スタッフによる在米資料の収集も行なわれたが、これらの資料を活用できたことは、この財政史を特徴づけるものとなったと思われる。

この財政史の執筆、監修に当たっては、もとより各巻とも執筆者がそれぞれ専門家としての立場から自主的に叙述したものではあるが、個人の著書を集めた全集といったようなものでな

く、全巻が有機的なつながりをもったものとし、出来うる限り客観的で、正確な史実を後世に残すものであることに意が用いられた。そのためにも、執筆者の第一稿は未定稿として省内関係部局に回覧されるとともに、研究会における相互討論にも付されたのである。

なお、本財政史は、各執筆担当者の責任において書かれたものであるが、また全体の統一、調整についての責任は、わたくしたち監修者両名が負うものである。

終りにわたくしたち監修に当たった両名は、執筆者一同とともに、本財政史の編さん・刊行について示された大蔵省の非常な熱意と理解、ならびに種々行き届いたご配慮をいただいた舟山正吉顧問に対し深く感謝するとともに、快くヒヤリングに応じて貴重な談話をいただいた方方、省内省外の協力委員をはじめ編さん・執筆に積極的な協力ないし助言をいただいた方々、ならびに何くれとなくお世話をいただいた財政史室、大蔵省文庫の方々にも衷心より感謝申し上げたい。また、あわせて本財政史刊行の業務を担当された東洋経済新報社の各位にも謝意を表するものである。

昭和五〇年一〇月一日

監修者
鈴木武雄
安藤良雄

監修者の一人鈴木武雄博士は、本財政史の刊行をまたず昭和五〇年一二月六日、病気のため逝去されたが、同博士は本財政史編集事業の発足以来、編集・執筆を指導され、全執筆者の原稿または執筆構想についても草稿の校閲、共同研究会における指導助言等を行なわれたので、実質的には全巻にわたっての監修の任を果たされた。この「監修のことば」も鈴木・安藤両博士が協議し執筆されたものである。

大蔵省財政史室

凡例

一、本巻に収録した「特別会計」編の執筆は、江見康一が担当し、大森とく子、柴田善雅が執筆に協力した。これは第五巻「歳計(1)」に続く「歳計(2)」として編集した。「政府関係機関」編の執筆は山村勝郎が担当した。なお、昭和二四年度から予算・決算の国会議決をおこなうようになった政府関係機関の歳計をも取り扱った。また、「関税」編の執筆は植松守雄が担当した。

二、本書中の用語・用字・呼称等は、大蔵省の方式によることを原則とした。ただし資料等の関係から一般の通例にならう等、現在の大蔵省の方式によらなかった場合もある。

三、暦年の表示は、原則として日本年号によった。

四、人名の敬称は、省外の方を含めて原則として省略させていただいた。歴史的叙述の故として御了承を乞うものである。

五、引用資料は原則として原文のままとし、疑点のある箇所には(ママ)と注記した。ただし、漢字で新字体のあるものはこれに改め、誤記および全く技術的に不整合なものについては、編者の責任において訂正した。また明らかに判定しうる脱落は〔　〕で補った。

なお、引用資料、巻末資料等の取扱い等については、「資料編」解題を参照されたい。

六、統計の数値は、可能なかぎり原資料にさかのぼることによって訂正・補正した。

共同研究者等名簿（部会員は五十音順）

顧問　舟山正吉（元大蔵事務次官）

執筆担当者

監修者　鈴木武雄（元武蔵大学学長・故人）
監修者　安藤良雄（成城大学学長／東京大学名誉教授）
一般部会長　財政部会長　江見康一（一橋大学教授）
金融部会長　中村隆英（東京大学教授）
幹事　原朗（東京大学助教授）
一般部会　〃　犬田章（東洋大学教授）
〃　秦郁彦（拓殖大学教授）
〃　原朗（東京大学助教授）
〃　藤村幸雄（同志社大学教授）
〃　三和良一（青山学院大学教授）
財政部会　石弘光（一橋大学教授）
〃　植松守雄（元大蔵事務官／一橋大学講師）
〃　宇田川璋仁（横浜国立大学教授）
〃　加藤三郎（東京大学教授）
財政部会　加藤睦夫（立命館大学教授）
〃　高橋誠（法政大学教授）
〃　西村紀三郎（駒沢大学教授）
〃　林健久（東京大学教授）
〃　山村勝郎（金沢大学教授）
金融部会　伊牟田敏充（法政大学教授）
〃　塩野谷祐一（一橋大学教授）
〃　志村嘉一（千葉大学教授）
〃　西川俊作（慶応大学教授）
〃　原司郎（横浜市立大学教授）
〃　宮崎正康（信州大学講師）
〃　伊藤修（東京大学大学院）
財政部会　大森とく子（大蔵事務官）
〃　加藤新一（大蔵事務官）
〃　柴田善雅（大蔵事務官）

目次

監修のことば……三
凡例……三

特別会計

第一章　事業特別会計……三

第一節　事業特別会計の概況……三
第二節　事業諸会計（鉄道・通信関係を除く）の収支……六
一　造幣局特別会計……六
二　印刷局特別会計……一四
三　専売局特別会計……一九
四　燃料局特別会計・アルコール専売事業特別会計……二一
五　国有林野事業特別会計……二五
第三節　国有鉄道事業会計の収支……三〇

一　帝国鉄道会計……三〇
二　国有鉄道事業特別会計……三五
第四節　通信事業関係会計の収支……四〇
一　通信事業特別会計……四〇
二　郵政事業特別会計……四七
三　電気通信事業特別会計……五四
第二章　管理特別会計……五七
第一節　管理特別会計の概況……五七
第二節　流通管理諸会計の収支……六二
一　食糧管理特別会計……六二
二　薪炭需給調節特別会計……七九
三　金資金特別会計・貴金属特別会計……八一
(一)　金資金特別会計……八一
(二)　貴金属特別会計……八四
四　糸価安定特別会計……八五
第三節　貿易および為替管理諸会計の収支……八八
一　貿易資金特別会計……八八

二　貿易特別会計……九二
三　外国為替特別会計・外国為替資金特別会計……九八
(一)　外国為替特別会計……九八
(二)　外国為替資金特別会計……一〇〇
四　米国対日援助物資等処理特別会計……一〇一
五　緊要物資輸入基金特別会計……一〇三
第四節　その他事業管理諸会計の収支……一〇六
一　自作農創設特別措置特別会計……一〇六
二　不正保有物資等特別措置特別会計……一一一
三　国営競馬特別会計……一一四
四　国立病院特別会計……一一七
五　郵便貯金特別会計……一一九
第三章　融資および整理特別会計……一二三
第一節　融資および整理特別会計の概況……一二三
第二節　融資諸会計の収支……一二七
一　大蔵省預金部特別会計・資金運用部特別会計……一二七
二　開拓者資金融通特別会計……一三一

三　米国対日援助見返資金特別会計……一三四
四　農林漁業資金融通特別会計……一三八
第三節　整理諸会計の収支……一四一
一　国債整理基金特別会計……一四一
二　地方分与税分与金特別会計・地方配付税配付金特別会計……一四四
三　財産税等収入金特別会計……一四七
四　外国貿易特別円資金特別会計・解散団体財産収入金特別会計……一五一
五　特別鉱害復旧特別会計……一五四
第四章　保険特別会計……一五七
第一節　保険特別会計の概況……一五七
第二節　健康保険・年金保険・労災保険・失業保険諸会計の収支……一六一
一　厚生保険特別会計……一六一
二　労働者災害扶助責任保険特別会計……一六九
三　労働者災害補償保険特別会計……一七三
四　失業保険特別会計……一七四
五　船員保険特別会計……一七七

第三節　農林漁業関係保険会計の収支……一八〇
一　農業家畜再保険特別会計・農業共済再保険特別会計……一八〇
二　森林火災保険特別会計……一九四
三　漁船再保険特別会計……一九七
第四節　信用保険特別会計の創設……一九九
一　輸出信用保険特別会計……一九九
二　中小企業信用保険特別会計……二〇一
第五節　簡易生命保険及郵便年金特別会計の収支……二〇四
第五章　特別会計の終戦処理……二一一
第一節　軍事および植民地関係特別会計の処理……二一三
一　臨時軍事費特別会計……二一三
二　軍工廠関係特別会計……二二三
三　旧植民地関係特別会計……二二七
第二節　その他の特別会計の整理……二二九
一　特殊財産資金特別会計……二二九
二　政府出資、営繕用品資金、公債金、為替交易調整、学校各特別会計……二三三

(一)　政府出資特別会計……二三三
(二)　営繕用品資金特別会計……二三三
(三)　公債金特別会計……二三四
(四)　為替交易調整特別会計……二三六
(五)　学校特別会計……二四〇

政府関係機関

第一章　公　団……二四五

第一節　公団の設立過程……二四五
一　「臨時物資需給調整法」と新統制方式……二四五
二　公社・公庁案……二五一
三　公団の発足……二六五
(一)　公団法の制定……二六五
(二)　公団制度の骨子……二六六
(三)　各公団の業務概要……二六九
第二節　公団制度の変遷……二七七
一　公団の整備（昭和二二・二三年）……二七七

(一)　「流通秩序の確立」と公団制度……二七七
(二)　公団の新設をめぐる折衝……二七九
(三)　政府機関的性格の明確化……二八三
(四)　五配給公団の新設……二八七
(五)　解散時期の延長……二八九
二　公団の整理・解散……二八九
(一)　公団の整理統合方針……二八九
(二)　公団制度の改正……二九五
(三)　公団の解散……二九九
第三節　公団予算の推移……三〇五
一　昭和二二年度……三〇五
(一)　昭和二二年度予算における公団運営費……三〇五
(二)　公団交付金・納付金……三〇六
二　昭和二三年度……三〇八
(一)　公団交付金・納付金予算……三〇八
(二)　公団交付金・納付金決算……三一三
三　昭和二四年度……三一三
(一)　政府関係機関予算の編成……三一三
(二)　各公団予算……三一六
(三)　決　算……三三〇
四　昭和二五年度……三三八

(一)　公団予算……三三八
(二)　決　算……三三六
五　公団予算の終結……三三八
(一)　二六年度予算および決算……三三八
(二)　公団の清算……三四三
第四節　公団資金の諸問題……三四五
一　基　本　金……三四五
二　運　転　資　金……三四七
(一)　復興金融金庫借入金……三四七
(二)　公団認証手形制度……三四八
(三)　認証手形の運用……三五二
(四)　公団法改正による資金調達……三五三
(五)　預金部資金への転換……三五七
三　公団廃止に伴う滞貨資金……三五九
(一)　配炭公団に対する資金措置……三六〇
(二)　貿易公団の滞貨処理資金……三六三
第二章　公社その他……三六五
第一節　日本国有鉄道……三六五
一　公共企業体への改組……三六五

(一)　行政組織の再編と国鉄改革案……三六五
(二)　マッカーサー書簡と国鉄の対応……三六九
(三)　「日本国有鉄道法」の制定……三七〇
二　改組後の予算・会計制度……三七三
(一)　公社設立当初の経理原則と改正点……三七三
(二)　公社への移行措置——政府出資金と引継財産——……三七五
(三)　「日本国有鉄道法」会計条項の改正……三七七
(四)　国鉄予算の構造……三八〇
三　予算・決算の推移……三八一
(一)　昭和二四年度……三八一
(二)　昭和二五年度……三八五
(三)　昭和二六年度……三九〇
第二節　日本専売公社……三九六
一　公社の設立と公社会計制度の整備……三九六
(一)　マッカーサー書簡と大蔵省の対応……三九六
(二)　「日本専売公社法」の制定……三九八
(三)　公社会計制度の発足……四〇〇
(四)　専売益金納付制度の改正……四〇一
二　公社予算・決算の推移……四〇三
(一)　昭和二四年度……四〇三
(二)　昭和二五年度……四〇六

(三)　昭和二六年度……四〇八
第三節　その他の政府関係機関予算・決算……四一一
一　復興金融金庫……四一一
(一)　昭和二四年度……四一一
(二)　昭和二五年度……四一四
(三)　昭和二六年度……四一五
二　国民金融公庫……四一六
(一)　公庫に対する国の監督……四一六
(二)　公庫の予算制度……四一七
(三)　公庫予算・決算の推移……四二〇
三　住宅金融公庫……四二一
四　日本輸出銀行・日本開発銀行……四二四
(一)　予算・会計規定……四二四
(二)　日本輸出銀行予算……四二五
(三)　日本開発銀行予算……四二六
五　船舶運営会および商船管理委員会……四二八
(一)　船舶運営会の概要……四二八
(二)　昭和二四年度予算……四二九
(三)　船舶運営会の廃止と二五年度予算……四三三
(四)　商船管理委員会予算・決算……四三三

六　持株会社整理委員会……四三五
七　閉鎖機関整理委員会……四三八
八　証券処理調整協議会……四四一
九　連合国軍人等住宅公社……四四四

関　税

第一章　終戦直後の関税・税関行政（昭和二〇・二一年度）……四四九
第一節　経済・貿易の動向――経済の混乱と軍管理貿易の発足――……四四九
一　序　説……四四九
二　経済・貿易の動向……四五一
第二節　大蔵省の対応……四六一
一　序　説……四六一
二　終戦直後の状態……四六二
三　関税法規の応急的改廃・制定……四六六
(一)　「関税定率法」関係（関満支特恵関税の廃止）……四六六
(二)　「関税法」関係（税関手続きの簡素化等）……四六七
(三)　輸入食糧の免税……四六八

第三節　海運局時代の税関行政……四七一
一　海運局海関部……四七一
二　一般業務……四七四
三　引揚げ・送還業務……四八三
第四節　税関の再開……四九四
一　司令部の税関再開指令……四九四
二　新税関の発足……五〇〇
第五節　税関再開直後の行政……五〇四
一　一般業務……五〇四
二　貿易統計業務……五〇八
第二章　占領中期の関税・税関行政（昭和二二・二三年度）……五一五
第一節　経済・貿易の動向——再建への発足と制限付民間貿易の再開——……五一五
第二節　大蔵省の対応……五二五
一　関税率改正の準備開始と「関税法」の改正……五二五
二　港湾関係行政機関をめぐる問題……五三八
三　税関行政・機構・定員……五三五

第三節　税関行政……五四二
一　一般業務……五四二
二　密輸取締り……五四九
（一）密輸取締りの態勢……五四九
（二）密輸の実態と取締りの展開……五五四
第三章　占領後期の関税・税関行政（昭和二四—二六年度）……五六七
第一節　経済・貿易の動向——安定・復興と国際経済復帰への前進——……五六七
一　序説……五六七
二　経済の動向……五六八
三　貿易制度の改革と貿易の動向……五七一
第二節　大蔵省の対応……五九三
一　序説……五九三
二　「関税法」等の改正……五九七
（一）「関税法」の改正……五九七
（二）その他の法令の改正……六〇四
三　関税調査団の勧告……六一三
（一）関税庁の設置……六一五

(二) 他の行政機関との関係の調整（海上保安庁の大蔵省への移管など）……六一七
(三) その他の税関行政機構の改正……六一九
(四) 税関の定員・職員給与・諸施設の改善……六二一
四　税関行政・機構・定員……六二三
(一) 税関業務の拡充……六二三
(二) 機構・定員の改正……六二八
第三節　港湾管理をめぐる問題――旧税関構内の帰属と税関権限問題の帰趨――……六三七
一　問題の所在……六三七
二　接収港湾の解除予告と問題の発展……六四四
(一) 昭和二三年八月覚書と第一次政府案の提出……六四四
(二) 第一次政府案提出後の動向……六五〇
(三) 二四年七月覚書と第二次政府案の提出……六五八
三　結　末……六六七
(一) 昭和二四年一二月覚書と「港湾法」の制定……六六七
(二) 港湾の接収解除と旧税関構内の帰属および税関権限問題の帰趨……六七一
第四節　課税権の回復過程……六七九
一　関税・内国消費税……六七九
(一) 第一段階（終戦から昭和二四年七月一四日まで）……六八〇
(二) 第二段階（昭和二四年七月一五日から二五年六月三〇日まで）……六八一
(三) 第三段階（昭和二五年七月一日から二六年四月三〇日まで）……六八六

(四) 第四段階（昭和二六年五月一日以降）……六九二
二　屯　税……六九二
(一) 第一段階（終戦から昭和二四年九月まで）……六九三
(二) 第二段階（昭和二四年一〇月から二五年二月まで）……六九六
(三) 第三段階（昭和二五年三月以降）……六九七
第五節　税関行政……七〇〇
一　一般業務……七〇〇
二　密輸取締り……七〇八
三　特殊問題……七一八
(一) 特殊保税倉庫問題……七一八
(二) 免税自動車の転売課税問題……七二一
(三) その他の問題……七二七
第四章　関税率の全面改正……七三三
第一節　全面改正までの経過……七三三
一　序　説……七三三
二　戦後の関税率の状況……七三六
三　初期の動向……七三八
(一) 終戦直後の関税制度温存の方針（昭和二〇・二一年）……七三八

(二)　ハバナ会議の開催とこれに関連する動向（昭和二三年）……七三九
四　第一次改正案の作成提出（昭和二三年）……七四六
五　第二次改正案の作成提出（昭和二四・二五年）……七六〇
(一)　第二次改正案の作成提出と改正法律案要綱の閣議決定……七六〇
(二)　第二次改正案をめぐる司令部との折衝と改正法律案の国会提出断念……七七〇

第二節　「関税定率法」の改正……七七七

一　第三次改正案の作成提出と政府最終案の決定（昭和二五・二六年）……七七七
(一)　第三次改正案の作成提出……七七八
(二)　第三次改正案をめぐる司令部との折衝と政府最終案の決定……七八二
二　「関税定率法」改正法案の概要……七九三
(一)　輸入税表の全面改正……七九三
(二)　「関税定率法」本文の改正と改正法附則……八〇三
三　「関税定率法」改正法案の修正成立……八〇六
四　関税率の全面改正後の改正……八一二

統計表・図目次

特別会計
〈表〉
表1-1　造幣局・造幣庁特別会計予算決算（昭和二〇―二六年度）……九
表1-2　印刷局・印刷庁特別会計予算決算（昭和二〇―二六年度）……一五
表1-3　専売局特別会計予算決算（昭和二〇―二三年度）……一九
表1-4　燃料局・アルコール専売事業特別会計予算決算（昭和二〇―二六年度）……二三
表1-5　国有林野事業特別会計予算決算（昭和二二―二六年度）……二七
表1-6　帝国鉄道会計予算決算（昭和二〇・二一年度）……三三
表1-7　国有鉄道事業特別会計予算決算（昭和二二・二三年度）……三七
表1-8　通信事業特別会計予算決算（昭和二〇・二一年度）……四三
表1-9　通信事業特別会計予算決算（昭和二二・二三年度）……四五
表1-10　郵政事業特別会計予算決算（昭和二四―二六年度）……四九
表1-11　電気通信事業特別会計予算決算（昭和二四―二六年度）……五三
表2-1　食糧管理特別会計予算決算（昭和二〇―二三年度）……六五
表2-2　食糧証券発行・償還および年度末現在額……六七
表2-3　食糧管理特別会計予算決算（昭和二四―二六年度）……七三
表2-4　薪炭需給調節特別会計予算決算（昭和二〇―二四年度）……七九
表2-5　金資金特別会計予算決算（昭和二〇―二三年度）……八二
表2-6　貴金属特別会計予算決算（昭和二四―二六年度）……八四
表2-7　糸価安定特別会計予算決算（昭和二六年度）……八六
表2-8　貿易資金特別会計予算決算（昭和二一―二三年度）……八九
表2-9　貿易特別会計予算決算（昭和二四・二五年度）……九五

表2-10　外国為替特別会計予算決算（昭和二四・二五年度）……九九
表2-11　外国為替資金特別会計予算決算（昭和二六年度）……一〇一
表2-12　米国対日援助物資等処理特別会計予算決算（昭和二五・二六年度）……一〇三
表2-13　緊急物資輸入基金特別会計予算決算（昭和二六年度）……一〇三
表2-14　自作農創設特別措置特別会計予算決算（昭和二一―二六年度）……一〇九
表2-15　不正保有物資等特別措置特別会計予算決算（昭和二三―二五年度）……一一三
表2-16　国営競馬特別事計予算決算（昭和二三―二六年度）……一一五
表2-17　国立病院特別会計予算決算（昭和二四―二六年度）……一一八
表2-18　郵便貯金特別会計予算決算（昭和二六年度）……一二〇
表3-1　大蔵省預金部特別会計・資金運用部特別会計予算決算（昭和二〇―二六年度）……一二九
表3-2　開拓者資金融通特別会計予算決算（昭和二一―二六年度）……一三三
表3-3　米国対日援助見返資金特別会計予算決算（昭和二四―二六年度）……一三五
表3-4　農林漁業資金融通特別会計予算決算（昭和二二―二六年度）……一三九
表3-5　国債整理基金特別会計予算決算（昭和二〇―二六年度）……一四三
表3-6　地方分与税分与金・地方配付税配付金特別会計予算決算（昭和二〇―二四年度）……一四五
表3-7　財産税等収入金特別会計予算決算（昭和二一―二六年度）……一四九
表3-8　外国貿易特別円資金・解散団体財産収入金特別会計予算決算（昭和二二―二六年）……一五三
表3-9　特別鉱害復旧特別会計予算決算（昭和二五―二六年度）……一五五
表4-1　厚生保険特別会計予算決算（昭和二〇―二六年度）……一六七
表4-2　労働者災害扶助責任保険特別会計予算決算（昭和二〇―二二年度）……一七〇
表4-3　労働者災害補償保険特別会計予算決算（昭和二二―二六年度）……一七三
表4-4　失業保険特別会計予算決算（昭和二二―二六年度）……一七五
表4-5　船員保険特別会計予算決算（昭和二二―二六年度）……一七七
表4-6　農業家畜再保険特別会計予算決算（昭和二〇・二一年度）……一八三
表4-7　農業共済保険特別会計予算決算（昭和二二

―二六年度）……一八九
表4-8　森林火災保険特別会計予算決算（昭和二〇―二六年度）……一九五
表4-9　漁船再保険特別会計予算決算（昭和二〇―二六年度）……一九七
表4-10　輸出信用保険特別会計予算決算（昭和二四―二六年度）……二〇〇
表4-11　中小企業信用保険特別会計予算決算（昭和二五・二六年度）……二〇二
表4-12　簡易生命保険及郵便年金特別会計予算決算（昭和二〇―二六年度）……二〇七
表5-1　国庫（政府一般当座預金）対民間収支中の臨時軍事費収支（昭和一二年七月―二一年四月）……二一三
表5-2　臨時軍事費特別会計終結状況……二一五
表5-3　臨時軍事費特別会計の政府特殊借入金による決済額内訳……二一七
表5-4　元臨時軍事費特別事計歳出整理額……二一九
表5-5　元臨時軍事費特別会計歳入整理額……二二一
表5-6　軍工廠関係特別会計最終収支……二二五
表5-7　軍工廠作業会計廃止時（昭和二〇年度末）の資本額内訳……二二六
表5-8　特殊財産資金特別会計予算決算……二三一
表5-9　政府出資特別会計予算決算（昭和二〇年度）……二三三
表5-10　営繕用品資金特別会計予算決算（昭和二〇年度）……二三四
表5-11　公債金特別会計予算決算……二三五
表5-12　為替交易調整特別会計予算決算（昭和二〇・二一年度）……二三八
表5-13　学校特別会計予算決算（昭和二〇・二一年度）……二三九

〈図〉

図4-1　農作物共済保険料の負担関係……一八六

政府関係機関

〈表〉

表1-1　公団予算定員の推移……二九八
表1-2　公団交付金・納付金予算・決算額（昭和二二年度）……二〇七
表1-3　公団交付金・納付金予算額（昭和二三年度）……二一一
表1-4　公団交付金・納付金決算額（昭和二三年度）……二一二
表1-5　公団予算総括表（昭和二四年度）……二一七
表1-6　各公団決算収支尻（昭和二四年度）……二一九
表1-7　公団別収支予算・決算額（昭和二四年度）……二二一
表1-8　公団予算総括表（昭和二五年度）……二二〇
表1-9　各公団決算収支尻（昭和二五年度）……二二一
表1-10　公団別収支予算・決算額（昭和二五年度）……二二三

表1-11　公団予算総括表（昭和二六年度）……三三八
表1-12　各公団決算収支尻（昭和二六年度）……三三九
表1-13　公団別収支予算・決算額（昭和二六年度）……三四一
表1-14　公団基本金推移……三四六
表1-15　復興金融金庫の公団融資年度末残高……三四八
表1-16　価格調整公団認証手形残高……三五三
表1-17　預金部資金の公団融資残高……三五九
表2-1　日本国有鉄道予算・決算額（昭和二四年度）……三八三
表2-2　日本国有鉄道予算・決算額（昭和二五年度）……三八八
表2-3　日本国有鉄道予算・決算額（昭和二六年度）……三九二
表2-4　日本専売公社予算・決算額（昭和二四―二六年度）……四〇四
表2-5　復興金融金庫予算・決算額（昭和二四―二六年度）……四一三
表2-6　国民金融公庫予算・決算額（昭和二四―二六年度）……四一九
表2-7　住宅金融公庫予算・決算額（昭和二五―二六年度）……四二三
表2-8　日本輸出銀行予算・決算額（昭和二五―二六年度）……四二六
表2-9　日本開発銀行予算・決算額（昭和二六年度）……四二七
表2-10　船舶運営会予算・決算額（昭和二四・二五年度）……四三一
表2-11　商船管理委員会予算・決算額（昭和二五・二六年度）……四三三
表2-12　持株会社整理委員会予算・決算額（昭和二四―二六年度）……四三七
表2-13　閉鎖機関整理委員会予算・決算額（昭和二四―二六年度）……四四〇
表2-14　証券処理調整協議会予算・決算額（昭和二四―二六年度）……四四三
表2-15　連合国軍人等住宅公社予算・決算額（昭和二五・二六年度）……四四三

関　税

〈表〉

表1-1　貿易額の推移（昭和一〇―二一年）……四五六
表1-2　外国貿易船の入出港状況（昭和一〇―二一年）……四七五
表1-3　輸入額および関税その他税関諸収入の推移（昭和一〇―二一年）……四七五
表1-4　税関事務取扱件数の推移（昭和一〇―二一年）……四七六
表2-1　貿易額の推移（昭和二二・二三年）……五一〇
表2-2　外国貿易船の入出港状況（昭和二二・二三年）……五四三
表2-3　輸入額および関税その他税関諸収入の推移（昭和二二・二三年）……五四三

表2-4　税関事務取扱件数の推移（昭和二二・二三年）……五四三
表2-5　密輸事件検挙の状況（昭和二一―二三年）……五五五
表2-6　密輸事件処分の状況（昭和二二・二三年）……五六二
表3-1　貿易額の推移（昭和二四―二七年）……五八三
表3-2　援助輸入・商業勘定輸入の推移……五八五
表3-3　特需による外貨収入の動向……五八七
表3-4　税関定員の推移（昭和二四年六月―二七年四月）……六三三
表3-5　外国貿易船の入出港状況（昭和二四―二七年）……七〇一
表3-6　輸入額および関税その他税関諸収入の推移（昭和二四―二七年）……七〇二
表3-7　税関事務取扱件数の推移（昭和二四―二七年）……七〇二
表3-8　密輸事件検挙の状況（昭和二四―二七年）……七一一
表3-9　密輸事件検挙機関別件数（昭和二四―二七年）……七一六
表3-10　密輸事件処分の状況（昭和二四―二七年）……七一六
表4-1　関税負担率の推移……七九九
表4-2　主要品目の関税率の推移……八〇一
表4-3　主要国の関税負担率の比較……八〇一

〈図〉

図3-1　連合国軍および一般外国人に対する課税権……六九〇

特別会計

第一章　事業特別会計

第一節　事業特別会計の概況

本章は、企業的に経営される政府事業を経理する諸会計、すなわち、大蔵省所管の造幣局・印刷局・専売局の三特別会計、商工省所管の燃料局特別会計（昭和二二年度からアルコール専売事業特別会計となった）、また二二年度に一般会計から独立して経理されることとなった農林省所管の国有林野事業特別会計、国有鉄道を経理する運輸省所管の帝国鉄道会計（二二年度から国有鉄道事業特別会計となった）、郵便・電信・電話事業を経理する逓信省所管の通信事業特別会計、並びに二四年六月に逓信省が郵政省・電気通信省に分離されるに伴って通信事業特別会計を継承した郵政事業・電気通信事業の両特別会計を取り扱う。なお、昭和二三年七月二二日付のマッカーサー Douglas MacArthur 書簡によって、専売局および国有鉄道が公社に改編されることになって、日本専売公社・日本国有鉄道の二公社が昭和二四年六月一日に発足するに伴い、専売局・国有鉄道事業の両特別会計は廃止される。その事情と以降の公社の歳計については、本書「政府関係機関」編で記述される。

本章で取り扱う諸会計は、事業の目的はそれぞれ異なるが、いずれも一般会計から独立して企業的に経営される事業を経理する会計であって、新「憲法」に伴う財政制度の再編に当たって、「財政法」（昭和二二年三月三一日法律第三四号）と軌を一にして特別会計法の全面改正ないし一部改正がおこなわれ、共通に、「事業を企業的に経営し、その健全な発達に資するため、一般会計と区分して特別会計を設置」すること、「この会計においては、……事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動を、その発生の事実に基いて計理する」と法文中に明記された。こうして二二年度から各会計に発生主義の経理原則が採用され、損益を明確にする経理方式が導入された。

しかしながら、「政府も赤字、企業も赤字、家計も赤字」といわれた環境の中で、政府企業の経営は困難をきわめた。戦時中の施設・資材の補修の不足、戦災等による資産の損耗に加えて、戦後インフレーションによる人件費・資材費等経費の高騰が続き、設備資金および運転資金の補足のためのみならず、通常業務の運営経費の赤字補塡のために、借入金や一般会計からの赤字補塡繰入金を必要とし、公債・借入金の償還を停止するという、戦前には先例のない事態となった。政府事業中規模が大きく、かつ民間企業に対し独占的地位を占める国鉄・通信の両事業は、戦前においては建設改良費を公債財源で調達したが、業務運営は創業以来黒字を続け、毎年一般会計納付金ないし臨時軍事費財源への繰入れをおこなってきたが、二〇年度から一転して赤字経営となった。赤字解消のための料金引上げは価格体系を破綻させ、料金引上げをおこなわずに赤字を日銀借入金で補塡すれば、それはインフレーションの元凶となるという財政運営上まことに困難な問題に逢着することになった。そこで一般会計で財源を捻出し、後日繰戻しを条件に一般会計からの赤字補塡繰入金がおこなわれる。これらの経緯の概要は、すでに第五巻「歳計(1)」編の各年度の予算編成事情で触れている。ここでは各特別会計別に採られた措置の概要を述べることにしたい。

ともあれ、二三年度まで総体的に事業会計の負債は累増したが、二四年度からドッジ・ラインによる総合収支の真

の均衡方針が貫かれ、建設勘定の設備資金に充てる公債発行も業務費の赤字補塡も、見返資金、預金部資金、あるいは一般会計による財源の調達が許される場合のほかは認めないという方針が貫かれ、賃金の抑制、経営の健全化、独立採算制が求められた。そして財政の均衡回復とインフレーションの鎮静化とともに、事業特別会計の経営もしだいに立ち直ってゆく。

なお、以下では各会計の経理を事業の内容にまで立ち入って分析する紙数はないので、各会計運営の制度・状況を各年度の予算・決算の推移の中で説明するにとどめた。本章で取り扱う事業会計のうち、財政運営に直接かかわる造幣・印刷・専売の各事業については、本財政史第九巻「造幣」「印刷」「専売」の各編を参照されたい。(1)

(1)　本編の説明で注記がないところは、「予算書」、「決算書」によっている。

第二節　事業諸会計（鉄道・通信関係を除く）の収支

一　造幣局特別会計

造幣局特別会計は、主として貨幣の製造事業をおこなう大蔵省所管の作業官庁である造幣局の事業を経理する特別会計である。当初「作業会計法」（明治二三年三月一八日法律第一七号）によって経理されていたが、第一次大戦期の貨幣需要急増の中で、単独法として「造幣局特別会計法」（大正四年六月二一日法律第九号）が制定され、同時に貨幣整理資金特別会計で経理されていた貨幣整理資金を承継し、同法に基づいて経理されることになった。

終戦時の同法は、「造幣局ノ事業ヲ経営スル為固定資本、据置運転資本及資金ヲ置キ作業上ノ収入、附属雑収入及資金ニ属スル収入ヲ以テ歳入ト為シ作業ノ費用及資金ニ属スル支出ヲ以テ歳出ト為シ特別会計ヲ立テシム」（第一条）とし、「資金ハ大正四年度末現在ノ貨幣整理資金特別会計所属ノ資金ヲ以テ之ニ充テ旧貨幣及流通不便貨幣ノ交換及処分ニ関スル用途ニ使用ス」ること（第二条）、固定資本の維持、修理および補充は作業上の歳入で支弁すること（第三条）、作業上の歳出は実際の歳入と据置運転資本の合計額を超過することを許さず（第四条）、資金の歳入歳出は別途整理し（第五条）、作業上の益金は資金に編入し損失は資金から補塡すること（第六条）、資金の決算上の剰余は資金に編入すること（第七条）、固定資本の売払代金は一般会計に編入すること（第八条）、が規定されている。こうして本会計は、作業部・資金部の両勘定を持ち、作業上の益金を資金に繰り入れ損金を資金によって補塡することにより、

後述する諸会計に比して、より一般会計から独立した性格の会計であった。これは造幣事業の中心である補助貨幣製造において、貨幣の額面価格と製造原価に較差があるため作業勘定に生じる益金を、補助貨幣発行の準備金として資金部に積み立てておく必要があるという本会計の特殊事情からとられた措置であるが、このような会計運営は、造幣事業の企業収益を明確にするものではないため、昭和二五年度に本会計の運営方法が根本的に改編されることになる。

そこで表1-1により、二四年度までの本会計の推移を説明しよう。まず表に掲示した収支項目の内訳について述べると、作業勘定の歳入のうち、主要収入項目である作業収入は臨時補助貨製造代金・金属工芸品製造代金・配給地金売払代・地金精製料・鉱物試験料・地金および製品品位証明料・不用品売払代である。このうち臨時補助貨製造代金（二三年度以降は配給地金売払代も加わる）が作業収入の大半を占める。雑収入は物品売払代・恩給法納金等である。固定資本財源受入れと運転資本不足受入れは資金部からの資金繰戻しである。歳出の作業費は、人件費・事務費のほか、原材料費・委託加工費・機械・器具その他施設の購入・修繕費などで、補助貨・金属工芸等製造、鉱物分析試験の経費に充てられる。一般会計への繰入れは恩給負担金、国債整理基金への繰入れは一時借入金の償還金および利子である。次に資金部の収支については、歳入の地金売払代は金資金または貴金属特別会計への金銀地金の売払代・作業部へのアルミ貨鋳潰地金および貨幣材料地金の売払代である。歳出の資金支出は貨幣交換費・地金購入代である。一般会計への繰入れは特定財源への繰入れである。運転資本不足繰入れと固定資本財源繰入れは先述の作業勘定歳入への繰入れである。

次に昭和二〇年度の収支をみると、作業収入・作業費とも決算が予算を大幅に下回ったが、これは臨時補助貨の製造発行高が減少したためである。資金部の歳入の地金売払代は終戦までの売却分がほとんどであり、二〇年度にのみ

表 1-1　造幣局・造幣庁特別会計

予算決算（昭和20—26年度）　（単位　千円）

区分	昭和20年度		21		22		23		24		25		26	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	152,534	18,591	356,829	141,485	691,407	311,979	1,727,140	1,633,454	2,985,752	2,683,301	2,079,090	2,215,142	3,001,721	2,871,589
作業収入	152,464	18,531	356,785	140,918	656,225	274,858	1,653,730	1,556,560	2,926,483	2,625,768	1,293,737	1,423,814	2,297,188	2,158,374
雑収入	70	61	44	566	182	2,121	3,409	6,894	9,269	7,533	7,573	13,548	8,196	16,878
固定資本財源受入	—	—	—	—	35,000	35,000	60,000	60,000	40,000	40,000	—	—	—	—
運転資本不足受入	—	—	—	—	—	—	10,000	10,000	10,000	10,000	—	—	—	—
一般会計より受入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	777,780	777,780	696,337	696,337
歳出	84,771	25,918	122,979	121,267	591,131	250,351	1,349,439	879,744	1,657,974	1,421,230	2,079,090	2,049,853	3,001,721	2,875,143
作業費	84,439	25,885	122,643	121,231	590,552	250,309	1,345,824	879,669	1,651,221	1,420,597	2,063,871	2,048,243	2,950,713	2,872,860
一般会計へ繰入	33	33	36	36	179	42	615	75	3,753	633	1,203	1,610	2,283	2,283
国債整理基金へ繰入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,016	—	3,120	—
予備費	300	—	300	—	400	—	3,000	—	3,000	—	10,000	—	45,605	—
（造幣局資金部）														
歳入	7,580	16,064	2,818	3,375	13,440	21,625	52,891	13,130	90,830	41,274				
地金売払代	7,580	15,164	2,818	3,375	13,440	21,625	52,891	13,130	90,830	41,274				
引揚貨幣発行代り金	—	900	—	—	—	—	—	—	—	—				
歳出	50,700	15,346	188,840	71,724	255,858	62,587	337,043	208,052	245,695	242,523				
資金支出	50,700	14,210	188,840	67,460	212,858	19,587	267,043	138,052	195,695	192,523				
一般会計へ繰入	—	1,137	—	4,264	—	—	—	—	—	—				
運転資本不足繰入	—	—	—	—	8,000	8,000	10,000	10,000	10,000	10,000				
固定資本財源繰入	—	—	—	—	35,000	35,000	60,000	60,000	40,000	40,000				

（注）「造幣局特別会計」は，昭和24年6月から27年7月まで「造幣庁特別会計」と改称した．
出所：「決算書」昭和20—26年度．

わるが、その中で新硬貨の鋳造がおこなわれた。決算でみると、作業収入は一・四億円で前年度に続き予算を大幅に下回り、作業費は一・二億円で収支差はきわめて小幅なものとなった。資金部においては、二〇年一〇月八日に司令部は日本政府保有の金・銀・白金の接収を指令し、司令部の管理下に置いたため、政府の処分可能貴金属は乏しく、市中貴金属の購入等の資金支出六七四六万円に対し、地金売払代は三三七万円であって歳出超過となった。二一年度の決算は、前年度および翌年度繰越分を加味すると作業部において収支差引三一七万余円の残余金を生じたが、据置運転資本に属する現金引揚貨幣の発行代り金収入がある。歳入は予算を上回ったが、資金部歳出は貨幣交換費が大きく予算を下回った。作業収支の決算額は歳出超過となり、これに前年度からの繰越し、翌年度への繰越しに係る現金収支および物品の価格を加味した収支不足金六三一万余円は、造幣局損金として資金からこれを補塡した。また資金部の当年度分の収支は黒字であるが、前年度および翌年度繰越分を加味すると不足金七七三二万円を生じ、これは資金の減額として処理し、決算を結了した。

二一年度以降は戦後インフレの影響を受け、硬貨の素材価値が名目価値を超え、補助貨も紙幣に代

在高の都合で二四八三万余円を資金に繰り入れ、残金六八八万余円は益金繰入れ未済額として二二年度に繰り越し、また資金部においては収支差引一六五万余円の不足金を生じ、資金の減額として決算を結了した。

戦後インフレの高まりの中で、造幣事業の存続のための資本の不足は明らかとなり、二二年度頭初に「財政法」制定に伴う事業関係特別会計への発生主義原則の導入とともに、特別会計法の改正がおこなわれた。すなわち「造幣局特別会計法の一部を改正する法律」（昭和二二年三月三一日法律第三七号）は、「本会計ニ於テハ事業ノ経営成績及財政状態ヲ明ナラシムル為財産ノ増減及異動ヲ其ノ発生ノ事実ニ基テ計理ス」（第三条）を挿入し、発生主義の経理原則が採用された。同時に、固定資本の維持・補充を作業部歳入で補う規定（旧第三条）を削除して、固定資本の拡張費・改良費・補充費・維持修理費を資金収入から繰入れできるようにし（第一条・第二条の改正）、資金を固定資本の拡張費・改良費財源に使用した限度において、一般会計から資金補足のための繰入金をおこない得ることとし（第九条ノ二）、固定資本に属する物件売払代を一般会計歳入に編入する規定（第八条）を削除して、できるだけ造幣局会計の中で資本の増加をはかり、それによって資金に不足を生じたときは一般会計から繰入れをおこなう体制がつくられた。なお、二二年には、造幣局で貴金属の配給を取り扱うことに伴う法改正もおこなわれた（昭和二二年八月一一日法律第九二号、二三年七月一五日施行）。すなわち、作業収支に貴金属配給に伴う収支を含むことを加え（第一条）、貴金属の配給上必要なときは本会計負担で一時借入金または融通証券を発行し得ること（第二条ノ二）、その償還および利払費（年度内の償還金を除く）を国債整理基金特別会計へ繰り入れること（第二条ノ三）が規定された。

二二年三月の法改正（法律第三七号）以降、表1-1に見るとおり、二二年度から二四年度まで三年間に一億三五〇〇万円が資金部から固定資本の財源として繰り入れられた。また据置運転資本の不足に対しては、二二年度には「造幣局ノ資金ニ関スル法律」（昭和一八年三月六日法律第一三号）に基づいて八〇〇万円（資金から二六〇〇万円を漸次据置運

転資本に繰り入れ得るとしており、一八・一九年度にすでに一八〇〇万円繰入済）を、二三・二四年度には「造幣局据置運転資本の増加等に関する法律」（昭和二四年三月三一日法律第八号）に基づいてそれぞれ一〇〇〇万円ずつを資金から補足した。

また、同じく表1-1によって二二年度から二四年度の作業部の歳入歳出をみると、いずれも決算額が予算額を下回っているが、作業収入が作業費を上回り、益金を生んでいる。二二年度においては、当年度の収支差額に前年度および翌年度繰越分の現金および資産を調整した収益から資金から歳入に繰り入れた三五〇〇万円の固定資産財源充当分を控除した一億〇〇四三万余円の益金を生じたが、据置運転資本に属する現金の不足により六八三九万余円を資金に繰り入れ、残額三二〇四万余円は翌年度に繰越決算を結了した。なお資金から受け入れた八〇〇万円は直接据置運転資本の増加に充てられ、二二年度末の据置運転資本は三〇〇〇万円となった。二三・二四年度は、資金から受け入れた据置運転資本、固定資本の両財源をいったん作業部の歳入に繰り入れたうえ、繰越分を調整した収支差額から繰入分を控除し、さらに減価償却費二三年度一三八四万余円、二四年度八九〇万余円を差し引いて、剰余金それぞれ七億三九二二万余円、一二億二九六五万余円を生じたが、二三年度は二二年度と同じく現金繰りの関係で七億一八八四億余円を資金に繰り入れ、二〇三七万余円は翌年度に繰り越し、二四年度は全額資金繰入れがおこなわれた。なお本会計は二四年六月一日から造幣庁特別会計と改称された（昭和二四年五月三一日法律第一四五号）。

以上のように本会計は昭和二四年度まで、欠損金およびインフレの中で不足する固定資本・運転資本を資金から補塡し、一般会計財源に頼ることなく運営されてきた。しかし、前述のようにこの会計の作業上の益金は、補助貨幣製造原価が額面価値に比し遙かに低いため年々相当額の益金を生じる仕組みとなっており、この益金を資金に編入するのは補助貨幣の発行準備に充てるためである。ところが、戦後資金を作業上必要な資本補足に充てたこと等のため、

本会計は二四年度末に、補助貨幣発行高に相当する資金を保有していなかった。そのため、将来発行補助貨幣と同額の補助貨幣を回収するときは損失を招く一方、高額の補助貨幣発行により益金が増大しても、他の財源に充てることができなかった。また、補助貨発行・回収に伴う日銀との間の受払いを歳入歳出と別個に経理しなければ不合理である、などの意見が生じていた。そこで特別会計法の根本的改正がおこなわれ、二五年度からは新法である「造幣庁特別会計法」（昭和二五年三月三一日法律第六三号）によって本会計が経理されることになった。法改正の主要点は、①補助貨幣回収準備資金を歳入歳出外資金として置き、従来の造幣庁資金をこれに引き継ぐ、②同資金は補助貨幣発行高と同額を保有するまで、運用利殖金を資金に編入し、以後発行高超過分は本会計の歳入に計上する、③補助貨幣発行高に相当する額を歳入の作業収入として計上することをやめ、補助貨幣製造経費の不足および製造のために必要な固定資産の拡張・改良費は一般会計から繰り入れる、④決算上の利益は一般会計への繰入れを原則とするが、事業の企業性に鑑みその一部を資本の増加に充てることができ、また一般会計繰入れ現金が不足するときまたは翌年度当初の運転資金に充てる必要があるときは、大蔵大臣の定める金額のみ納付し、残額は翌年度以降に納付し得る、なお決算上の損失は翌年度に繰り越す、⑤支払上現金が不足するときは一時借入金が認められる、などである。同時に発生主義原則を旧法よりも明確にうち出し、また政令に譲られていた部分を法定するなどの法整備がおこなわれた。[1] なお、新法では資本は固有資本（従前の固定資本・据置運転資本および資金に属する地金の価額の合計額）、減価償却引当金、借入資本の三種とし（第一〇条）、資産は固定資産、作業資産、流動資産に整理区分し（第一一条）、固定資産のうち一定の償却資産は毎年度減価償却をおこなうこと（第一三条）、本会計は資産勘定・資本勘定・損益勘定に区分経理すること（第四条）、毎年度予算書とともに歳入歳出予定計算書・予定損益計算書・予定貸借対照表等を添付するべきこと（第二八条）などが規定されている。

昭和二五・二六年度の最終予算・決算に計上された主要項目の内訳について説明すれば、歳入中作業収入は、製造貨幣売払代の計上をやめたので、造幣庁の副次的事業収入である金属工芸品製造代・貴金属地金売払代・鉱物試験料等であり、主たる事業の貨幣製造費に見合う金額は一般会計からの受入れによっている。ただし副次収入の収益を貨幣製造費に充てるので、予算上その収益見込額は差し引かれている。雑収入は不用品売払代・病院収入・恩給法納金等である。一方歳出中の作業費には貨幣製造および副次的事業に必要な人件費・事務費・原材料費・商品費・施設費等が含まれており、一般会計繰入れは恩給負担金・失業退職手当負担金であり、国債整理基金繰入れは一時借入金の利子である。

表1-1にみるとおり、二五・二六年度とも予算どおり一般会計からそれぞれ七億七七七八万円、六億九六三三万余円が繰り入れられたが、決算は二五年度は歳入超過、二六年度は歳出超過となった。

なお、二五年度における損益計算上の益金は一五億九二〇三万余円であるが、うち固有資産増加に充てる六八九六万余円を差し引いた一五億二三〇六万余円が二五年度の一般会計納付金となるが、国庫金在高が少なくかつ、運転資金に充てられる分を差し引くと納付可能額はわずか一億七二五九万余円で、これを二五年度一般会計納付金とし、残額一三億五〇四七万余円は未納付益金として翌年度以降に繰り越した。二六年度においては、損益計算上の益金は四億〇八四六万余円であり、固有資本増加充当分二億二五九九万余円を差し引いた一億八二四七万余円が二六年度納付金額であるが、現金繰りおよび運転資金充当の必要のため、納付すべき金額全額が未納付益金となった。

二　印刷局特別会計

印刷局特別会計は大蔵省管轄下の印刷局における紙幣製造・官報印刷等の事業を経理する会計であって、終戦時には「作業会計法」（明治二三年三月一八日法律第一七号）に基づいて経理されていた。終戦時点の同法によれば、本会計には固定資本、据置運転資本が置かれ、「作業上ノ収入及其付属雑収入ハ作業ノ費用ニ充ルコト」とし（第一条）、固定資本は「従来使用シ及将来増加スル所ノ土地建物軌道其他築造道路船舶機械永遠保存品其他重要ナル器具」で、据置運転資本は一〇〇万円（第二条）、据置運転資本に不足を生じたときは翌年度末までに償還する借入金または年度内限りで国庫余裕金の繰替使用をなすことができ（第二条第二項）、「歳出額ハ予算定額内ニ於テ実際ノ歳入及据置運転資本ノ合計額ヲ超過スルヲ許サス」（第三条）、「固定資本ノ維持修理及補充ハ……特別会計ノ歳入ヲ以テ支弁」（第四条）し、「純益及固定資本ニ属スル物件ノ売払代金ハ総テ一般ノ歳入ニ編入スヘシ」（第五条）、と規定している。この法律により印刷局における事業の経常費は作業収入をもって支弁し、純益と固定資産売却益は一般会計に帰属した。

右のような「作業会計法」下における印刷局作業会計の歳入・歳出の内訳をみると歳入の作業収入は製品売払代・不用品売払代・官報その他の広告料など、雑収入は物品売払代・建物貸下料・恩給法納金などである。歳出は作業費と一般会計への繰入れよりなり、前者は人件費・事務費・事業費等であり、後者は恩給負担金である。

昭和二〇・二一年度の収支は表1-2のとおり、二〇年度は作業収入予算二・一六億円に対し、決算は三・一六億円と好収益をあげたが、歳出はほとんど作業費のみの一・四六億円にとどまり、前年度および翌年度繰越しの現金および物品価格を調整すると収支差引三三九四万余円の残余を生じ、これは益金として二〇年度の一般会計歳入に納付された。二一年度には、歳入予算七・一三億円に対し決算は五・六四億円となり、一方歳出決算は五・六二億円となり、収入超過は僅少であった。前年度同様の調整を加味すると収支差引七一三

表 1-2　印刷局・印刷庁特別会計予算

決算（昭和20—26年度）　（単位　千円）

区分	昭和20年度 予算	昭和20年度 決算	21 予算	21 決算	22 予算	22 決算	23 予算	23 決算	24 予算	24 決算	25 予算	25 決算	26 予算	26 決算
歳入	216,601	320,584	713,766	564,191	1,717,578	1,561,593	4,222,408	4,285,420	5,828,000	4,342,113	3,856,099	3,238,488	4,964,471	3,995,312
作業収入	216,067	316,536	713,248	563,354	1,686,780	1,527,819	2,913,276	2,971,098	4,995,711	3,386,275	3,634,510	3,176,688	4,631,991	3,935,500
雑収入	534	4,048	519	837	30,798	33,775	59,132	64,322	32,289	155,839	21,589	61,800	32,480	59,812
借入金	—	—	—	—	—	—	1,250,000	1,250,000	—	—	—	—	—	—
一般会計より受入	—	—	—	—	—	—	—	—	800,000	800,000	—	—	—	—
予備収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200,000	—	300,000	—
歳出	158,213	146,308	643,766	562,938	1,854,323	1,507,115	4,252,047	4,122,268	5,606,138	4,124,583	3,856,099	2,937,550	4,825,883	3,968,918
作業費	157,654	146,249	643,200	562,871	1,834,243	1,507,035	4,184,923	4,115,072	4,657,513	3,232,302	3,429,605	2,762,860	4,203,283	3,704,930
一般会計へ繰入	59	59	67	67	80	80	168	168	1,919	1,919	3,734	5,099	5,070	5,070
国債整理基金繰入	—	—	—	—	—	—	16,956	7,029	896,706	890,362	172,760	169,591	267,530	258,919
予備費	500	—	500	—	20,000	—	50,000	—	50,000	—	250,000	—	350,000	—

（注）「印刷局特別会計」は，昭和24年6月から27年7月まで「印刷庁特別会計」と改称した．

出所：「決算書」昭和20—26年度．

四万余円の残余を生じ、これは益金として二一年度の一般会計歳入に納付された。

「財政法」下の新たな法体系の中で「作業会計法」は全面改訂され、本会計は二二年四月から「専売局及び印刷局特別会計法」（昭和二二年三月三一日法律第三六号）によって経理されることになった。同法は印刷局の事業を企業的に運営し、発生主義の原則を採用することが規定されたほか、会計上の操作は旧法時代と大きく変わらなかったが、従来は固定資本の維持拡充は歳入でまかなう原則であったのを、事業設備費支弁のために本会計の負担において公債発行または借入金をおこない得ることにした点が注目される。また、運転資金に充てるため一時借入金のほか融通証券発行および国庫余裕金の繰替使用をおこない得ること、歳出金で当該年度内に支出済とならなかったものを翌年度に繰越使用できる等、企業会計の弾力的運用を可能にする規定が含まれた。なお、本会計所属の資産の金額をもって資本とすることが規定された。

二二年度以降も作業収入・作業費等の収支項目の内訳は従前と変わっていない。二二年度の収支は歳入一五・六億円、歳出一五億円と伸長し借入金なしで、繰越分の現金・物品価格を調整し、固有資本（従前の固定資本および据置運転資本相当額）八八〇二万余円、減価償却引当金三八〇九万余円を差し引いた剰余七八二五万余円を印刷局益金として二二年度の一般会計歳入に納付して決算を終結した。しかし、二三年度は当初予算に設備資金充当のための借入金四・五億円を計上し、補正予算で運転資金のための借入金八億円を計上して借入金は一二・五億円となった。この年度に本会計は、日銀から一二・五億円の借入金をおこなったほか、歳計上には表われないが運転資金補足のため三億円の一時借入金をおこない、その利払費を歳出に計上している。二三年度の決算は歳入四二・八五億円、歳出四一・二二億円となり、繰越分の現金および資産の価格を調整した収入超過分から、運転資金充当のための借入金として八億円、事業設備費充当のための借入金として四・五億円、固有資本額八八〇二万余円、減価償却引当金六六五九万余

円を差し引いて、二八四一万余円の剰余金を益金として二三年度の一般会計歳入に納付した。

二四年度はドッジ Joseph Dodge 公使の編成した、いわゆるドッジ予算で、「総合収支の真の均衡」をはかるため企業特別会計における日銀借入金は許されず、一般会計から八億円を受け入れる一方、債務償還費が計上された（法的措置として「印刷局特別会計の固有資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律」昭和二四年四月二五日法律第三二号が制定された）。なお、二四年六月一日から専売局が専売公社に改変され、また印刷局が印刷庁と改称されたのに伴い、「専売局及印刷局特別会計法」は「印刷庁特別会計法」と改称された（昭和二四年五月一四日法律第六二号、同年五月三一日法律第一四五号）。また同時に、一般会計特別会計を通じての総合収支の均衡に資し、企業の内部で自己資本の充実を図るための措置として、益金の一般会計納付に対して特例が設けられた。「専売局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律」（昭和二四年五月一四日法律第六四号）がそれで、同法の趣旨を主計局の提案理由説明によってみると次のとおりである。(2)

従来これらの会計において決算上生じた利益は、すべて当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付することになっていたのでありますが、昭和二十四年度以降におきましては、利益のうちから当該年度中において増加した固定資産及び作業資産の価額に相当する金額を控除して得た金額を、当該年度の一般会計の歳入へ納付させることとし、その残額はそれぞれ各会計の固有資本の増加に充てることに致そうとするのであります。

更に、この利益を一般会計に納付する場合に、当該会計において納付に必要な現金に不足があるとき又は運転資金の増加の必要があるときは、その一部を翌年度以降において納付することができるようにしようとするものであります。

（中略――引用者）

次に印刷局特別会計においては、昭和二十四年度において運転資金に充てるため、一般会計から繰入金をすることができるよう措置致したのでありますが、なお固定資産のための借入金がありますので、昭和二十四年度に限り利益を全額固有資本の増加

に充てることができるように致したいのであります。

二四年度は当初予算において、表1-2にみられるとおり八億円を一般会計から受け入れ、歳出中の国債整理基金繰入れに八・九七億円を計上している。このうち八・四五億円は前年度の借入金の償還に充てる債務償還費であり、残額は借入金・一時借入金の利子である。決算において債務償還は予定どおりおこなわれ、利払費は予算より減少している。決算は歳入四三・四億円、歳出四一・二億円で、これに繰越分の現金・資産の価格、減価償却費関係、借入金償還を調整すると、五億〇四五五万余円の剰余を生じたが、これは前掲昭和二四年法律第六四号の規定によって、すべて固有資本の増加に充てられた。

二五・二六両年度においては、一般会計からの繰入れはおこなわれず、本会計の歳入をもって借入金の返済を続ける計画がたてられ、二五年度に一・五七億円、二六年度に二・四八億円が日銀への返済に充てられた。この償還金および利子は、歳出の国債整理基金繰入れに計上されている。二五年度の決算は三億余円の歳入超過となり、損益計算上の利益は五・二億円であったが、このうち一億二一一三万余円を固有資本の増加に充て、九九七一万余円が二五年度の一般会計歳入に納付された。二六年度の決算は二・六億余円の歳

表 1-3　専売局特別会計予算決算

(昭和20—23年度)　　(単位　千円)

区分	昭和20年度 予算	昭和20年度 決算	21 予算	21 決算	22 予算	22 決算	23 予算	23 決算
歳入 (A)	2,060,256	1,406,742	10,149,578	9,371,027	59,375,430	41,004,128	130,449,696	129,881,557
作業収入	2,043,553	1,400,779	10,141,785	9,301,653	59,281,034	40,355,081	129,978,675	128,838,636
たばこ	1,933,615	1,292,324	9,019,535	8,822,105	56,307,623	38,122,695	112,624,474	120,419,348
塩	98,097	102,286	1,099,256	472,384	2,792,806	2,191,055	16,862,546	8,135,994
樟脳	11,841	6,169	22,993	7,165	180,605	41,330	491,655	283,295
雑収入	16,703	5,963	7,793	69,374	94,396	649,047	471,021	1,042,921
歳出 (B)	642,509	550,664	3,122,891	2,851,104	11,934,006	10,117,904	48,307,509	38,446,013
作業支出	633,001	549,157	3,110,358	2,849,571	11,142,522	10,116,294	45,405,109	38,443,613
一般会計へ繰入	1,507	1,507	1,533	1,533	1,610	1,610	2,400	2,400
通信事業会計へ繰入	—	—	—	—	—	—	—	—
予備費	8,000	—	11,000	—	789,874	—	2,900,000	—
差引 (A−B)	1,417,747	856,078	7,026,687	6,519,923	47,441,424	30,886,224	82,142,187	91,435,544
益金納付	2,118,021	1,042,039	7,663,500	7,325,970	51,265,250	41,703,145	94,353,601	100,124,733

(注)　作業収入のたばこにはたばこ用巻紙売払代を含み，塩には苦汁売払代を含む．
出所：「決算書」昭和20—24年度．

入超過であり、損益計算上の利益は五・六億余円であって、このうち三億一二九二万余円を固有資本の増加に充て、残額中から一億二二八一万余円を運転資金の増加に充てるため納付を繰り延べ、一億二六三九万余円を二六年度の一般会計歳入に納付した。

三　専売局特別会計

専売局特別会計は、大蔵省管轄下の専売局におけるたばこ・塩・樟脳専売事業を経理する会計で、政府の専売事業の収益を、納付金として一般会計の財源とすることを目的として運営される。本会計運営の法的根拠は印刷局と同じなので、前項を参照されたい。

専売局特別会計の予算・決算額は表1-3のとおりである。収支項目の内訳をみると、歳入の作業収入は、たばこ・たばこ用巻紙・塩・苦汁・樟脳の売払代、雑収入は物品売払代・恩給法納金などである。歳出の作業費は人件費・事業費・原材料費などであり、一般会

計へ繰入れは恩給負担金である。

二〇年度以降の本会計の収支と益金の動向を表1-3および決算書によってみよう。二〇年度の決算は歳入が予算を大きく下回り、収支差額に前年度および翌年度への繰越分の現金および物品価格を調整した残余は八・四六億円余であったが、ここから売払代価翌年度納付許可額二四四〇万余円を差し引き、これに前年度売払代価の翌年度許可額九〇八〇万余円および「会計規則等戦時特例」に基づく特例で昭和一九年度に納付未済となった益金追加額一億二九六二万余円を加えて、一〇億四二〇三万余円が昭和二一年度の一般歳入に納付された。益金納付が予定を大幅に下回ったのは、主として戦災による資本・物品の滅失・専売品売渡高の減少のためである。

二一年度は塩・樟脳売払代が予算を大きく下回り、歳計収支は六五・二億円の歳入超過であったが、これに繰越分の現金・物品価格および繰越分の売払代翌年度納付許可額を調整して、七三億二五九六万余円が一般歳入に納付された。二二年度は一般会計の歳入不足を補うため大幅なたばこ値上げによって益金納付額の増加が図られ、三〇八億余円の歳入超過となり、これに前年度同様の調整を加え、さらに固有資本額（従前の固定資本および据置運転資本相当額）七八七九万余円、減価償却費九〇八万余円を差し引いて、四一七億〇三一四万余円を一般歳入に納付した。なお、益金が予算を下回ったのは製造たばこの売渡高が予定に達しなかったためである。二三年度の歳入超過は九一四億余円と戦後始めて予算額を超過したが、繰越等前年度同様の調整をおこなったあとの剰余金は一〇三九億〇八七三万余円に達した。この年の益金納付については前掲の特例法（昭和二四年五月一四日法律第六四号）によって、専売局特別会計において自己資本に比し固定資産額が超過しているので、固定資産の限度で利益金を固有資本増加に充てるため、二三年度末の固定資産額三九億〇四三六万余円から固有資本および減価償却引当金を差し引いた一億〇三九〇万余円を固有資本の増加に充てたうえ、差引一〇〇一億二四七三万余円を益金として二三年度一般歳入に納付した。

専売局は二四年六月一日、公共企業体である日本専売公社に改組されたが、専売公社の当面の経理は専売局のそれを継承することになり、二四年度当初予算は専売局特別会計予算として編成され、それはそのまま日本専売公社の政府関係機関予算に継承され、施行された。その間の事情は、本書「政府関係機関」編第二章第二節に詳しいので、その記述を参照されたい。

四　燃料局特別会計・アルコール専売事業特別会計

揮発油に混用する燃料用アルコールの安定供給のため、「アルコール専売法」（昭和一二年三月三一日法律第三二号）が制定され、アルコール専売制が昭和一二年度に開始された。この専売制は当初大蔵省専売局が所管したが、戦時燃料行政一元化の趣旨にそって商工省に移管され、昭和一七年度から燃料局酒精部特別会計によって経理された。次いで「石油専売法」（昭和一八年三月一二日法律第五〇号）によって石油専売が実施されると、商工省所管（昭和一八年一一月一日―二〇年八月二六日まで軍需省）のアルコールおよび石油専売事業を統一経理する「燃料局特別会計法」（昭和一八年三月五日法律第一六号）が制定され、同法によって燃料局特別会計は燃料局酒精部特別会計の業務を承継し昭和一八年度に発足した。

終戦後「石油専売法」は廃止され（昭和二〇年一二月二一日法律第四九号）翌二一年一月一六日に施行される（昭和二一年一月一二日勅令第一八号）と、同時に燃料局特別会計における石油専売事業経営も削除され、同会計はアルコール専売事業のみを取り扱うことになった。

終戦時点の「燃料局特別会計法」によって本会計の運営をみると、固定資本・据置運転資本が置かれ、事業収入お

特別会計予算決算（昭和20—26年度）　（単位　千円）

23		24		25		26	
予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
3,571,369	3,605,170	4,175,682	3,196,200	4,824,722	3,337,813	4,453,179	3,355,772
3,565,844	3,593,361	4,145,585	3,157,743	4,810,526	3,271,892	4,278,787	3,126,073
5,525	11,808	30,097	38,458	14,196	65,921	174,392	229,699
3,058,160	2,860,648	3,792,581	2,755,585	3,824,407	2,507,918	3,841,161	3,462,246
3,017,937	2,858,251	3,734,982	2,754,315	3,758,961	2,507,528	3,773,869	3,456,798
141	141	1,270	1,270	73	103	5,016	5,016
10,082	2,256	56,329	—	35,373	288	42,276	432
30,000	—	—	—	30,000	—	20,000	—

た．

よび付属雑収入を歳入とし、事業上の諸費用を歳出とすること（第一条）、固定資本の維持・修理・補充は、本会計の歳入で支弁すること（第二条）、据置運転資本は一・五億円を限度として漸次一般会計から繰り入れ（第二条）、その不足は一年以内に償還すべき借入金により限度一・二億円まで借り入れることができ、借入金に代え当該年度内においては国庫余裕金を繰替使用できること（第三条）、事業益金および固定資本の売払代金は一般会計の歳入に繰り入れること（第六条）、と規定され、印刷局・専売局両会計の運営と同じである。また、収支項目の内訳は、事業収入はアルコール・石油・ブタノールその他専売品売払代（石油売払いは二〇年度までであるが、代金収納は二一年度まで）、雑収入は恩給法納金など、事業費は、人件費・事業費・アルコール交付金・製造委託費・建物器具機械補修費など、一般会計繰入れは恩給負担金である。

本会計の二〇・二一年度の収支は表1-4のとおりである。二〇年度は、終戦による軍需生産停止で専売品売渡数量が激減し、赤字決算になった。繰越分の現金・物品の価格および売渡代価の翌年度納付許可額等を加算調整すると、収支差引七六七六万余円の欠損となり、事業損失として全額を二一年度の本会計に繰り越した。なお、前年度益金で二〇年度一般歳入への納付許可額二四一五万余円は納付を完了した。なお、二

表 1-4　燃料局・アルコール専売事業

区分	昭和20年度		21		22	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	1,370,430	398,546	651,954	253,458	1,420,443	1,344,165
事業収入	1,369,748	395,309	651,163	251,443	1,418,794	1,340,885
雑収入	682	3,236	791	2,015	1,649	3,280
歳出	1,425,890	400,585	686,528	243,704	1,253,843	1,033,385
事業費	1,420,890	400,585	685,074	243,316	1,237,767	1,027,353
一般会計へ繰入	—	—	388	388	483	483
国債整理基金へ繰入	—	—	—	—	5,593	5,549
予備費	5,000	—	1,066	—	10,000	—

（注）　燃料局特別会計は，昭和22年度からアルコール専売事業特別会計に継承され
出所：「決算書」昭和20—26年度．

〇年度には一般会計から本会計の据置運転資本に二〇〇〇万円が繰り入れられ、運転資本は年度末で一億円となったが歳計上には表われていない。二一年度もまた、原材料不足等で決算額は予算額を大幅に下回り、歳計収支は歳入超過となったが、前年度繰越分等を調整すると収支差引八九六万余円の欠損を生じ、これは前年度欠損金とともに二二年度アルコール専売事業特別会計に繰り越した。

昭和二二年度から事業関係特別会計に発生主義の経理原則を導入するに当たり、「燃料局特別会計法」は廃止され、新たに「アルコール専売事業特別会計法」（昭和二二年三月三一日法律第三九号）が制定され、燃料局特別会計は名称をアルコール専売事業特別会計と変更した。同法によれば、本会計は「アルコール専売事業を企業的に運営」する会計であり、また、「この法律においてアルコール専売事業とは、アルコール専売法に規定するアルコールの製造、収納、販売等の事業、アルコールに関する試験及び研究並びにこれらの附帯業務をいう」と定義された（第一条）。また、本会計が、財産の増減・異動を発生の事実に基づいて経理し、新たに事業設備費調達のため公債発行または借入金をなし得るようになったことなどは、印刷局・専売局両会計の場合と全く同様である。ただし、「この会計において、資本を増加する必要があるときは、

当分の間、予算の定めるところにより、この会計の決算上生じた利益を以て、これに充てることができる」（附則第六条）の特別規定が付されていた。歳入・歳出の項目内訳は二一年度までと同様であるが、運転資金を補足するための一時借入金の利払費並びに年度を越した一時借入金の償還金は、国債整理基金へ繰入れとして計上されている。

二二年度以降の本会計の予算・決算額をみると表1-4のとおりである。二二年度は歳入超過となり、これに繰越分の現金・資産の価格を調整し、さらに第二封鎖預金で納入された金額および当年度中に増加した固定資産・作業資産の価額を調整した残額八億一九〇二万余円が二二年度の益金となったが、ここから繰越欠損金八五七二万余円を差し引き、四億三六〇〇万円を二二年度の一般歳入に繰り入れ、残額二億九七二九万余円は二三年度歳入に納付することとして決算を結了した。

二三年度においては歳入が予算を上回り、歳出が予算を下回って益金が増加した。収支に前年度と同様の調整をおこなうと、二三年度の益金は一七億五五四〇万余円となったが、このうちアルコール販売価格に見込まれている酒税相当分以外の企業利潤分に相当する二億六三二〇万円を、前掲特例法（昭和二四年五月一三日法律第六四号）附則第四項に基づいてアルコール専売事業の固有資本の増加に充て、残金と二二年度分の益金で二三年度に納付すべき額とを合計して一七億八九五〇万余円が二三年度の一般会計歳入に納付された。益金の増加は主としてアルコール売渡代金の増加と経費節約のためである。二四年度においては主としてアルコール売渡数量の減少により、決算額は歳入・歳出とも前年度を下回った。歳計収支に繰越分の現金・資産の価格、当年度に増加した固定資産・作業資産の価格を調整すると、益金は四億九六七九万余円であったが、益金の納付の特例法（前掲昭和二四年法律第六四号）により一億五八八九万余円を固有資本の増加に充て、三億三七八九万余円を二四年度の一般会計歳入に納付した。なお、二四年五月二五日に商工省が通商産業省となり、本会計も通商産業省所管となった。二五年度は八・三億円の歳入超過であった。この年の益金納付については新たに「アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律」（昭和二五年三月二九日法律第三〇号）により、二五年度中の固定資産・作業資産減額分を一般会計に納付することが規定された。二五年度の損益計算上の益金は五億六九四六万余円であったが、前掲特例法（昭和二四年法律第六四号）に基づいて二億七一〇〇万円を運転資金に充てた残額に、固定資本減額分の一般会計納付額三億三六九九万余円を加算した金額六億三五四五万余円を二五年度の一般歳入に納付した。二六年度は歳入に対し歳出超過となったが、損益計算上の利益は五億六九四六万余円、この益金から前掲特例法（昭和二四年法律第六四号）に基づき固有資本増加に充てた三億六一一七万円を控除し、前年度益金繰延額二億七一〇〇万余円を加算し、二億七四三二万余円を二六年度の一般会計歳入に納付した。

五　国有林野事業特別会計

従来一般会計で経理されていた農林省所管の国有林、内務省所管であった北海道森林原野および皇室財産から国有財産に編入された御料林を統一して、農林省で所管することになったことを契機に、国有林野事業を企業的に運営することを目的として、一般会計から独立した国有林野事業特別会計を設置するため、「国有林野事業特別会計法」（昭和二二年三月三一日法律第三八号）が制定され、本会計は昭和二二年四月一日に発足した。なお同法には「この法律において国有林野事業とは、国有林野法第一条に規定する国有林野及び北海道における国有林野の管理経営の事業、林業に関する試験、研究及び調査並びにこれらの附帯事業をいう」と、定義が付されている。同法に基づく本会計の経理は、財産の増減・異動を発生の事実に基づいて経理する発生主義原則が導入され、事業施設費支弁のため公債発

行または借入金が許され、運転資金充当のため一時借入金・融通証券・国庫余裕金繰替使用がおこなえる等、前述の印刷局・専売局両会計と同じであるが、特徴は森林資源維持のための積立金を保有し得ることであった。決算上の利益金のうちから資金に積み立て、予算の定めに従って使用することとしており、決算上の利益から積立金を控除した残額を一般会計に納付することとしていた（第一三条）が、当分の間は一般会計への納付金を予算で定め、この額と積立金の和以上に決算上の利益を生じた場合は、損失補塡のための積立金をおこなうこととされた（附則第五条）。なお、「国有林野事業の運営に妨げのない限り、この会計の負担において、一般の委託により、森林の管理経営、木材の加工若しくは林業に関する機械施設の工作又は林業に関する試験、

表 1-5　国有林野事業特別会計予算

決算（昭和22—26年度）　（単位　千円）

区分	昭和22年度 予算	昭和22年度 決算	23 予算	23 決算	24 予算	24 決算	25 予算	25 決算	26 予算	26 決算
歳入	6,412,584	5,694,402	9,837,150	10,339,164	13,032,770	11,066,736	15,100,000	17,344,625	20,465,399	27,209,666
業務収入	5,291,814	4,744,694	8,108,800	8,094,034	12,398,300	9,818,636	11,327,745	13,342,703	17,328,153	23,498,633
林野払下代	50,853	21,743	61,132	100,583	134,032	238,384	117,925	364,789	158,492	640,481
うち）自作農創設会計より	48,903	—	—	—	82,581	38,000	47,281	—	33,627	—
公債金	440,000	—	1,103,719	—	—	—	—	—	—	—
借入金	543,000	890,000	363,499	1,466,000	—	—	—	—	—	—
雑収入	86,917	37,964	200,000	131,887	500,438	338,622	654,330	443,469	524,801	616,598
見返資金より受入	—	—	—	—	—	—	3,000,000	3,000,000	—	—
前年度剰余金受入	—	—	—	546,660	—	671,094	—	193,665	2,453,953	2,453,954
歳出	6,412,584	5,147,742	9,837,150	9,668,070	13,032,770	10,873,071	15,100,000	14,890,672	20,465,399	20,194,995
事業費	6,248,727	5,135,928	9,398,464	9,365,767	12,590,502	10,769,188	14,558,971	14,679,658	17,877,066	18,139,292
他会計へ繰入	29,868	11,813	341,403	302,303	209,689	103,883	367,770	211,014	2,253,099	2,055,703
国債整理基金会計へ	29,868	11,813	340,603	301,503	189,663	83,964	331,755	173,590	2,220,641	2,001,351
通信事業会計へ	—	—	800	800	854	747	—	—	—	—
一般会計へ	—	—	—	—	19,172	19,172	35,279	36,657	31,204	31,204
郵政事業会計へ	—	—	—	—	—	—	736	766	1,254	1,254
自作農創設会計へ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,894
予備費	133,989	—	97,283	—	232,579	—	173,259	—	335,234	—

出所：「決算書」昭和22—26年度.

検査及び調査をなすことができる」（第一八条）としている。

また、本会計は「従来の国有原野の事業に属する土地、森林、原野、建物、工作物、機械その他の設備、貯蔵物品等の資産及び将来この会計に所属する資産の金額を以て資本とする」（第三条）とし、従来の国有林野事業の負債および帝室林野事業の資産・負債で国に引き継がれたものを継承して発足したが、前述した諸会計のように据置運転資本をもたず、二二年一二月に法改正をおこなって、事業施設費以外の事業費を支弁するためにも、一年以内に償還すべき借入金または融通証券発行ができることにした（昭和二二年一二月一九日法律第二一〇号）。

国有林野事業特別会計の予算・決算額の推移を示せば表1-5のとおりである。表

に掲示した業務収入は、木竹払下代・林野加工品払下代で、二三年度に代行事業収入として計上されている収入を含む。林野払下代のうち自作農創設特別措置特別会計よりの受入れは、自作農創設のため開墾適地の国有林野を所管換えした代金として同会計から受け入れるものである。雑収入は不用品売払代などである。また、歳出の事業費は、国有林野事業費、官行造林事業費、林業試験場費などとして歳出に計上されている事業費を一括したもので、人件費・事務費のほか、伐木・造林・林産物製産・運搬などに要する原材料費その他の経費、試験研究費などが含まれる。他会計へ繰入れのうち、国債整理基金繰入れは借入金の償還金および借入金・一時借入金の利子、通信事業（二五年度からは郵政事業）会計繰入れは郵便局窓口を歳入金徴収に利用する手数料、一般会計へ繰入れは恩給負担金繰入れである。表でみるように、本会計は二二・二三両年度は借入金、二五年度には見返資金の受入れによって事業費がまかなわれた状況であり、特別会計法に規定された積立金および一般会計納付金の予算は、この時期には計上されず、損益計算上の利益を損失補塡のために積み立てた（法附則第五条第二項）にすぎなかった。次に各年度の歳計について概要を説明しよう。

昭和二二年度には、事業費補塡のため公債発行および借入金が企図されたが、八・九億円を日銀から借り入れて事業費を補塡し、決算では五・五億円の歳入超過となった。二三年度においては、同じく日銀から一四・六六億円の借入金で事業費を補塡したが、歳出の国債整理基金繰入れ中、二・五四億円が借入金返済に充てられている。二四年度は均衡予算が求められ、初めて借入金によらない予算が編成されたが、二一・〇二億円に上る前年度から継承した借入金の償還はおこなわれず、歳入超過はわずか一・九億円にとどまった。

こうした中で二五年度予算編成に当たり抜本的対策がたてられ、まず、事業施設費および造林に要する経費の財源として米国対日援助見返資金特別会計から、無償交付の性質をもつ三〇億円が本会計に繰り入れられ、自己資本の増

加に充てられた。次に、治山事業のうち国有林野事業の企業的経営を害する崩壊地の復旧事業を一般会計に移し、林業試験場の経営も一般会計へ移管した[3]（昭和二五年三月七日法律第七号）。また、歳出の国債整理基金繰入れには九七〇〇万円の債務償還費が計上された。二五年度は朝鮮動乱に伴う木材の値上りなどの要因が加わって、決算の業務収入は予算を二〇億円余も上回った。また、予算上には表われないが、二二年度以降毎年運転資金調達のため年度内に償還する一時借入金がおこなわれていたが、二五年度は借入れをおこなわず、歳入超過は二四・五億円にのぼった。二六年度当初予算は、前年度の見返資金受入れに代わって、預金部資金三〇億円の借入れを予定し、歳入・歳出各一四四・三億円の予算が組まれていたが、木材の値上りが続き、前年度に多額の剰余金を生じる見込みとなったため、剰余金を繰り入れて予算規模を二〇四・六億円と約六〇億円増額し、借入金をおこなわず、かつ多額の債務償還を予定した補正予算が組まれた（表1-5参照）。その結果、決算ではなお七〇・一億円の歳入超過となり、当年度に一九・二五億円の借入金を償還し、二六年度末の借入金残高はわずかに八万円となった。

なお、本会計の損失補塡のための積立金として毎年度積み立てられた損益計算上の利益は、二二年度六〇〇八万余円、二三年度二億六〇九二万余円、二四年度一〇〇六万余円、二五年度一四億一二一三万余円、二六年度九三億四七四八万余円であった。

（1）『国の予算』昭和二四年度、一七二ページ、同、昭和二五年度、四七八ページ。

（2）主計局「専売局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律案参考書」昭和二四年四月（大蔵省資料Z四〇五―一）。

（3）『国の予算』昭和二五年度、五〇五―〇六ページ。

第三節　国有鉄道事業会計の収支

一　帝国鉄道会計

帝国鉄道会計は、国有鉄道（国営船舶を含む）事業、国営自動車事業およびその付帯事業を経理する会計で、「帝国鉄道会計法」（明治四三年三月二二日法律第六号）に基づいて設置されている。終戦時の同法によって本会計の仕組みを紹介すると、①従来の帝国鉄道資本、帝国鉄道用品資金および将来投資する金額をもって資本とする（第一条）、②帝国鉄道資本の補足は益金をもって充てる、ただし益金が不足する場合公債発行または借入金によって補足し得ること（第二条第一項）、③公債・借入金の総額は、鉄道建設改良費・自動車線設備費・用品資金補足の予算定額以内とすること（第二条第二項）、④将来の鉄道改良費の財源の一部に充てるため、鉄道改良準備金を置くこと（資本勘定所属の資金、第九条ノ二、昭和一七年度設置）、⑤本会計を資本勘定・用品勘定・収益勘定に区分する（第四条）、⑥資本勘定は、益金繰入額・公債借入金・所属財産売払代・その他付属雑収入を歳入とし、鉄道建設費・鉄道改良費・自動車線設備費・国債償還金・建設改良準備金への繰入れ・その他付属諸費を歳出とする（第五条）、⑦用品勘定には用品資金が置かれ、用品・工作収入を歳入に、用品費・工作費を歳出とし（第六条）一般の委託により陸運に関する機械・器具の製作修理・調達をおこなった場合の歳入・歳出も用品勘定の所属とする（第一六条ノ二、昭和一七年度から）、⑧用品勘定の決算上の過剰金は資本勘定に繰り入れる（第六条第二項）、⑨収益勘定は、営業上の諸収入、資本所属物件の貸付

料、預金利子、その他付属雑収入を歳入に、営業上の諸費用・資本所属物件の維持修理補充費・国債の利子および割引料・その他付属諸費を歳出とし（第七条）、あわせて鉄道・軌道その他陸運・陸運に供する機械・器具の製造その他の事業、倉庫営業に関する監督・助成・統制経費を歳出とする（第七条第二項）、⑩本会計の支払上現金不足のときは年度内償還の一時借入金・融通証券発行・各勘定の資金の繰替えをすることができ（第一二条）、⑪借入金・一時借入金をする場合、一般会計または他の特別会計から借り入れることができる（第一六条）、などである。このほか、戦時中の特別措置として、後日一般会計から繰り戻すことを条件に、資本勘定の歳出として予算の定めるところに従って一般会計への繰入金（昭和一二年三月三〇日法律第九号）および臨時軍事費特別会計への繰入金（昭和一三年三月二三日法律第二二号）をおこなうことが規定されていた（昭和二一年九月一三日法律第二一号をもって廃止）。また、昭和一二年に「日本通運株式会社法」（昭和一二年四月五日法律第四六号）が制定されると、同法に基づいて日本通運株式会社の政府出資分は本会計の資本勘定から払い込まれることとなり、次いで一七年度から政府が同社の社債の元利払いを保証したため必要となった費用は、本会計の収益勘定の歳出とすることになった（昭和一七年二月二〇日法律第二八号）。次いで、二〇年度からは「地方鉄道及軌道ニ於ケル納付金等ニ関スル法律」（昭和二〇年二月一五日法律第一九号）が施行され、地方鉄道・軌道の運賃を政府が決定または認可した場合の収益を納付金として帝国鉄道会計の資本勘定の特別資金に組み入れ、この資金から予算の定めにより地方鉄道・軌道の輸送力確保等のため必要な経費および臨時軍事費繰入金（昭和一三年法律第二二号によるものを除く）に充てることとなった。このための納付金および交付金は、本会計の資本勘定の歳入・歳出に計上される。なお同法は二一年改正（昭和二一年九月一三日法律第二一号）により、納付金等（雑収入を含む）資金収入の一部を臨時軍事費会計に代わり一般会計へ繰り入れることになった。

以上のように本会計は事業収益を収益勘定から資本勘定に繰り入れ、その益金を鉄道建設改良費・自動車路線設備

費の設備資金および用品資金補足すなわち運転資金に充て、なお不足する資金を公債・借入金で調達し、収益からその償還金および利払いをおこなう仕組みになっており、そのうえ、戦時中には益金の一部を一般会計および臨時軍事費財源として繰り入れることが要請されていた。しかし、終戦後この体制は維持できず、次々と弥縫策を講じなければならなかった。その要因は、創業以来黒字を続けていた国有鉄道の経常営業収支が、二〇年度以後赤字に転じたためである。営業支出の営業収入に対する割合すなわち営業係数は、昭和初年から一八年度まで五〇—六〇%台であったが、二〇年度には一二六%、二一年度一六四%と大幅な赤字となった。これは、一言にしていえば輸送経費と運賃の不均衡によるもので、経費は戦災および戦時中の維持補修の放置による施設の損傷、労賃・物価の値上り等により膨張したが、運賃は物価統制の柱として抑制され、一般物価に比し均衡がとれていなかったのが主因である。(1) このため、収益勘定の一般業務経費の不足を補塡する借入金をおこなうなど、先例のない措置がとられることとなった。

帝国鉄道会計は昭和二二年度から国有鉄道事業特別会計として再編されるので、昭和二〇・二一年度の最終予算および決算額を示すと表1-6のとおりである。まず収益勘定をみよう。二〇年度決算は運輸収入が予算を一・八億円下回る二四・二億円にとどまる一方、事業費は予算を一一・五億円上回る二八・三億円であった。このように営業収支の赤字は明らかであったが、司令部の指示で総選挙が遅れ補正予算の議会提出が不可能となり、旧憲法の財政緊急処分に基づく二度の緊急勅令が発令され、収益勘定の経費支弁のため借入金をおこない、この借入金の償還金および利子は収益勘定の歳出とすること、二〇年度収益勘定決算の歳入超過額は翌年度の収益勘定の歳入に繰り入れることが規定された（昭和二一年二月二八日勅令第一一一号、同年三月三〇日勅令第一八〇号）。この措置により、借入金一一・四二億円が預金部から借り入れられ、決算の歳入歳出差引四億余円が二一年度歳入に繰り入れられた。二一年度の収益勘定も前年度と同様で、法律によって収益勘定の経費支弁および歳入不足補塡のため借入金をおこない、この借入金

表 1-6　帝国鉄道会計予算決算（昭和20・21年度）　（単位　千円）

区分	昭和20年度 予算	昭和20年度 決算	21 予算	21 決算
（資本勘定）				
歳入	1,005,741	931,386	5,142,589	5,089,355
益金繰入	452,488	—	—	—
公債金	509,740	892,564	5,111,974	5,081,888
地方鉄道及軌道納付金等	41,510	3,915	28,564	903
用品勘定過剰金収入	—	27,068	—	—
雑収入	2,003	7,837	2,051	6,565
歳出	1,045,558	950,980	5,137,252	4,585,332
建設改良費	660,583	672,975	4,224,900	3,724,681
日本通運会社出資金	9,125	9,125	9,125	9,125
国債整理基金へ繰入	29,671	29,671	—	—
臨軍会計へ繰入	255,000	—	—	—
特別資金支出	31,179	3,210	23,227	1,526
地方鉄道・軌道補助等	10,429	2,210	8,970	1,526
臨軍会計繰入	20,750	1,000	—	—
一般会計繰入	—	—	14,257	—
用品資金補足	20,000	236,000	850,000	850,000
予備金	40,000	—	30,000	—
（収益勘定）				
歳入	2,774,449	3,674,778	11,125,396	10,936,874
運輸収入	2,600,163	2,423,107	6,020,316	6,095,838
雑収入	174,286	109,670	429,859	235,886
借入金	—	1,142,000	4,274,672	4,204,600
前年度剰余金受入	—	—	400,549	400,549
歳出	2,321,962	3,274,228	11,125,396	10,412,474
事業費	1,676,306	2,827,906	9,975,273	9,678,169
利子及債務取扱諸費	126,097	122,536	263,565	246,509
諸払戻及立替金	368,757	304,981	736,458	487,731
補助費	30,802	18,804	100	66
予備金	120,000	—	150,000	—
（用品勘定）				
歳入	1,059,167	1,033,852	7 575,341	5,367,820
用品及工作収入	1,054,117	1,027,359	7,569,292	5,337,670
雑収入	5,050	6,494	6,050	30,150
歳出	1,059,167	1,236,791	7,575,342	5,964,731
用品及工作費	1,059,167	1,236,791	7,575,342	5,964,731

出所：「決算書」昭和20—21年度.

は二四年度までに償還するものとすること、この借入金により収益勘定決算に歳入超過を生じたときは、当該勘定の翌年度歳入に繰り入れること、並びに二一年度の国債償還金繰入れを停止することが規定された（「帝国鉄道会計又は通信事業特別会計における昭和二一年度の経費支弁のための借入金等に関する法律」昭和二一年一一月一二日法律第五五号、「同法の一部改正」同年一二月二九日法律第六一号）。この措置により二一年度決算では六〇億余円の運輸収入に四二億余円の日銀からの借入金を加えて、九六億余円の事業費およびその他をまかなうことができた。歳入超過五億二四三九万余円は、翌年度の資産に組み入れられた。

次に用品勘定においては、両年度とも歳出超過となったが、二〇年度は現金・物品の繰越分を加算すると受払上二七〇六万余円の過剰金を生じ資本勘定に繰り入れた。二一年度は受払上二億五七九八万余円の利益金を生じ、特有資本に加算して決算を結了した。

なお用品勘定所属の用品資金は、二〇年度に資本勘定から二〇〇〇万円を補足する予算が組まれていたが、年度末に資金が不足となり、前掲緊急勅令（昭和二一年三月三〇日勅令第一八〇号）で用品資金補足のため一・七六億円限度で公債発行または借入金をおこなうことができることとした。この措置により、資本勘定の歳出から用品資金補足二・三六億円（〇・二億円は予算から、〇・四億円は予備金から、一・七六億円は公債金で調達）を用品資金に繰り入れた。

その他の二〇年度資本勘定予算は、主として益金繰入れ四・五億円、公債金五・一億円をもって、六・六億円を鉄道建設改良費および自動車路線設備費に、二・五五億円を臨時軍事費財源に繰り入れる等の予定であったが、決算では収益勘定が赤字で益金繰入れはなく、公債金八・九億円を収入した。また地方鉄道および軌道の納付金および雑収入からなる特別資金収入は、四・一五一億円を予定したがわずか三九一万余円の納付金があったのみで、決算ではこの特別資金から地方鉄道・軌道補助費およびその関連経費に二二一万円、臨時軍事費財源へ一〇〇万円を繰り入れた。ほかに国債整理基金会計への繰入れ二九六七万余円がおこなわれている。次いで二一年度の資本勘定の収支は、改定予算においては若干の益金収入を見込んでいたが、補正が繰り返されて、最終予算においては表1-6のとおり益金は見込まれず、特別資金収支（収入は地方鉄道及軌道納付金等として表に計上）を除いてほとんどを公債収入に依存する予算となった。決算も表に見るとおりで、公債収入は五〇億円を超え、また、八・五億円を用品資金補足のために支出している。特別資金収支も地方鉄道および軌道の収支悪化のため補助金が納付金を上回り、一般会計への繰入れはおこなわれなかった。

二　国有鉄道事業特別会計

昭和二二年度から企業特別会計を企業的に運営し、発生主義の原則を特別会計に導入するに当たり、明治年代に制定され、改定と付加を加えられてきた「帝国鉄道会計法」は廃止されて、「国有鉄道事業特別会計法」（昭和二二年三月三一日法律第四〇号）が制定され、帝国鉄道会計は国有鉄道事業特別会計に再編された。この会計が財産の増減・異動を発生の事実に基づいて経理されること等は、他の企業特別会計と同様であるが、同法によって本会計運営の特徴を摘記すれば、①本会計所属資産の金額をもって資本とし、資本は自己資本・借入資本の二種とし、自己資本は固有資本・積立金・減価償却引当金に、借入資本は公債および借入金・その他負債に区分する（第二条）、②建設改良費、用品保有額の増加所要経費および出資払込金を支弁するため、公債発行または借入金をなすことができ、また業務運営に要する経費の財源不足に対しては、借入金をなし得ること（第五条）、③支払上現金が不足するときは、年度内に償還する一時借入金または融通証券発行ができる、ただし年度内に償還できない場合、一年内償還を条件にその借換

えができる（第六条）、④公債・借入金・一時借入金または融通証券の償還金・利子・発行償還諸費は、毎会計年度国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない（年度内償還の一時借入金・融通証券を除く）が、業務運営経費財源支弁の借入金または一時借入金・融通証券の借換えを必要とする場合には、公債・借入金の償還金に限り繰り入れないこととする（第八条）、⑤予算のほか予算実施計画書を作製し、これには資産勘定・負債勘定・損益勘定・工事勘定その他の中間勘定の区分を設けること（第九条）、⑥建設改良費財源の不足を補うため調整資金を保有することができ、調整資金は予算の定めにより剰余金を充て、予算の定めに従って使用すること（第一三条）、⑦決算上の利益を積立金に組み入れ、損失を積立金減額により整理する（第一八条）、⑧支払義務の生じた歳出金で当該年度支出未済額は、翌年度に繰越使用できる（第二一条）、⑨事業運営を妨げない限り、本会計負担で一般の委託による陸運関係機械・器具・その他の物品を製作・修理し、調達または工事施行ができること（第二三条）、⑩帝国鉄道会計の資産・負債を本会計に継承すること、等である。注目される点は業務運営経費支弁の借入金が恒常的な法に採り入れられたことであろう。なお、資産・負債・損益・工事・その他中間の諸勘定すなわち内部予算は、予算実施計画書に盛られて、予算参照書として国会に提出されるが、議決を経るのは外部予算であって、外部予算は内部予算の各勘定の重複分を差し引いた損益勘定の収支と工事勘定の経費、資産・負債勘定の出資・借入金等で構成され、帝国鉄道会計で区分経理されていた用品勘定は、最終的に損益・工事勘定の経費に振り替えて計上され外部予算には表われない。また、議決を経た後の予算の執行は内部予算によっておこなわれる。

昭和二二・二三年度の本会計の最終予算および決算額は表1-7のとおりである。この両年度の予算において最大の問題点は、引き続くインフレの中で運賃の値上げをおこなって事業収入をあげ、人件費その他の高騰で増大する歳出をまかなうか、また物価政策のうえから運賃を抑制して本会計の赤字を補塡するとして、日銀からの借入金が多額

表 1-7　国有鉄道事業特別会計予算決算（昭和22・23年度）　（単位　千円）

区分	昭和22年度 予算	昭和22年度 決算	23 予算	23 決算
歳入	60,747,736	54,006,225	130,488,159	121,506,927
事業収入	26,725,123	25,190,271	72,500,169	69,516,271
運転資金戻入	5,200,000	—	6,000,000	—
公債金受入	11,918,797	7,402,797	20,263,120	17,710,258
借入金受入	7,204,000	11,720,000	—	2,552,838
地方鉄道軌道納付金	10,010	3,352	3,000	5,690
一般会計より受入	9,689,806	9,689,806	31,721,870	31,721,870
陸運行政費	—	—	1,442,175	1,442,175
業務収支差額	9,689,806	9,689,806	30,279,695	30,279,695
歳出	60,747,736	53,696,640	130,488,159	120,907,488
総係費	6,470,783	5,688,047	12,726,031	12,171,367
うち）利子及債務取扱費	1,010,037	688,085	1,785,655	1,092,535
業務費	36,752,371	34,274,176	89,437,105	89,391,169
陸運行政費	—	—	1,442,175	1,371,431
建設改良費	5,562,494	7,440,163	18,972,628	17,970,529
運転資金補足	8,200,000	5,269,568	6,000,000	—
日本通運会社出資金	9,125	9,125	—	—
地方鉄道・軌道補助	10,010	2,927	3,000	2,992
借入金返還金	1,012,633	1,012,633	—	—
予備費	2,730,320	—	1,907,220	—

出所：「決算書」昭和22・23年度.

となれば結局物価に反映するため、どのように赤字を補塡するかという問題であった。

二二年度当初予算は運賃値上げが決定しないので、歳入歳出各二四二億余円中事業収入九三億余円、公債金五三億余円、借入金八三億余円、その他一二億余円という予算が組まれたが、この予算は物価値上りの中で再三、再四の補正を迫られ、運賃値上げ、公債・借入金増額などの手段で歳出増加に対処したほか、運賃値上げを延期する代替に一般会計からの歳入補塡案が司令部から出され補正予算に組まれたが、その裏づけとして、本会計の二二年度における歳入不足を補塡するため、一般会計から五九億九三〇九万四〇〇〇円限度で繰入金を認め、この繰入金は

後日予算の定めにより一般会計に繰り戻すという法的措置が講じられた（昭和二二年一二月一二日法律第一七〇号）。同法はその後の改訂によって繰入金限度が引き上げられた（昭和二二年法律第二一八号、昭和二三年法律第九号）。翌年二三年一月には運賃を値上げして、いったん一般会計から繰り入れた金を繰り戻す補正予算（補正第一三号、特第七号）も組まれたが、片山内閣倒壊の原因となって撤回され、二三年三月には二二年度の給与改善費の財源のため一般会計から繰入金をおこない得る法律が成立した（昭和二三年三月二〇日法律第一三号）。なお建設勘定・工事勘定に属する人件費の値上り分については公債・借入金財源で調達している。[2] こうして二二年度決算については、歳入五四〇億円に対して、事業収入二五二億円（四六・六％）、公債・借入金一九一億円（三五・四％）、一般会計より受入れ九七億円（一七・九％）と赤字補塡分が実収入を上回り、歳出にあっては公債または借入金で調達し得る建設改良費・運転資金補足・出資金の合計は一二七億円、歳出総額の二三・七％にとどまり、総係費・業務費が三九九・六億円（七四・四％）を占め、借入金償還はわずか一〇・一億円（一・九％）にすぎず、本会計負担の債務は増嵩した。

二三年度は年度当初に予算が成立せず暫定予算が組まれたが、五月から七月にかけての本予算の編成で、政府は①国鉄・通信料金を引き上げ、②建設勘定財源は全部公債に依存し、③公債借入金の償還費を計上せず、④一般会計からは行政費分を繰り入れ、⑤前年度のような赤字補塡はおこなわない、という方針をたてたが、司令部との折衝を通じて、一般会計からの赤字補塡繰入金をおこなう方針を採り入れた本予算が国会に提出された。しかし、運賃値上げ幅の改訂等の予算修正により、赤字補塡金は増額されて成立した。[3] この予算の裏づけとして二つの法律が制定された。一つは「国有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律」（昭和二三年七月六日法律第九九号）であり、同法は本会計の企業的運営に資するため次の経費の財源を一般会計から繰り入れることができると規定している。それは、①陸運、陸運の用に供する機械器具の製造・修理その他事業および倉庫営業に関する監督・助成・統制に関する経費、②観光事業の育成指導その他外客誘致に関する経費、③国有鉄道（国営船舶を含む）・国営自動車の旅客・貨物の輸送上の公安維持に関する経費である。また第二は二三年度の歳入不足補塡のため一般会計から繰入金をすることができ、この繰入金は後日予算の定めにより一般会計に繰り戻すことを定めたもので（昭和二三年七月六日法律第九八号）、同法には繰入金限度額が示されたが、後日補正予算に伴う法改正によって限度額は引き上げられた。こうして二三年度予算は、一般会計から赤字補塡分のほかに陸運行政費が繰り入れられ、これを財源とした歳出の陸運行政費が総係費・業務費中から抽出されたこと、公債・借入金の償還金が計上されなかった点が前年度と異なっている。二三年度決算にみる国有鉄道経営は、歳入一二一五億円中事業収入六九五億円（五七・二％）、公債・借入金二〇二・六億円（一六・六％）、一般会計からの歳入不足補塡分受入れ三〇二・八億円（二四・九％）であり、前年度に比し赤字の比率は下ったものの歳計規模の拡大によって債務増嵩の趨勢は拡大した。

なお、二二年度は繰越分を調整して収支差引七億五九四九万余円、二三年度は五億九九四三万余円の過剰金を翌年度に繰り越した。

なお国有鉄道は二四年六月に公共企業体である日本国有鉄道に改組されたが、二四年度予算は国有鉄道事業特別会計として編成され、六月に公社予算としてそのまま継承された。この間の事情とその後の予算・決算の推移は、本書「政府関係機関」編第二章第一節に詳しいので参照されたい。

(1)　『国の予算』昭和二四年度、三一六―一七ページ。

(2)　各補正予算の概要と編成経過については、大蔵省財政史室『昭和財政史―終戦から講和まで―』第五巻「歳計(1)」、二六二―九三ページを参照されたい。

(3)　同前、三一四―四〇ページ、三五四―六一ページを参照されたい。

第四節　通信事業関係会計の収支

一　通信事業特別会計

通信省所管の郵便・電信・電話事業は、「通信事業特別会計法」（昭和八年四月一日法律第四一号）に基づいて昭和九年度に一般会計から独立し、通信事業特別会計によって経理されることになった。終戦時の同法によれば、①通信事業とは郵便・電信・電話事業（郵便為替・郵便貯金・年金及恩給その他国庫金の受払い・収入印紙売捌事務を含む）並びにその付帯事業をいうこと（第一条）、②事業所属の土地・建物・船舶・電信電話線路・機械その他設備・貯蔵物品・将来の資本勘定過剰金・本会計負担の公債借入金をもって資本とすること（第一条）、③通信事業設備の拡張改良費は業務勘定過剰金・電信電話建設寄付・設備負担金を充て、なお不足するときは公債発行または借入金をおこない得るが、その限度額は電信電話設備拡張改良及び補充費の毎年度予算定額から電信電話設備補充費繰入金を除いた残額以内とすること（第二条）、④本会計を資本勘定・用品勘定・業務勘定に区分し（第五条）、⑤資本勘定の歳入は業務勘定過剰金繰入れ・事業設備補充費繰入金・電信電話建設寄付・設備負担金・公債募集金・借入金・所属財産売払代・その他付属雑収入、歳出は事業設備の拡張費改良費補充費・国債償還金・その他付属諸費（第六条）、⑥用品勘定歳入は用品収入・工作収入・その他付属雑収入、歳出は用品費・工作費・その他付属諸費（第七条）、⑦業務勘定歳入は業務上の諸収入・預金部繰入金・預金利子その他付属雑収入、歳出は業務上の諸費用・事業設備の維持修理費・事業設備補充

費繰入金・国債の利子・その他付属雑収入（第八条）であり、⑧用品勘定・業務勘定の決算上の過剰金は資本勘定に繰り入れ、用品勘定の決算上の不足は資本勘定に移して整理し（第一〇条）、⑨資本勘定の決算上の過剰金は資本に組み入れ、決算上の不足は資本を減額して整理すること（第一一条）、が規定されている。このほか、「簡易生命保険及郵便年金特別会計法」（昭和一九年二月一五日法律第一二号）によって、簡易生命保険・郵便年金両事業の業務取扱いに関連する収支は本会計の所属とし、業務取扱諸費に充てるための簡易生命保険及郵便年金特別会計からの繰入金および業務取扱に関し生じる収入は本会計業務勘定の歳入に、業務取扱諸費および簡易生命保険事業の営繕費は同じく業務勘定の歳出に計上することになっている（同法第五条）。なお、本会計の資本勘定の歳出として、予算の定めに従って、一般会計ならびに臨時軍事費特別会計の財源補塡繰入金をなし得、これは後日一般会計から繰り戻すことになっていたこと（昭和一二年法律第九号、昭和一三年法律第二二号）は前述の鉄道会計と同様である（昭和二一年九月一三日法律第二一号をもって廃止）。

本会計の昭和二〇・二一両年度の最終予算および決算額は表1-8のとおりである。まず、二〇年度の予算をみると業務勘定の収支過剰金を資本勘定に受け入れて電信電話事業設備費および臨時軍事費財源繰入れに充て、なお不足する設備費を公債収入でまかなう計画であったが、業務勘定において、人件費等の値上りにより業務費が増嵩し、預金部会計からの繰入金（郵便貯金を原資として運用している預金部会計から、郵便貯金業務取扱費を繰り入れるもの）および簡易生命保険及郵便年金会計からの業務取扱費の繰入金を増加してもなお業務勘定収入は不足し、前述の鉄道会計とともに財政緊急処分による緊急勅令（昭和二一年二月二八日勅令第一一一号、同年三月三〇日勅令第一八〇号）に基づいて、業務勘定において先例のない借入金をおこない得ること、二〇年度業務勘定の決算上の過剰金は翌年度の業務勘定に繰り入れることになり、二億六六六〇万円を預金部から借り入れ、業務勘定の経費を支弁した。二〇年度の用品勘定

表 1-8　通信事業特別会計予算決算（昭和20・21年度）　（単位　千円）

区分	昭和20年度 予算	昭和20年度 決算	21 予算	21 決算
（資本勘定）				
歳入	536,642	130,187	2,024,837	1,949,423
業務勘定過剰金受入	317,078	—	—	—
電信電話設備補充費受入	2,800	2,800	24,660	24,494
電信電話設備負担金	168,247	28,174	257,576	155,709
公債金	48,500	98,000	1,762,517	1,762,040
雑収入	18	1,213	84	7,180
歳出	536,603	211,214	1,992,921	1,480,740
通信事業設備諸費	277,824	206,435	1,986,071	1,480,740
うち）電信電話事業設備費	266,760	192,299	1,885,345	1,408,704
国債償還金	4,779	4,779	—	—
臨時軍事費財源繰入	240,000	—	—	—
一般会計へ特定財源繰入	—	—	1,350	—
予備金	14,000	—	5,500	—
（用品勘定）				
歳入	135,150	33,284	1,330,545	648,762
用品及工作収入	134,373	32,951	1,329,847	642,837
雑収入	777	333	698	5,925
歳出	135,150	112,546	1,330,545	1,061,961
用品及工作費	133,110	112,546	1,328,505	1,061,961
予備金	2,040	—	2,040	—
（業務勘定）				
歳入	1,244,897	1,459,387	4,561,254	4,593,375
業務収入	924,531	759,067	1,767,799	1,923,288
うち）郵政関係	438,915	359,923	918,879	865,723
電気通信関係	465,652	360,013	828,920	1,057,565
一般会計特定財源受入	9,660	9,660	—	—
預金部会計より受入	130,202	183,294	483,990	472,970
簡保・郵年会計より受入	172,248	236,026	634,060	634,060
雑収入	8,256	4,740	4,086	5,956
借入金	—	266,600	1,530,349	1,530,000
前年度過剰金受入	—	—	140,970	27,103
歳出	927,819	1,318,913	4,561,254	3,783,222
業務費	861,554	1,295,946	4,458,044	3,722,502
電信電話設備補充費繰入	2,800	2,800	24,660	24,494
一般会計へ恩給負担金	4,869	4,869	5,278	5,278
国債整理基金繰入	17,597	15,297	47,272	30,949
予備金	41,000	—	26,000	—

（注）　昭和20年度決算のうち，用品勘定および業務勘定の項目不明収入は雑収入に計上した．

出所：「決算書」昭和20・21年度．

決算は、歳出が歳入を超過し、これに収支計算上収入・支出に属する用品受払い・資本勘定計算・未決済計算を調整すると、収支差引三六〇〇万余円の不足金を生じた。これは戦災その他による用品滅失等のためで、不足金は資本勘定に移して決算を結了した。資本勘定においては、業務勘定過剰金の受入れがなく電信電話設備負担金収入が減少したため、公債金収入を増加し、臨時軍事費財源繰入れを皆減したが、なお資本勘定決算は歳出超過となり、これに収支計算上の収入・支出に属する借入資本の増減、固定財産の増減、用品勘定計算、用品勘定よりの不足繰入れ、未決済計算・雑益・雑損を調整した収支差引は二億一四七二万余円の不足となり、当該金額は本会計の資本を減額して決算を結了した。

二一年度においては、鉄道会計と同様に業務勘定経費支弁のため昭和二四年度までに償還すべき借入金をおこないえること、この借入金により二一年度業務勘定に決算上の歳入超過を生じたときは当該勘定の翌年度歳入に繰り入れること、および二一年度の国債償還資金繰入れ停止が法定された（昭和二一年一一月一三日法律第五五号、同年一二月二九日法律第六一号）。二一年度業務勘定の決算は、一五・三億円、歳入の三分の一を借入金でまかない、業務経費の不足を補塡し、なお歳入超過を生じたが、これに収支計算上の収支に属する未決済計算および雑益・雑損を調整した収支差引二億四二七二万余円の過剰金は、翌年度業務勘定歳入繰入れを予定されていたが、後述する新特別会計法に基づいて昭和二二年度借入資本に編入整理された。次に、二一年度用品勘定の決算額は歳出超過であったが、これに収支計算上の用品受払い・資本勘定計算・未決済計算・雑益・雑損を調整した収支差引は九二五万余円の過剰を生じ、資本勘定に繰り入れ整理すべきところ、新会計で勘定区分がなくなったので計算上資本勘定に繰り入れられた。資本勘定決算については、歳入中公債金が一七・六億円（九〇・四%）に及び、一四億円余の設備費がまかなわれた。また国債償還金は全く計上されず、業務勘定の国債整理基金繰入れも公債・借入金の利払いのみである。資本勘定の歳入は

四・七億円歳出を上回ったが、収支計算上収入支出に属する借入資本の増加・固定財産の増減・用品勘定計算・未決済計算・雑益・雑損を調整すると収支差引六億九九九八万余円の不足を生じ、資本を減額して決算を結了した。

昭和二二年度から本会計は、前述の諸会計と同じく企業的に運営するため新たに「通信事業特別会計法」（昭和二二年三月三一日法律第四一号）に基づいて、発生主義の経理が導入された。同法によって、通信事業とは郵便・電信・電話・郵便為替・郵便貯金・郵便振替貯金（「郵便振替貯金法」制定によって二三年法律第六〇号により二三年一〇月一日に挿入）の事業、簡易生命保険・郵便年金の取扱いに関する業務、年金・恩給の支給その他国庫金の受入れ・払渡しに関する業務、収入印紙・取引高税印紙（取引高税創設により昭和二三年法律第一四二号により二三年七月一二日に挿入）の売捌きに関する事務、電気試験所における試験・研究並びにその付帯業務をいう（第一条）、と規定された。同法が本会計の運営について規定した次の点は、前節二で国有鉄道事業特別会計について述べたところと同じである。すなわち、①資本、②公債・借入金、③一時借入金・融通証券、④公債・借入金等の償還、⑤予算実施計画書、⑥調整資金、⑦積立金、⑧翌年度繰越使用、⑨一般委託に関する規定。ただし②の公債または借入金で支弁することのできる経費として、鉄道の建設改良費に代わって事業設備費があげられており（第五条）、これは従前の通信事業会計においては電信電話設備拡張・改良・補充費に限られていたのを事業設備全般に拡張されたことは注目され、また⑤の予算実施計画書による内部予算の区分は、損益勘定・建設勘定・用品勘定その他所要の区分となっており（第九条）、一般委託については通信に関するものであることはいうまでもない（第二四条）。このほか、⑩収入印紙（取引高税実施中は取引高税印紙を含む）の売捌代金・買戻代金は本会計の歳入歳出とし、収入済額から買戻代金を控除した額を一般会計に繰り入れること（第二三条）が規定されている。なお旧通信事業会計負担の借入金および支出未済額は借入資本に編入された（附則第二条）。

表 1-9　通信事業特別会計予算決算（昭和22・23年度）　（単位　千円）

区分	昭和22年度 予算	昭和22年度 決算	23 予算	23 決算
（歳入）				
業務収入	13,477,001	13,089,750	38,648,210	40,996,903
切手・郵便収入	3,296,895	3,164,599	8,652,060	9,383,691
電信・電話収入	4,952,293	5,111,051	18,480,676	19,711,219
為替貯金収入	164,607	176,558	759,734	1,047,558
預金部会計より受入	2,438,199	2,434,089	4,404,389	4,404,389
簡保・郵年会計より受入	2,327,252	2,151,232	4,677,110	4,381,320
取引高税印紙収入取扱費受入	—	—	674,818	439,467
一般会計より設備負担金	—	—	856,254	1,231,024
予備収入	230,000	—	—	—
雑収入	67,755	52,222	143,169	398,234
公債金受入	5,998,218	4,947,704	14,629,377	11,954,403
借入金受入	1,862,636	1,862,000		
一般会計より受入	4,831,997	3,900,056	7,546,853	8,478,794
通信行政費	—	—	620,416	620,416
業務収支差額	4,831,997	3,900,056	6,926,437	7,858,378
事業外収入	904,981	1,478,066	23,560,925	19,627,050
収入印紙	904,981	1,478,066	4,565,925	4,936,226
取引高税印紙	—	—	18,995,000	14,690,823
印紙弁償金	—	—	—	2
合計	27,074,833	25,277,577	84,385,365	81,057,150
（歳出）				
事業支出	24,933,905	23,224,674	59,456,841	57,697,196
総係費	2,261,240	2,014,227	3,774,988	3,811,644
うち）利子及債券取扱費	214,133	139,857	650,944	484,721
業務費	17,123,325	16,250,443	39,532,730	40,981,088
建設改良費	5,549,340	4,960,004	16,149,123	12,904,464
事業外支出	904,981	873,507	23,560,925	16,449,683
収入印紙収入一般会計へ繰入	904,956	873,488	4,565,675	4,597,143
印紙買戻金	25	19	250	232
取引高税印紙収入一般会計へ繰入	—	—	18,995,000	11,852,309
予備費	1,235,947	—	1,367,599	—
合計	27,074,833	24,098,182	84,385,365	74,146,880

出所：「決算書」昭和22・23年度.

本会計の二二・二三両年度の最終予算および決算を表示すれば、表1-9のとおりである。両年度の本会計の運営が通信料金の引上げで赤字を補塡するか、公債・借入金または一般会計からの赤字補塡によるかで予算編成に苦しんだことは鉄道会計と同様であり、その対処方法も鉄道会計と軌を一にした。

二二年度においては、後日繰戻し条件付で一般会計から歳入不足補塡および給与財源に充てる繰入金についての法的措置がとられ（昭和二二年法律第一七〇号、第二一八号、昭和二三年法律第九号、第一三号）、二二年度決算において、その収支が本会計を通り抜ける事業外収入（収入印紙収入）を除く収入額二三八・〇億円のうち、業務収入一三〇・九億円（五五・〇%）、公債借入金六八・一億円（二八・六%）、一般会計からの赤字補塡繰入金三九・〇億円（一六・四%）であり、鉄道事業ほどでないにしても赤字経営が常態化した。

二三年度においては行政費財源および歳入不足補塡分が一般会計から繰り入れられたことは鉄道会計と同様で、行政費としては本会計所属の電波管理経費財源分を毎会計年度一般会計から繰り入れる法的措置がとられ（昭和二三年七月六日法律第九九号）、また後日繰り戻す条件付で歳入不足補塡分を一般会計から繰り入れ得ることになった（昭和二三年法律第九八号、法律第二七一号）。表1-9でみると、歳入合計から収支が通り抜けとなる事業外収入を差し引いた収入の決算額は六一四・三億円となるが、そのうち業務収入は四一〇・〇億円（六六・七%）、公債借入金一一九・五億円（一九・五%）、一般会計より受入れ八四・八億円（一三・八%、うち赤字補塡分七八・六億円一二・八%）と業務収入の比率は前年度より向上したが、その中に前年度にない建設勘定の営繕費等設備負担金一二・三億円（七・五%）の一般会計からの繰入分を差し引くと、業務収入が事業外収入を除く歳入に占める割合はほぼ前年度と同様となっている。なお二三年度の公債金収入中には、「電話加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律」（昭和二三年六月二五日法律第五七号、公布日施行、二四年四月一日失効を予定）に基づいて電話の加入申込者に強制的に引き受けさせる電話公債（一加入者当り三・六万円）四二億余円が含まれている。(1)

また、二二・二三年度は債務償還がおこなわれず、負債が増嵩する結果となった。二二年度決算では一・一八億円の歳入超過であったが、損益計算上の収支は二七億四三〇三万余円の損失となり、これを翌年度に繰り越し、二三年度の決算では六九・一億円の歳入超過であったが、損益計算上の収支は二九億〇七三六万余円の損失となり、これを翌年度に繰り越して決算を結了した。

昭和二四年度からは行政組織が改編され、本会計を所管していた逓信省が郵政省と電気通信省に分割されるに伴って、通信事業特別会計も二分される予定であったが、四月一日に予定されていた新設置法体制の発足が二四年六月一日に延期されたので、本会計の昭和二四年度当初予算は、郵政勘定・電気通信勘定に区分して経理されることになった（昭和二四年四月一九日法律第二九号）。六月一日以降、これはそれぞれ郵政事業・電気通信事業の二特別会計に継承されるので、二四年度予算の説明は、便宜上これら両特別会計に分けて記述することにする。

二　郵政事業特別会計

郵政事業特別会計は、昭和二四年六月新設の郵政省に逓信省から引き継がれた郵便・郵便為替・郵便貯金・郵便振替貯金の事業、簡易生命保険および郵便年金の取扱業務、年金・恩給の支給その他国庫金の受入れ・払渡し事務、収入印紙・取引高税印紙売捌きに関する事務並びにこれら事業の附帯業務を通信事業特別会計から引き継ぎ、「郵政事業特別会計法」（昭和二四年五月二八日法律第一〇九号）に基づいて二四年六月一日に設置された。同法によれば、郵政事業とは前記した諸業務のほか、電気通信省から郵政省に委託された業務（「放送法」施行により昭和二五年六月一日から「日

表 1-10　郵政事業特別会計予算

区分	昭和24年度 通信事業特別会計郵政勘定 当初予算（A）	決算（B）	昭和24 予算（C）	決算（D）	昭和25年度 予算	決算	昭和26年度 予算	決算
（歳入）								
業務収入	40,931,315	5,898,820	35,832,495	34,192,064	44,675,262	44,322,751	56,429,927	56,883,443
切手収入	13,173,245	1,875,776	11,297,469	8,825,564	12,713,015	10,733,789	21,127,814	22,243,559
郵便収入	3,688,696	479,392	2,796,587	3,497,074	4,002,067	6,146,411		
為替貯金収入	1,564,557	281,084	1,283,473	1,237,468	1,863,325	1,694,798	1,987,215	1,756,557
他会計から受入	21,555,086	3,116,837	19,650,966	20,109,457	24,853,023	24,847,802	32,378,541	31,739,941
雑収入	949,731	145,731	804,000	522,501	1,243,832	899,951	936,357	1,143,386
設備負担金受入	500,000	86,400	413,601	426,920	696,237	696,237	291,063	291,063
公債金	—	—	—	—	—	—	500,000	—
業務外収入	6,745,250	3,839,510	10,442,475	7,083,397	9,396,408	8,739,005	8,961,000	10,781,446
収入印紙収入	6,745,250	1,401,665	7,903,585	6,932,648	8,670,000	8,238,901	8,400,000	10,223,674
取引高税印紙収入	—	2,437,777	2,438,000	5,859	—	—	—	—
失業保険印紙収入	—	—	100,890	144,363	726,408	499,673	561,000	557,529
印紙弁償金	—	69	—	526	—	431	—	243
合計	48,176,565	9,824,730	46,688,571	41,702,380	54,767,907	53,757,992	66,181,990	67,955,952
（歳出）								
事業費	39,542,081	5,365,474	35,969,659	35,541,200	45,231,499	44,702,567	57,214,583	57,720,835
うち）国債整理基金繰入	149,025	—	149,025	92,471	149,025	91,914	94,474	94,474
一般会計へ繰入	—	—	—	—	—	—	773,758	773,758
簡保・郵年会計へ繰入	—	—	—	—	2,446,000	2,350	—	—
借入金償還	—	—	77,200	77,200	—	—	—	—
業務外支出	6,745,250	2,838,515	11,844,140	9,748,756	9,396,408	9,190,658	8,961,000	8,958,872
収入印紙収入繰入及買戻金	6,745,250	0	9,305,250	7,238,991	8,670,000	8,717,050	8,400,000	8,399,488
取引高税印紙 〃	—	2,838,515	2,438,000	2,434,277	—	—	—	—
失業保険印紙 〃	—	—	100,890	75,489	726,408	473,608	561,000	559,383
予備費	1,889,234	—	1,889,234	—	140,000	—	6,407	—
合計	48,176,565	8,203,989	49,780,233	45,367,156	54,767,907	53,893,224	66,181,990	66,679,707

（単位　千円）

（注）昭和24年度の郵政事業特別会計の予算（C）は当初予算（A）から2ヵ月分の額に，補正予算増減を加えたもので，24年度の1年間の決算額は（B＋D）である．通信事業特別会計郵政勘定の決算額（B）を差し引き，前年度繰越額を加えた予算残

出所：「決算書」昭和24—26年度．

本放送協会から郵政省に委託された業務」が加わる）であり、同法に基づく本会計の運営と、二二年以降の通信事業特別会計の運営の主な相違点を摘記して示せば、次のとおりである。①所属資産の価額をもって資本とし、資本は自己資本（固有資本・他会計からの繰入資本・積立金）・減価償却引当金・借入資本（公債・借入金・その他負債）の三種に区分すること（第七条）、②資産は固定資産（土地・建物・工作物・船舶・未完成工事、郵政大臣の指定する機械・器具・特許権その他これに準ずる権利）・作業資産（貯蔵品・未成品）・流動資産（現金・預金・未収金・前払金その他これらに準ずるもの）に区分する、③固定資産のうち郵政大臣が定める償却資産・取替資産については、毎会計年度減価償却・補充取替をおこなうものとする（第一〇条）、④郵政事業の資産・資本の増減・異動・損益を明らかにするため、貸借対照表勘定（資産勘定・資本勘定）・損益勘定（収益勘定・損失勘定）・中間勘定（建設勘定・工作勘定・その他必要な勘定）の区分を設けて経理する（第四条）、⑤年金・恩給の支給その他国庫金受払事務取扱経費に充てるため、当該事務を委託した会計は予算の定めにより本会計に繰入金をすることができること（第四一条）、⑥郵政大臣と電気通信大臣との協定により、郵政省が共用または利用する電気通信省の施設の設備・維持・運営の経費に充てるための金額、並びに郵便切手をもって収納した電気通信料金から郵便切手取扱費を控除した額を、予算の定めにより電気通信事業特別会計に繰り入れることができること（第四二条）。このほかの⑦公債・借入金・一時借入金・融通証券の発行・借入・償還方法、⑧予算実施計画書の作製、⑨積立金の積立・使用、⑩歳出予算の翌年度繰越使用、⑪収入印紙・取引高税印紙（二四年一一月四日法律第二二二号により失業保険印紙が加わる）の歳入歳出を本会計に計上する規定は従前と変わりはないが、ただし⑦のうち公債または借入金でまかないうる経費を事業設備費および貯蔵品保有量の増加に要する経費とし（出資金を削除・第一六条第一項）、国会議決の限度までに借入余力がある場合は翌年度に公債発行または借入金をおこない得る規定が明記された（第二九条）。なお、従前の⑫調整資金保有、⑬一般委託に関する規定は削除されている。

通信事業特別会計郵政勘定の昭和二四年度当初予算・決算および郵政事業特別会計の二四―二六年度の最終予算・決算は、表1-10のとおりである。昭和二四年度当初予算は、前述のように通信事業特別会計の郵政勘定として編成され、二カ月間予算を執行した後、二四年五月末までの郵政勘定の決算額を当初予算から差し引き、歳出分は二三年度からの繰越額を加算した予算残額が郵政事業特別会計に引き継がれた。

当初予算の編成に際しては収支均衡と独立採算が強く求められ、郵便料金平均四七・五%値上げによって平年度四八・三億円、二四年度内には四四・三億円の増収を見込み、公債・借入金なしの独立採算による予算が編成された。業務収入のうち、他会計からの受入れは他会計の窓口業務委託の実費を受け入れるものであり、業務収入に大きな比重を占めるのが本会計の特徴である。設備負担金は預金部特別会計・簡易生命保険及郵便年金特別会計その他から郵政省の貯金支局・保険支局・郵便局などの営繕費の分担金を受け入れる収入である。また収入印紙等の印紙収入の受入れ・払出しが、この会計の業務外収支として計上されている点は、通信事業会計の場合と同様である。[2] なお、予算補正に当たって本会計の歳入不足補塡のため、後日、繰入金相当額を戻し入れることを条件に一般会計から四億一二七一万七〇〇〇円を限度として繰入金をおこなう旨の法律が制定され（昭和二四年一二月六日法律第二四〇号）、歳入の他会計受入額に上記の額が補正追加された。なお、決算においては、前年度予算から繰り越された借入金償還七七二〇万円がこの年度に支出されている。結局二四年度決算の結果、切手収入などの減少により三・六億円が歳出超過となり、損益勘定は六億〇七四二万余円の欠損を生じ、翌年度に繰り越して整理された。

二五年度においても前年度を踏襲して公債・借入金なしの予算が組まれたが、補正予算の編成に当たって前年度と同様、本会計の歳入補塡のための繰入金を一二億八三八六万八〇〇〇円を限度に認める法律が制定され（昭和二五年一二月一八日法律第二五号）、他会計受入額に補正追加が加えられた。歳出の簡保・郵年会計繰入分は、簡易生命保険・

決算（昭和24—26年度）　（単位　千円）

年度	昭和25年度		昭和26年度	
決　算（D）	予　算	決　算	予　算	決　算
30, 220, 444	47, 086, 733	43, 427, 559	58, 642, 130	60, 248, 434
4, 365, 272	7, 546, 863	9, 512, 705	10, 814, 839	10, 550, 840
24, 866, 231	34, 701, 494	33, 263, 499	44, 006, 944	47, 443, 354
578, 169	—	—	—	—
—	1, 061, 192	72, 611	1, 792, 745	705, 486
410, 772	2, 137, 218	578, 745	1, 327, 602	1, 548, 754
—	1, 639, 966	—	700, 000	—
12, 000, 000	—	—	16, 000, 000	16, 000, 000
—	12, 000, 000	12, 000, 000	—	—
17, 852	1, 237, 118	114, 045	3, 850, 178	3, 752, 556
42, 238, 296	60, 323, 851	55, 541, 604	78, 492, 308	80, 000, 990
20, 640, 479	28, 992, 760	28, 512, 910	39, 294, 989	38, 021, 079
5, 243, 413	5, 917, 869	5, 917, 869	7, 462, 718	7, 462, 718
2, 094, 660	1, 515, 540	1, 506, 499	1, 921, 708	1, 745, 468
—	336, 280	334, 788	415, 325	422, 254
13, 374, 442	21, 564, 826	19, 698, 736	28, 397, 568	30, 042, 426
—	1, 996, 576	—	1, 000, 000	—
41, 352, 994	60, 323, 851	55, 970, 802	78, 492, 308	77, 693, 945

カ月分の通信事業特別会計電信電話勘定決算額（B）を差し引き，前年度繰越額を加（B＋D）である．

業費として計上しているが，25・26年度の予算編成にならい，建設勘定事業費を建設し，事業費からその相当額を差し引いて業務費に計上した．

郵便年金証書の再発行・契約変更にかかる手数料繰入分である。[3] 二五年度決算もまた一・三五億円の歳出超過となり、損益計算上の欠損は二億七二五二万余円となり、欠損の繰越しとして整理された。

右のように本会計は発足以来欠損が続き、二六年度予算には五億円の公債発行が予定され、当初予算で一般会計からの欠損補塡金繰入れ三五億八三八三万五〇〇〇円が計上され（昭和二六年三月一五日法律第二三号）、これは前年度、前々年度同様、後日一般会計への繰戻し条件付であった。なお赤字補塡繰入金額は補正予算で減額され二九億六八八一万二〇〇〇円となった。なお、歳出の一般会計への繰入れは恩給負担金および失業退職手当負担金である。[4] 二六年度決算においては郵便収入等が予算を上回って業務収入が増加し、公債発行はおこなわず特別会計法第二九条の規定により発行を翌年度に繰り越した。結果は一二・八億円の歳出超過で、損益計算上二二億五八九五万余円が欠損となり、翌年度に繰り越し整理された。

表 1-11　電気通信事業特別会計予算

区分	昭和24年度 通信事業特別会計電気通信勘定 当初予算（A）	決　算（B）	昭和24 予　算（C）
（歳入）			
業務収入	32, 004, 110	5, 327, 871	27, 806, 239
電信収入	5, 368, 796	551, 605	4, 873, 118
電話収入	24, 962, 975	4, 585, 358	21, 051, 690
無線電信電話収入	776, 789	116, 698	660, 091
工事収入	—	—	—
雑収入	895, 550	74, 210	821, 340
雑益	—	—	400, 000
公債又は借入金	12, 000, 000	933, 283	11, 066, 717
見返資金会計より受入	—	—	—
設備負担金	2, 589, 549	—	2, 589, 549
合計	46, 593, 659	6, 261, 154	41, 462, 505
（歳出）			
業務費	21, 089, 199	2, 710, 285	19, 012, 629
郵政会計へ事業委託費繰入	4, 443, 413	—	5, 243, 413
国債整理基金会計繰入	1, 200, 000	—	1, 150, 000
一般会計へ繰入	—	—	—
建設改良費	19, 011, 047	1, 376, 018	19, 620, 662
予備費	850, 000	—	850, 000
合計	46, 593, 659	4, 086, 303	45, 876, 705

（注）1.　昭和24年度の電気通信事業特別会計の予算（C）は当初予算（A）から2
えた予算残額に，補正予算増減を加算したもので，24年度の年間の決算額は
2.　24年度の歳出予算は，業務費・建設改良費・利子及債務取扱費の合計を事
改良費に，利子及債券取扱費を公債償還金とともに国債整理基金繰入に計上
出所：「決算書」昭和24—26年度．

三　電気通信事業特別会計

電気通信事業特別会計は、昭和二四年六月新設の電気通信省に逓信省から引き継がれた電信電話関係事業に関する経理を通信事業特別会計から引き継ぎ、「電気通信事業特別会計法」（昭和二四年五月二八日法律第一一〇号）に基づいて昭和二四年六月一日設置された。同法によれば、電気通信事業とは、有線または無線による電信・電話・模写電信その他電気的方法による送信又は受信によって、意志および事実を伝えまたは受ける一切の手段を提供する事業およびその付帯事業をいう（第二条）、と定義されている。この会計の運営に関する法制は郵政事業会計と全く同じである。なお、同法は、電気通信省が郵政省管轄下の特定局に対し電信電話事業等の業務を委託するに当たっての取扱経費、本会計の歳入金受入れに要する経費および電気通信大臣・郵政大臣間協定により電気通信省が共用または利用する郵政省施設の設備・維持・運営経費に必要な額を、予算の定めに従って郵政事業会計へ繰り入れることができると規定している（第三九条）。

通信事業特別会計電気通信勘定の昭和二四年度当初予算・決算および電気通信事業特別会計の二四―二六年度の最終予算・決算は表1-11のとおりである。二四年度当初予算は、前述のように通信事業特別会計の電気通信勘定として編成され、二ヵ月間予算を執行して二四年五月末日までの電気通信勘定決算額を当初予算から差し引き、歳出分は二三年度からの繰越額を加算した予算の残額が電気通信事業特別会計に引き継がれた。

二四年度の予算編成に当たって、総合予算の均衡を貫く方針のもとに、事業設備建設のための公債であっても通貨増発要因となる公債・借入金は認められず、本会計の一二〇億円の公債発行を見返資金の引受けで調達する計画がた

てられた。なお、前述の電話加入申込者引受けの電話公債は司令部指示で廃止された。設備負担金は連合軍用施設の工事代金を終戦処理費から受け入れるものである。歳出の郵政事業会計への繰入れは前記の特別会計法第四九条に基づく委託業務取扱費等の繰入れである。なお決算の国債整理基金繰入れ中には利子および債券取扱費のほか一〇・七億円の公債償還金が含まれている。決算の結果、業務収入が予算を上回ったのに対して、業務費・建設改良費が抑制され、歳入歳出差引八・八億円の歳入超過となり、損益計算上一六億四二五一万余円の利益を生じたが、通信事業会計からの引継欠損金一億七七三二万余円を差し引き、一四億六五一九万余円を積立金に組み入れ整理した。

二五年度は、公債発行の代わりに一二〇億円が見返資金特別会計から繰り入れられた。これは貸付けではなく交付金であり、建設改良費に使用された。なお、前年度見返資金で引き受けた電通公債は二六年一月に預金部に肩替りされた。[5] なお、二五・二六年度歳出の一般会計へ繰入れは恩給法納金および失業退職手当負担金である。二五年度の決算は業務収入が予算を下回り四・三億円の歳出超過であり、損益計算上九億七一七九万余円の欠損を生じ、積立金を減額して整理した。

二六年度においては、建設改良費の財源の一部として資金運用部引受けによる公債発行一六〇億円が計上された。決算では二三億余円の歳入超過となり損益計算上の利益一四億五三六四万余円は積立金に組み入れられた。

こうして、本会計は年々歳入の二〇―二五％に及ぶ資金を公債発行または見返資金繰入れに仰いで事業を拡張してきたが、講和発効後、二七年八月一日に日本電信電話公社の創設により終焉する。

(1)『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一一巻「政府債務」、五三六ページ。
(2)『国の予算』昭和二四年度、三三四―三八ページ。
(3)同前、昭和二五年度、五二二―二四ページ。
(4)同前、昭和二六年度、三八四ページ。

(5)　詳しくは『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一三巻「見返資金」、一〇一八—二〇ページ参照のこと。

第二章　管理特別会計

第一節　管理特別会計の概況

本章で管理特別会計としてとりあげた諸会計は、国が行政上必要な事業を管理し、その管理経費を含めた事業収支を明らかにするよう運営されている諸会計である。それを、ここでは流通管理・貿易および為替管理・その他事業管理に三区分してみた。それは機能的に同種の会計をまとめて、説明をわかりやすくするための試みである。

流通管理諸会計では、食糧管理・薪炭需給調節・金資金・貴金属・糸価安定の五会計をとりあげた。食糧管理および薪炭需給調節の二会計は主食と家庭燃料という生活必需物資の需給を確保し価格を安定させる必要から、政府がこれら物資の買上げ・売渡しをおこなう事業を管理した会計である。戦時中から引き続き設置された両会計のうち、薪炭会計は需給関係の緩和・統制撤廃により二四年度をもって廃止されるが、食糧管理会計は昭和二五・二六年に主食統制撤廃と本会計の廃止が検討されながら実現しなかった。[1] 金資金会計は戦前に正貨準備や産金奨励その他多様な役割りを担って運営される金資金の運用を経理する特別会計であったが、戦後、貴金属が司令部に接収管理されると、

金資金は金・銀・白金等貴金属の国内における買取り・売渡しをおこなう資金に変容し、司令部の指示で昭和二四年度から貴金属の売買そのものを歳計上に表わす貴金属会計へと改編された。糸価安定会計は生糸価格の安定のため一定価格以下の生糸を買い上げ、一定価格以上で売渡す操作をおこなう会計で、二六年度に設置されたがこの時期には活動を開始していない。

貿易および為替管理諸会計もまた物資の流通面を管理する会計であるが、貿易・為替という特殊機能をもった会計の推移をとりまとめて説明することにした。ことに、占領期の貿易取引は司令部の完全管理下の国営貿易として再開され、日本側は輸出入品の円貨受払いのみを担当していた変則の状態から、昭和二四年四月、単一為替レートが設定され、翌二五年、輸入を含め民間貿易が再開され、外貨勘定が日本政府に移譲されて貿易・為替管理が平常化するに至る道程で、会計の機能も変化した。それらについては本文に譲るが、ここでとりあげるのは貿易資金・貿易・外国為替・外国為替資金・米国対日援助物資等処理・緊要物資輸入基金の六会計である。貿易資金・貿易の両会計は主として輸出入品の買取り売払いの円貨受払いに関与するが、二一年一一月から二三年度まで設置されていた貿易資金会計は、円貨受払いをおこなう貿易資金の運用収支を経理する会計であり、二四年度に貿易取引の実態を収支面に表わす貿易会計に再編された。外国為替・外国為替資金の両会計はともに外国為替取引の収支に関与する会計で、二四年一二月設置された外国為替会計は為替取引の全収支を歳計に計上したが、二六年度から外国為替資金の運用収支を経理する外国為替資金会計に改編された。米国対日援助物資処理会計は、米国の援助物資の売渡しによって得た円貨資金を明確にし、この資金を見返資金に繰り入れるため設置された会計で、二四年度に貿易会計の援助物資勘定として発足し、二五年度に独立の会計となったものである。また、緊要物資輸入基金会計は、朝鮮戦争に伴うアメリカの特需に必要な輸入物資の買入れ・売渡しを経理する会計である。

最後にその他の事業管理会計として、機能や設置目的が少しずつ異なる諸会計を設置順にとりあげた。すなわち、自作農創設特別措置・不正保有物資等特別措置・国営競馬・国立病院・郵便貯金の五会計である。自作農創設特別措置会計は農地改革によって地主から買い取った農地を自作農創設のために農民に売り渡す事業を経理する会計で、昭和二一年一二月に設置された。不正保有物資等特別措置会計は、隠退蔵物資等の不正保有物資を摘発し、それを安く買い取って売り捌くことで得た収益を一般会計財源にしようというもの、国営競馬会計は、競馬の開催を国営または地方公共団体に特定し、国営競馬の収益を一般財源に充てようというもので、ともに二三年度途中で設置され財政収支の窮状を緩和しようと試みたが、収入は少なく意図は果たされていない。なお競馬会計は二三年度は暫定的に経費を一般会計で負担する一種の整理会計であったが、二三年度から事業管理収支を明確にする会計に改編された。国立病院会計は戦前の軍管理病院を引き継いだ国立病院の適正料金による適正医療の実現をめざして、二四年七月に一般会計から区分経理されることになった。同種の会計としては学校特別会計があるが、これは二二年度以降一般会計経理となったので、第五章でとりあげた。郵便貯金会計は、郵便貯金の運用を取り扱っている預金部会計が資金運用部会計へ改編されるに際し、郵便貯金事業の収支を明確にするため二六年度から設置された会計で、当面の収支欠損金は将来の繰戻し条件付で一般会計から補塡することにしたものである。

以上の管理特別会計、なかでも物資の売買を取り扱う流通管理特別会計において、この期にとくに問題であったのは売買のための運転資金の調達である。それは短期証券発行または一時借入金でおこなわれたが、物資売買の時期的なずれや、買取り物資の滞貨としての累積、そしてインフレの進行のなかで、これを負担する諸会計の債務を増嵩させた。それは一面で会計保有物資の見合い債務という性格をもつ債務であるが、当該会計の損失が予算収支面に反映されず事業の採算性が明らかにならないと同時に、国庫対民間収支散超の主因となった。ドッジはこのような特別会

計の運営をインフレ的であるとして、運転資金を政府会計の内部で調達しそれを会計収支に明らかにすることを求めた。すなわち、インベントリー・ファイナンスのすすめであり、二四年度以降、各年度内の総合収支の均衡保持の観点から、多額のインベントリー・ファイナンスがおこなわれる。しかし、このような財政運営に対しては賛否の意見が起こり、二六年度にはその一部見直しが実施された。

こうした環境のなかで、管理特別会計中その規模も大きく、かつ国民生活に対する影響も大きい食糧管理会計および貿易・為替管理会計については、それぞれの会計が独自の問題をはらんでおり、その財政運営は年々政府内外で問題となった。食糧管理会計は、当初食糧確保が最大の課題であり、そのための生産者米価の引上げによる価格差補給金が財政を圧迫した。また戦前から食糧買取りは食糧証券の交付によっておこなわれ、食糧買入代は歳出に計上されない仕組みとなっていたが、供出促進の見地から二二年二月、食糧証券の日銀引受発行により現金で代金を支払うようになって、会計の仕組みが変わった。そして二二年秋には生産者米価に管理費を加えた消費者米価の決定がおこなわれ、食糧管理会計の採算性が課題となる。その後、価格決定方法と会計の運営をめぐって、前記のインベントリー・ファイナンス実施とあわせて論議を呼ぶことになる。

また、二三年度までの貿易資金会計は、国際物価と切断された国内統制価格で輸出入品の売買を取り扱っていたため、プールされた貿易資金から目に見えない価格差補給金が支払われていた。ドッジは単一レート設定を機に国際価格以下で売り払われている輸入物資に対して、その価格差に一般会計から補給金を支出させた。また対日援助物資の売払代金を歳計上明確にすること、そして貿易・貿易外取引の全収支を会計収支に表わし、運転資金を含めた不足金は他会計から繰り入れ補塡することを提起し、それを実施した。また為替取引についても同様にインベントリー・ファイナンスの実施を求めたが、円貨の払出しによる大幅撒超のための為替会計の赤字を埋めることは至難であり、制

度改正の検討がおこなわれる。

以上に触れた管理会計の運営上の問題点は、すでに各年度予算の編成に関連して本財政史第五巻「歳計(1)」編に、国庫収支に関連して第一〇巻「国庫制度国庫収支」編に、物価に関連して同じく第一〇巻「物価」編に触れられている。本章では各会計の運営方法と予算決算の推移のなかで問題点を指摘したにすぎない。他巻もあわせて参照していただきたい。

(1)　主食統制撤廃問題は、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一〇巻「物価」、五七七―八〇ページに述べられており、本章では再述しない。

第二節　流通管理諸会計の収支

一　食糧管理特別会計

食糧管理特別会計は、「食糧管理特別会計法」（大正一〇年四月四日法律第三七号）に基づいて設置された農林省所管の特別会計で、当初、米穀の価格安定を目的とした米穀需給調節特別会計として大正一〇年度に設置されたが、太平洋戦争中に食糧需給確保のため、統制強化の必要から「食糧管理法」（昭和一七年二月二一日法律第四〇号）が制定されるに伴い、昭和一七年度から名称を食糧管理特別会計と改称した（昭和一七年二月二〇日法律第二六号）。「食糧管理法」は「国民食糧ノ確保及国民経済ノ安定ヲ図ル為食糧ヲ管理シ其ノ需給及価格ノ調整竝ニ配給ノ統制ヲ行フコトヲ目的」（第一条）としており、食糧管理の対象となる「主要食糧」を「米穀、大麦、裸麦、小麦其ノ他勅令ヲ以テ定ムル食糧ヲ謂フ」（第二条）と規定したが、食糧管理特別会計（以下「食管会計」と略称することもある）が管理の対象とする食糧も同法に基づく主要食糧で、二〇年度末には籾・玄米・精米・砕米・荷粉米・屑米・米粉・粃・大麦・裸麦・小麦・荷粉麦・屑麦・精麦・小麦粉・乾麺・乾麺麭・干甘藷・馬鈴薯・澱粉・雑穀・口糧乾燥飯等と多岐にわたっていた。(1)

終戦時の食管会計運営の主要点を、当時の「食糧管理特別会計法」によってみよう。①「食糧管理ノ為ニスル食糧ノ買入、売渡、交換、貸付、交付、加工、製造、貯蔵又ハ検査ニ関スル一切ノ歳入歳出」を一般会計から区分して本

会計で経理し（第一条）、「食糧ノ売渡代金、一般会計ヨリノ受入金、借入金及附属雑収入」を歳入に、「食糧ノ買入、売渡、交換、貸付、加工、製造、貯蔵、検査及運搬ニ関スル諸費、一般会計及農業家畜再保険特別会計ヘノ繰入金、証券及借入金ノ償還金及利子其ノ他ノ諸費」を歳出とすること（第六条）、②政府の食糧の買入代価（朝鮮・台湾または外国より直接買い入れる場合を除く）支払いは、食糧証券（無記名・一年内償還）の額面金額による交付をもっておこない、交付食糧証券所持人の請求により日本銀行は政府の定める歩合をもって証券の割引をおこなう（第三・四条）、③②の交付食糧証券の借換えのため、政府は借入金をおこないまたは一年内償還の借換証券を発行することができ、借換証券の借換えについても同じ措置がとれる（第四条ノ二）、④本会計に属する経費支弁のため、本会計負担において借入金を為し得る（第二条）、⑤本会計負担の証券・借入金の限度額は通じて三八億円（この額は年々増額されるが省略）とし（第四条ノ三）、証券・借入金の償還金・利子・発行償還諸費は、毎年度国債整理基金特別会計に繰り入れることと（第五条）、⑥①の歳入中の「一般会計ヨリノ受入金」は、(イ)本会計において大麦・裸麦・小麦の価格調整のため負担した金額、(ロ)朝鮮・台湾からの買入米穀に含まれている生産確保補給金の額の合計額（(イ)+(ロ)）を限度とする（第六条ノ二）、⑦「会計法戦時特例」の規定（昭和一八年一〇月三一日法律第一〇〇号、第六条）により、一般会計に属する米穀生産確保のための補給金を本会計に属せしめた場合には、当該補給金額を②と同じ食糧証券をもって交付する、この食糧証券の取扱いは③と同じ、ただし補給金のための交付証券・借換証券・借入金限度額は一四億円とする（附則第二―第六項、この規定は二〇年二月改正で挿入）、⑧決算上の剰余金は翌年度歳入に繰り入れ（第八条第一項）、⑨毎会計年度歳出予算支出残額は順次翌年度に繰越使用できる（第八条第二項）。

以上みてきたように、終戦時の本会計の運営は、食糧売払代金をもって食糧の買入れおよび食糧管理に必要な諸経費に充て、なお不足する経費を借入金でまかなうのであるが、食糧買入代金中主要部分を占める内地食糧買入代価お

表 2-1　食糧管理特別会計

予算決算（昭和20—23年度）　（単位　千円）

区分	昭和20年度		21			22			23		
	当初予算	決算	改定予算	最終予算	決算	当初予算	最終予算	決算	当初予算	最終予算	決算
（歳入）											
食糧売払代	3,588,470	3,163,383	13,373,421	17,798,026	17,771,211	29,593,884	72,328,837	66,275,988	191,187,975	213,431,498	203,038,039
雑収入	102	34,144	45	45	66,593	3,664	1,046,526	207,876	1,065,150	1,760,618	3,404,402
一般会計より受入	—	—	2,166,983	6,479,511	6,479,511	628,270	6,176,749	6,170,855	—	1,218,352	1,218,352
食糧証券及借入金収入	1,607	—	748	631,076	—	16,122,330	33,547,650	40,000,000	70,905,682	99,405,682	85,320,000
うち）借入金	1,607	—	748	1,076	—	2,330	2,650	—	…	…	—
食糧配給公団納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	8,002,442	10,213,247	3,987,534
予備収入	145,000	—	116,000	116,000	—	116,000	116,000	—	950,000	950,000	—
前年度剰余金受入	—	45,683	—	—	338,896	—	—	500,072	—	—	3,830,965
合計	3,735,179	3,243,210	15,657,197	25,024,659	24,656,211	46,464,148	113,215,762	113,154,791	272,111,249	326,979,397	300,799,292
（歳出）											
食糧買入費	43,324	8,805	—	5,027,699	4,317,682	37,022,033	98,321,312	94,623,659	198,088,954	242,806,709	244,001,496
うち）報奨費	—	—	—	…	…	2,090,000	5,459,278	5,619,549	1,355,433	1,355,433	1,114,730
人件費・事務費	37,711	58,899	206,490	285,864	334,793	472,891	1,092,012	1,061,829	2,485,132	3,032,718	2,859,817
事業費	104,319	107,687	451,224	871,436	785,607	1,607,352	5,803,906	6,169,511	19,624,190	24,767,463	21,838,339
食糧配給公団交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	8,002,442	10,931,599	10,931,599
国債整理基金会計へ繰入	3,386,336	2,713,227	14,835,996	18,705,440	18,701,745	7,198,384	7,376,831	6,857,128	41,988,752	42,875,792	10,743,964
農業保険料等一般会計繰入	5,726	5,726	5,726	5,726	5,726	5,727	—	—	—	—	—
農業家畜再保険会計へ繰入	10,586	9,957	10,586	10,586	10,585	10,585	611,700	611,700	921,779	1,065,116	1,065,116
予備費	147,176	—	147,176	117,907	—	147,176	10,000	—	1,000,000	1,500,000	—
合計	3,735,179	2,904,302	15,657,197	25,024,659	24,156,139	46,464,148	113,215,762	109,323,826	272,111,249	326,979,397	291,440,331

（注）1.　歳出の項目区分は，予算の款項目を下記のように集計したもの．
食糧買入費…20年度は外国米買入代金其他諸費．21年度は食糧買入代．22年度は商品費（穀類・包装及容器費）および報奨費（22年度は供米供出対策報奨費・供米対策報奨物資費・早場米早掘甘諸奨励金，23年度は供米対策報奨費）．
人件費・事務費…俸給・賃金・諸給与・諸手当のほか，事務費・旅費・消耗品費・備品費・物品費・食糧費・政府職員共済組合交付金・交付金・負担金・補助金および恩給負担金（一般会計へ繰入）の合計，ただし年度により名称は異なる．
事業費…保管料・荷役費・手入費・運搬費・新営及修繕費・役務費（印刷製本費・光熱水料・筆耕翻訳料・請負費・広告料・手数料・加工費・保存費・借料・損料）・委託費（集荷宣伝委託費・加工売買委託費）・施設費（建物土地購入費）・管理費（運搬費・集荷手数料・加工費・保管料・保有手入費・委託費・買入代金立替利子）・賠償及償還金（租税外払戻金・小切手支払済償還金）の合計，ただし年度により名称が異なる．
農業保険料等一般会計繰入…農業保険料及水稲冷害共済掛金負担金の一般会計繰入れ．
2.　農業家畜再保険特別会計繰入は昭和22年12月以降農業共済再保険特別会計繰入となる．

出所：「予算書」「決算書」昭和20—23年度．

よびその中に含まれる米穀生産確保補給金の支払いは、現金によらず食糧証券（以下「糧券」と略称することもある）の交付という独特の方法でおこなわれ、証券の交付発行は歳出に計上されず、食糧売払代の収入をまって、食糧証券の償還金および利払いとして国債整理基金特別会計に繰り入れるという仕組みとなっていた。このような収支構造がインフレの渦中でどのように変化したかは歳計の推移とともに説明しよう。

まず、本会計の昭和二〇年度から二三年度までの予算・決算の推移を示せば、表2-1のとおりである。

昭和二〇年度の予算・決算をみると、食糧売払数量が減少して売払代が予算に比し四・二億円減少し、一般会計からの受入金も借入金もなかったが、外地食糧の移入が少なく現金で支払った食糧買入費が著減し、人件費・事務費・事業費は若干増嵩したものの、糧券・借入金の償還・利払いをおこなって、なお三・四億円の歳入超過となった。しかしながら、二〇年度における食管会計は本来赤字運営であり、歳計上の黒字は同会計の仕組みのためにほかならない。終戦直後二〇年産米は不作で、食糧危機が叫ばれるなかで、食管会計における食糧の買入価格と売渡価格の較差はこの年から大幅に開いていった。

「食糧管理法」による米の買入価格は、昭和一八年四月末に石当り四七円と始めて決定され、このほか石当り五円の奨励金と石当り一〇・五円の生産確保補給金が別途一般会計から支出されていた。これに対し政府売渡価格は四六円で、食糧会計の買入価格と売渡価格の較差は小さい。その後二〇年四月に至り、買入価格は生産者米価九二・五円（うち生産確保補給金分を差し引いた地主米価五五円）となり、前述したように補給金を含む買入代価を食管会計負担の交付糧券で支払うこととなった。次いで二〇年一一月買入価格を石当り一五〇円とし、一二月、売渡価格を四六円から七五円に引き上げ、さらに二一年三月三日、新物価体系の設定に際して買入価格・売渡価格を石当り三〇〇円、二五〇円と定めた。[2] この価格差が食管会計の二〇年度歳計に反映しないのは、買入れが交付糧券でおこなわれるからであ

表 2-2　食糧証券発行・償還および年度末現在額

（単位　百万円）

年度	発行額 食糧買入代金財源 当初(A)	発行額 食糧買入代金財源 借換(B)	発行額 一時現金不足財源 当初(C)	発行額 一時現金不足財源 借換(D)	発行額 合計 (E)	償還額 (F)	年度中増減 (E－F)	年度末現在額
昭和17	a) 2,642	3,759	—	—	6,401	6,053	348	1,408
18	a) 2,974	6,075	—	—	9,049	8,592	457	1,865
19	a) 2,837	8,640	—	—	11,477	11,592	d) △115	1,750
20	a) 3,708	13,324	—	—	17,032	15,762	d) 1,270	3,020
21	a) 26,365	26,480	—	—	52,845	c) 49,565	3,280	6,300
22	40,000	b) (22,200) 79,410	8,500	9,500	137,410	103,710	33,700	40,000
23	120,320	269,320	19,500	29,500	438,640	360,640	78,000	118,000
24	118,000	169,700	239,500	267,000	794,200	794,200	—	118,000
25	118,000	—	185,400	241,600	545,000	545,000	—	118,000
26	124,000	—	122,500	260,000	506,500	500,500	6,000	124,000

（注）(A)…食糧買入代金財源で1年内償還．うち a) は交付発行分，なお20年2月から22年1月までの交付発行分中には，生産確保補給金分を含む．
(B)…(A)の借換発行で1年内償還．b) のかっこ内は交付発行分の借換えで内書．
(C)…食糧買入代金支払い上一時現金不足補塡財源で，年度内償還．
(D)…(C)の借換分で，年度内償還．
(F)…償還額中 c) には，日銀引受借換公債 4,551 百万円の発行による償還分が含まれている．
（E－F）…d) 19年度は115百万円の減額となっているが，別途借入金220百万円があり，これは20年度に償還されているので，これを糧券発行によったと仮定すると年度中の糧券額は19年度105百万円の増，20年度は1,050百万円の増となる．

出所：大蔵省理財局『国債統計年報』昭和24年度第2部，144-48，155-60ページ．同昭和25年度，53-55ページ．同昭和26年度，54ページ．

る。交付糧券（額面中に償還日まで日歩九厘で計算した利息を含む。償還期限は大体二ヵ月）の償還金は本会計歳出の国債整理基金会計への繰入れに計上されるが、償還資金に不足すると借換証券が発行され、借換証券の借換えもおこなわれる。この借換分はその利息のみが歳出に計上されるだけで糧券発行残高の累増となり、これは本会計の赤字累積を示すものであるが、歳計上には表われないのである。ここで表2-2に昭和一七年度から二六年度までの食糧証券の発行・償還および年度末現在額を掲げておこう。

ところで、二一年度予算編成に当たっては、米価石当り五〇円の価格差補給金を一般会計から繰り入れる方針をとり、五月成立した吉田内閣もそれを踏襲した。[3] そして司令部の検討を経て九月二一日成立した改定予算（実質上の当初予算）は、表2-1にあるように一般会計からの受入金二一・七億円が計上され、予算に即応して「食糧管理特別会計法」の一部改正がおこなわれた（昭和二一年九月一六日法律第二一号）。この改正は価格調整補給金の一般会計からの受入れと補給金支出にかかわる糧券発行規定の全面改正および糧券残高の一部の一般会計負担公債への借換えを規定したものである。前記の法説明と対照すれば、⑦の補給金のための交付証券発行規定（附則第二―六項）を削除し、米穀生産確保補給金は本会計に属せしめ一年内償還の食糧証券をもって交付し、その借換等の取扱いは③と同じとする、と訂正し（附則第二―五項）、①の歳入の「一般会計受入金」ならびにその内容を規定した⑥の規定を削除することと（第六条中改正、第六条ノ二削除）、新たに、⑩当分のうち決算上の損失補塡のため、予算の定めにより一般会計から繰入金をすることができること（附則第六項）、⑪本会計負担の食糧証券中四五億円を限り一般会計負担に移し、公債に借り換えうること（附則第七・八項）を挿入した。すなわち、価格補給金は米穀買入代金とともに交付糧券によって支払うが、これによって生じる本会計の赤字は一般会計から繰り入れる。このほか本会計の赤字のうち四五億円を一般会計負担の公債を発行して糧券を償還するという方法で補塡することにした。[4]

高まる食糧危機のなかで、政府は司令部との折衝を通じ一〇月二二日、米価改訂を決定した。すなわち二一年産米標準買入価格石当り五五〇円、別途早期供出奨励金を地域・時期により一〇〇円、五〇円、三〇円、超過供出奨励金を一〇〇円（石当り）とし、標準売渡価格は四五〇円（石当り、一一月一日実施）であり、その他の主要食糧価格改訂もおこなわれた。[5] これに伴う追加予算編成の過程で、司令部から二一年一一月一八日付覚書が出され、買入代金（補給金を含む）に対する食糧証券交付制度の廃止による本会計運営の改編がおこなわれることになる。[6] すなわち、従来の交付証券の交付先は全国農業会渡しが約七割を占め、生産者が農業会に米穀を供出すると農業会は代金を即日立替払いし、農林中央金庫が農業会手持ちの証券を割り引いて資金化し、その後に証券は市中に売り出されるかあるいは農林中央金庫が手持ちして償還を受けた。しかし戦争末期から戦後にかけて金融は逼迫し、市中割引が意のごとくならず日銀割引が相当額に上るようになった。また市中金利も上昇し、長らく日歩九厘に据え置かれた糧券割引歩合は、二一年八月日歩一銭、一一月一銭一厘に引き上げられ、農林中央金庫割引歩合も引き上げられたがなお公定歩合を下回り、資金コストの関係で糧券の資金化は困難な状況に陥った。一方、食糧増産と供米の強化が強く要請され米価大幅引上げとなったものの、闇価格との懸隔ははなはだしく、供出は不振で、従来のような供米代金の証券交付による支払方法では現金化が遅れ農家の供出意欲を阻害するとして、これを現金払いに変更せよというのが司令部の要請であった。検討の結果、まず政府が食糧証券発行または借入金で所要資金を調達し、概算払いで農林中央金庫に現金支払いし、農家が農業会（のち農業協同組合となる）にもつ貯金にこれを振替払いするという方法で供出代金を支払うこととし（供米時に交付した証票を金融機関で現金化することもできる）、そのための法改正と予算措置がとられることになった。

まず、特別会計法の改正（昭和二一年一二月二九日法律第六一号）を説明すると、前記②と⑦の交付糧券制度およびそ

の日銀割引制度が削除され、代わって、②本会計において食糧および農産物買入代価財源に充てるため、一年内償還の証券発行または借入金をおこないうること、また、食糧の買入代金支払いに一時不足した場合には、当該年度内償還の証券発行または一時借入金をなしうることとなり（第三条、③の規定が第四条となり、附則第二―五項削除）、⑤の国債整理基金に繰り入れるべき証券・借入金の償還金から年度内償還の証券・借入金を除く規定を挿入した。なお、この制度改正の施行日は、二二年二月一日と定められた（昭和二二年勅令第二九号）。また、一二月二九日に成立した食管会計の追加予算では歳入に米穀・麦・馬鈴薯・生甘蔗・切干甘蔗・澱粉の買入・売渡価格の収支差および奨励金ならびに諸経費の赤字推定額四三億一二五二万八〇〇〇円の一般会計から受入金追加額を計上したほか[7]、交付糧券制度廃止後の買入代金に充てる食糧証券収入六・三億円、借入金の追加額三三・八万円が計上され、歳出には新たに食糧買入費が計上され、事業費、国債償還基金繰入分の増額が計上された。二一年度の最終予算および決算をみると（表2-1）、決算においては食糧証券収入および借入金はなく、歳入超過五億円余を翌年度に繰り越している。

二二年二月一日から実施された新制度による食管会計の運営が全面的に展開するのは二二年度以降である。表2-1によって二二年度の予算・決算をみよう。まず前年と異なる点は歳入に食糧証券収入が、歳出に食糧買入費（予算上は事業費中の商品費・報奨費）が計上されることである。食糧買入代金は日銀引受けで発行される糧券収入、食糧売払代金および包装等の売払いによる雑収入によって現金で支払われ、それが歳入・歳出面に表われる仕組みとなったからである。ただし、買入代金に充てる一年内に償還すべき糧券の償還期限は二カ月で、その借換糧券も同様であり、発行証券のうち年度内償還分は歳計に計上されない。また、糧券の額面には、交付糧券と異なり利子は付されておらず、利子分は割引差額として証券発行の都度国債整理基金に繰り入れられる。従って発行価格は額面と一致し、年度を越す糧券の額面額が歳入に表われる一方、歳出の国債整理基金繰入れは発行全糧券・借入金・一時借入金の利子と

年度を越した糧券・借入金の償還金および発行諸費が含まれる。

二二年度の食管会計の運営をみると、当初予算では六・三億円の一般会計受入れおよび一六一億円の糧券収入を食糧売渡代等に加えて四六四・六億円の歳出をまかなう方針であった。しかし当初予算の推計より大幅な米価値上げとインフレによる諸経費の増嵩により、補正予算の総枠は一一三二億円と当初予算の二・四倍となった。この年の食管会計の運営にとって注目すべきことは、二二年産米の買上価格算定に当たってパリティー方式が採用され、一〇月二二日石当り一七五〇円（俵代込み）と発表され、一方七月六日約二・七倍の消費者価格値上げに続いて、決定した生産者価格に流通経費（食管会計の人件費・事務費・奨励金などの諸経費および配給に必要な経費）を加えた消費者価格が一一月一日から施行されたことである[8]。このため、前年度から引き続く国庫負担による価格操作は一〇月分までで打ち切られた。二二年度補正予算では、一〇月までの主要食糧価格調整費の不足分が一般会計から繰り入れられ、一一月分からは一般会計負担の食糧価格補給金は見込まないこととした。なお右原則の例外として、昭和二二年一二月一五日法律第一八六号に基づいて農業保険の二二年度分負担金六・〇一億円が補正に計上されており、表2-1の二二年度最終予算一般会計受入金六一・七六億円中六・〇一億円が歳出の農業共済保険会計繰入れに通り抜け勘定となり、残額五五・七六億円が価格調整費として食管会計の赤字補塡に充てられる分となる[9]。

続いて二三年度の当初予算は、「農業災害補償法」（昭和二二年一二月一五日法律第一八五号）が農業共済保険掛金の一部を食管会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れること、この負担金は消費者負担とするよう食糧売渡価格を定めるべきこと（第一二条）を規定したので、一般会計からの受入金は一切なく、食管会計運営は独立採算でおこなうように編成された。二三年度米価も前年度同様、生産者米価に流通経費を加算して売渡価格が決められたが、その際農業共済再保険の負担金が売渡価格に含まれなかった。このため、食糧価格改訂に伴う予算補正では、農業共済再保険

表 2-3 食糧管理特別会計

予算決算（昭和24—26年度）　（単位　千円）

区分	昭和24年度 当初予算	昭和24年度 最終予算	昭和24年度 決算	25 当初予算	25 最終予算	25 決算	26 当初予算	26 最終予算	26 決算
（歳入）									
食糧売払代	308,947,661	337,155,077	304,761,201	358,866,412	351,194,565	327,097,989	403,662,319	465,163,311	418,425,772
雑収入	2,037,266	3,280,291	4,292,010	765,772	6,428,897	6,817,362	20,661	542,611	2,885,894
一般会計より受入	2,898,483	19,991,483	19,991,483	2,692,011	15,394,385	2,702,761	26,661,645	44,845,426	47,683,486
農業共済繰入分	2,898,483	2,898,483	2,898,483	2,692,011	2,702,761	2,702,761	4,161,645	4,348,661	4,348,661
歳入不足補塡	—	17,093,000	17,093,000	—	—	—	—	10,000,000	
輸入食糧価格補給金	—	—	—	—	12,691,624	—	22,500,000	28,000,000	43,334,825
学校給食用財源	—	—	—	—	—	—	—	2,496,765	
見返資金繰入（学校給食）	—	—	—	—	—	—	—	1,004,528	533,859
食糧証券及借入金収入	127,714,884	118,004,884	118,000,000	118,000,000	118,000,000	118,000,000	124,000,000	124,000,000	124,000,000
食糧配給公団納付金	—	6,130,493	6,130,493	—	—	—	—	—	—
前年度剰余金受入	—	—	9,358,961	—	3,258,453	3,258,454	2,000,000	3,353,241	5,050,020
合計	441,598,294	484,562,228	462,534,148	480,324,195	494,276,300	457,876,565	556,344,625	638,909,117	598,579,031
（歳出）									
食糧買入費	269,931,906	316,875,627	297,579,663	311,797,565	326,538,978	297,342,410	397,623,320	476,744,314	429,950,377
うち）早期供出奨励金	6,290,000	…	…	6,000,000	6,000,000	…	3,000,000	3,000,000	3,070,000
人件費・非務費	4,187,945	4,187,945	4,198,987	3,797,579	4,133,450	4,199,428	4,559,758	6,076,189	5,618,492
事業費	28,090,747	35,649,290	31,571,519	35,901,339	33,401,581	26,481,629	23,626,235	26,518,650	31,029,912
国債整理基金会計へ繰入	133,675,143	123,749,088	123,592,158	124,109,005	123,340,236	122,100,317	123,295,624	123,203,113	122,029,285
農業共済再保険会計繰入	2,333,367	2,333,367	2,333,367	2,692,011	2,702,761	2,702,761	4,161,645	4,348,661	4,348,661
予備費	3,379,186	1,766,911	—	2,026,696	4,159,294	—	3,078,043	2,018,190	—
合計	441,598,294	484,562,228	459,275,695	480,324,195	494,276,300	452,826,545	556,344,625	638,909,117	592,976,728

（注）1.　歳入の項目中，一般会計より受入の内訳は，予算の項目にないが，予算参照書などで判明した分を掲げた．

2.　歳出の項目区分は，予算の款項目を下記のように集計したもの．

食糧買入費…24・25年度は商品費，26年度は食糧買入費．

人件費・非務費…俸給・賃金・諸給与・諸手当のほか，非務費・旅費・消耗品費・備品費・物品費・食糧費・国家公務員共済組合への負担金等・恩給負担金（一般会計への繰入）の合計，ただし年度により名称が異なる．

事業費…役務費・施設費・委託費・賠償及償還金・管理費の合計，ただし年度により名称が異なる．

出所：「予算書」「決算書」昭和24—26年度．

繰入れ一〇・六五億円のうち五億円を一般会計価格補正費から食管会計へ繰り入れ、別途七・一八億円を農林省所管経費から食管会計に繰入れをおこなった。二二・二三両年度の決算をみると、それぞれ四〇〇億円、八五三・二億円の糧券収入をみているが、仮にここから国債整理基金繰入分と歳入剰余の翌年度繰入分を差し引くと、二二年度は約三〇〇億円、二三年度は約六五〇億円が当該年度限りでみた食管会計の赤字ということになろう。

ここで二三年度までの本会計の運営を通観すると、食糧需給確保と物価安定政策の結果として、食糧の買入・売渡価格は二〇年度から二二年一〇月まで二重価格制がとられ、その間の較差（価格差・報奨金・経費増）を見込んで一般会計からの赤字補塡をおこなってきた（二〇年度までの赤字は公債に借換え）。二二年一〇月以降は二重価格制を廃止し、買入価格に食管会計の経費および配給経費を加算した売渡価格を決定し食管会計の独立採算をめざした。しかし、糧券の残高は年ごとに累増し（表2-2）、二一年度六三億円、二二年度四〇〇億円、二三年度一一八〇億円に達した。これは食管会計の年度末における手持食糧価額の累増（二一年度五七億円、二二年度三五六億円、二三年度九〇〇億円）にほぼ見合っているとしても、糧券の日銀引受けにより調達された資金の市中撒布増を表わすものにほかならない。このような食管会計のインフレ的な運営は、ドッジにより改められることになる。

昭和二四年度から二六年度までの食管会計の予算・決算の推移は表2-3のとおりである。二四年度当初予算の特徴は、前年度と異なり食糧証券・借入金収入（糧券一二七七・一億円、借入金四八八・四万円）より多い償還金を国債整理基金繰入れに計上したことである（繰入一三三六・七五億円のうち、糧券償還一二八〇億円、借入金償還五六八・二万円、糧券割引差額五六・六九億円）。また、一般会計からの受入金二八・九八億円は全額農業共済再保険会計繰入分（本年度二三・三三億円、前年度残額分五・六五億円）で歳出と見合った通り抜け勘定である。[10] これは食管会計の真の均衡を表わした予算であった。ところで、二四年度産米の生産者価格が当初予算より約九％高かったこと、輸入食糧・国内産食糧

とも供給数量が増加する見込みとなったこと、運賃値上げによる運搬費の増嵩などに対処して補正予算が組まれたが、歳出の節約と歳入で雑収入・公団納付金増加を図り、なお不足する一七〇・九三億円を一般会計から補塡することになった。[11] また、糧券収入は九七・一億円を減じて一一八〇億円とし、同額の償還をおこなうように予算を減額修正した。また、たとえ年度間で糧券が増発されなくても秋期の収穫時に多額の現金が撒布される状況を緩和するため、日銀手持ち糧券を預金部資金・見返資金の余裕金で買い持ち、あるいは糧券発行にかえて国庫余裕金の一時繰替使用をおこなう等の運用がおこなわれた。二四年度の決算は、最終予算の計画どおり予算が施行されたことを示し、食糧売払代・買入費ともに予算を下回り、三二・六億円の入超分を翌年度に繰り越した。

二五年度当初予算は、前年度同様総合予算の均衡の見地から糧券の年度末残高を前年度末より増加させない方針がとられ、また一般会計の赤字補塡なしで真の独立採算がおこなわれるような価格決定がめざされた。糧券収入を前年度と同じ一一八〇億円見込み、歳出に同額の償還金を計上し、一般会計からの受入金も農業共済関係の通り抜け金のみで本会計の収支均衡が図られた。補正予算では新たに輸入食糧補給金の一般会計から受入れが計上された。これは民間貿易が再開され、民間で輸入した食糧を本会計が買い付ける際買入費に含まれる輸入食糧補給金を受け入れるもので、これも通り抜け勘定である。決算をみると、食糧買入・売渡数量の減少に伴い収支の規模は縮小し、輸入食糧の買入れがなく、補給金の受入れおよび払出しもなかった。また、糧券増発や赤子補塡をおこなうことなく五〇・五億円を翌年度に繰り越した。

ところで、二三年産米以来豊作が続き、ドッジ安定政策の効果が表われ始めると、食糧需給関係は緩和し、食糧の闇価格が低落し配給辞退が起こるようになって、いも類の統制は二五年産から、雑穀の統制は二六年三月に廃止となり本会計の取扱物資から除かれ、米麦の統制廃止が論議されるようになった。このような環境のなかで、朝鮮戦争勃

発に伴う諸物価の値上りを反映して、米麦の生産者価格の値上げが課題となると、消費者価格の算定をめぐって食管会計運営の見直しが論議された。食管会計は二四年度以来、手持食糧の増加を糧券の増発によってまかなうことをせず、販売価格の増加、それでも不足すれば一般会計の赤字補塡金によってまかなういわゆるインベントリー・ファイナンスによる会計運営がされてきたのだが、本会計の手持食糧には評価増があるにもかかわらず見合いの債務が増加しないので、二四年度の損益計算上の利益は四四二・五億円に達した。一方販売価格が原価計算によらず本会計の現金収支の均衡を原則として定められると、生産者価格が騰貴の傾向にある場合は原価方式よりも消費者価格を引き上げることになり、消費者価格の低位安定の要請とは矛盾し、いたずらに本会計の利益を増加させるというのが論議の焦点であった。(12)

結局、二六年度当初予算では従来の方式を一部手直しし、歳入の糧券収入を一二四〇億円とし歳出の国債整理基金繰入れ中の糧券償還を前年度同様の一一八〇億円にとどめて、年間六〇〇億円の糧券発行増を認め、この予算に合わせて米麦の販売価格を決定することとして、麦価の据置、外米価格の抑制などの措置がとられた。また、生産者価格決定に際し各種の奨励金を整理し、一部は基本価格に織りこまれた。このほか、二六年度予算には制度上の改正もおこなわれている。それは司令部の公団廃止方針により、食糧配給公団が二五年度末で業務を停止し民営米屋の販売に移ったこと、油糧砂糖配給公団の廃止に伴い砂糖を主要食糧の一つとして本会計で取り扱うことになったこと（二二年度に一たん本会計の取り扱う主要食糧となったが、その後食料品配給公団、続いて油糧砂糖配給公団で取り扱っていた）、また食糧輸入方式が政府直輸入から原則としてすべて民間輸入となったことに伴い、従来輸入業務を経理していた貿易特別会計へ繰り入れていた輸入食糧補給金を本会計に全額繰り入れることにしたこと、輸入米の包装資材である麻袋の取扱いを食糧配給公団から引き継いだこと、などである。(13)

次いで二六年度補正予算では、八月一日実施の消費者価格改訂を織り込んで試算すると本会計の収支が一〇〇億円不足する計算となり、これを一般会計から補塡することと輸入食糧補給金の増額、見返資金で支出される学校・保育所用脱脂ミルクの財源繰入れなどの補正が組まれた。赤字補塡分以外は通り抜け勘定である。こうして二六年度の決算収支は、約六六億円の歳入超過を翌年度に繰越したが、表2-2にみるように、二四・二五年度と変わらなかった本会計負担糧券の残高は、二六年度に六〇〇億円を増加した。

二　薪炭需給調節特別会計

薪炭需給調節特別会計は、「薪炭需給調節特別会計法」（昭和一五年三月二九日法律第七三号）に基づいて、薪および木炭の需給調節事業を管理する会計で、当初木炭需給調節特別会計として昭和一五年度から設置されたが、昭和一八年度から薪を加え、薪炭需給調節特別会計と名称を変更した（昭和一八年三月五日法律第一五号）。終戦時の本会計の運営を特別会計法によってみれば、①薪炭売渡代金・借入金・付属雑収入を歳入とし、薪炭買入代金・貯蔵売渡運搬の経費・借入金償還・借入金一時借入金の利子・一般会計からの受入金（価格調整のため負担した金額相当額を限度とする）・その他諸費を歳出とする（第四条）、②本会計に据置運転資本一〇〇〇万円を置き（一般会計から繰入れ、第四条）、運転資本不足時には借入金で臨時補足できる（限度九〇〇万円、昭和一七年法律第二七号）、③本会計の経費支弁のため借入金をおこなうことができ（限度八〇〇〇万円、第三条）、④一時現金が不足するときは一時借入金がおこなえる（第七条）、⑤決算剰余金は翌年度歳入繰入れとする（第八条）、となっていた。

本会計は食管会計と同様に統制物資の買取り・売渡しを経理するが、終戦時は両方とも現金でおこなわれ、買入・

予算決算（昭和20—24年度）　（単位　千円）

区分	昭和20年度 予算	昭和20年度 決算	21 予算	21 決算	22 予算	22 決算	23 予算	23 決算	24 予算	24 決算
歳入	940,765	540,848	3,940,866	2,053,276	11,255,972	8,871,742	26,249,180	23,715,295	16,270,839	16,685,493
薪炭売払代	763,617	410,261	3,940,732	1,749,356	10,062,145	7,660,325	23,597,783	21,071,908	10,501,495	9,963,504
雑収入	134	2,585	134	3,921	158	21,417	225	53,387	299,344	351,989
借入金	20,158	55,000	0	300,000	1,193,669	690,000	2,651,172	—	—	—
薪炭証券	—	—	—	—	—	500,000		2,590,000	—	900,000
一般会計より受入	156,857	73,003	—	—	—	—	—	—	5,470,000	5,470,000
歳出	940,765	484,161	3,940,866	1,989,799	11,255,972	8,649,944	26,249,180	23,714,844	13,446,587	17,002,436
薪炭買入費	579,811	263,491	2,971,625	1,578,907	7,015,563	5,506,562	14,389,288	15,005,002	5,591,294	8,034,756
人件費・事業費	286,982	148,406	906,937	350,214	3,686,001	2,810,685	10,189,285	7,377,667	4,626,439	6,196,658
国債整理基金繰入	73,144	72,264	60,433	60,678	534,205	332,697	1,339,429	1,332,175	2,846,086	2,771,022
予備費	828	—	1,871	—	20,203	—	331,178	—	382,768	—

出金」を含む.

売渡代金が歳計上に表われ、売渡代金をもって買入代金に充てるが、その際の価格差は一般会計から補塡された。また、終戦時には据置運転資本一〇〇〇万円が全額欠額となっており、運転資金はすべて借入金に拠っていた。なお、自家消費分・県内消費分は供出から除外されていた（「薪炭需給調節特別会計規則」昭和一五年勅令第四三七号、第三三条）。

本会計の昭和二〇年度から二四年度までの推移は表2-4のとおりである。

二〇年度には終戦を挟んで薪炭の取扱数量が大幅に減少して決算は予算を下回ったが、五五〇〇万円の借入金を運転資金に充て、七〇〇〇万円の借入金償還をおこなって、なお、繰越分の現金・薪炭価格を調整すると収支差引一億〇四〇四万余円の残余金を生じ、前年度よりの越損失五六五〇万余円を補塡して四七五四万余円の剰余金があり、これを二一年度歳入に繰り入れるべきところ、薪炭その他の資産として、現物を手持ちすることにし歳入に繰り入れることなく決算を結了した。

二一年度には、三・三物価体系の策定に当たり薪炭の買入

表2-4　薪炭需給調節特別会計

（注）「薪炭買入費」は22年度以降「商品費」を計上,「人件費・事業費」には「諸支出所：「決算書」昭和20—24年度.

れ・売渡しの価格差を廃したので、本会計への価格補給金繰入れはなくなった。二一年度の運営をみると、三億円の運転資金を借り入れ、五五〇〇万円の借入金償還をおこなって、決算の歳入・歳出額に現金および薪炭の年度繰越分を調整すると、一億八八七四万余円の欠損となり、損失としてそのまま決算を結了した。

次いで、二二年度当初予算は前年度と同様の方法で編成されたが、物価値上りによる運転資金の額が多額になったので、年度の途中から食糧証券（二二年二月実施以降のもの）と同様な薪炭証券の発行によって運転資金を調達することになり、そのための特別会計法の全面改正（昭和二二年一二月四日法律第一四七号）がおこなわれた。この薪炭証券・借入金・一時借入金の限度額は通じて三〇億円となり、また、旧法によって一般会計から繰り入れられた据置運転資本一〇〇〇万円は一般会計に繰り戻されることが規定された（附則第三条）。こうして、運転資金調達のための薪炭証券は、昭和二二年一二月二六日から発行された。二二年度の運営をみると、借入金六・九億円、薪炭証券五億円の発行をみる一方、三億円の

借入金を償還したほか、歳計収支に繰越分の現金・資産・薪炭の価格を調整すると、収支差引二万余円の剰余を生じたが前年度繰越損一・四億円の一部を補塡して決算を結了した。次いで二三年度は、二五・九億円の薪炭証券発行に対し、五億円の証券を償還し、六・九億円の借入金を返済して、現金・資産・薪炭の繰越分を調整すると、収支差引九億五一八〇万余円の欠損を生じ、前年度繰越損失一億四一五七万余円と加算して決算を結了した。

こうして二三年度末には赤字が累積したが、それは二三年の暖冬と高い公定価格のために売行き不振を生じ、昭和一五年に薪炭統制を開始して以来の現物不足が一挙に解消したという事情を背景に、備蓄薪炭の損耗、統制機関の複雑化に伴う混乱等により生じたもので、薪炭統制撤廃が検討されるが、その前に本会計の赤字補塡が課題であった。[14]こういう状況のなかで、二四年度当初予算は、二二・九億円と前年度より少額の証券収入と二五・九億円の証券償還をおこなって収支とも二八八・七億円とする超均衡予算が組まれた。しかし、薪炭統制撤廃のため、本会計は二四年八月から薪炭の買入れを停止し、手持ち薪炭を二四年末までに売り払う予定として、補正予算で減額修正をおこなう[15]とともに、五四・七億円の赤字補塡金を一般会計から繰り入れることにし、最終予算は前掲 表2-4 のようになった。

本会計の廃止には「薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律」（昭和二五年三月三一日法律第三七号）が制定され、二五年四月一日施行された。同法により、借換薪炭証券の借換えを一年内償還の証券でおこなうことができることになり、廃止の際の本会計の資産・負債は一般会計へ帰属することになった。二四年度の本会計決算は、九億円の薪炭証券を発行し二五・九億円の証券償還をおこなったうえ、繰越分の現金・資産・薪炭の価格を調整して収支差引一七億五九三四万余円の剰余を生じ、そのうち一〇億九三三八万余円の繰越欠損を補塡して決算を結了し、資産・負債を一般会計へ引き継いだ。

三　金資金特別会計・貴金属特別会計

（一）金資金特別会計

金資金特別会計は、「金資金特別会計法」（昭和一二年八月一一日法律第六三号）に基づいて設置された金資金（歳入歳出外資金）の運用収支を経理するため、昭和一二年度から設置された特別会計である。戦時中の金資金は政府に金を集中し、資金によって保有した金で為替調節をおこない、また金の増産、集中を図るための奨励金・貸付金として運用されるなど多面的に運用された。戦後、昭和二〇年九月、司令部は金、銀、白金等貴金属の国内取引および輸出入など一切を管理下に置き、続いて政府・民間所有の貴金属、ダイアモンド等の接収を開始し、金資金で保有していた政府所有の金も接収された。その後日本政府は、司令部の管理のもとで国内産金のほか貴金属を日銀を通じて買い上げ、国内の医療・工芸・工業用の必需貴金属を民間に払い下げることになり、金資金はそのための貴金属の買上げ・保有・売払いのための運転資金の役割を果たす資金に転化した。[16]

金資金の資金量は終戦前後の金の現送や司令部の接収等によって格段に縮小し、その運用目的は変わったが、金資金特別会計の運営方法は、戦後昭和二三年度まで変わらなかった。終戦時の「金資金特別会計法」によって本会計の運営をみると、①資金運用利殖金（保有有価証券の利子・貴金属売買差益等）・雑収入を歳入に、一般会計および特別会計への繰入金・事務取扱費・運用損失金を歳出とする（第五条）、②歳入の一般会計・特別会計への繰入金は、予算の定めるところにより、産金増加・金の集中・産金事業整備のための必要な費途に使用できる（第三条）、③本会計の決算上の剰余は、資金保有資産の減価償却に充て、その残余は資金に繰り入れ、決算上の不足は資金から補足する（第

表 2-5　金資金特別会計予算決算（昭和20—23年度）

（単位　千円）

区分	昭和20年度		21		22		23	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	32,480	45,294	19,638	12,500	11,214	89,056	324,804	341,940
運用利殖金収入	32,480	45,294	19,638	12,500	11,213	83,383	324,802	341,939
雑収入	0	0	0	—	1	0	2	1
前年度繰越資金繰入	—	—	—	—	—	5,673	—	—
歳出	302,352	9,119	9,049	1,352	4,143	5,968	246,268	243,653
運用諸費	183	3,724	2,049	25	298	253	232,879	231,250
人件費・事務費	53	50	—	—	65	3	289	53
一般会計特別財源繰入	12,295	5,345	7,000	1,327	3,780	5,713	12,600	12,350
特別会計特別財源繰入	232,821	—	—	—	—	—	—	—
予備金	57,000	—	—	—	—	—	500	—

（注）「運用諸費」は運用手数料・運用損失金・賠償及訴訟費・諸払戻金・小切手支払未済金償還金・貨幣交換差減・延滞利子の合計で，「人件費・事務費」は事務費・補充費から運用諸費を差し引いて算出，ただし，22年度の運用諸費は役務費中にも含まれていると推定されるが不詳のため，「人件費・事務費」中に算入されている．「特別会計特別財源繰入」は，朝鮮・台湾両総督府特別会計繰入分．

出所：「決算書」昭和20—23年度．

六条、第七条）、と規定され、資金の運用・受払いは歳計外となっており、本会計は単に運用利殖金を受入れ運用経費を経理する会計となっている。

なお、二〇年九月から二一年にかけての司令部の貴金属取扱いに関する諸覚書を受けて「金資金の運用に関する件」（昭和一四年勅令第一三七号）の一部改正（昭和二一年一〇月一日勅令第四五六号）がおこなわれ、金資金で受払いをおこなう貴金属は金・銀のほか、白金等（白金・ルテニウム・ロヂウム・パラヂウム・オスミウム・イリヂウムおよびイリドスミンをいう）と規定された。

昭和二〇年度から二三年度までの金資金特別会計の予算・決算の推移は表2－5のとおりである。二〇年度の当初予算は、戦時体制推持のための予算で、多額の朝鮮・台湾両総督府会計への繰入金を計上していたが、これは支出されず、決算では歳入歳出差引三六一七万余円の剰余金が資金に繰り入れられた。二一年度は予算規模が小さくなり、決算で一一一四万余円の歳入超過となったが、うち五六七万余円を翌年度歳入に繰り入れ一般会計への特定財源に支出することとし、残金五四七万円を資金に繰り入れた。続いて二二年度は運用利殖金が増大し、また前年度からの繰越金を一般会計特定財源繰入れに充て、八三〇八万余円の歳入超過となり、うち二五〇四万円余を資産の減価償却に充てて残金を資金に繰り入れた。

ところで金資金は、終戦後、金、銀、白金等の貴金属の買入れ・売渡し資金として活動していたが、インフレのなかで資金量が不足し、資金を一般会計から補塡することとなり、「金資金特別会計法の一部を改正する法律」（昭和二三年四月一日法律第一七号）が制定され、資金に不足を生じたときは、一億円を限り一般会計から繰り入れ補足すること、この借入金は後日一般会計へ繰り戻すこと（第二条ノ二）となり、続いて同法の一部改正（昭和二三年五月一日法律第三四号）で、資金補足繰入金限度を六億円に拡張するとともに、金資金の運用を実態に合せて、金資金は本会計経費を支弁するための金額を除いて、金、銀、白金等（前掲諸金属と同じ）、国債、外貨または預金部預金に運用できることと規定して、法制を整備した。さらに同年一二月の法改正（昭和二三年一二月二日法律第二一八号）では、当分の間、金資金の不足に際し本会計負担において預金部または日銀より一年内償還の借入金をおこないうること（五億円限度）、借入金は一年内償還の借入金に借換えができることとなった。金および借入金五億円により金資金の資金量が急増した。

二三年度の本会計の決算は、表2－5にみるように資金量増加を反映し、運用利殖金も増加し、決算は歳入超過九八二八万余円となり、うち〇・八九万円を減価償却に充て残額九八二九万余円を資金に繰り入れた。

表 2-6　貴金属特別会計予算決算（昭和24—26年度）

（単位　千円）

区分	昭和24年度		25		26	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	3,727,626	3,779,485	4,490,932	4,547,164	5,277,222	4,543,904
貴金属地金売却代	1,093,014	1,131,689	1,797,414	1,853,163	1,554,000	2,023,642
利子・償還金	1,610	3,249	116,360	116,839	1,801	31,797
雑収入	2	4	2	6	5	5
一般会計より受入	2,633,000	2,633,000	2,484,226	2,484,226	3,721,415	1,860,000
金資金会計残金受入	—	11,544	—	—	—	—
前年度剰余金繰入	—	—	92,930	92,931	1	628,460
歳出	3,727,626	3,686,555	4,490,932	3,918,704	5,277,222	4,376,237
貴金属地金買入費	3,200,000	3,167,011	4,482,033	3,912,902	5,271,600	4,372,721
借入金償還	500,000	500,000	—	—	—	—
その他管理費	—	—	7,948	5,352	4,554	3,037
事務費	26,891	19,544	460	451	568	479
うち）国債整理基金繰入	25,550	17,699	—	—	—	—
予備費	735	—	491	—	500	—

（注）歳出中貴金属地金買入費は管理費中の商品費を，その他管理費は管理費中の役務費・政府持株払込金を計上した．

出所：「決算書」昭和24—26年度．

(二) 貴金属特別会計

金資金会計は保有資金の受払いを歳入歳出外に処理したため、貴金属の買上げ・売払い・保有にかかわる諸収支が歳計上に表われなかったが、ドッジライン下で、特別会計の一切の資金操作を歳計上に明らかにする方針が司令部より示されて、新たに「貴金属特別会計法」（昭和二四年四月二五日法律第三四号）に基づいて設置される貴金属特別会計に再編された。同法で取り扱う貴金属は金資金会計と同様に金、銀、白金等（前記諸金属）で、会計の運営は、①貴金属売払代金・付属雑収入を歳入に、貴金属買入代金・事務取扱費・一時借入金の利子・その他諸費を歳出とし（第三条）、②支払上現金が不足するときは、当該年度内に償還する一時借入金または国庫余裕金繰替使用がおこなえる（第八条）、③決算剰余金は翌年度歳入に繰り入れ、④当分の間、本会計の歳入不足補塡のため一般会計から繰入金ができ、後日、繰入相当額を予算の定めにより一般会計へ戻し入れること（附則第八、九項）と規定され、金資金会計から本会計への継承については、昭和二四年度予算成立の日（二四年四月二〇日）に本会計が成立し、資産負債、歳入歳出を引き継いだ。(17)

昭和二四年度から二六年度までの貴金属特別会計の最終予算および決算は表2-6のとおりである。本会計運営の特徴は、貴金属地金買入費の多くの部分（決算ベースで二四年度八三・一%、二五年度六三・四%、二六年度四二・五%）を一般会計からの赤字補塡金に仰いでいることであり、これは従前不足を借入金に仰いでいた貴金属買上資金のインベントリー・ファイナンスである。貴金属の買上・売渡価格は単一為替レート設定までは国内生産コストに基づいて計算され、為替レート設定後は国際価格にリンクしてコスト計算されているが、買上げは国内産の全貴金属を買い上げる一方、払下げは司令部の管理下にきびしく抑制されているため、払下げ数量は買上げ数量に及ばず、本会計は赤字運営となる。(18) 二四年度の決算では一般会計から二六・三億円を受け入れ、三一・六億円の地金買入費および前年度金資金が借り入れた借入金五億円を償還し、歳入超過〇・九億円が翌年度に繰り入れられた。二五年度は一般会計から二四・八億円を受け入れ、決算上の剰余六・二八億円を翌年度に繰り入れている。二六年度は地金売却代金および保有債券の償還金が予算を上回り、六・二八億円の前年度繰入金があったことと地金買入費が予算を下回ったので、決算においては一般会計受入金が予算の約半額に減じ、一億六七六六万余円の歳入超過分を翌年度に繰り越した。

四　糸価安定特別会計

糸価安定特別会計は、生糸の輸出増進および蚕糸業者の経営安定を図るために蚕・生糸価格の異常な変動を防止す

表 2-7　糸価安定特別会計予算決算
（昭和26年度）　（単位　千円）

区分	予算	決算
歳入	3,025,374	3,031,668
一般会計より受入	3,000,000	3,000,000
雑収入	25,374	31,668
歳出	3,025,374	4,610
生糸買入費	2,900,000	—
事務費	4,664	4,610
管理費	8,441	—
予備費	112,269	—

出所：「決算書」昭和26年度.

ることを目的として制定された「繭糸価格安定法」（昭和二六年一二月一七日法律第三一〇号）に基づいて、政府の定める標準生糸を予算の範囲内で最低価格で買い入れ、最高価格で保有生糸を売り渡す売買操作を経理するために、「糸価安定特別会計法」（昭和二六年一二月一七日法律第三一〇号）に基づいて、昭和二七年一月一日に設置された。本会計は当初一般会計から三〇億円の繰入金を受け、これを資本として生糸の買入れをおこなう予定で、表2-7のような予算が組まれたが、生糸の暫定的な最高価格・最低価格の決定が二七年二月一四日となり、実質的な運営は二七年度以降に持ち越され[19]、二六年度は事務費を支出したのみで、歳入歳出差引三〇億二七〇五万余円を翌年度の歳入に繰り入れた。

（1）「昭和二十年度末農林省食糧管理会計食糧在高明細表」（「決算書」昭和二〇年度）。
（2）買入・売渡価格には地域差、等級差があるが、うるち玄米三等の標準価格であり、馬場啓之助「食糧価格統制」（食糧庁『食糧管理史』総論Ⅱ）、三八三―八五ページを参照。
（3）『昭和財政史―終戦から講和まで―』第五巻「歳計(1)」一三九ページ。
（4）二〇年度の食管会計損益計算書によれば、二〇年度損失三二・一億円、前年度よりの越損失一二・五二億円、合計四四・六三億円の損失が計上されている。なお、糧券借換のため、三分半利国庫債券が二一年一一月三〇日、二二年一月三〇日の二回にわたり日銀引受けにより合計四五・五一億円発行されている（大蔵省理財局『国債統計年報』昭和二四年度、第二部、二四―二五ページ）。
（5）食糧庁『食糧管理史』各論Ⅰ、一〇〇―一五ページ。

（6）覚書の詳細は不詳であるが、説明は大蔵省所蔵日本銀行資料によっている。
（7）積算基礎は、「食糧管理特別会計昭和二一年度損失額推定」（大蔵省資料Z五一一―一三〇）を参照。
（8）『食糧管理史』各論Ⅰ、一五一―八三ページ参照。
（9）大蔵省主計局『昭和二十二年度予算の説明』昭和二二年一二月一〇日、四、二五―二六ページ。
（10）『国の予算』昭和二四年度、二四七ページ。
（11）同前、昭和二五年度、八二五ページ。
（12）同前、昭和二六年度、三五五、三五八ページ。
（13）同前、三六〇ページ。
（14）同前、昭和二四年度、二五二―五三ページ。
（15）同前、昭和二五年度、八二六ページ。
（16）金資金について、詳しくは『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一〇巻「預金部資金」、七〇九―一一ページを参照されたい。
（17）昭和二三年度末における金資金の資産・負債の内訳は『国の予算』昭和二四年度、二〇五ページ。
（18）『国の予算』昭和二四年度、二〇四ページ、昭和二五年度、六七二ページ。
（19）同前、昭和二七年度、四六一ページ。

第三節　貿易および為替管理諸会計の収支

一　貿易資金特別会計

終戦後のわが国の貿易は、司令部の全面管理下に置かれ、その許可の範囲でおこなわれる国営貿易として始まった。当初は外国との貿易・為替取引は一切司令部がおこない、日本政府は司令部がおこなう外貨の受払いとは無関係に輸出入品の国内における受払いを担当した。輸出入品の国内における円貨受払いのための貿易資金は、「貿易資金ノ設置ニ関スル法律」（昭和二〇年一二月二二日法律第五三号）によって、為替交易調整特別会計の昭和一九年度の決算上の剰余中五〇〇〇万円をもって設置され、貿易資金の運用利殖金や運用上の事務取扱費は為替交易調整特別会計で経理することと規定されたが、事実上同会計には貿易資金の運用上の収支は計上されず、新たに貿易資金特別会計が設置されることになった（二三六―三七ページ参照）。

貿易資金特別会計は「貿易資金特別会計法」（昭和二一年一一月一三日法律第五四号）に基づいて昭和二一年一一月二三日に設置された（昭和二一年勅令第五五九号）。本会計は、金資金特別会計と同様に歳入歳出外資金である貿易資金の運用利殖金や運用取扱費を経理する会計であって、運営上の要点は同法によって、①貿易資金の運用利益は翌年度の歳入に繰り入れ、運用損失は翌年度の歳出で補塡すること（第四条）、②前年度貿易資金の運用益金・借入金・一般会計からの繰入金・付属雑収入を歳入に、貿易物資の管理処分に要する特別経費・事務取扱費・資金運用手数料・③の

表 2-8　貿易資金特別会計予算決算（昭和21―23年度）

（単位　千円）

区分	昭和21年度		22		23	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	20,324	30,829	191,297	186,963	1,800,988	2,551,326
借入金	18,932	18,817	172,760	—	—	—
雑収入	1,392	12,012	11,896	180,322	393,086	1,149,003
一般会計より受入	—	—	6,641	6,641	—	—
貿易公団納付金	—	—	—	—	1,407,902	1,402,323
歳出	20,324	18,653	191,297	179,186	1,800,988	1,733,707
事務取扱費a)	2,478	2,425	39,557	37,492	90,830	85,503
国債整理基金繰入	b) 17,796	b) 16,228	c) 151,690	c) 141,694	300,257	240,303
貿易公団交付金	—	—	—	—	1,407,902	1,407,902
予備金	50	—	50	—	2,000	—

（注）a）は，事務費と諸支出金の合計から借入金償還金・同利子・国債整理基金会計への繰入分を差し引いて計上．b）は借入金利子．c）は借入金償還金と国債整理基金会計繰入の合計額．

出所：「決算書」昭和21―23年度．

借入金の償還金・一般会計への繰入金・借入金の利子（③の利子と資金で借り入れた分の利子）・貿易資金の運用損失補塡金・付属諸費を歳出とする（第五条）、③本会計の歳出を支弁するため必要があるときは一年内償還の借入金を日銀および預金部からおこなうことができる（第六条）、④本会計の損益計算上の過剰は一般会計歳入に繰り入れ、不足は一般会計歳出をもって補塡する（第七条）、と規定している。なお貿易資金は、前年設置の資金五〇〇〇万円をそのまま充て（二二年度に一般会計繰入金九・五億円を増額して一〇億円となった）、貿易物資およびその取引に基づく請求権に運用されるほか、貿易物資に準ずる物資・外国への送金・外国からの送金で所管大臣と大蔵大臣が協議のうえ指定するものおよび預金部への預金に運用される（「貿易資金特別会計規則」昭和二一年一一月二二日勅令第五六〇号）。この運用上の損益が翌年度の本会計の歳入歳出に計上され、本会計の損益は一般会計との間で決済される仕組みとなっているのである。

本会計の昭和二一年度の収支は表2-8のとおりで、

決算でみると歳出の八七％が借入金の利子で、貿易資金運用のための借入金の利払いのために本会計は借入金をおこない、決算上の収支は一二一七万余円の歳入超過であるが、借入金未償還額一八一七万余円を差し引いた六六四万円が損益計算上の不足となり、これは二二年度の一般会計から繰入れを受けることにして決算を結了した。

二二年度の当初予算においては、貿易資金の資金量を補足するため一般会計から九・五億円の繰入金が計上され、貿易資金は一〇億円となったが、貿易量の増大や物価改訂などの結果貿易に伴う円貨の受払いは相当に払超となり資金量の不足が予想されるに及び、二二年度半ばにして本会計の運営を改編するため「貿易資金特別会計法」の全面改正がおこなわれた（昭和二二年一二月一三日法律第一七九号、一二月一五日施行）。この法律が前法と異なる主要点は、第一に貿易資金が不足したときは、本会計負担により一〇〇億円を限って一年以内に償還すべき借入金または融通証券の発行ができるようになったこと（第三条）、第二に貿易資金の運用先に貿易公団貸付金が加わったこと（第四条）、第三に貿易資金の損益は翌年度の本会計の歳出入に繰り入れられる規定を改正して当該年度としたこと（第五条）、ただしこれらの規定にかかわらず、昭和二一年度から別に法律で定める会計年度までの期間中は、会計年度ごとの計算を省略し当該年度の全期間について政令の定めによりこれを計算することができるとしたこと（第一九条）、である。ただし融通証券は発行されず、貿易資金の不足は日銀からの借入金で補足され、その限度額も次々と法改正で拡張された（二三年度末は三〇〇億円）が、貿易資金の損益計算は当分見送りになったため、その赤字あるいは輸出入品の滞貨のための運転資金の増嵩は、日銀よりの一時借入金の利払費として本会計の歳出に計上されるのみであった。

二二・二三年度の本会計の予算決算を前掲表2－8でみると、二二年度は前年度予定損益不足額を一般会計から繰り入れ、ほかに雑収入が一・八億円に達したので、歳入で歳出の事務取扱費・前年度借入金の償還金・借入金の利子をまかなってなお決算上歳入超過となり、本会計の損益計算上は六七〇万余円の過剰金を生じ、これは二三年度一般

会計の歳入に繰り入れられた。二三年度歳入歳出には貿易公団の納付金と交付金が計上されることになった（昭和二三年七月一〇日法律第一一八号）が、決算では雑収入が予算を上回り、歳入超過となり損益計算上は八億一八六九万余円の過剰金が生じた。この過剰金については特別会計法の改正（昭和二四年四月一日法律第二五号）により、貿易資金に組み入れることにして、二三年度の決算を結了した。

なお貿易資金に司令部の指定する特定財源を繰り入れるため、昭和二三年八月一九日に外国貿易特別円資金特別会計が設置された（第三章第三節四参照）が、二三年度中にこの会計からの貿易資金繰入れはおこなわれなかった。

以上のように本会計には貿易資金の実態は反映されなかったが、貿易資金それ自体は二二年度に一〇億円に増額されてもなお、資金不足が続いた。そのため、日銀からの一時借入金は借入れと借換えを繰り返して、二一年度末一四億円、二二年度末六六億円、二三年度末二五〇億円に及んだ。[1] このような資金不足の原因は、第一に単一為替レートが未設定で、輸出入品の国内価格が著しく不均衡であったためである。すなわち、輸出入品は外貨建価格と関係なく国内統制価格で売買され、食糧や基礎資材を主とする輸入品は国内価格が割安で、加工度の高い輸出品は割高となっていた。この時期のドル建輸出入はガリオア・エロア資金による輸入を含み大幅な入超であった（二四年三月まで輸出六・六億ドル、輸入一七・四億ドル）にもかかわらず、輸入品売却代金で輸出品買入代金をまかないきれなかったのは、輸出品の割高買上げ・輸入品の割安売渡しの差損を貿易資金で負担した結果であり、換言すれば「隠れた価格調整補給金」が貿易資金受払操作のなかで支払われていたことになる。第二は、円貨受払いの時期的ずれと、それに原因する未収金・滞貨の問題である。すなわち輸出物資買上代金は船積に先立ち貿易公団（二二年四月設置）への貸付金として資金から払い出され、輸入物資払下代金は物資到着より回収まで約三ヵ月を要し、また輸入品目・数量・時期が需要にマッチしないため滞貨を生じること、物資払下げに含まれるべき輸入諸掛や取扱経費をも負担したことなどがあ

げられる。[2]

二四年度予算編成に当たって、ドッジはアメリカの援助物資が貿易資金の受払いを通じて隠れた価格補助金を支払っていたのを明かるみに出し、運転資金を含めた政府資金の収支の均衡を求めた。また単一為替レートの設定とも相まって、本会計は二三年度限りで廃止され貿易特別会計が設置されることになる。

二　貿易特別会計

司令部管理下の国営貿易として始まった戦後貿易は、輸出面で民間貿易再開（二二年八月）、輸出契約の承認制への移行（二三年八月）と統制が緩和されたが、その決済は外貨と切断され貿易資金を通じておこなわれてきた。二三年一二月、単一為替レートの下で財政の均衡を図り経済安定を実現するべきことを示した経済安定九原則がワシントンの指示で発表され、それを実現すべく翌二四年二月に来日したドッジ公使は、三月下旬昭和二四年度予算案を日本側に提示し、四月二三日、単一為替レート一ドル三六〇円設定が発表され、四月二五日から実施となった。輸出入品代金はこのレートのもとで取引されるが、その決済は外貨勘定とは別立ての政府資金（後述するように貿易特別会計所属の外国為替資金）を通じて円貨で受払いされることは従前と変わらない。しかし、やがて貿易は輸入も含めて民間貿易に移され、外貨も日本に移譲されて名実ともに外国為替資金が決済を受け持つことになることは予測されていた。

以上を前提に貿易資金特別会計は貿易特別会計に再編される。ドッジの意図を受けておこなわれたその再編の要点は、①米国の対日援助物資の売払いによる円貨資金は米国対日援助見返資金特別会計に受け入れて有効に使う、②従来貿易資金の運用のなかで見えない形で支給されていた輸出入品に対する価格補給金は、輸入物資に対する価格補給

金を一般会計から本会計に繰り入れ、明らかにする（当初予算は一ドル三三〇円の計算で計上された）[3]、③従来歳入歳出外であった貿易資金の運用、すなわち貿易および貿易外収支自体を貿易会計の事業費勘定に計上し、明らかにする、④債務償還政策の一環として貿易資金の一時借入金二五〇億円の償還費を一般会計から繰り入れる、の諸点である。

こうして、貿易特別会計は「貿易特別会計法」（昭和二四年四月三〇日法律第四一号）に基づいて、事業費勘定・経費勘定・清算勘定の三勘定をもつ特別会計として、昭和二四年度予算が成立した四月二〇日に設置され、昭和二四年度に適用されることになり、貿易資金特別会計は廃止され、その二四年度暫定予算は貿易会計経費勘定に吸収され、資金の受入れ・払出しおよび借入金は事業費勘定、その利子は経費勘定の所属となり、その他の資産（現金を除く）・負債は本会計事業費勘定の所属となった。

本会計はその後、為替レート設定（四月二五日）に対応して外国為替資金を設置すること、アメリカの援助物資に関する勘定を新設する等のため、司令部の指示で「貿易特別会計法の一部を改正する政令」（昭和二四年五月二八日ポツダム政令第一二〇号）によって会計の運営が改編され、また成立した予算も移用によって再編された。[4] そこで本会計の運営を五月改正後の同法によって説明しよう。①本会計は事業費勘定・援助物資勘定・経費勘定・清算勘定に区分し、かつ外国為替資金を置く（第三条）、②事業費勘定は、輸入物資（米国対日援助物資を除く）の売払代金・一般会計から価格調整補給金または事業費財源の繰入れ・外国為替処分の収入金・貿易公団への貸付金の償還金・貿易公団納付金・経費勘定および清算勘定の剰余金繰入れ・付属雑収入を歳入とし、輸出物資買入代金・外国為替等の取得支出金・輸入物資諸掛および加工賃・貿易に準ずる取引に基づく支出金・貿易公団貸付金・貿易公団交付金・清算勘定繰入財源の経費勘定への繰入れ・貿易資金一時借入金の償還金・外国為替資金への繰入金・付属諸費を歳出とする（第四条）、③援助物資勘定は、援助物資売払代・一般会計から価格調整費財源繰入金・付属雑収入を歳入に、見返資金

特別会計へ繰入金・援助物資諸掛・付属諸費を歳出とする（第四条の二）、④経費勘定は、事業費勘定からの繰入金・貿易公団貸付金利子・付属雑収入を歳入に、貿易公団への清算交付金・貿易公団からの承継債務に基づく支出金・事業費勘定への剰余金繰入金を歳出とする（第六条）、⑤外国為替資金は事業費勘定からの繰入金をもって充て、不足を生じたときは当該年度内償還の国庫余裕金繰替使用により一時補足できる（第六条の二）、⑥事業費勘定の支払上現金不足のときは、当該年度内償還の一時借入金または融通証券発行を、二〇〇億円を限度としておこなうことができる（第一三条）。なお決算上の剰余繰入規定（第一〇条）は翌年改正されるので、実態のなかで説明する。

以上みたように、援助物資勘定は援助物資売払代と一般会計からの価格補給金を合わせ経費を差し引いて見返資金へ流す会計で、事業費勘定・経費勘定が援助物資以外の貿易・貿易外収支を経理し、事業費勘定は収支自体を、経費勘定は収支の運用収入・運用経費を経理する。そして清算勘定は二四年三月に廃止された食糧貿易公団・原材料貿易公団の清算を経理する暫定的勘定である。

表2-9によって昭和二四年度の本会計の予算決算をみよう。なお表に掲げた予算は、当初予算を移用により組み直し、これに補正を加えた最終予算であって、補正予算は対ドルレートの三三〇円から三六〇円への補正・外国為替特別会計の設置などの理由でおこなわれた。まず援助物資勘定の決算をみると、援助物資代金として見返資金会計へ繰り入れた一二七八億円の三五%、四五〇億円は一般会計から繰り入れられた価格調整補給金であることは注目されよう。この勘定の剰余二四・二億円は二五年度に新設の米国対日援助物資等処理特別会計の昭和二五年度歳入へ繰入れとなった。次に事業費勘定をみると、歳入の七六%を占める貿易取引収入の中心は、援助物資を除く輸入物資の売払代であるが、国内の公定価格による売払分が国際価格より低い物資の売払分について、一般会計から価格調整補給金二三八億円を受け入れて輸入品の円価格を本会計に収入している。貿易外取引収入は外国電報料金・海上保険料収

表 2-9　貿易特別会計予算決算（昭和24・25年度）　（単位　千円）

区分	昭和24年度 予算	昭和24年度 決算
（事業費勘定）		
歳入	320,944,568	277,766,128
貿易取引収入	238,199,886	211,304,778
輸入一般物資売払	128,121,200	112,669,504
価格補給金受入	21,700,000	23,838,541
輸入関係雑収入	48,234,838	37,563,047
輸出物資国内売払	31,503,348	29,082,177
外国為替等売払	8,640,000	8,151,510
貿易外取引収入	11,160,834	551,830
貿易公団関係収入	30,097,892	25,071,948
公団貸付金返還	29,932,616	24,988,147
清算勘定より受入	80,022	—
雑収入	85,254	83,801
一般会計より受入	40,000,000	40,000,000
経費勘定より受入	648,883	—
貿易資金会計残金	837,573	837,573
歳出	320,944,568	275,905,200
貿易取引費	252,096,467	217,986,464
輸出代金支払費	183,912,636	144,810,702
輸入諸掛支払費	11,375,831	9,019,330
外国為替等買取	56,808,000	60,756,431
外国為替資金へ繰入	—	3,400,000
貿易外取引費	24,829,459	20,773,458
うち）一般会計へ繰入	4,577,000	—
貿易公団関係経費	12,924,639	11,645,278
貿易公団貸付金	9,717,343	9,058,504
経費勘定へ一般経費	3,076,747	2,456,225
経費勘定へ欠損補填	130,549	130,549
国債整理基金会計繰入	25,000,000	25,000,000
外国為替会計へ繰入	5,000,000	—
外国為替資金へ繰入	—	500,000
予備費	1,094,003	—
（援助物資勘定）		
歳入	156,895,200	135,020,213
援助物資売払代	91,389,000	87,930,236
価格補給金受入	58,035,000	45,057,577
輸入諸掛収入	7,471,200	2,032,400
歳出	156,895,200	132,595,539
輸入諸掛支払	7,471,200	4,727,544
見返資金会計へ繰入	149,424,000	127,867,995
（経費勘定）		
歳入	5,004,404	4,260,303
事業費勘定より受入	3,207,296	2,586,774
雑収入	1,797,108	1,673,529
うち）利子収入	1,796,480	1,672,732

区分	昭和24年度（つづき） 予算	昭和24年度（つづき） 決算
歳出	5,004,404	4,142,697
事務費	1,602,105	1,558,433
うち）国債整理基金繰入	1,468,170	1,428,347
公団交付金	2,599,450	2,480,298
事業費勘定へ繰入	648,883	—
清算勘定へ繰入	103,966	103,966
予備費	50,000	—
（清算勘定）		
歳入	8,847,977	6,814,167
食糧貿易公団清算収入	5,529,604	4,150,868
うち）経費勘定より受入	72,506	72,506
原材料貿易公団清算収入	3,318,373	2,663,299
うち）経費勘定より受入	31,460	31,460
歳出	8,847,977	6,545,169
食糧貿易公団清算費	5,471,405	3,975,797
原材料貿易公団清算費	3,296,550	2,569,372
事業費勘定へ剰余繰入	80,022	—

区分	昭和25年度 予算	昭和25年度 決算
歳入	126,029,299	159,195,242
輸入物資売払代	73,206,447	79,108,023
輸入諸掛収入	1,607,775	385,540
外国為替等売払収入	11,268,068	36,045,710
輸出物資国内売払代	9,889,134	6,980,156
貿易公団関係収入	30,057,745	32,903,913
貸付金返還	29,341,812	31,725,475
利子収入	564,445	1,178,438
剰余金受入	151,488	—
雑収入	130	678,894
前年度剰余金受入	—	2,247,534
見返資金会計より受入	—	845,472
歳出	126,029,299	151,512,996
貿易取引費	114,427,997	145,046,028
輸出代金支払費	32,430,465	34,330,878
輸入諸掛支払費	2,127,422	3,639,722
外国為替等決済費	49,221,982	67,606,194
外国為替会計へ繰入	26,000,000	26,000,000
諸支出金	4,648,128	13,469,234
貿易外取引費一般会計繰入	—	4,677,612
貿易運営費	1,087,981	1,789,356
事務取扱費	25,871	24,925
公団交付金	981,575	1,580,611
国債整理基金会計繰入	80,535	183,820
予備費	10,513,321	—

出所：「決算書」昭和24・25年度。

入等である。貿易公団関係収入の大半は前年度までの貿易資金貸付金の返済で、清算勘定剰余金受入れおよび雑収入を見込んだが僅少にとどまった。一般会計からの繰入金四〇〇億円のうち二五〇億円は、前年度末の貿易資金の一時借入金残高全額の償還に充てられ（歳出の国債整理基金会計へ繰入）、残金一五〇億円は本勘定の輸出入物資売買の運転資金分である。経費勘定よりの受入れは剰余金受入れの予定であり、貿易資金会計残金は前年度決算上の剰余金受入れである。歳出決算の七九％は貿易取引費でその六六％、一四四八億円が輸出代金支払いである。なお輸出代金支払費を移用した三四億円、予備費から五億円、計三九億円が外国為替資金運転資金繰入分である。貿易外取引費は連合軍用円ドル交換基金補塡・外国船舶修理・ホテル運営などの送金・役務の代り金で、進駐軍用諸修理費（一般会計終戦処理費立替分）の支出は翌年度に繰り越された。貿易公団経費のうち経費勘定への繰入れは公団交付金に充てる経費で一般経費分は二四年度、欠損補塡分は前年度の交付不足分である。事業費勘定の決算の歳入超過一八・六億円は翌年度歳入に繰り入れられる。経費勘定の歳入は事業費勘定から公団交付金の受入れと貿易公団貸付金の利子収入が主である。歳出のうち国債整理基金会計繰入れは事業費勘定の運転資金のための一時借入金の利払費である。公団交付金は存続二公団への交付金（前年度交付不足分を含む）で清算勘定への繰入れと合計すると事業費勘定からの受入金とほぼ見合っている。事業費勘定への繰入れは剰余繰入れを予定したものである。経費勘定の決算上の歳入超過は翌年度歳入繰入れとなる。清算勘定では経費勘定（遡れば事業費勘定）から退職金および清算経費と前年度交付金未払分を受入れ、公団からの清算納付金とあわせて清算費に充てられ、決算の歳入超過分は翌年度の歳入に繰り入れられる。

本会計の二四年度予算施行中、後述する外国為替特別会計が本会計所属の外国為替資金の資産・負債を継承して二四年一二月一日設置された（昭和二四年一二月一日法律第二二七号）。本会計の外国為替資金は外国旅行者の携帯外貨・小切手等に関する円貨支払いや海外送金等の円貨受入れを扱う資金で、過渡的に二四年一一月中には為替売買をおこなっていたが、外国為替会計設置以後は、民間貿易の決済および貿易外収支の決済に関する外国為替売買は新設会計で経理された。[5] また、二五年の貿易方式の改訂で輸出入とも政府貿易は既契約分を除いて民間に移され、本会計は残された政府貿易の代金受払い（外国為替会計との間に為替売買をおこなう必要がある）を受け持つことになる。

次いで二五年度から本会計の援助物資勘定が米国対日援助物資等処理特別会計として独立することになり、また経費勘定に属していた旧貿易庁系統の人件費・事務費を一般会計に計上することとし、解散した二公団の清算事務も結了したので、本会計は二五年度に勘定区分を廃止し、政府貿易の残務を処理する会計となった。[6] そのための法改正（昭和二五年三月三一日法律第六五号）によって二五年度の本会計の運営は改訂されるが、それを前掲表2－8によって具体的にみよう。二五年度決算でみると、輸入補給金は食糧分を残してこの年度に大方廃止されたので、本会計への受入れはない。輸入物資売払代が前年度に比べ大幅に減じたのは民間貿易が貿易の主流となったためで、二五年度決算額中には前年度輸入分の物資売払代が含まれている。為替等の売買収支は外国為替会計との間の決済であり、公団は従前の貸付金を回収したが、本年度新たな貸付金はない。見返資金からの繰入れは学校給食用脱脂粉乳の見返資金負担分である。歳出のうち二六〇億円の外国為替会計繰入れは外国為替資金の資金充足のためで、当初予算に五〇〇億円を組んだが二四年度中に輸入された物資の決済債務が二五年度に持ち越され、本会計の予算施行は困難となり、外国為替会計への繰入金を補正予算で減額した。諸支出金は物資売払収入の払戻しなどで、貿易外取引費一般会計繰入れは前年度から繰越しの終戦処理費立替分の支払い、また国債整理基金繰入れは二五年八月から発行された貿易資金証券の利子および発行諸費である。

本会計は貿易の平時体制復帰によりその役割を終わり、二五年度限りで廃止となり（昭和二六年三月三〇日法律第五八号）、決算上の剰余金七六億八二二四万余円は一般会計歳入に繰り入れられ、資産・負債は一般会計帰属となった。

三　外国為替特別会計・外国為替資金特別会計

（一）外国為替特別会計

昭和二五年一月から輸出のみならず輸入も民間貿易でおこない、司令部が管理していた外貨勘定も日本側に移されることになり、新為替管理方式が実施されることになった。その柱の一つとして、外国為替特別会計が「外国為替特別会計法」（昭和二四年一二月一日法律第二二八号）に基づいて二四年一二月一日に設置された。本会計は、貿易または貿易外取引によって取得された外貨資金のすべてを集中売買する役割を果たす会計で、貿易特別会計所属の外国為替資金の資産・負債を継承し、同時に司令部の外国為替等（外国為替・外国通貨およびこれに準ずるもの・金銀地金・外国通貨表示証券および債権をいう）に関する権利義務で経理を日本政府に移管したものを本会計の所属とし、外国為替管理委員会が運営に当たった。特別会計法によって本会計運営の仕組みを述べれば、①外国為替資金の資産額から負債額を控除した額・予算の定めによる貿易会計よりの繰入金・司令部からの移譲勘定の外国為替等にかかる権利額から義務額を控除した額の合計額を資本とし（第四条）、②外国為替等売払代・貿易会計繰入金・外国為替銀行等への貸付金の償還金・年度を越える借入金および融通証券収入金・付属雑収入を歳入に、外国為替等買取代金・外国為替銀行等への貸付金・一時借入金および融通証券の利子・融通証券発行償還経費・年度を越える借入金および融通証券の償還金・事務取扱費・事務委託費・付属諸費を歳出とする（第五条）、③外国為替銀行等に対する預金および預り金ならびにその払戻金は本会計の歳入歳出とみなして経理する（第五条第二項）、④毎会計年度の損益計算上の利益・損失は翌年度に繰り越し整理する（第九条）、⑤歳入歳出の決算上の剰余は翌年度歳入に繰り入れ（第一〇条）、⑥支払上現金不足のときは、年度内償還の一時借入金または融通証券を発行できる。ただし年度内に償還できないときは、その金額に限り一年内償還の借入金または融通証券を発行できる（第一四条）、となっている。

表 2-10　外国為替特別会計予算決算（昭和24・25年度）

（単位　千円）

区分	昭和24年度 予算	昭和24年度 決算	25 予算	25 決算
歳入	67,168,474	67,144,098	565,926,236	613,896,273
外国為替等受払収入	62,167,474	47,265,068	526,007,266	575,525,502
預り金	—	—	1,030,970	1,039,530
預け金・貸付金償還	—	—	2,853,000	1,271,951
雑収入	1,000	65,505	35,000	59,290
借入金	—	19,714,732	—	—
外国為替資金残金受入	—	98,791	—	—
貿易会計より受入	5,000,000	—	26,000,000	26,000,000
一般会計より受入	—	—	10,000,000	10,000,000
歳出	67,168,474	67,144,098	565,926,236	582,180,366
外国為替等買取費	62,318,659	64,675,793	536,625,790	547,628,969
預り金・貸付金	—	—	3,014,400	1,516,269
預け金償還	—	—	1,044,370	1,039,530
払戻金・支払手数料	1,000	—	5,000	11,330,567
一時借入金償還	—	2,400,000	—	—
事務取扱費	18,034	17,857	52,366	51,992
国債整理基金会計繰入	48,000	50,448	20,744,942	20,613,039
予備費	4,782,781	—	4,439,368	—

出所：「決算書」昭和24・25年度.

昭和二四・二五年度の本会計の予算決算額は表2-10のとおりである。

二四年度は輸出為替の買取等の支払いが輸出為替売払い等の収入を超え、本会計の運営は困難となったが、前述のように貿易会計も収支難で本会計の資本へ繰り入れる予定であった五〇億円は繰り入れられず、結局、一時借入金で円貨資金

の不足を補って、年度末に償還しきれない借入金が一九七億余円に上った。二五年度には当初予算で五〇〇億円を貿易会計から本会計の資本に繰り入れる予定としたが、貿易会計自体が運転資金に窮していた。そして二五年度補正予算をめぐるドッジ・池田交渉の結果、本会計の借入金は見合いに外貨をもつ円貨の運転資金であってあえてインベントリー・ファイナンスを実施する必要がないとしていた日本案に対して、借入金による方法はインフレ的で、運転資金は予算によって出し、インベントリー・ファイナンスを続けるとするドッジの意見が実施された。[7] そのため、貿易会計から二六〇億円、一般会計から一〇〇億円が本会計の資本へ組み入れられた。二五年度の決算をみると、このインベントリー・ファイナンスを受け入れて、国債整理基金会計へ前年度の借入金償還と借入金・一時借入金の利子、二五年八月から発行された外国為替資金証券の発行諸費および利子合計二〇六億余円を繰り入れた。なお、決算上の剰余三一七億一五九〇万余円は新設の外国為替資金会計に帰属した。

ところで、外国為替会計は輸出入等による外貨収支の結果がそのまま特別会計の収支に反映するため、刻々変化する貿易事情について、予算編成時に予測して本会計の予算を組むのはきわめて困難である。そこで、為替売買を予算で規制せず、その運用経費のみを歳入歳出に計上する方式が二六年度から採用されることとなった。

(二)　外国為替資金特別会計

外国為替特別会計は、「外国為替資金特別会計法」(昭和二六年三月三〇日法律第五六号)に基づいて、昭和二六年度から外国為替資金特別会計に再編された。

同法によれば、①本会計に外国為替資金を置き(第一条)、外国為替特別会計の資産(現金および未収金債権を除く)および負債(支出決定済歳出金を除く)を外国為替資金に帰属させ(附則第六項)、また予算の定めにより一般会計繰入金を資金に充てる(第三条)、②資金の円貨が不足するときは、一年内償還の一時借入金または融通証券を発行できる

(第四条)、③本会計の歳入歳出は、外国為替等売買に伴って生じる利益金・資金運営に基づく収益金・年度を越す借入金および融通証券収入金・本会計の決算上の不足の一般会計からの補塡金・付属雑収入を歳入に、事務取扱費・事務委託費・外国為替資金運営経費・年度を越す借入金および融通証券の償還金・利子(一時借入金・借入金・融通証券)・融通証券発行償還経費・外国為替等売買に伴い生じた損失の補塡金・付属雑収入を歳出とする(第九条)、④現金不足のときは、当該年度償還の一時借入金または融通証券発行、あるいは外国為替資金に属する現金の繰替使用ができる、ただし年度内に償還できない金額に限り一年内償還の借入金または融通証券が発行できる(第一八条)、⑤決算上の剰余(翌年度繰越分を除く)は一般会計歳入に繰り入れ、決算上の不足は一般会計歳出をもって補塡し、当該年度に補塡できないときは、翌年度に補塡する(第一三・一四条)、と規定されている。

昭和二六年度の本会計の予算決算は表2-11のとおりである。為替売買差益がポンドの買相場変更および売買量の増大等により予算の見積りを大幅に上回り、決算収支は一三億八四六五万余円の剰余を生じ、昭和二七年度一般会計歳入に繰り入れられた。

表 2-11　外国為替資金特別会計予算決算
(昭和26年度)　(単位　千円)

区分	予算	決算
歳入	1,705,920	1,971,535
外国為替等売買差益	985,738	1,398,165
運用利子収入	720,000	383,649
雑収入	182	189,720
歳出	1,705,920	586,884
外国為替資金支出	836,435	586,884
手数料・払戻金	18,400	52,716
支払利子	—	46,044
事務取扱費	106,285	103,583
国債整理基金会計繰入	711,750	384,540
予備費	869,485	—

出所:「決算書」昭和26年度.

四　米国対日援助物資等処理特別会計

米国対日援助物資等処理特別会計は「米国対日援助物資等処理特別会計法」(昭和二五年三月三一日法律第六五号)に基づいて、貿

表 2-12　米国対日援助物資等処理特別会計予算決算（昭和25・26年度）

（単位　千円）

区分	昭和25年度 予算	昭和25年度 決算	26年度 予算	26年度 決算
歳入	159,352,901	144,642,046	61,077,771	57,550,444
援助物資等関係収入	156,927,652	141,909,129	56,878,338	53,460,890
うち）価格補給金	17,742,358	13,303,484	51,409	328,410
雑収入	676	308,243	413,995	451,420
貿易会計援助勘定より受入	2,424,576	2,424,674	—	—
前年度剰余金	—	—	4,199,433	4,089,555
歳出	159,352,901	140,552,491	61,077,771	51,462,857
見返資金会計へ繰入	144,689,000	130,851,264	54,636,222	47,788,450
援助輸入諸掛費	12,154,441	9,552,482	3,227,249	2,472,540
諸支出金	25,000	18,827	851,063	1,044,422
うち）一般会計へ繰戻	—	—	728,135	735,603
事務取扱費	115,920	129,918	201,135	157,445
予備費	2,368,540	—	2,162,102	—

出所：「決算書」昭和25・26年度.

易特別会計援助物資勘定の機能を引き継いで、二五年四月一日設立された。本会計の機能が二四年度の援助物資勘定と異なる点は援助物資の取得・処分のみならず、対日援助として提供された役務の処理に関する経理（従前は貿易会計事業費勘定）をもおこなうことである。また、法改正（昭和二五年一二月一八日法律第二七二号）によって、政府が連合国軍から払下げを受けた物資の処理をも経理することになった。

本会計の二五・二六年度の予算・決算を表2-12に掲げた。二五年度には貿易会計の援助物資勘定の剰余金二四億余円が受け入れられている。また援助物資関係収入中の物資売却代には前年度分、前々年度分も含まれている。輸入補給金は二五年度に食糧補給金だけが残り二六年度には廃止されているが、二六年度に計上されている輸入補給金は二五年度輸入分のものである。二五年度には一三〇八億余円と多額な資金が見返資金会計へ繰り入れられている。二六年度の歳入の減少は、六月にアメリカの対日援助が打ち切られ、二七年二月が援助輸入の最終入港となって、援助物資が少なくなったためである。

本会計は二七年度以降は見返資金への繰入れがないまま存続したが、援助物資等の事後処理の経理をおこない、二八年度限りで廃止された（昭和二九年三月三一日法律第三四号）。

五　緊要物資輸入基金特別会計

昭和二五年七月、朝鮮戦争の勃発以後、国際的に物価が高騰し、物資需給は逼迫した。この事態に対処して、「外国で生産された物資で政府において緊急に取得することを必要とするものの取得及び売払を円滑にするために緊要物資輸入基金を置き、その運用に関する経理」をおこなう特別会計が「緊要物資輸入基金特別会計法」（昭和二六年三月三〇日法律第五八号）によって昭和二六年四月一日通商産業省の所轄のもとに設置された。

緊要物資輸入基金特別会計は、昭和二六年度一般会計予算に計上された二五億円の基金を受け入れて発足した。当初の計画では、アメリカの統制物資から日本に割り当てられた特需用原材料のニッケルその他をこの基金で買い付ける（基金を四回転させ一〇〇億円の物資買付け可能）予定であった。[8] 本会計はその基金の運用に関する経理をおこなう特別会計で、法によれば、①基金の運用利益の組入金・預託金利子・借入金および融通証券収入金・本会計決算上の不足に対する一般会計からの補塡金・付属雑収入を歳入に、事務取扱費・年度を越える

表 2-13　緊要物資輸入基金特別会計予算決算（昭和26年度）

（単位　千円）

区分	予算	決算
歳入	75,072	8,727
基金運用収入	75,000	1,496
雑収入	72	7,230
歳出	75,072	7,874
事務取扱費	11,792	7,874
予備費	63,280	—

出所：「決算書」昭和26年度.

借入金および融通証券の償還金・利子（一時借入金・借入金・融通証券）・融通証券発行償還経費・基金の運用損失補塡金・付属雑収入を歳出とし（第七条）、決算上の剰余（支出未済額を除く）は一般会計繰入れとする（第一一条）、②本会計に現金不足があるときは年度内償還の一時借入金または融通証券発行ができ、年度内償還ができないときはその金額に限り一年内償還の借入金または融通証券発行ができる（第一六条）、③支払義務を生じた歳出金の支出未済分は翌年度に繰り越すことができる（第二〇条）、と規定されている。要するに基金の利益を受け入れ、損失があればこれを補塡し、なお不足すれば一般会計で不足を補塡する仕組みとなっていた。

本会計の昭和二六年度の運営は表2-13のとおりである。二六年度は「緊要物資売払に関する法律」（昭和二六年六月一一日法律第二九九号）が公布され、基金運用態勢がしだいに整えられたが、基金の運用実績は特需用のニッケル・合成ゴム・アスベスト約二・五億円が買い付けられ、うち〇・二億円を売り払ったのみで、活動はきわめて低調であった。[9] 本会計は収入で事務取扱費をまかない、決算上の剰余八五万余円を二六年度一般会計歳入に繰り入れて決算を結了した。

(1) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一一巻「政府債務」、五六三、五六六―六七ページ。
(2) 『国の予算』昭和二四年度、二九八―三〇〇ページ。なお、資金収支については『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五巻「国際金融・貿易」、二三二―三四ページを参照されたい。
(3) 河野一之口述「昭和二十四年度と二十五年度の予算編成」昭和三〇年一月一七日（「戦後財政史口述資料」第二分冊）、二三―二四ページ。
(4) 『国の予算』昭和二四年度、三〇二ページ。
(5) 『決算の説明』昭和二四年度、二八―二九ページ。
(6) 『国の予算』昭和二五年度、五六九ページ。
(7) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第五巻「歳計(1)」、四九五―九八ページ。

(8) 『国の予算』昭和二六年度、四一八ページ。
(9) 同前、昭和二七年度、五〇六ページ。

第四節　その他事業管理諸会計の収支

一　自作農創設特別措置特別会計

終戦後日本政府は、司令部の意向を汲んで「農地調整法中改正法律」（昭和二〇年一二月二九日法律第六四号）を公布して農地改革に着手しようとしたが、司令部が改革の徹底を指示した。それに従って「農地調整法」の再改正（昭和二一年一〇月二一日法律第四二号）および「自作農創設特別措置法」（同日法律第四三号）が制定され、不在地主の小作地全部および在村地主の一定面積以上の農地をすべて国が直接買収し、小作人に売り渡す農地改革事業を実施することになった。自作農創設特別措置特別会計は、前掲二法と同時に制定された「自作農創設特別措置特別会計法」（同日法律第四四号）に基づいて、この農地改革の中心である自作農創設のために政府がおこなう農地等（土地・権利または立木・工作物・その他物件をいう）の買収・使用・売渡し・賃貸・交換に関する歳入歳出を経理する農林省所管の特別会計として、昭和二一年一二月二九日に創設された（昭和二一年勅令第六二二号）。ところでこの農地改革では、地主への農地代金および報奨金・補償金の一定額以上の支払いは農地証券（二年据置・二二年元利均等年賦償還の交付公債）の交付で、また買受人からの代金徴収は二四年賦・年利〇・三二％・元利均等償還方式でおこないうる（土地以外の立木等には年賦支払いは認められない）道が開かれており、原則として買収と同日付で売り渡すが、交換分合等のために売渡しが遅延するときは、国の保有する農地等から賃貸料を徴収し、未墾地・牧野等も買収の対象とされることとなってい

た。そこで、本会計の運営は、①農地等売渡代金・その利子・農地等賃貸料・一般会計からの繰入金・借入金・付属雑収入を歳入に、農地等の買収代金・一般会計への繰入金・報奨金・農地等使用料・補償金・事務取扱費・農地証券および借入金の償還金および利子・一時借入金利子・証券発行諸費・その他諸費を歳出とする（第二条）、②他会計所属の農地等で売り渡した分は当該年度の農地等売渡代金中の相当額を本会計からその会計へ繰り入れる（第三条）、③毎会計年度の農地等売渡価額の受入価額に対する超過分およびその利子相当額は、毎年度一般会計に繰り入れるものとする（第四条第一項）、④農地等売渡代金は、農地等買収代金・農地証券および借入金の償還金・前記②③の繰入金の財源にのみ充てうること（第四条第二項）、⑤農地証券、借入金の償還金および利子・一時借入金の利子・農地証券発行諸費は国債整理基金へ繰り入れる（第五条）、⑥現金に不足あるときは当該年度償還の預金部・日銀からの一時借入金または国庫余裕金の繰替使用ができる（第七条第一・二項）、⑦⑥の一時借入金または繰替金のうち当該年度内で償還できない金額があるときは、その金額に限り一年内償還の借入金をすることができる（第七条第三・四項）、⑧決算上の剰余は翌年度歳入に繰り入れ、繰入金は農地等買収代金・農地証券および借入金の償還金の財源にのみ充てることができる（第八条第一・二項）、⑨歳入補塡のための一般会計繰入金は、予算の定めによりおこない、(イ)売渡代金と前年度剰余金繰越によってまかなうべき歳出の不足分と(ロ)その他の歳入によってまかなうべき経費の不足分との合計額（第八条第三項）、と規定されている。すなわち、本会計の主収入である農地等売払代金中相当部分が二四年賦払いであり、また買上代金の相当部分が農地証券の交付発行で直接歳出に計上されずその償還金が国債整理基金繰入れとして歳出に計上される点、ならびに売渡代金収入（その相当分の翌年度に繰入れ額を含む）の使用が、買取代金等法定の費目に限定されている点が本会計運営の特異な点である。なお、農地改革は当初、二三年末に売買計画を終了する予定となっていたが、計画は災害等のため若干遅れ二五年七月に終了している。

予算決算（昭和21—26年度）　（単位　千円）

区分	昭和21年度 予算	昭和21年度 決算	22 予算	22 決算	23 予算	23 決算	24 予算	24 決算	25 予算	25 決算	26 予算	26 決算
（歳入）												
農地等代金一時払収入	1,052,987	—	2,028,543	342,753	6,476,330	6,697,059	1,636,361	1,379,071	369,077	563,607	1,693,165	595,650
農地等代金年賦償還	—	—	68,772	3,107	230,943	62,472	251,510	218,511	218,259	152,451		
農地等貸貸料収入	—	—	—	—	38,315	—	18,812	10,187	9,550	17,877	57,184	33,674
一般会計より受入	6,673	6,673	47,599	47,599	208,948	208,948	793,225	793,225	819,034	819,034	208,559	208,559
雑収入	—	—	1	0	1,911	3,310	22,882	45,085	59,145	47,502	3,598	13,552
解散団体財産処分収入	—	—	—	—	—	3,777	—	1,166	—	101	—	—
価格差金受入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	94,226	130,494
前年度剰余金受入	—	—	41,519	6,673	86,518	114,343	2,200,000	5,546,262	4,980,727	4,837,608	1	555,993
合計	1,059,660	6,673	2,186,434	400,132	7,042,965	7,089,909	4,922,790	7,993,507	6,455,792	6,438,191	2,056,733	1,537,923
（歳出）												
事務取扱費	1,134	—	14,296	2,063	115,905	87,648	495,066	346,667	243,296	302,154	198,200	187,300
農地等買収一時払金	1,011,468	—	1,941,100	283,133	2,855,452	1,164,517	443,193	1,060,993	406,531	435,559	1,466,005	966,179
国債整理基金へ繰入	5,539	—	101,986	593	401,322	289,484	1,694,376	1,641,867	4,869,099	4,568,829	38,325	38,325
その他の他会計繰入	—	—	48,903	—	945,416	1,997	142,090	106,372	910,029	575,656	354,203	44,949
国有林野事業会計	—	—	48,903	—	—	—	82,581	38,000	47,281	—	33,627	927
財産税等収入金会計	—	—	—	—	945,416	—	26,900	26,900	859,779	567,667	16,918	23,116
外国貿易特別円資金会計 a)	—	—	—	—	—	1,997	—	879	—	2,432	—	—
一般会計	—	—	—	—	—	—	32,609	40,593	2,969	5,512	303,658	20,895
その他 b)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45	—	10
合計	1,018,141	—	2,106,285	285,789	4,318,095	1,543,647	2,774,725	3,155,899	6,428,955	5,882,198	2,056,733	1,236,753

（注）a）昭和25年度から解散団体収入金特別会計となる．b）は25年度は電気通信事業・造幣庁両会計，26年度はアルコール専売事業会計への繰入れ．

自作農創設特別措置特別会計の昭和二〇年度から二六年度までの最終予算と決算を対比して示せば、表2-14のとおりである。

昭和二一年度は本会計はほとんど活動せず一般会計よりの受入金（事務取扱費・農地証券発行諸費相当分）を翌年度に繰り越した。二二年度は約四七六〇万円を一般会計から受け入れ（事務取扱費・農地証券発行諸費・一時借入金の利子相当分）、一時払収入・年賦払収入とも予算を下回ったが、事業が本格化せず、買収一時払金等の支出も予算を大幅に下回り、一・一四億円の歳入超過となって、これを翌年

表 2-14　自作農創設特別措置特別会計

区分	昭和21年度 予算	昭和21年度 決算	22 予算	22 決算	23 予算
（歳入）					
農地等代金一時払収入	1,052,987	—	2,028,543	342,753	6,476,330
農地等代金年賦償還	—	—	68,772	3,107	230,943
農地等貸貸料収入	—	—	—	—	38,315
一般会計より受入	6,673	6,673	47,599	47,599	208,948
雑収入	—	—	1	0	1,911
解散団体財産処分収入	—	—	—	—	—
価格差金受入	—	—	—	—	—
前年度剰余金受入	—	—	41,519	6,673	86,518
合計	1,059,660	6,673	2,186,434	400,132	7,042,965
（歳出）					
事務取扱費	1,134	—	14,296	2,063	115,905
農地等買収一時払金	1,011,468	—	1,941,100	283,133	2,855,452
国債整理基金へ繰入	5,539	—	101,986	593	401,322
その他の他会計繰入	—	—	48,903	—	945,416
国有林野事業会計	—	—	48,903	—	—
財産税等収入金会計	—	—	—	—	945,416
外国貿易特別円資金会計 a)	—	—	—	—	—
一般会計	—	—	—	—	—
その他 b)	—	—	—	—	—
合計	1,018,141	—	2,106,285	285,789	4,318,095

（注）a）昭和25年度から解散団体収入金特別会計となる．b）は25年度は電気通信事業

出所：「決算書」昭和21—26年度．

度に繰り越した。

農地改革事業が本格化した二三・二四年度の本会計の収支をみると、収入が支出を大幅に上回っている。これは、農地等売払代金のうち一時払収入が多額にのぼり、当該年度の収入が予測を上回る一方、売渡代金は買収代金・農地証券償還金および他会計から所管換えした農地等売払代の他会計繰入分のみに充当できるのであるが、そのうち買収代金の一時払金が少ないため、剰余金が多く出ることになった。なお、一般会計からの受入金は、事務取扱費・報奨金・農地証券償却補足金（報奨金分の農地証券償還金および証券払と

年賦払収入の利率差分)、農地証券の発行・償却手数料の受入れであり、国債整理基金繰入れ以外の他会計繰入れは、財産税・戦時補償特別税として物納された農地ならびに国有林野特別会計や一般会計所管の国有牧野のうち、本会計で売り渡されたものの代金を当該会計に繰り入れるもので、また、二三年度に始まる解散団体財産処分金収入は、「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」(昭和二三年八月一九日政令第二三八号)で指定された解散団体の農地等を本会計に所管換えしたものの収入で、対価を外国貿易特別円資金特別会計(二五年度からは解散団体収入金特別会計)へ繰り入れるもの、価格差益受入れは強制譲渡により自作農となった者が自作農をやめた場合に譲渡価格・売渡価格の差益の一定率を国庫に納付するものである。

本会計は右のような事情から、前年度剰余金受入額が二四年度には五五・五億円、二五年度には四八・四億円に達した。そこで二四年一〇月以降、事業が進捗して買収面積・対価も小さくなったという事情をも配慮して、農地等の買収代価を全額現金による一方、債務償還政策の一環として農地証券の繰上償還をおこなうため、二五年度には農地証券償還金を多額に計上した。また一般会計の債務償還費によっても農地証券の償還をおこなうこととし、「農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律」(昭和二六年三月一五日法律第二一号)が制定され、二五年度に一般会計負担で一九・三億円の農地証券の償還がおこなわれた。なお、一般会計負担の償還金は、同法により二六年度以降毎年度予算の定めにより本会計から一般会計に繰入れがおこなわれることになった。

このほか、二五年度における本会計の役割の変化として、「自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令」(昭和二五年九月一一日ポツダム政令第二八八号、同年一〇月政令第三〇七号により題名を前記のように改正)の制定があげられる。同令によって、二五年七月末までに国が買収すべき農地・牧野については旧価格で買収を継続するが、以後新たに不在地主になった者や法定面積を超える在村地主の小作地、競売・公売に付される

土地で買取適格者がいない土地等について政府が指定価格で土地を買取適格者に売り渡すことになり、この買取り・売渡しの事業も本会計で経理することになった。これは自作農創設事業を維持するため、一般会計の農地証券繰上償還金を本会計が返済するまでの余裕金を活用して、強制譲渡方式による農地の譲受け・売渡しを拡充することにしたものである。(1)

本会計の二五年度の決算は、歳出中七七・七%が国債償還基金に繰り入れられ農地証券償還が進み、翌年度繰越金は五・五六億円となり、二六年度は本会計の規模は縮小したものの農地等買収一時払金支出も増え、自作農創設事業は以後も継続されてゆくことになった。

二　不正保有物資等特別措置特別会計

終戦後の深刻な物資不足のなかで、終戦直後の旧軍隠退蔵物資や政府の統制をくぐって不法にまたは過剰に所有・占有され、復興の妨げとなっていると認められる物資が大量に存在した。この隠匿物資・過剰物資の徹底的動員を図るため、政府は昭和二一年以降、これら物資の摘発につとめてきたが、摘発物資の統一的処理によってこの措置を強化し、不正保有物資・過剰物資は原則として国がいったん買い上げ、これを公団等に売り払って配給ルートにのせ、かつ売払収入の一部を一般会計財源とするため、「不正保有物資等特別措置特別会計法」(昭和二三年五月一日法律第三六号)に基づいて、二三年五月一日に商工大臣所管のもとに不正保有物資等特別措置特別会計が設置された。

同法によって特別会計の仕組みを説明すれば、①物資の売払代金・積立金から生じる収入・積立金からの繰入金・一般会計からの繰入金・付属雑収入を歳入に、物資の買取代金のうち現金で交付するもの・物資の対価として交付す

るために政府の発行する登録国債の償還金および利子・一時借入金の利子・登録国債の発行償還に関する諸費・事務取扱費・公団に対する事務取扱手数料・物資に関する情報提供者に支給する報償金・一般会計への繰入金・付属諸費を歳出とする（第四条）、②没収した物資はこの会計に帰属し（第五条）、物資の対価として発行する交付国債はこの会計の負担とする（第六条）、③買入れを交付国債でおこなうことにより生じる決算剰余金を積立金とし、登録国債の償還に使用できる（第八条）、物資売却益から積立金分を差し引いた剰余を一般会計に繰り入れ、不足する場合に一般会計から受け入れる（第七条）、④支払上現金が不足するときは積立金の繰替使用か一時借入金が可能である（第一二条）、と規定された。ここでいう不正保有物資とは「過剰物資等在庫活用規則」（昭和二三年三月一日総理庁・法務庁他九省共同庁令省令第二号）第一条の規定により、物資の入手・所有・占有に関し物資需給調整に関する諸法令に違反した物資、過剰物資とは、同条により物資の生産または販売を業とする者以外の者が所有する物資のうち、一定の保有限度を越える量に相当する物資で、引揚物資・発掘物資・倉庫遊休物資を含まない。これら物資の摘発に際し有効な情報を提供した者に対しては、「隠退蔵物資に対する情報の提供に関する件」（昭和二四年四月総理庁告示第二四号）により、当該不正保有物資価格の五―一〇％の報奨金が与えられた。物資売払いの実務は産業復興公団が取り扱った。物資の買上げは主として交付国債でおこなわれたが（一〇〇〇円未満は現金）、交付国債の発行条件が一〇年間据置・金利二％・譲渡制限付というのは懲罰的な意味をもち、占領期中の償還はおこなわれない予定であった。要するにこの会計は、不正保有物資を保有者の入手時の公定価格基準で登録国債交付をもって買い上げ、売払時の公定価格で公団等に売り渡すことによって生じる差益から、諸経費と積立金（登録国債償還財源分）を差し引き、残余を一般会計財源として繰り入れる仕組みとなっていた。

本会計の昭和二三年度から二五年度までの収支は表2-15のとおりである。二三年度は予算に比して決算がきわめて不振で、二四年度は予算規模を縮小したが、不正保有物資処理の実績は低水準にとどまった。

表 2-15　不正保有物資等特別措置特別会計予算決算（昭和23―25年度）

（単位　千円）

区分	昭和23年度		24		25	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	7,039,041	1,281	1,012,285	470,677	1,374,177	1,247,369
売払代	7,020,000	1,281	1,007,530	470,667	1,002,000	915,324
雑収入	19,041	—	3,867	—	1,000	15
積立金収入	—	—	888	10	371,177	332,030
歳出	3,064,844	734	340,045	139,219	1,374,177	1,247,369
事務費	610	142	300	165	432	99
業務費	2,504,293	242	224,404	114,403	212,545	229,355
一般会計へ繰入	558,941	337	114,255	24,000	161,150	66,738
国債整理基金へ繰入	—	13	986	651	1,000,050	951,177
予備費	1,000	—	100	—	—	—

出所：「決算書」昭和23―25年度.

昭和二五年三月、「過剰物資等在庫活用規則」を改正し（昭和二五年三月三日共同省令第三号）、「過剰物資」を摘発の対象から除外した。また「不正保有物資等」の規定の廃止も予定された。一方でドッジ・ライン下の物価の安定、良質品の市中への供給増等により、本特別会計の買上げ物資の売却処理は困難となり、本会計の廃止を前提に、二五年度は前年度摘発物資の買取処理が遅滞している不正保有物資の買上げのみおこなうことにした。また二五年度予算には交付国債の繰上償還と利払いのための国債整理基金繰入れ一〇億余円を計上し、それを可能にするため積立金三・六六億円の取崩しを計画した。

二五年度決算の積立金収入三・三二億円の大部分は積立金取崩し分（利子収入は二・五万円）で、これに売払代九・一五億円などを加えた歳入一二・四七億円のうち九・五一億円、七六・三％を債務償還費に充て、事務費・事業費の支出残額は一般会計に繰り入れられ、歳入歳出差引零をもって二五年度の決算を終結、昭和二六年三月二一日法律第三七号をもって本会計は二六年四月一日

に廃止され、出納完結の際本会計に属する資産負債は一般会計に帰属した。

三　国営競馬特別会計

終戦後二一年七月以降、競馬の経営は公認競馬は日本競馬会、地方競馬は馬匹組合連合会に対してのみ許可し、馬券税・入場税を徴収するほか、馬券売上金の一部を納付金として国の収入としていた。二三年七月これを公営化するため、「競馬法」（昭和二三年七月一三日法律第一五八号）が制定され、競馬の開催者を政府・都道府県・特定被災都市に限定し、政府の開催する国営競馬と都道府県のおこなう地方競馬に分け、地方競馬に対して政府は監督をおこなうのみとし、国営競馬については競馬の施行関係を一般会計でまかない、勝馬投票券（馬券）に関する経理を一般会計から区分するため[2]、「国営競馬特別会計法」（昭和二三年七月一三日法律第一五九号）に基づいて農林省所管の国営競馬特別会計が昭和二三年七月一九日に設置された（昭和二三年政令第一七三号）。本会計の運営

表 2-16　国営競馬特別会計予算

区分	昭和23年度 予算	昭和23年度 決算	区分	昭和 予算
歳入	4,027,326	2,944,324	（投票券勘定）	
勝馬投票券収入	4,024,800	2,944,324	歳入	6,775,278
雑収入	2,526	—	競馬収入	6,775,278
歳出	4,027,326	2,935,443	前年度剰余金受入	—
払戻金	2,621,442	1,835,600	歳出	6,775,278
勝馬投票券返還金	4,800	2,970	競馬支払金	4,317,856
事故補塡金	6,037	1,176	業務勘定へ繰入	2,457,422
一般会計へ繰入	1,395,047	1,095,697	（業務勘定）	
			歳入	2,628,485
			業務収入	171,063
			投票券勘定より受入	2,457,422
			歳出	2,628,485
			競馬施行費	797,801
			一般会計へ繰入	1,830,606
			国債整理基金へ繰入	78

出所：「決算書」昭和23—26年度.

決算（昭和23—26年度）　（単位　千円）

24年度 決算	25 予算	25 決算	26 予算	26 決算
4,964,815	5,784,173	3,606,474	7,983,010	8,758,275
4,955,934	5,784,173	3,590,571	7,983,010	8,747,687
8,881	—	15,903	—	10,589
4,948,912	5,784,173	3,595,885	7,983,010	8,578,269
3,078,780	3,647,862	2,339,322	5,989,406	6,584,665
1,870,132	2,136,311	1,256,564	1,993,604	1,993,604
1,988,775	2,269,784	1,329,824	2,144,059	2,090,627
118,643	133,473	73,260	150,455	97,023
1,870,132	2,136,311	1,256,564	1,993,604	1,993,604
1,988,775	2,269,784	1,329,824	2,144,059	2,090,627
764,221	839,020	835,957	1,209,839	1,183,221
1,224,554	1,430,764	493,867	934,220	907,407
—	—	—	—	—

は同法によって、①投票券収入金・投票券発売による過誤受入金・預金利子・付属雑収入をもって歳入とし、払戻金・返還金・投票券収入金収納または返還金支払いの事故に伴う現金補塡金・一時借入金利子・一般会計繰入金をもって歳出とする（第三条）、②毎年度決算剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れる（第七条）、と規定された。すなわち、本会計は馬券収入を馬券払戻金等に充て、残額を一般会計に繰り入れる会計として設置された。

表2-16によって本会計の二三年度の予算決算をみると、実績は予算を下回ったが、運営利益としての一般会計繰入れは一〇・九五億円と予算を約三億円下回るにとどまった。

ところで、二四年度から本会計の運営は全面的に再編され、二三年度に一般会計でまかなわれていた国営競馬の施行関係も特別会計の経理に移されて競馬による国の純益が一般会計への繰入金となり、競馬の財源としての価値が明確となった。このための

「国営競馬特別会計法」の全改正（昭和二四年四月三〇日法律第四二号）は公布の日から施行され、二四年度から適用された。

新法によれば、国営競馬会計は、①投票券勘定と業務勘定とに区分され（第三条）、②投票券勘定は投票券発売収入・雑収入等を歳入とし、返還金と業務勘定への繰入等を歳出とする（第四条）、③業務勘定は投票券勘定からの繰入金・入場料のほか登録料等雑収入を歳入とし、一般会計への繰入金・事務取扱費・競馬開催諸費等雑支出を歳出とする（第六条）、④投票券勘定の決算剰余金と業務勘定残金は翌年度の歳入とする（第一一条）、⑤余裕金の預金部預入と現金の不足する場合の一時借入金または国庫余裕金の繰替使用が認められている（第一四条）。なお、従前の国営競馬の債権債務は投票券勘定の所属とされた（附則）。すなわち、投票券勘定で競馬の投票券収入を得て、その利益を業務勘定に繰り入れ、業務勘定は営業諸経費つまり競馬施行費の支出を、入場料ほか雑収入の業務収入と投票券勘定からの受入れでまかない、その剰余が競馬益金として一般会計に繰り入れられることになった。こうして国営競馬特別会計は利益を一般会計へ納付する事業会計として、一般会計から独立した。

二四年度から二六年度までの予算決算の推移を表2-16にみると、二四・二五年度とも投票券収入を主とする競馬収入は予算ほどに実績が上らず、利益の一般会計繰入れは、二四年度一二・二億円、二五年度は四・九億円にとどまった。二六年度は競馬収入が予算を上回ったにかかわらず利益金の一般財源繰入実績が九億円であったのは、投票券に対する払戻金等の支払金の比率が上がったからにほかならない。

以後、本会計から一般会計への安定的財源繰入れが続けられるが、昭和三〇年度限りで本会計は廃止され、競馬の運営は中央競馬会に委ねられた。

四　国立病院特別会計

国立病院は、元陸海軍病院を司令部覚書「帝国陸海軍病院について」（一九四五年一一月一九日SCAPIN三〇四）の指示により厚生省が引き継いで、二〇年一二月一日発足したもので、以後一般会計で経理されていた。発足当初は傷痍軍人の治療機関であったが、漸次一般向けの診療機関となり、病院数、病床数も整理され、二四年四月には九八病院、一八分院あり、そのほか医療上の調査・研究・検査、義肢製作、看護婦養成所なども数ヵ所あった。発足以来、毎年歳出超過で国庫から多額の補塡を受けていたが、国営医療機関として適正料金による適正医療を普及するため病院独自の経理を明確にする必要が説かれ、すでに二三年度厚生省予算に国立病院特別会計設置の実施準備費五〇万円が計上され、二四年七月に実現をみることになった。(3)

国立病院特別会計は「国立病院特別会計法」（昭和二四年六月三日法律第一九〇号）に基づいて二四年七月一日設置され、その運営は、①設置時点で一般会計から本会計に引き継いだ資産の金額をもって基金とし（第三条）、②診療および病院収入・検査料・手数料および使用料収入・義肢等の売渡代金・一般会計からの受入金・積立金からの受入金・積立金から生じる収入を歳入に、業務費・診療および病院費・施設費・義肢製作費・看護婦養成費・一時借入金の利子・その他諸費を歳出とする（第四条）、③支払上の現金不足には当該年度内償還の一時借入金または国庫余裕金繰替使用が認められ（第九条）、④損益計算上の利益は積立金として積み立てねばならず、損失は積立金を減額して整理する（第一四条）、⑤歳出財源に充てるため、本会計に属する持越現金の金額を限度として積立金を減額して歳入に計上することができる（第一五条）、⑥支払義務の生じた歳出金の支出未済予算は、翌年度に繰越使用できる（第一六条）、

表 2-17　国立病院特別会計予算決算（昭和24—26年度）

（単位　千円）

区分	昭和24年度		25		26	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	2,506,894	2,696,185	3,827,548	4,010,236	4,996,452	5,174,136
料金収入	1,832,916	2,042,908	2,782,312	2,953,266	3,333,295	3,509,551
雑収入等	33,948	13,247	38,824	50,558	46,214	47,642
一般会計より受入	640,030	640,030	970,412	970,412	1,297,412	1,297,412
積立金より受入	—	—	36,000	36,000	319,531	319,531
歳出	2,506,894	2,459,686	3,827,548	3,794,712	4,996,452	4,889,059
病院管理費	18,020	16,460	193,790	174,083	248,024	209,757
〃 経営費	2,342,391	2,359,208	3,365,517	3,379,964	4,264,310	4,255,791
施設整備費	19,300	19,286	129,084	128,657	321,648	292,158
義肢製作費	29,998	20,746	28,801	26,926	24,191	19,208
看護婦養成費	46,190	43,986	90,356	85,082	118,279	112,144
予備費	50,995	—	20,000	—	20,000	—

（注）料金収入は入院・外来患者収入，雑収入等は義肢販売・修理収入を含み，一般会計より受入れは一般経費と看護婦養成費よりなる．

出所：「決算書」昭和24—26年度．

⑦看護婦養成経費必要額を予算の定めにより一般会計から繰り入れる（第一七条第一項）、⑧歳出財源に充てるため、予算の定めにより一般会計繰入金をすることができ、繰入金をした当該年度の決算上の剰余金の一部（金額は大蔵・厚生両大臣協議決定）を利益に組み入れず、翌年度歳入に繰り入れることができる（第一七条第二・三項）となっている。すなわち、本会計は病院経営をできるだけ独立採算でまかなうよう、利益を積み立てて損失に充て、財源不足の場合積立金を取り崩すこともできるが、なお歳入不足のときは一般会計から補塡を受けることとしたのである。二四—二六年度の本会計の予算決算は表2-17のとおりである。

二四年度は七月以降の九ヵ月分の予算で、病院収支の収入不足を見越して、当初予算では歳出総額から義肢製作費・看護婦養成費を差し引いた金額の二五％と看護婦養成費の五〇％の合計額を一般会計からの受入金に計上した。[4] 次いで病院経営費二・一五

億円を補正予算で増加したが、その二五・二％の一般会計受入増を歳入に計上している。二四年度決算の結果、損益計算上三億三八九〇万余円の剰余金を生じ、全額積立金に積み立てられた。二五年度当初予算は、前年同様の趣旨で編成されたが、補正予算で病院経費を増額するにあたり、一般会計からの受入れ中一般経費受入分を二五％に抑え、残額は積立金の受入れによる予算が組まれた。二五年度の本会計は二億円余の歳入超過で損益計算上の利益は三億九六三五万余円となり全額積立金に積み立てられた。昭和二六年度当初予算は歳入に二億円の積立金繰入れを計上し、一般会計からの受入れを九・八億円見込んだが、再度補正予算が必要となり、表2-17にみるように、最終予算は看護婦養成費の五〇％、病院経費の三三・三％を一般会計からの受入金にまち、なお経費不足分は積立金の繰入れでまかなう予算となった。二六年度決算の結果、二・八五億円の歳入超過となり、損益計算上の利益六億二三八一万余円は全額積立金に積み立てられた。

五　郵便貯金特別会計

昭和二五年度まで郵便貯金はすべて大蔵省預金部に帰属し預金部資金の原資となって運用されており、また、預金受払い等の実体業務は通信事業特別会計、二四年度からは郵政事業特別会計において経理されてきた。昭和二五年一〇—一一月のドッジ公使と池田蔵相の折衝を通じて預金部は二六年度から資金運用部に再編されることになったが、これと関連して郵便貯金の保管責任を明確にする特別会計が設置されることになった。[5] すなわち、資金の貸出先を資金運用部とし、預金受払いを郵政事業特別会計に委託する郵便貯金事業経営の実態を明らかにし、事業損益や資産負債を表現する目的で、特別会計を設置することになったのである。

表 2-18　郵便貯金特別会計予算決算（昭和26年度）

（単位　千円）

項目	当初予算	補正後予算	決算
歳入	11,653,033	12,712,071	12,712,067
利子収入	10,127,506	9,707,500	9,661,261
雑収入	100	100	46,386
一般会計より受入	1,525,427	3,004,471	3,004,420
歳出	11,653,033	12,712,071	12,712,067
支払利子	4,114,757	4,177,298	4,177,294
郵政事業会計へ繰入	7,538,276	8,534,773	8,534,773

出所：「予算書」「決算書」昭和26年度.

郵便貯金特別会計は「郵便貯金特別会計法」（昭和二六年三月三〇日法律第一〇三号）に基づき、郵政省所管の特別会計として昭和二六年度から設置された。同法によれば、①本会計の資産は現金・預託金・郵便貯金の払戻し資金・未収金・その他債権とし、負債は郵便貯金預り金にかかる債務その他債務とする（第三条）、②郵便貯金業務取扱費および業務に必要な営繕費は本会計から郵政事業会計への繰入金をもってまかない、郵政事業会計の歳出として支出し、郵便貯金業務取扱に関し生じる収入は郵政事業会計の所属とする（第四条）、③資金運用部預託金の利子・借入金・付属雑収入を歳入に、郵便貯金の利子・郵政事業会計への繰入金・一時借入金利子・借入金の償還金と利子・付属諸費を歳出とする（第五条）、④毎会計年度における損益計算上の利益は積立金に組み入れ、損失は積立金を減額して整理し、損失額が積立金額を超過するときは損失の繰越しとして整理する（第九条）、⑤郵便貯金受入金中日常の払戻し資金に充てるに必要な金額を郵政事業会計に保有できる（第一二条）、⑥郵便貯金利子以外の歳出の支払上現金に不足するときは、当該年度内償還の一時借入金ができ、歳入不足のため一時借入金を償還できないときは、その金額に限り借入金をすることができる（第一四条）、⑦毎会計年度の歳入が不足するときは、当分の間、予算の定めるところにより一般会計から繰入金をおこなうことができるが、この繰入金相当額は後日、本会計から予算の定めるところにより一般会計

に繰り戻すこと（附則第二・三項）、と規定されている。

ところで資金運用部に再編される前の預金部では預託金の利子は原資の受入先別に利率が異なり、郵便貯金には利子支払いのほか郵政事業会計へ業務取扱費および営繕費分を支払っており、二五年度の郵便貯金資金残高に対する経費支払高（利子を含む）の割合は約六・七%となっていた。資金運用部改組後は資金の源泉如何によらず約定期間別に一定の利率が法定された（最高五年以上の預託金五・五%）ので、郵便貯金の経営状況は二六年度以降赤字を生じるに至った。そこで、二六年度当初予算では、郵便貯金の預金コスト（郵便貯金の支払利子および郵政事業特別会計への業務費繰入金の合計額の郵便貯金資金平均残高に対する比率）約六・三三%と資金運用部預託金利率五・五%の差額分が一般会計から繰り入れられることになった。(6)

本会計の昭和二六年度の予算・決算は表2-18のとおりである。年度途中で職員給与改訂等に伴う収入不足を補うため、一般会計からの赤字補塡金は一五・二五億円から三〇・〇四億円に増額された。

(1)『国の予算』昭和二七年度、六〇四ページ。
(2) 同前、昭和二四年度、二八八—八九ページ。
(3) 同前、二三八—三九ページ。
(4) 同前、三三九ページ。
(5)『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一〇巻「預金部資金」、八七六—八五ページ。
(6)『国の予算』昭和二六年度、五〇二ページ。

第三章　融資および整理特別会計

第一節　融資および整理特別会計の概況

本章では、融資特別会計として大蔵省預金部特別会計（昭和二六年度から資金運用部特別会計に改編された）・開拓者資金融通特別会計・米国対日援助見返資金特別会計・農林漁業資金融通特別会計の四会計を、整理特別会計として国債整理基金特別会計・地方分与税分与金特別会計（二三年度から地方配布税配布金特別会計と改称された）・財産税等収入金特別会計・外国貿易特別円資金特別会計（昭和二四年度から解散団体収入金特別会計に改編された）・特別鉱害復旧特別会計の五会計を取り扱う。

本章で整理特別会計として取り扱った会計は、資金を受け入れてそれを配分する役割を果たす会計で、その資金の流れを一般会計から区分して歳入歳出に示すことによって、行政目的の遂行を明瞭にする機能をもつ会計であって、事業の経営上の収支を明らかにすることを目的としていない。したがって、事業をおこなう経費、たとえば管理処分等の手数料を歳出に計上しても、事業経営のための人件費等は一般会計で負担している。融資会計として取り扱った

会計は、前記の意味で整理会計に属するものと、事務取扱費を含めて経理する前章で取り扱った管理会計に属するものがあるが、政府資金を融資するという共通の機能をもつ会計をまとめて扱った。なお、簡易生命保険及郵便年金特別会計は、その資金をもって融資をもおこなう融資会計の一面をもち、また、事業経営を管理する管理会計でもあるが、保険事業を経理しているところから次章の保険会計において取り扱っている。

大蔵省預金部特別会計は預金部資金の運用収支を経理する会計である。預金部資金の原資である郵便貯金等の預金部預金額は戦時期を通じ増大し、終戦直後の昭和二〇年八月末に全金融機関預金の二二%にも及び、日本の金融に占める資金の地位はきわめて高くなった。(1) しかし、終戦直後司令部により運用先を制限されたこと、戦前の投資先である植民地・諸外国・戦時特殊会社等の債権が回収不能となったこと、インフレーションにより原資が伸び悩み、一方郵便貯金の取扱経費が人件費等の値上りで増大したことにより、運用収益があがらず経営が苦しくなった。預金部会計はこの事業経営の逆境を反映して、昭和二二年度以降創業以来始めて赤字会計に転落し、一般会計から赤字補塡金を毎年繰り入れることになる。その中で経理改善策が検討され、ようやく二五年度から収支は黒字に転ずる。この収支改善策の一環として、また民間の資金需要に応えるため、融資先の拡張を求める声が高まった。そして、ドッジとの交渉を通じて、経営形態を改編し資金運用部となることを条件に資金の金融債への運用等を認められる。再編後の資金運用部特別会計もまた、資金受払いによる収支を経理する会計ではなく、従前どおり資金運用を経理する会計であった。以上のように預金部会計・資金運用部会計は管理会計ということができる。

昭和二四年度に設置された米国対日援助見返資金は、アメリカの援助物資見返りの円資金であり、特別会計は資金そのものの受払いを歳入歳出とする会計である。見返資金の資金量は預金部資金のそれに匹敵した。(2) とくに、ドッジによる経済安定政策が始まった二四年度には市中の資金需要は高かったが、資金の運用に制約のある預金部資金より

も見返資金に期待するところが大きかった。しかし、ドッジはこの見返資金を経済安定政策の調節弁とするため、債務償還をすすめあるいは必要な資金を市中に流す操作の手綱をみずからの手にしっかり握ることとした。そして、見返資金の運用・使用の一件一件に対して司令部の許可が必要とされ、また会計運営の年度性の原則をとり払って、すべての支出残を翌年度に繰越使用できるような制度をつくりあげた。こうして見返資金会計は原資と運用・使用状況を明らかにする整理会計として運営されたのである。

昭和二一年度半ばに設置された開拓者資金融通特別会計は、公債または借入金によって調達した資金を開拓者の営農資金等に融資する資金の流れを整理する会計として運営されたが、二四年度以降はインベントリー・ファイナンスが堅持され、資金の調達先を一般会計財源に仰いだ。また、二六年度に設置された農林漁業資金融通特別会計は、一般会計・見返資金会計からの出資金と資金運用部からの借入金をもって農林漁業資金へ融資する資金の流れを整理する特別会計である。両会計とも、政府が農林漁業に対して、補助金・公共事業支出・農林中央金庫や復興金融金庫を通じる融資等種々の形態をとっておこなう国家資金供給の一形態として、特別会計で経理する資金融通をおこなったのである。

国債整理基金会計は明治以来国債償還と利払費の実態を明らかにする整理会計として運営されている。地方分与税分与金(地方配付税配付金)会計は地方財政の財源調整のため税金を地方公共団体に配付する特別会計として昭和一五年度に創設され、地方財政平衡交付金制度創設によって二四年度に終焉した。財産税等収入金特別会計は、戦時補償打切措置と関連して創設された財産税・戦時補償特別税の徴収状況とそのゆくえを経理する整理会計として、二一年度から二六年度まで設置された会計である。外国貿易特別円資金特別会計・解散団体収入金特別会計は、右翼団体など司令部の指令によって解散させられた団体の財産収入を司令部の指示する特定事業に支出するため、二三年度から二

六年度まで設置された会計である。特別鉱害復旧特別会計は、石炭鉱害に対する復旧費用を関係者から徴収し、復旧工事にあてる資金を整理する会計として、二五年度に設置された。

以下これらの諸会計について、予算・決算の推移と会計運営を明らかにする範囲で説明を加えたい。

(1)『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一〇巻「預金部資金」、七二一ページ。

(2) 見返資金は、本書表3-3、預金部資金・資金運用部資金は前掲書、八二二、八六二、八九六ページを参照されたい。

第二節　融資諸会計の収支

一　大蔵省預金部特別会計・資金運用部特別会計

大蔵省預金部特別会計は郵便貯金を主要原資とする預金部資金の運用を経理する特別会計であって、昭和二六年四月一日に預金部資金が資金運用部資金に再編されると、資金運用部特別会計に再編された。この預金部資金については、すでに本財政史第一〇巻「預金部資金・資金運用部資金」編に詳述されているので、ここでは歳計の推移をみるに必要な点のみに限って説明を加える。

大蔵省預金部特別会計は、「大蔵省預金部特別会計法」(大正一四年四月一日法律第五四号)に基づいて、大正一四年度から設置された。同法によれば、終戦時における本会計の運営は、①預金部資金の運用利殖金・付属雑収入を歳入に、預金部預金の利子・運用手数料・毎年度予算の定めによる他会計への繰入金・事務取扱費・営繕費・付属諸費・運用損失金を歳出とする(第一条)、②預金部資産に属する運用資産の価格減耗は、本会計の決算上の剰余または積立金で償却すること(第三条)、③決算上の剰余は、②の償却に充て、残余は積立金に積み立て、決算上の不足は積立金から補足すること(第四条)、と規定している。このほか歳入には一般会計大蔵省所管歳出経常部からの受入れがあるが、これは昭和七年に日本銀行から政府への納付金制度が採用された際、預金部資金の日銀預金利子も政府に納付されるので、その相当分を一般会計から繰り入れることを省議決定したものであり(1)、また、歳出の一般会計繰入れは、

表 3-1　大蔵省預金部特別会計・資金運用部特別会計予算決算（昭和20—26年度）

（単位　千円）

区分	昭和20年度		21		22		23		24		25		26	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
（歳入）														
運用利殖金収入	1,490,430	1,493,225	1,811,218	2,028,682	1,934,875	2,020,479	3,233,505	3,777,659	6,638,981	7,881,118	12,550,370	13,434,271	16,017,265	16,320,342
一般会計より受入	871	871	840	840	1,476,931	1,476,931	4,148,469	3,589,326	3,753,257	2,487,761	1,125	1,125	198,020	198,020
日銀からの預金利子相当	871	871	840	840	11,303	11,303	2,443	2,443	1,603	1,603	1,125	1,125	198,020	198,020
歳入不足補塡金	—	—	—	—	1,465,628	1,465,628	4,146,026	3,586,883	3,751,654	2,486,158	—	—	—	—
雑収入	31	5	29	116	59	1,334	—	—	4,018	11,050	468	1,028	617	16,744
借入金	—	—	164,233	—	762,731	639,883	7,551	3,702	—	—	—	—	—	—
合計	1,491,333	1,494,102	1,976,319	2,029,638	4,174,596	4,138,628	7,389,525	7,370,687	10,396,256	10,379,928	12,551,963	13,436,425	16,215,902	16,535,105
（歳出）														
事務費a)	3,357	2,872	13,258	8,899	100,540	94,257	42,705	26,783	47,969	35,624	48,829	46,252	98,621	88,622
預金利子	1,069,750	872,627	1,433,426	1,288,999	1,833,604	1,824,294	2,285,856	2,285,856	3,578,114	3,574,240	5,961,182	5,961,134	15,307,639	15,715,664
運用手数料b)	5,852	3,083	5,545	2,443	2,525	1,093	2,194	1,960	—	—	—	—	—	—
一般会計財源繰入	40,000	40,000	40,000	40,000	—	—	—	—	—	—	—	—	808,642	730,819
通信(郵政)事業会計繰入	130,202	183,294	483,990	472,970	2,454,199	2,434,089	4,404,389	4,404,389	6,770,073	6,770,073	6,541,852	6,541,852	—	—
外地諸会計へ繰入	10,053	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国債整理基金会計へ繰入	—	—	—	—	—	—	654,281	651,695	—	—	—	—	—	—
予備金	100	—	100	—	54	—	100	—	100	—	100	—	1,000	—
合計	1,259,314	1,101,876	1,976,319	1,813,311	4,390,922	4,353,732	7,389,525	7,370,684	10,396,256	10,379,937	12,551,963	12,549,238	16,215,902	16,535,105

（注）1.　昭和20—25年度は大蔵省預金部特別会計，昭和26年度は資金運用部特別会計.
2.　a）には諸支出金・補充費（運用損失金・欠損補塡金等を含む）および恩給負担金の一般会計繰入分をも計上．b）は昭和24年度から事務費に計上されている.

出所：「決算書」昭和20—26年度.

法定の恩給負担金・営繕費繰入れのほか昭和一二年度以降一般財源補塡のため本会計から毎年度六〇〇万円、一九年度以降四〇〇〇万円を繰り入れることにした（昭和一二年法律第一〇号）ものである。

要するに本会計は、預金部資金の運用利殖金をもって運用経費に充て、なお残る剰余金を戦時に一般会計財源に繰り入れ、残金は積立金として資産の減価償却、本会計の決算上の不足に充てるという仕組みであった。

昭和二〇年度から二五年度までの大蔵省預金部特別会計および二六年度の資金運用部特別会計の予算・決算の推移は、表3-1のとおりである。

昭和二〇年度は外地郵便官署の郵便貯金事務取扱費を予算に計上したが、これは支出されなかった。決算においては預金部資金運用収入（一般会計よりの受入れも前記のごとく実質的な運用収入）をもって運用諸経費をまかなったうえ法定の〇・四億円の一般財源繰入れをおこなって、歳入歳出差引三・九二億円の剰余のうち一三一万余円を運用資産の減価償却に充て、残金三億九〇九一万余円を積立金に繰り入れた。

次いで昭和二一年度には民間金融機関の再建整備と同時に預金部の不良資産の損失処理をおこなうため「大蔵省預金部等損失特別処理法」（昭和二一年一一月一八日法律第五六号）が公布され、特別損失の消却に積立金を充てるため、①これまでの積立金をもって決算上の不足に充てることができないこと（第七条）、②預金支払いに必要ある

ときは借入金をおこないうること（第八条）を定め、そのための特別会計法の改正がおこなわれた（附則第二項）。こうして、二一年度予算には借入金収入が予算に計上されたが、決算においては借入金をおこなうことなく、運用収入で諸経費および一般財源繰入金をまかなって、歳入歳出差引二億一六三二万余円の剰余を全額積立金に繰り入れた。

右のように二一年度まで本会計は独立採算を維持したほか一般会計へ財源繰入れをおこなったが、二二年度以降様相が一変した。それは、閉鎖機関や特別経理会社等に投資された預金部資金が収益を生まないほか、インフレにより郵便貯金が伸び悩み、また給与引上げ等による通信事業会計への繰入金が増大したが、戦前から積み立てられた二二・七億円の積立金は特別損失に充てるため凍結されたからである。このため、借入金ばかりでなく一般会計から歳入不足補填金を受け入れることになった。この措置は、後日予算の定めに従って一般会計への繰戻し条件付とすることが法定された（昭和二二年一二月一二日法律第一七〇号、昭和二三年四月一日法律第一八号、二四年四月二五日法律第三一号）。こうして、二二年度に一四・七億円（歳入総額の三五・四％）、二三年度に三五・九億円（同四八・七％）、二四年度に二四・九億円（同二四・〇％）が一般会計から歳入不足補填のため繰り入れられた。

決算の結果、二二年度は歳入歳出差引不足二億一五一〇万余円を積立金から補填し、二三年度の三七四七円の剰余は積立金へ組み入れ、二四年度の九一八一円の不足は積立金から補填した。

二五年度は預金部の経理改善の努力と、経済安定に伴う郵便貯金の増加等によって預金部会計の採算は立ち直り、経費を運用利殖金によってまかない、決算収支八億八七一八万余円を積立金に組み入れて決算を結了した。

二六年度には預金部資金が資金運用部資金に改組されるに伴い、「資金運用部特別会計法」（昭和二六年三月三一日法律第一〇一号）に基づいて、大蔵省預金部特別会計の資産負債を継承して二六年四月一日、資金運用部特別会計が設置された。この会計も資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を経理する会計であるが、従前の預金部会計との運営上の

相違は次の点にあった。第一に、資金の主要原資である郵便貯金の利払いは歳出の預金利子中に含まれており、従前はその取扱経費とともに郵政事業特別会計に繰り入れていたが、郵便貯金の経理を明確にする郵便貯金特別会計が新設され（一一九ページ参照）、郵便貯金利子は本会計から郵便貯金会計へ繰入れとなるが、郵便貯金取扱経費の郵政事業会計への繰入れは、本来利子収入でまかなうべきものとして本会計からは繰り入れないことになった（ただし当面郵便貯金会計において不足する取扱費は一般会計負担）。第二点は、決算上の剰余の積立金繰入制度の改正で、新制度は決算上の剰余（歳出未済の翌年度繰越分を除く）は運用資産の減価償却および前年度からの繰越損失に充てた残額の二分の一相当額を積立金に積み立て、残余は当該年度の一般会計へ繰り入れることになった（第八条）。ただし、当分の間は減価償却・前年度繰越損失を補填した残余全額を一般会計へ繰り入れることとした。

表3-1の昭和二六年度予算決算に計上されている八・〇八億円余の一般会計への繰入金はこの決算上の剰余の繰入れ分であって、決算の結果は収支差引零となっている。

二　開拓者資金融通特別会計

開拓者資金融通特別会計は「開拓者資金融通特別会計法」（昭和二二年一月一八日法律第七号）に基づいて、農林省所管の特別会計として昭和二二年二月一日設置され（昭和二二年勅令第三二号）、「開拓者資金融通法」（昭和二二年一月一八日法律第六号）による貸付金を経理する会計である。資金融通法によれば、本会計は開拓者またはその組織する法人に対する営農資金・住宅資金・共同施設資金（昭和二二年一〇月二日法律第一一四号で追加）に対して、償還期限二〇年（営農資金と住宅資金は五年、共同施設資金一年の据置期間を含む）、年利三・六五％の均等年賦償還という条件で低利資金

表 3-2 開拓者資金融通特別会計

予算決算（昭和21—26年度）　（単位　千円）

区分	昭和21年度		22		23	24		25		26	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	479,483	413,095	956,770	955,144	2,534,246	2,668,875	2,104,735	1,745,908	1,398,440	1,445,607	1,665,814	1,702,408
一般会計より繰入	2,083	2,083	25,220	25,220	116,876	116,876	1,700,461	1,700,461	1,365,751	1,365,751	1,573,882	1,573,882
公債金収入	477,400	411,012	931,550	924,999	2,411,720	2,411,719	395,350	—	—	—	—	—
償還金収入	—	—	—	2,041	—	6,495	8,657	30,131	14,572	27,104	58,720	74,134
雑収入	—	—	—	790	—	1,693	200	1,914	41	729	351	546
前年度剰余金受入	—	—	—	2,093	5,650	132,092	67	13,401	18,076	52,024	32,861	53,846
歳出	479,483	411,002	956,770	823,052	2,534,246	2,655,475	2,104,735	1,693,884	1,398,440	1,391,761	1,665,814	1,659,934
国債整理基金会計繰入	2,083	2	25,220	21,656	122,526	120,732	590,441	179,747	208,403	201,859	242,514	236,773
貸付金	477,400	411,000	931,550	801,396	2,411,720	2,534,742	1,514,094	1,514,007	1,189,800	1,189,774	1,423,290	1,423,155
小切手支払未済金償還	—	—	—	—	—	—	200	130	237	128	10	6

出所：「決算書」昭和21—26年度.

を貸し付けることになっている。本特別会計の運営を特別会計法によってみると、①貸付金を支弁するため、本会計負担の公債・借入金をおこなうことができ（第三条）、②貸付金の償還金は公債・借入金償還財源にのみ充てること（第四条）、③貸付金の償還金および利子・一般会計からの繰入金・公債募集金・借入金・付属雑収入を歳入に、貸付金・公債および借入金の償還金および利子・一時借入金の利子・公債発行償還諸費・付属諸費を歳出とする（第二条）、④支払上現金が不足するときは、一時借入金または国庫金繰替使用ができ、当該年度内にそれを償還できないときはその金額に限り日本銀行から借入金ができる（第七条）、⑤決算上の剰余は翌年度歳入に繰り入れ、公債・借入金の償還財源にのみ充てうる（第八条第一項）、⑥本会計の歳入不足金（公債・借入金の償還分とその他を別々に計算する）は一般会計から繰入れとする（第八条第二項）、となっている。

要するに、本会計の運営は公債・借入金を財源に営農資金等を低利融資し、その償還金や利払いに不足するときは、一般会計からの繰入金によって補塡するというもので、事務取扱いは農林省開拓局がおこない、その経費は一般会計において負担していた。

本会計の昭和二一—二六年度の予算決算の推移は表3-2のとおりである。

昭和二一—二三年度までは、公債金収入（二一年度分は公債金特別会計を経由）をもって貸付金をまかない、貸付金に充てた公債等の利子分を一般会計より繰り入れ、剰余を翌年度に繰り入れており、二二年度から若干の貸付金の回収分すなわち償還金収入と雑収入が入っている。貸付金は実績で、二一年度（二二年二・三月の二か月分）四・一億円、二二年度八・一億円、二三年度二五・三億円と増加している。

二四年度以降は、この会計の実質的な運営は転換をとげ、貸付金財源を公債金収入によらず一般会計からの繰入金によってまかなう方針となった。したがって一般会計よりの繰入れ分は、貸付金財源充当分とその他経費不足分となった。二四年度からは既往の貸付金の償還金も増えてきている。なお、二四年度予算では貸付金財源として借り入れた既往借入金三・九五億円の償還金を国債整理基金会計へ繰り入れて公債に借り換え、公債金収入三・九五億円を計上したが、[2] この公債借換発行はおこなわれなかった。このように貸付金を公債財源とせず一般会計繰入れでまかなったため、開拓者資金の融資額は、二四年度一五・一億円、二五年度一一・九億円、二六年

度一四・二億円と低水準にとどまった。

三　米国対日援助見返資金特別会計

米国対日援助見返資金特別会計（以下「見返資金会計」と略称することもある）は、「米国対日援助見返資金特別会計法」（昭和二四年四月三〇日法律第四〇号）に基づいて、大蔵省所管の会計として二四年度予算が成立した四月二〇日に遡って設置され、アメリカのガリオア・エロア援助による輸入物資の見返り円資金の受払いを歳入歳出として経理した。アメリカの援助物資輸入代金は、二三年度までその他輸出入代金とともに貿易資金の受払いの中で運用されていたが、援助の経理を明確にしその有効な利用を図るために、アメリカ側の指示で設置されたものである。本会計の全貌はすでに本財政史第一三巻「見返資金」編で詳述されているので、ここでは要約にとどめたい。

まず本会計の特徴を指摘すると、第一に予算の編成・資金の使用計画のみならず一件一件の資金の払出しに司令部の承認を要したこと、第二に司令部が資金の受払いをしっかり握ることによって、経済安定政策を実施するための調節弁の役割を果たさせようとしたこと、第三にこの資金は融資として運用することも財政支出として使用することもできる資金であること、第四に全予算の支出残額を順次翌年度に繰り越すことを認め、資金の受払いを年度に拘束されずに調節できる特異な経理を認めた会計であること、第五に資金の受払いそのものを歳入歳出に計上する会計であって、その事務取扱費は一般会計の負担であること、などである。

本会計の運営を特別会計法によってみると、①米国対日援助物資に係る貿易特別会計からの繰入金・運用資産の回収処分等による受入金・資金運用による収益金をもって見返資金とし（第三条）、②見返資金は、通貨および財政の安

表 3-3　米国対日援助見返資金特別会計予算決算（昭和24—26年度）

（単位　千円）

区分	昭和24年度 予算	昭和24年度 決算	25 予算	25 決算	26 予算	26 決算
歳入	150,830,000	129,329,086	158,132,870	177,615,166	119,417,000	146,805,622
貿易会計援助勘定より受入	149,424,000	127,867,995	—	—	—	—
援助物資処理会計より受入	—	—	130,449,000	130,851,264	58,329,000	45,527,028
運用利殖金収入	1,406,000	1,461,091	3,853,750	4,182,274	7,000,000	5,827,021
運用資金回収	—	—	—	27,323,365	1,321,000	2,165,245
前年度剰余金受入	—	—	23,830,120	15,258,262	52,767,000	93,285,025
雑収入	—	—	—	—	—	1,302
歳出	150,830,000	114,070,824	158,132,870	84,330,141	119,417,000	118,582,260
公企業支出	27,000,000	27,000,000	40,000,000	41,321,545	9,000,000	20,168,305
電気通信会計	12,000,000	12,000,000	—	12,000,000	—	—
国有林野会計	—	—	—	3,000,000	—	—
農林漁業資金会計	—	—	—	—	—	4,000,000
政府企業投資	15,000,000	15,000,000	—	16,500,000	9,000,000	15,000,000
公共事業	—	—	11,000,000	9,821,545	—	1,168,305
私企業支出	24,999,999	24,603,824	40,000,000	35,015,056	35,000,000	40,070,458
債務償還・国債買入	62,467,000	62,467,000	50,000,000	—	—	49,417,791
その他	36,363,001	—	28,132,870	7,993,539	75,417,000	8,925,706
うち）貿易会計	—	—	—	845,472	—	—
食管会計	—	—	—	—	—	928,679

（注）1.　公企業支出の見返資金計画では，支出枠が定められているが予算書では公企業の総枠のみ．
2.　26，27年度の政府企業への投融資増大分はその他から移用．

出所：「決算書」昭和24—26年度．

定、輸出の促進その他経済の再建に必要な使途に充てるため、国債に運用し、もしくは国債の償還に関する費途に使用し、また公私企業に対する資金に運用し、もしくは公企業に対する資金に使用することができ、この現金の受払いは「財政法」上の収入・支出と見なされる（第四条）、③本会計の歳入歳出は、貿易特別会計からの繰入金・運用資産の回収・処分等による受入金・資金運用による収益金を歳入に、②の運用・使用による支出金を歳出とすること（第六条）、④資金に余裕がある場合、政府発行短期証券に運用することができ（第一三条第二項）、⑤資金運用等の事務は日本銀行取扱いとする（第一四条）、となっている。

本会計の昭和二四―二六年度の予算・決算は表3-3のとおりである。表によって収支項目を概観すると、歳入の主項目は援助物資等処理特別会計からの受入れである。二四年度は貿易特別会計援助物資勘定からの受入れ、二五年度からは米国対日援助物資売却代金の繰入れである。運用利殖金収入は融資や公債引受けによる利子である。運用資金回収は融資の償還や他会計への肩替りによる回収である。歳出のうち公企業支出は電気通信事業特別会計・国有林野事業特別会計・農林漁業資金融通特別会計・政府企業・公共事業への支出で、出資・融資のほか使用も含まれる。私企業支出は私企業への融資・出資である。債務償還・国債買入れは復金債償還のための交付公債の買入れと長期国債の保有のための購入である。その他は給食用脱脂粉乳購入費の見返資金負担による貿易会計または食管会計への繰入れのほか特定情報教育費の負担と連合国軍人等住宅公社への融資等である。

昭和二四年度の決算をみると、歳入の貿易会計援助物資勘定からの受入れ（援助物資売却代金とそれに対する輸入補給金を含む。前掲九五ページ表2-9参照）は一二七八億円であり、予算を二一五億円も下回った。これは援助物資の輸入から売却金の回収まで三か月を要するため、見返資金への繰入れが遅れ予算額に達しなかったためである。運用利殖金収入が少額なのは、国鉄と電気通信事業会計への融資と公債引受けを除き融資が遅れたためである。歳出の五五%、

六二四億余円の債務償還費は、政府が復興金融金庫に対する出資として交付した国債を見返資金で買い入れ、復興金融金庫はこの資金をもって復金債の現金償還に充てたものである。その他は経済再建および安定費の使用未定分である。二四年度の歳出項目として債務償還と私企業支出は経済再建および安定費に含まれていた。

二五年三月「米国対日援助見返資金特別会計法」が改正され（昭和二五年三月三一日法律第六四号）、支出目的に「特定教育事業」を追加し、「国以外の公企業」を加え、予算の支出残額の順次翌年度への繰越使用を認め、資金運用等の事務を日銀のほか「指定金融機関」にも拡張した。こうしてアメリカ宣伝教育事業への地方自治体を通じた支出が認められ、公共事業支出等の出納整理期間を越えた支出も可能となり、農林漁業・中小企業融資事務の市中銀行等の取扱いも始められる。二五年度の歳入決算をみると、総計は一七七六億円で予算を二一五億円上回った。この主たる要因は、二四年度の電気通信事業公債引受けと国鉄貸付けの預金部肩替り二七〇億円が歳入となったためである。援助代価の繰入れは米国対日援助物資等処理特別会計からの繰入れ一三〇八億円と運用益四一億円等である。これに対し歳出総額は八四三億円にとどまった。この主たる要因は、ドッジの承認した債務償還五〇〇億円が見送られたことである。政府事業のうち住宅金融公庫と日本輸出銀行への出資を除き、いずれも繰入れ、交付または公共事業支出であり、見返資金の債権としては残らない。私企業支出が予算額に満たないのは電力業界の再編が遅れ、大口の電力業への貸付けが減じたことによる。その他のうちの八・四五億円は給食用脱脂粉乳代価の見返資金負担による繰入れであり、それ以外は連合国軍人等住宅公社への融資と特定教育事業への支出である。

二六年度では二六年六月で米国対日援助予算が終結し、二六年度の見返資金の繰入れは急減し、決算で四五五億円となったが、前年度剰余金が九三二億円に達したため、歳入総額は一四六八億円となった。歳出では公企業支出のうち新設なった農林漁業資金融通特別会計への出資のほか、やはり新設の日本開発銀行への出資一〇〇億円と輸出銀行

への出資五〇億円が含まれている。二六年度の私企業支出は電力・海運・中小企業のみであるが、積極的に融資され四〇〇億円に達した。四九四億円の国債買入れは前年度国債償還のための予算五〇〇億円の転用で、次年度以降の見返資金原資として保有された。その他のうち、食管会計への繰入れは前年度と同じ給食用脱脂粉乳代金の繰入れである。その他には軍人住宅公社貸出し、特定教育事業支出および金融機関手数料が含まれる。二六年度の決算剰余金二八二億円は翌年度の歳入となり、講和後も見返資金は存続した。二八年八月一日に産業投資特別会計が見返資金の債権を承継して設置され、本会計は廃止された（昭和二八年八月一日法律第一二二号）。

四　農林漁業資金融通特別会計

農林漁業資金融通特別会計は、「農林漁業資金融通特別会計法」（昭和二六年三月三一日法律第一〇六号）により、「農林漁業資金融通法」（同日法律第一〇五号）に基づく農林漁業者に対する長期低利資金貸付けに関する経理を明らかにするため、農林省所管の特別会計として、昭和二六年四月一日設置された。農林漁業融資の前史ならびに本会計設置の経過はすでに本財政史第一三巻「金融制度」編および「見返資金」編に述べられているので参照されたい。

本会計の運営を特別会計法によって見ると、①一般会計・見返資金会計の繰入金相当額を資本とし（第三条）、②貸付金の償還金および利子・一般会計および見返資金会計からの繰入金・資金運用部からの借入金・付属雑収入を歳入に、貸付金・資金運用部借入金の償還金および利子・事務取扱費その他諸費を歳出とする（第四条）、③毎会計年度の損益計算上の利益は一般会計へ繰り入れ（第八条）、④決算上の剰余から③の一般会計繰入金を控除した額は、翌年度歳入に繰り入れる（第九条）、⑤貸付金支弁のため必要あるときは、①の資本額の範囲内で予算の定める額を限度として、資金運用部からの借入金ができる（第一二条）、⑥支払義務ある歳出金の支出未済分は翌年度繰越使用できる（第一八条）、となっている。要するに本会計は、一般会計・見返資金会計の繰入金を原資とし、原資の範囲内の資金運用部借入金をこれに加えて、農林漁業者に対する融資をおこなう事業を特別会計をもって経理し、事業利益を一般会計へ還元する構想で設置されている。

表 3-4　農林漁業資金融通特別会計予算決算
（昭和26年度）　（単位　千円）

区分	予算	決算
歳入	12,297,732	12,147,184
一般会計より受入	5,000,000	5,000,000
見返資金より受入	4,000,000	4,000,000
借入金	3,000,000	3,000,000
事業収入	280,692	95,107
雑収入	17,040	52,077
歳出	12,297,732	12,091,736
貸付金	12,000,000	12,000,000
事務費	15,148	13,744
手数料	135,000	77,992
国債整理基金へ繰入	45,000	—
予備費	102,584	—

出所：「決算書」昭和26年度.

本会計の昭和二六年度の予算決算は表3-4のとおりである。当初予算では一般会計から二〇億円、見返資金会計から四〇億円計六〇億円の原資繰入れをもって事業が開始されたが、資金需要が旺盛で、一般会計繰入金三〇億円、資金運用部から借入金三〇億円を補正予算で追加し、その全額一二〇億円をもって事務費および金融機関への融資委託手数料にあて、決算上の歳入超過五五四四万余円中損益計算上の利益の二七年度一般会計への繰入れ一八七八万余円を控除し[3]、残額三六六五万余円を翌年度歳入に繰り入れた。なお、国債整理基金会計繰入れが決算に計上されなかったのは、資金運用部からの借入金が遅延して繰入れを必要としなかったためである。

二七年度には特別会計法が一部改正されて、見返資金からも借入金が可能となり、農林漁業に対する長期資金の供給は増強されたが、農林漁業金融公庫の設立（昭和二八年四月一日）によ

り、本会計は二七年度限りで廃止され、その事業を公庫に継承した（昭和二七年一二月二九日法律第三五五号）。

（1）『国の予算』昭和二四年度、一九三ページ。
（2）同前、二八二―八三ページ。
（3）本会計の二六年度損益計算上の利益は二六四一万余円であるが、特別会計法第八条の規定にかかわらず特別会計法施行令（昭和二六年政令第八五号）第四条の控除額を差し引いた額が一般会計繰入金となる。

第三節　整理諸会計の収支

一　国債整理基金特別会計

国債整理基金特別会計は「国債整理基金特別会計法」（明治三九年三月二日法律第六号）に基づいて国債の整理をすすめるため、明治三九年度以降、大蔵省所管の特別会計として設置されてきた会計で、毎年度一般会計および各特別会計から繰り入れられる資金をもって国債整理基金とし、これを国債償還に充てるとともに、各会計の借入金・短期証券の償還および国債・借入金・短期証券・一時借入金の利子・割引料および国債発行・償還諸費に充てて政府債務を計画的に整理し、その整理状況を明らかにするのが本会計の機能である。

国債償還制度、債務償還政策、および国債・借入金・短期証券・一時借入金の発行・償還の実態については、すでに本財政史第一一巻「政府債務」編に詳述されているので、ここでは本会計の運営と予算決算の推移を簡単に説明するにとどめたい。(1)

本会計の運営について特別会計法は、①国債整理基金を置き、国債の償還発行に関する費途に充て、その歳入歳出を特別会計で経理する（第一条）、②毎会計年度の一般会計および特別会計からの繰入金を国債整理基金に充てる（第二条）、③国債の借換えによる収入金は直接本会計に編入すること（第三条）、④基金は国債をもって保有しまたは大蔵省預金部（資金運用部）に預入して運用し、運用損益は本会計所属として整理する（第四、七条）、⑤基金のうち毎年

予算決算（昭和20—26年度）　（単位　千円）

区分	昭和20年度 予算	昭和20年度 決算	21 予算	21 決算	22 予算	22 決算	23 予算	23 決算	24 予算	24 決算	25 予算	25 決算	26 予算	26 決算
歳入	22,836,342	26,683,842	73,516,812	63,137,214	137,529,214	112,831,804	350,723,019	349,060,112	807,342,833	394,654,839	282,674,127	258,914,697	201,005,311	195,506,983
他会計より受入	9,122,786	7,381,337	37,296,022	26,200,822	31,949,653	26,536,898	71,106,400	36,943,426	176,274,334	174,911,335	237,171,672	209,754,155	152,205,606	149,001,952
公債金	13,713,557	18,951,281	36,220,790	36,163,242	105,579,560	85,188,240	279,616,619	310,448,821	631,068,499	217,773,451	45,502,455	44,823,705	48,799,705	41,150,355
雑収入	—	35	—	503	—	48,916	—	200,293	—	533,263	—	273,878	—	153,366
前年度支払未済返納金	—	16,766	—	202,839	—	403,402	—	23,579	—	—	—	—	—	—
利子収入	—	—	—	—	—	10,370	—	8,782	—	13,772	—	17,767	—	—
前年度剰余金受入	—	334,423	—	569,809	—	643,978	—	1,435,210	—	1,423,019	—	4,045,192	—	5,201,310
歳出	22,836,342	26,114,033	73,516,812	62,493,236	137,529,214	111,396,594	350,723,019	347,637,093	807,342,833	390,609,647	282,674,127	253,713,387	201,005,311	185,667,245
債務償還費	18,204,791	21,838,002	67,375,463	56,630,426	128,284,378	102,889,840	336,406,865	334,209,025	789,292,205	371,059,288	261,797,750	235,007,895	182,736,469	169,500,918
利子及割引料	4,610,756	4,267,573	6,111,963	5,855,973	9,213,510	8,485,328	14,104,430	13,254,734	17,505,978	19,421,950	20,716,895	18,601,879	18,185,542	16,103,157
事務費	20,795	8,459	29,386	6,837	31,326	21,425	211,723	173,333	544,649	128,410	159,482	103,614	83,300	63,170

度未使用分は翌年度に繰り越し、歳出予算の支出残額は逓次翌年度に繰越使用できる（第八条）、などが規定されているにすぎず、歳入歳出の内訳について詳細な規定を欠いている。そこで表記の歳入歳出項目（表3-5）の説明によって、本会計の実際上の運営について明らかにしよう。[2] まず、歳出の項目の内容は、

(1) 債務償還費……国債の満期償還・買入消却、借入金で年度内満期となるものの償還、短期証券（当該年度内償還分を除く）の償還、いずれも負担会計からの繰入金による現金償還分と借換償還分の合計額。

(2) 利子および割引料……国債・借入金・一時借入金の利子と短期証券の割引差額、すべて各負担会計から受け入れる。

(3) 事務費……証券印刷その他運営上の雑費で、日銀に支払われる国債事務取扱手数料を含み、これら経費はすべて一定の割合で負担会計が負担している。

であって、歳入についてみると、(1)のうちの借換償還分を除くすべての経費が一般会計並びに債務を負担している各特別会計から受け入れられ、それは他会計よりの受入れに計上されている。(1)の借換償還分の支出に見合って公債金収入が歳入に計上され、これは国債・借入金・短期証券の借換分であるが、実際に収入があるわけではなくて計算上の借換発行分である。借換償還分を歳出の償還金に含める一方、その借換発行分を明らかにするための会計上の操作である。そのほか歳入には雑収入、前年度支払未済返納金（前年度の国債元利払残金の返納）および基金余裕金の運用利子収入が計上され、歳入歳出超過額は翌年度歳入に繰り入れ、基金に編入される。要するに本会計は債務の償還・利払い・国債取扱手数料に関する経費を各会計から受け入れ、それぞれの経費を明らかにするとともに、借換分を歳入歳出に立て、運用収入その他をも明らかにする整理会計である。

表3-5　国債整理基金特別会計

出所：「決算書」昭和20—26年度.

昭和二〇年度から二六年度までの予算・決算の推移は表3-5のとおりである。通観すると、二三年度までは債務償還費の規模が累増する一方、歳入をみると現金償還や利払費等に充てられた他会計からの受入分の増加に比し、公債金収入すなわち借換額の増加率がきわめて高く、債務償還金中に占める借換償還の比率が高くなったことを示している。したがって政府債務は累増して利払費を増加せしめている。これに比べ昭和二四年度から二六年度の本会計の示す傾向は対照的である。二四年度の債務償還費および

付金特別会計予算決算（昭和20—24年度）　（単位　千円）

22		23		24	
予　算	決　算	予　算	決　算	予　算	決　算
19,809,614	19,669,629	49,332,919	49,331,481	66,700,150	66,700,322
19,733,982	19,587,270	49,331,104	49,331,104	66,700,000	66,700,000
1,712	224	1,815	241	150	186
73,920	82,136	—	136	—	136
19,801,779	19,669,300	49,332,919	49,331,104	66,700,150	66,700,000
19,800,067	19,669,269	49,331,104	49,331,104	66,700,000	66,700,000
22	30	100	—	50	—
1,690	—	1,715	—	100	—

税配付金特別会計.
税配付金.

公債金収入の予算に対する決算の激減は、主として食糧証券に対するインベントリー・ファイナンスの結果による借換証券発行の激減のためであって、借換償還に見合う公債金収入は、二五年度・二六年度にはさらに減じ、それに見合って利払費の実績は著実に減少して債務償還政策の成果を示している。

二　地方分与税分与金特別会計・地方配付税配付金特別会計

地方分与税分与金特別会計は、「地方分与税分与金特別会計法」（昭和一五年三月二九日法律第六七号）によって、大蔵・内務両省共管の特別会計として昭和一五年度以降設置された。この会計は、国家財政と地方財政および地方財政間の調整をおこなうため制定された「地方分与税法」（同日法律第六一号）に基づいて、国が地方団体に分与する地方分与税、すなわち、国税として徴収した地租・家屋税・営業税の全額を道府県に還付する還付税と、前々年度徴収の所得税・法人税・入場税・遊興飲食税の定率を道府県・市町村に配付する配付税を一般会計から受け入れて、これを地方団体に払い出すた

表 3-6　地方分与税分与金・地方配付税配

区　分	昭和20年度		21	
	予　算	決　算	予　算	決　算
歳　入	1,248,579	1,196,187	2,624,979	2,537,807
一般会計より受入	1,161,064	1,108,345	2,559,021	2,455,613
雑　収　入a)	19	342	894	99
前年度繰越資金繰入	87,496	87,500	65,064	82,095
歳　出	1,183,515	1,107,366	2,552,059	2,455,612
地方分与税分与金b)	1,183,496	1,107,366	2,551,209	2,455,612
小切手支払未済金償還	10	—	10	—
予　備　金	9	—	840	—

（注）1.　昭和20—22年度は地方分与税分与金特別会計，昭和23・24年度は地方配付
2.　a）は利子収入および小切手支払未済金収入，b）は23・24年度は地方配付
出所：「決算書」昭和20—24年度.

めの会計を経理する整理会計である。

この地方分与税分与制度は戦時中も小修正を加えられ、戦後はたびたび改正されたがその詳細は本財政史第一六巻「地方財政」編に譲り、ここでは本会計運営に関する限りの説明にとどめたい。

終戦時の特別会計法によると本会計の運営は、①還付税、配布税分与のための一般会計からの受入金・積立金より生じる収入・借入金・付属雑収入を歳入に、還付税・配付税の分与金・借入金の償還金および利子・その他諸費を歳出とし（第二条）、②歳出額は歳入と積立金の合計を超過できないこと（第三条）、③決算剰余金は積立金とし、歳計の不足は積立金より補足すること（第六条）、④予算の支出残額は翌年度に繰越使用できること（第九条）、などが規定されている。なお借入金ができる規定もあるが（第四条）借入れはおこなわれなかった。

ところで戦後インフレのなかで地方財政は窮乏し、分与税制度全般の見直しが必要となり、二一年度は税制の一部を改正して増収を図ったが、二二年度には「地方分与税法」の全面改正をおこなって（昭和二二年三月三一日法律第三三号）事態に対処した。すなわち、①地租・家屋税・営業税を地方の独立税として還付税制度を廃止し、

②遊興飲食税を遊興税に改編して分与税財源から除外し、③配付税を地方分与税と呼び、その繰入率・分与率を改訂するなどがそれである。こうして地方分与税は実質上所得税・法人税・入場税の定率を地方に配付する配付税のみとなったが、二三年七月、再び地方分与税制を全面的に改編する「地方配付税法」(昭和二二年七月七日法律第一一一号)が公布され、「地方分与税法」が廃止されると同時に、同法によって本特別会計の名称は「地方配付税配付金特別会計」と改称され、二三年度から適用された。同法により地方配付税は前々年度所得税・法人税の一定率となったが、本会計の運営自体は従前と変わらなかった。

昭和二〇―二二年度までの地方分与税分与金特別会計、二三・二四年度の地方配付税配付金特別会計の予算決算は表3-6のとおりである。表記の収支項目について若干の説明を補足すると、歳入の一般会計からの受入れは、毎年度配付税額を予算額に基づき積算し決算実績に基づいて翌々年度に清算して不足額を繰り入れることにしている。また二二年度以降還付税は廃止されたが、二一年度以前の還付税収入も二二年度以降受け入れている。[3] また、各年度の決算では歳入歳出差引残額のうち、一般会計からの受入金中の還付税で翌年度に還付しなければならない額を翌年度歳入の前年度繰越資金繰入れに計上して残額を積立金とし、歳入不足補塡に充てるという操作をおこなっている。なおこの会計には事務取扱費は計上されない。

表でみるとおり、この会計は一般会計で収入した税の一部をこの会計を通じて府県市町村へ流す通り抜け勘定で、若干、前述のような受入れ、払出しの年度調節をおこなうのみである。

本会計は、地方財政調整制度がシャウプ勧告に基づいて改編され、地方配付税配付金が廃止されて地方財政平衡交付金制度が新設されたため、「地方財政平衡交付金法」(昭和二五年五月三〇日法律第二一一号)によって、昭和二四年度限りで廃止され、二四年度の決算上の剰余金および会計廃止の際における積立金その他の権利義務は一般会計に帰属

した。

三　財産税等収入金特別会計

財産税等収入金特別会計は、「財産税等収入金特別会計法」(昭和二一年一一月一三日法律第五三号)に基づいて、大蔵省所管の特別会計として昭和二一年一一月二八日に設置された(昭和二一年勅令第五七四号)。同法によれば、本会計は「財産税法」(昭和二一年一一月一二日法律第五二号)および「戦時補償特別措置法」(昭和二一年一〇月一九日法律第三八号)に基づいて課税される財産税および戦時補償特別税の収入金を経理する会計であって、両税の収納は現金ばかりでなく国債(政府特殊借入金を含む)、動産・不動産の物納・譲受けおよび旧勘定預金(第二封鎖預金)その他の債権によってもおこなわれたが、そのうち現金・国債は歳入に立て、それ以外のものは本会計の所属の国有財産となった(第一条)。この財産税および戦時補償特別税の課税については、本財政史第七巻「租税(1)」編、第八巻「税務行政」編および第一一巻「政府債務」編に詳述されているので、ここでは本会計の運営と予算決算の推移を説明するに必要な程度にとどめる。

本会計の運営を特別会計法によってみると、①財産税および戦時補償特別税の収入金・物納財産および譲受財産から生じる収入金・これらの財産の処分による収入金・旧勘定預金等の払戻金・公債募集金・借入金・付属雑収入を歳入に、一般会計への繰入金・国債整理基金会計への繰入金・地方公共団体または特定機関への交付金・公債および借入金の償還金および利子・財産税および戦時補償特別税の還付金・その他諸費を歳出とする(第二条第一項)、②税を国債により納付されたときは、国債価額を本会計の歳入とし、国債を国債整理基金会計へ所属換えするが、それを本

表 3-7　財産税等収入金特別会計

予算決算（昭和21—26年度）　（単位　千円）

区分	昭和21年度		22		23	24			25		26		昭和21—26年度決算合計
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
（歳入）													
租税	21,719,000	18,115,224	5,230,000	18,287,046	8,133,000	7,814,754	2,981,000	2,469,544	920,000	871,665	502,100	1,173,695	48,731,928
財産税	10,710,000	15,518,826	2,772,000	8,996,883	4,699,000	3,620,624	1,418,000	705,313	441,000	377,351	191,000	223,544	29,442,541
現金収入	8,280,000	15,447,006	2,529,000	8,199,450	4,389,000	3,458,834	1,218,000	699,131	431,000	377,083	191,000	223,371	28,404,875
国債収入	2,430,000	71,820	243,000	797,433	310,000	161,790	200,000	6,182	10,000	268	—	173	1,037,666
戦時補償特別税	11,009,000	2,596,398	2,458,000	9,290,163	3,434,000	4,194,130	1,563,000	1,764,231	479,000	494,313	311,100	950,151	19,289,387
現金収入	1,065,000	706,521	2,404,000	965,322	2,016,000	2,792,626	1,163,000	1,381,653	468,000	494,313	306,000	950,151	7,290,587
国債収入	540,000	45,659	54,000	622,482	190,000	911,619	300,000	382,575	10,000	—	5,000	—	1,962,336
政府特殊借入金	9,404,000	1,844,217	—	7,702,359	1,228,000	489,885	100,000	3	1,000	—	100	—	10,036,464
物納及譲受財産収入	1,747,195	—	7,791,623	51,724	1,370,000	1,406,800	1,796,467	1,789,922	1,554,500	1,650,903	2,091,538	1,782,117	6,681,466
管理収入	1,195	—	449,223	7,322	23,000	64,791	36,342	342,799	34,500	74,889	46,093	74,293	564,093
処分収入	1,746,000	—	7,342,400	44,402	1,347,000	1,342,010	1,760,125	1,447,123	1,520,000	1,576,014	2,045,445	1,707,824	6,117,373
旧勘定預金等払戻金	1,350,000	—	2,025,000	5,833	2,080,000	1,102,638	—	296,504	90,000	54,868	100,000	26,379	1,486,222
公債及借入金収入	18,687,000	*12,500,000	6,517,000	—	1,406,000	—	—	—	—	—	—	—	12,500,000
雑収入	—	—	100	0	100	4,271	100	625	100	2,360	100	6,753	14,009
前年度剰余金繰入	—	—	1,000	438,750	2,871,000	2,889,700	1,000	688,456	1,000	682,676	1,000	472,135	5,171,718
自作農創設会計より受入	—	—	—	—	—	—	26,900	26,900	859,779	567,667	16,918	23,116	617,684
調整勘定利益分配金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	17
合計	43,503,195	30,615,224	21,564,723	18,783,354	15,860,100	13,218,163	4,805,467	5,271,952	3,425,379	3,830,139	2,711,656	3,484,213	75,203,044
（歳出）													
一般会計へ繰入	31,097,967	28,563,000	7,543,000	6,000,000	3,690,458	1,710,000	2,990,219	2,990,219	2,470,542	2,470,542	414,304	414,304	42,148,065
国債整理基金会計へ繰入	12,374,150	1,613,473	13,911,723	9,828,294	11,972,474	10,637,995	1,504,582	1,379,279	744,713	723,899	2,077,557	2,071,806	26,254,746
管理処分費	26,078	—	100,001	65,360	167,168	181,712	310,666	219,777	200,124	163,562	209,795	218,820	849,231
予備費	5,000	—	10,000	—	30,000	—	—	—	10,000	—	10,000	—	—
合計	43,503,195	30,176,473	21,564,723	15,893,653	15,860,100	12,529,707	4,805,467	4,589,276	3,425,379	3,358,003	2,711,656	2,704,930	69,252,043

（注）1.　公債及借入金のうち＊印は借入金.

2.　管理処分費は，雑給与・旅費・物品費・役務費・食糧費・売払処分委託費・過誤納等払戻金・証券処理調整協議会政府負担金・日銀交付金・出資金等を含んでいる（年度により名称が異なる）が，すべて納付の租税・物納財産・譲受財産を管理・処分するための経費である.

出所：「決算書」昭和21—26年度.

会計の歳出とし国債整理基金会計においては一般会計から当該国債収納価額に相当する元金償還資金の繰入れがあったものとみなし、直ちに償却整理する（第二条第二項・第三条）、③本会計経費支弁のため、公債発行または借入金ができるが、その額は本会計所属資産（現金・譲受財産を除き、戦時補償特別税延納許可額を含む）の現在額の七五%を超えてはならない（第四条第一項）、④譲受財産の対価として交付する国債は、③の限度額の範囲外とする（同条第二項）、⑤物納財産処分による収入金・旧勘定預金等払戻金は、まず③の公債・借入金の償還に充て、譲受財産の処分による収入金は、まず④の公債の償還に充てる（同条第三項）、⑥決算上の剰余は翌年度の歳入に繰り入れる（第六条）、本会計は昭和二六年度限りで廃止する（附則第二項）、と規定されていた。なお、その後の法改正によって、農地で納付された財産税を、自作農創設特別措置会計に受け入れて農地改革の一環として処分したのち、その対価を本会計へ受け入れることに伴う規定整備（昭和二二年七月三〇日法律第九〇号）と、前掲⑤の規定（第四条第三項）にかかわらず当該年度の物納財産・譲受財産の処分価格および延納分納付額の全額ではなく七五%を最低限として償還に充てることとした（昭和二四年四月二三日法律第三〇号）。要するに本会計は、財産税・戦時補償特別税が現金・封鎖預金・国債・動産不動産による物納等種々の形態で納付され、また延納をも許されているところから、その収入金を一般会計と分って経理したうえ、国債納付分はそのまま国債整理基金会計へ繰入れ償却し、他は一般会計財源として繰り入れるが、当面現金とならない物納財産や延納額を見返りとして公債発行または借入金をおこない、当面の一般会計財源を補填するという役割りを持つ整理会計である。

本会計の昭和二一年度から二六年度までの予算決算の推移は表3-7のとおりである。二一・二二年度の収支を通観すると、財産税収入は見積りを上回ったにかかわらず本会計の歳入が予算に比し実績が下回ったのは、戦時補償特別収入が予算を大きく下回ったこと、また物納財産の処分がすすまなかったこと等によるものであった。また、両税

の国債による納付も実績が下回った。二一年度には一六一億余円の現金収入に一二五億円の借入金収入を加えて、一般会計財源として二八五・六三億円を本会計から繰り入れている。なお、借入金で一般財源を調達したのは二一年度一回限りである。また、国債整理基金会計への繰入金は借入金の利子および償還金と国債で納付された両税の国債償却金の合計である。二二年度の一般会計繰入額は六〇億円であるが、二三年度以降は延納税金および物納財産等の処分を整理する会計として機能し、一般会計財源繰入額は年々減少してその意義は小さくなっていった。この会計は決算上の歳入超過額を順次翌年度歳入に繰り入れてゆき、予定どおり二六年度限りで廃止となった（昭和二七年三月三一日法律第四五号）。それは、財産税および戦時補償特別税の更正および決定の期間が税法施行後五年以内とされ、二六年度までで会計の使命を終わったためである。本会計の二六年度の決算剰余金七億七九二八万余円は二七年度一般会計に繰り入れ、その資産・負債は一般会計の帰属となった。なお参考のため、二六年度までの収支実績を合計して表3-7に掲げておく。二七年度以降の両税に係わる収入は一般会計歳入に計上された。

四　外国貿易特別円資金特別会計・解散団体財産収入金特別会計

外国貿易特別円資金特別会計は「外国貿易特別円資金特別会計法」（昭和二三年八月三日法律第二一三号）に基づいて、法務庁所轄の特別会計として昭和二三年八月三日設置された。本会計は「解散団体の財産管理及び処分に関する政令」（昭和二三年八月一九日政令第二三八号）に基づいて国庫に帰属した解散団体の財産、またはその財産の管理処分収入等をもって「外国貿易特別円資金」に充て、これを司令部の指示する貿易資金の特定財源にあてることを目的として設置された。[4] ここでいう解散団体とは、司令部覚書「特定政党、協会、結社およびその他団体の解散」（一九四六

二一年四日SCAPIN五四八)に基づいて制定された「政党、協会、其ノ他ノ団体ノ結成ノ禁止等ニ関スル件」(昭和二一年二月二三日勅令第一〇一号)の第二条の規定により解散した団体であって、占領軍命令に反抗したもの、日本の侵略的軍事行動を支持したもの、暗殺等暴力主義的傾向を助長正当化するものなどで、法務総裁が指定した団体である。この解散団体の所有資産はすべて国が接収保管し、現金等は司令部管理勘定として日銀に預託されていたが、その他の資産につき前記政令(昭和二三年政令第二三八号)は、農地その他農業用財産は農林大臣に、国または地方団体が公共用または公用に使用中の財産は使用中の各省庁に、賠償物件、返還財産はそれぞれ所管省に所管換えし、残る財産は法務総裁によって売却されることを規定している。そこで、この政令に基づいて国庫に帰属した現金(預貯金を含む)と現金以外の財産の管理処分等による収入をもって、「外国貿易特別円資金」を設置し、解散団体の債務の償還に充てるほかは、すべて貿易資金に繰り入れて、貿易に関する特定の用途に使用される。すなわち、外国貿易円資金に関する受払いが、本会計の歳入歳出となるのであって、歳入は接収資金の繰入れ・財産売却収入・財産管理収入(管理収益と付属雑収入)・前年度繰越資金受入れ、歳出は解散団体債務償還金・貿易資金への繰入れである。なお、本会計の財産の売払い・管理等の事務取扱費は一般会計所属である。

本会計の昭和二三・二四両年度の予算・決算は表3-8のとおりである。二三年度は財産の売却開始が二四年二月に遅延し、財産売却収入が大幅に予算を下回り、貿易資金への繰入れはおこなわれず、一・〇四億円の決算剰余を翌年度に繰り越した。二四年度予算編成に当たり、前章で述べたように貿易資金会計は貿易会計に再編され、貿易為替管理体制は変化が予想される年なので、本会計の剰余金は予備費に計上されていた。二四年度の実績は表にみるとおり、一・八五億円の決算上の剰余をみたが、これは本会計が再編されて設置された解散団体財産収入金特別会計の昭和二五年度歳入に繰り入れられた。

表 3-8　外国貿易特別円資金・解散団体収入金特別会計予算決算
(昭和23—26年度)　(単位　千円)

区分	昭和23年度		24		25		26	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	775,090	105,977	338,270	213,492	500,750	379,798	288,334	322,957
財産売却収入	680,100	6,169	233,980	94,720	326,350	177,976	202,334	239,420
財産管理収入	7,830	8,537	4,290	14,620	8,400	16,985	6,000	2,876
接収資金収入	90,160	91,271	—	—	—	—	—	—
前年度繰越資金受入	—	—	100,000	104,151	a) 166,000	a) 184,837	80,000	80,662
歳出	775,090	1,826	338,270	28,655	500,750	299,136	288,334	322,957
解散団体債務償還金	68,209	1,826	84,481	28,655	210,500	8,886	65,000	7,019
貿易資金へ繰入	706,881	—	—	—	—	—	—	—
一般会計へ繰入	—	—	—	—	290,250	290,250	173,334	315,938
朝鮮人厚生事業交付金	—	—	—	—	—	—	50,000	—
予備費	—	—	253,789	—	—	—	—	—

(注)　昭和23・24年度は外国貿易特別円資金特別会計，昭和24・25年度は解散団体収入金特別会計であって，a)は外国貿易特別円資金残金繰入れである．
出所：「決算書」昭和23—26年度．

解散団体財産収入金特別会計は「解散団体収入金特別会計法」(昭和二五年三月三一日法律第六六号)によって、外国貿易特別円資金特別会計の現金・債権債務を継承して昭和二五年四月一日に設置された。前会計の運営と異なる点は、第一に解散団体財産の収入金からその債務償還費を差し引いた金額を一般会計へ繰り入れることにしたこと、第二に政令で定める経費(特別会計法施行令第四条により、法務総裁が司令部民間財産管理局の承認を得ておこなう措置についての経費)にも充てることができるようにしたこと、第三に歳出の債務償還費・政令で定める経費のうち支払義務が生じた支出未済分の翌年度繰越しを認めたことである。したがって本会計の歳入歳出は、国庫に帰属した解散団体の現金(預貯金を含む)・現金以外の解散団体財産の管理処分による収入金・付属雑収入を歳入に、解散団体債務の償還金・一般会計への繰入金・政令で定める経費を歳出とする、としている(法第四条)。なお、本会計においても財産の管理・処分に関する人件費・事務費は一般会計に計上されている。

本会計の昭和二五・二六年度の予算・決算を表3-8に掲げた。二四年度までの前会計では、解散団体財産の収入金は他会計へ繰り入れることなく残金繰入れとして本会計に継承されたが、二五年度に二・九億円、二六年度に三・一六億円を一般会計に繰り入れている。なお、二六年度予算に計上された朝鮮人福祉厚生事業交付金〇・五億円は、政令で定める経費であって、解散団体朝鮮人連盟等の財産売却収入金からその債務を差し引いた残額が朝鮮人奨学会へ交付される予定であったが、[5] 支出されず不用となった。本会計は繰り越してきた資金の全額三・一五億円を二六年度に一般会計に繰り入れ、歳入歳出差引零の決算となった。本会計は残る財産の売却収入などを受け入れて一般会計へ繰り入れ、二七年度をもって終焉した（昭和二八年三月三一日法律第二八号）。

五　特別鉱害復旧特別会計

戦争中の石炭増産に際し、通常ならば鉱害が発生して採算のとれない場所において、鉱害防止措置を講じることなく石炭を採掘したため、戦中戦後にかけて市街地や耕地に被害が発生した。これを特別鉱害としてその復旧費用に充てるため、政府は二四年六月二三日、配炭公団プール制を設けた。この制度は、鉱業権者負担分の復旧工事費を石炭の消費者価格に織り込んで配炭公団にプールし、復旧工事施行者に支払うものであった。しかし同年九月一五日に石炭統制が撤廃され、同時に配炭公団が廃止されたため、公害復旧費用を配炭公団にプールしてまかなうことができなくなり、その対策が検討された。[6] その結果「特別鉱害復旧臨時措置法」（昭和二五年五月一一日法律第一七六号）が制定され、石炭鉱業の特別鉱害の復旧費用を負担する（国・公共団体などが費用を負担する工事を除く）ため、石炭鉱業権者等から納付金を徴収し、復旧工事施行者に工事費用を支払う役割をもつ特別鉱害復旧公社を設立することをいったん決

定した。ところが、その後公社の設立についてはさらに検討が加えられ、公社を設立せずその機能を特別会計によって経理することに決定し、昭和二五年一二月、同法の一部が改正され（昭和二五年一二月一六日法律第二七〇号）、特別鉱害復旧特別会計が「特別鉱害復旧特別会計法」（同日法律第二七一号）に基づいて、通商産業省所管のもとに昭和二五年一二月一六日に設置された。

同法によって本会計の運営をみると、①本会計は政府の行政の一環としておこなう鉱業権者等からの納付金等の徴収と、その納付金等を財源とする復旧工事費用の負担に関する経理を明確にするため設置された会計で（第一条）、②関係石炭鉱業権者から徴収する納付金・法で指定する受益者負担金・寄付金・返納金・付属雑収入を歳入に、復旧工事費用負担のための交付金・その他諸費を歳出とし（第二条）、③毎会計年度の決算上の剰余を翌年度に繰り越し（第一〇条）、④支払義務を生じた支出未済金は翌年度に繰越使用ができること（第一一条）、が規定されている。なお特別会計運営のための経費は、一般会計の負担である。

本会計の二五・二六年度の予算・決算は表3-9のとおりである。二五年度の歳入決算は予算をやや上回ったが、本会計が年度途中で発足し、復旧工事が遅れ、決算上の剰余二・九七億円を翌年度に繰り入れている。二六年度当初予算は三・八三億円であったが、事業拡張のため、補正後予算は八・〇二億円へ増大した。二六年度決算をみると、歳入七・八五億円のうち四・一一億円が事業収入である。歳出は復旧公共事業費が六・九九億

表 3-9　特別鉱害復旧特別会計予算決算
（昭和25・26年度）　（単位　千円）

区分	昭和25年度		26	
	予算	決算	予算	決算
歳入	438,272	462,396	802,118	785,627
事業収入	438,262	462,279	417,691	411,082
雑収入	10	117	87,399	77,516
前年度剰余金受入	—	—	297,028	297,028
歳出	438,272	165,368	802,118	699,977
事業費	438,272	165,368	700,140	699,977
予備費	—	—	101,978	—

出所：「決算書」昭和25—26年度.

円となり、復旧工事はかなりの進捗をみせた。

なおこの特別会計は昭和三三年度限りで廃止され一般会計に承継された。

(1) 「政府債務」編で使用されている大蔵省理財局調べの国債発行・償還に関する年度区分と、歳計上の予算決算の出納整理期間による年度区分とは一致しないので、各会計負担の政府債務の年度別発行・償還額は両者必ずしも一致しない。

(2) 『国の予算』昭和二四年度、一九九—二〇二ページを参照。

(3) 同前、一六九ページ。

(4) 同前、一七一ページ。

(5) 同前、昭和二六年度、四八七ページ。

(6) 同前、四九六—五〇一ページ。

第四章　保険特別会計

第一節　保険特別会計の概況

ここでは、政府管掌の社会保険事業を経営する諸会計、政府のおこなう信用保険の経理を明確にするため設置された信用保険二会計および簡易生命保険及郵便年金特別会計を採りあげる。また社会保険は厚生省・労働省が所管する健康保険・年金保険・労災保険・失業保険関係の諸会計と農林省が所管する農林漁業関係の諸会計に区分した。

占領期に存在した社会保障関係諸会計は、昭和一九年度に健康保険・労働者年金保険（厚生年金保険と改称した）・船員保険の三事業を経理する厚生保険特別会計、労働者災害扶助責任保険特別会計、昭和二二年に労働災害補償制度の整備とともにそれに変わって登場する労働者災害補償保険特別会計、同じ昭和二二年に創設された失業保険特別会計および厚生保険特別会計船員勘定から独立した船員保険特別会計の五会計である。これらの会計は保険事業創立以来の歴史を背負って、政府管掌の範囲も国庫負担の方法も異なるが、被保険者ばかりでなく事業主が保険料を負担し、政府がそれを補償しているという点が共通し、特別会計の運営方法もほぼ同じである。しかし、短期保険給付をおこ

なう健康保険事業や労災保険事業が戦争直後の社会的状況のなかで苦しい経営を続けたのに対して、長期保険給付をおこなう厚生年金保険事業、失業保険事業の経営は順調であった。とくに厚生年金保険は、昭和一七年創設当初から年金保険の貯蓄的要素が着目され、年金保険の積立金が戦時金融に資する点が期待されていたが、[1] 占領期を通じて養老保険の給付は開始されなかったので、積立金は累増した。保険諸会計の積立金は国債を保有するか預金部に預入することとされていたが、二六年の預金部から資金運用部への改組に当たって、全額資金運用部への預け入れを義務づけられたことは注目されよう。

次に農林漁業関係の保険会計としては、昭和一九年二月に農業再保険・家畜再保険両会計を統合して設置された農業家畜再保険特別会計――主として農作物・蚕繭・家畜の異常災害に対する政府の再保険事業を経理する会計であるが、昭和二二年に農業災害補償制度の整備とともに名称を農業共済再保険特別会計と改称した――、この会計と森林火災保険・漁船再保険の三会計がある。いずれも組合員ないし被保険者の相互保険を基盤にしているが、保険料の国庫負担はまちまちである。後者の二会計が管掌する保険はその規模も小さいが、農業災害を補償する会計は、日本経済に対する影響力が大きかった。なかでも農業再保険会計の運営は、会計設置当初の昭和一四年以降、年々借入金が増加する赤字会計である。社会保険諸会計は年金勘定のように資金に困らない会計を除いて、いずれも当該会計負担の借入金をおこなうことができるが、それは保険給付がある年度にかたよった場合に平準化することを想定しているので、年々借入金なしでは運営できない保険会計はきわめて問題であった。たとえば、食糧管理会計のような流通管理会計や国鉄・通信事業会計のような事業会計が、物の見合いのある運転資金を借り入れるのとは異なり、年々の自然災害による農作物の被害を補塡する農業保険における借入金の増嵩は、純然たる赤字経営の象徴であり、保険料の引上げか国庫負担の増額か、あるいは制度そのものの見直しが必要であった。政府は戦時中から農業災害の保険料国庫負担分の消費者転嫁を図り、食糧統制価格の決定に際して消費者価格に上乗せしたうえ、食糧管理会計からこの会計へ再保険料の国庫負担分を繰り入れる方法を採用した。しかし、消費者転嫁の建前は貫けず一般会計負担（税金へ転嫁）となり、さらには保険料および業務取扱費ばかりか、借入金の償還や利子部分まで一般会計において負担することになった。とくに二四年度以降、政府債務の増加は厳に抑制されたから、農業災害を補償する保険会計における赤字の実質的な一般会計負担分は増すばかりとなり、二六年度に一般会計から二五億円の資金を投じて、支払基金を設置する措置がとられた。

昭和二五年に通商産業省の所管で設置された輸出信用保険および中小企業信用保険の二特別会計は、前記の社会保険会計とは異なり、輸出取引および中小企業金融を政府信用で補完することによって、輸出金融・中小企業金融の促進を図り、斯業を振興する目的で設置された。いずれも任意保険であり、当初の保険加入は必ずしも盛んではなかったが、二年間にそれぞれ三〇億円、二〇億円という資金を一般会計から投じたのは、当時の政府の施策の重点を示すものであろう。

最後に簡易生命保険及郵便年金特別会計は、保険会計としては最も歴史が古く、創始が大正年代の簡易生命保険・郵便年金の両会計を昭和一九年に一会計に統合したものである。この会計は逓信省（二四年六月から郵政省）所管の郵便官署が取り扱う生命保険事業を経営する会計で、創始時には政府の社会政策的施策の一環であるとされ、小額の保険料ないし掛金で安全確実な保険を庶民に提供する事業であるが、本質的には民間生命保険会社の事業と同じく任意の契約者の保険料によって保険金をまかなう事業である。小額保険料に伴う事務取扱費の増嵩、インフレによる大衆の保険離れなど、戦後経営の問題点は民間生保事業と変わらず、また民間保険と時を同じくして再建整備をおこない戦時中の不良資産を整理し、また戦争死亡傷害保険に対する国庫補償を得て新発足した。占領期は簡易保険・郵便年

金両勘定とも積立金が増加し、厚生年金保険の積立金に比肩する額となり、積立金をめぐる管理運用問題が政治問題化した。ただし積立金問題はすでに本財政史第一〇巻「預金部資金・資金運用部資金」編に述べられているので、ここでは触れない。

(1) 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第一七巻「会計制度」、三二五―三七ページ。

第二節　健康保険・年金保険・労災保険・失業保険諸会計の収支

一　厚生保険特別会計

厚生保険特別会計は「厚生保険特別会計法」(昭和一九年二月一五日法律第一〇号)に基づいて、健康保険事業・厚生年金事業・船員保険事業を経営する厚生省所管の特別会計として昭和一九年度に設置された。それは戦時中の特別会計の整理統合政策によって、健康保険・労働者年金保険・船員保険を経理する特別会計を統合した会計であって、それぞれの保険事業には前史があり、またその運営も異なっているが、特別会計法の上では必ずしもそれが明らかではないので、会計の運営と予算・決算の推移を理解するに必要な範囲で簡単に説明を加えよう。

健康保険は当初大正年代に「健康保険法」(大正一一年四月二二日法律第二一号)が成立し、その全規定の施行をみたのは昭和二年一月一日である。同法は特定の工場・鉱山の工場・事業場に働く被傭者を強制加入の対象とし、疾病・負傷・死亡・分娩に保険を給付するものであったが、大規模事業所の事業主が組織する健康保険組合が管掌する保険と、健康保険組合の組合員以外の被保険者を政府が管掌する保険に分かれ、後者の政府管掌の健康保険事業は健康保険特別会計において経理された(大正一五年三月二九日法律第二六号)。その後、昭和九年の法改正(法律第一三号)で健康保険への強制加入対象者は常時五人以上の従業員を使用する製造業・電気事業・交通運送業等の事業所の被傭者に拡張された(一〇年四月施行)。次いで、農山漁村および都市中小商工業者を対象とする「国民健康保険法」(昭和一三年

四月一日法律第六〇号）が制定されたが、これは健康保険組合管掌の任意保険であった（戦後任意加入制から原則として強制加入制となり市町村が特別会計を設置して経理することとなった）。翌一四年には、常時一〇人以上の従業員を雇傭する商業・金融業等の職域の民間サラリーマン層を強制加入の対象とする「職員健康保険法」（昭和一四年四月五日法律第七二号、一五年六月一日全面施行）が制定され、これも健康保険組合管掌と政府管掌に分かれたが、政府管掌保険は職員健康保険特別会計で経理された（昭和一五年三月二七日法律第一二号、一五年度より適用）。なお、この保険には扶養家族給付がおこなわれ、従前の健康保険にも扶養家族給付が規定された（昭和一四年法律第七四号）。次いで一七年の法改正（昭和一七年法律第三八号）で職員健康保険は健康保険に吸収され一八年四月一日に施行されて、職員健康保険特別会計は昭和一七年度限りで廃止され、健康保険特別会計に継承された。

以上述べたように、職域で組織される被傭者を強制加入させる健康保険と、地域の住民を対象とする国民健康保険のほかに、船員を対象とする「船員保険法」（昭和一四年四月六日法律第四三号、全面施行一五年六月一日）が制定され、疾病・負傷のほか老齢・廃疾・脱退・死亡に関する保険給付をおこなうこと、すべての船員保険を政府管掌とすることとなり、船員保険特別会計が昭和一五年度から設置された（昭和一五年三月二七日法律第一三号）。

船員保険に二年遅れて、「健康保険法」が対象とする工場・事業場等に雇傭される者（ホワイト・カラーを含む）の老齢・廃疾・脱退・死亡についての年金保険制度が発足した。すなわち「労働者年金保険法」（昭和一六年三月一一日法律第六〇号、一七年六月一日全面施行）成立である。すべて政府管掌で、労働者年金保険特別会計で昭和一七年度から経理された（昭和一七年法律第二九号）。この保険は一九年二月、厚生年金保険と名称を変更し、給付内容等に改訂が加えられた（昭和一九年法律第二一号）。

以上の「健康保険法」に基づいて給付される職域の健康保険事業のうち政府管掌の保険、「厚生年金保険法」に基づいて給付される職域の年金保険事業（恩給を支給される官公吏や共済組合員等を除く）の全部および「船員保険法」に基づいて給付される船員の健康保険・年金保険の全部を統合して経理する特別会計が厚生保険特別会計として昭和一九年度に創設されたのである。本会計は健康勘定・年金勘定・船員勘定・業務勘定の四勘定に区分されるが、各勘定の運営を特別会計法によって紹介しよう。

健康勘定については、①健康保険事業経営上の保険料・積立金から生じる収入・借入金・付属雑収入を歳入に、事業経営上の保険給付費・借入金の償還金および利子・一時借入金の利子・その他諸費・業務勘定への繰入金（業務取扱費・療養所費・保健施設費・営繕費に充てるため）、一般会計への繰入金（保健施設費に充てるため）を歳出とし（第三条）、②決算上の剰余は健康勘定積立金とし、歳計に不足あるときは積立金から補足する（第七条）、③経費支弁のため健康勘定負担において借入金ができるが、保険料をもって保険給付金・療養所費または保健施設費に充てるための業務勘定繰入金・一般会計へ保健施設費繰入金支弁に不足する額を限度とする（第一〇条）、④二二年度から積立金は予算の定める金額に限り健康保険事業の福祉施設費に充てるために業務勘定へ繰入れができることとなり（第一八条ノ二、昭和二二年法律第四二号）、⑤二四年一一月四日から当分の間積立金を予算の定める金額を限り事業経営上の財源に充てるため歳入に繰り入れることができる（第一八条ノ三、昭和二四年法律第二二二号）、と規定された。

年金勘定の運営は、①厚生年金保険経営上の保険料・一般会計からの受入金（保険給付費国庫負担分）・積立金から生じる収入・付属雑収入を歳入に、事業経営上の保険給付費・その他諸費・業務勘定繰入金（福祉施設費、営繕費に充てるため）を歳出とする（第四条）、②簡易生命保険及郵便年金会計からの繰入金（「厚生年金保険法」第七五条とその関連法令により郵便年金の団体加入者で厚生年金に切り替えた者の切換前の掛金等の繰入分）をおこなうことができ、これを年金勘定歳入とする（第一八条）、③決算上の剰余を年金勘定積立金に組み入れ、歳計不足は積立金から補足する（第八条）、

となっている。

船員勘定の運営は、①事業経営上の保険料・一般会計よりの受入金（保険給付の国庫負担分）・積立金から生じる収入・借入金・付属雑収入を歳入に、事業経営上の保険給付費・借入金の償還金および利子・その他諸費・業務勘定への繰入金（船員保険事業の療養所費・福祉施設費・営繕費に充てるため、なお二二年度から業務取扱費を挿入――昭和二二年法律第四二号）を歳出とする（第五条、戦前の船員保険は内外地共通に本会計で経理し外地で徴収した保険料の外地会計からの繰入れ、外地で給付する保険金の外地会計へ繰入れを規定していたが、昭和二一年九月一三日法律第二一号によりこの規定は削除された）、②決算上の剰余は積立金に積み立て、歳計不足のときは積立金から補足する（第八条）、③保険給付費に不足したときは、船員勘定負担の借入金ができる（第一一条）、となっている。以上の船員勘定に関する規定は、二二年一一月一日、船員保険特別会計が再び独立したため、全面削除された（昭和二二年法律第二三六号）。

業務勘定の運営は、①健康勘定・年金勘定・船員勘定からの受入金・一般会計からの受入金（各勘定の業務取扱費）・業務取扱いに関し生じる収入を歳入に、業務取扱費・健康保険事業諸費（療養所費・保健施設費・営繕費）・厚生年金保険事業諸費（福祉施設費・営繕費）・船員保険事業諸費（療養所費・福祉事業費・営繕費・二二年度には業務取扱費）を歳出とする（第六条、ただし、二二年一一月一日から船員保険関係収入支出の規定は削除された――法律第二三六号）、②業務勘定の決算上の剰余は勅令（政令）の定めにより各勘定の積立金に組み入れ、歳計不足は各積立金から補足する。

なお各勘定共通の規定として、①支払上の現金の余裕は預金部（資金運用部）に預入し、健康勘定の支払上の現金の不足は当該年度償還の一時借入金または国庫金繰替使用により補塡すること（第一二条）、②各勘定の積立金は国債をもって保有し、または大蔵省預金部に預入して運用すること（第一三条）、としている（昭和二六年度に預金部が資金運用部に改組されると、国債保有は許されなくなった――昭和二六年法律第一〇二号）。

要するに本会計は業務取扱経費を業務勘定で経理し、各事業をそれぞれの勘定で経理している。健康保険事業については、保険料収入（事業主と被保険者折半負担）と積立金の利子収入で保険給付をまかない、そのうえ、そのなかから業務取扱費の一部・保健施設費をまかなうために業務勘定および一般会計へ繰入金をおこない、残金を積立金とするという運営をし、国庫は業務取扱費の一部（負担割合は時期により異なる）を負担するにすぎず、この会計で不足金が出れば積立金で補足し、または借入金ができるようになっている。厚生年金事業については、保険給付費の一部が国庫負担となっており（炭鉱坑内夫は二〇%、その他一〇%、「厚生年金保険法」第五七条）、その残金を事業主・被保険者が折半負担する（同法第五九条）ので、事業主・被保険者の納付する保険料収入と一般会計から受け入れる保険給付国庫負担分および積立金利子等をもって保険給付に充て、また福祉施設費等を業務勘定に繰り入れる。年金保険の業務取扱費は全額国庫負担となっていて、直接一般会計から業務勘定に繰り入れられる（法制上は国庫が予算の定めにより事務取扱費を負担するとなっている、同法第五七条第二項）。なお厚生年金保険は一七年六月から施行された関係上、養老年金給付は最も早い抗内夫の場合でも一〇年以上を経過しないと支給されず、積立金は増加の一方で財源不足は考えられず、借入金は認められていない。船員保険事業の費用負担は、保険給付のうち療養給付・傷病手当金を除く五分の一が国庫負担となり、残りを船員と船主が法定率によって負担する（「船員保険法」第五八条）ので、保険料および一般会計からの受入金と積立金等の利子を加え、保険給付費と業務勘定への福祉施設費等の財源繰入れに充てるが、業務取扱費は二〇・二一年度全額一般会計負担、二二年度は一部を一般会計負担（法制上は予算の範囲内で国庫負担と規定された――同前）となっている。また本勘定負担の借入金も認められている。なお、本会計の余裕金は全額預金部へ預入され、積立金の運用は国債保有か預金部預け入れと定められている点は注目される。

厚生保険特別会計の予算・決算は表4-1のとおりである。健康勘定の予算・決算の推移を通観すると、二二年度

表 4-1　厚生保険特別会計

予算決算（昭和20—26年度）　（単位　千円）

区分	昭和20年度		21		22		23		24		25		26	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
（健康勘定）														
歳入	167,731	112,742	345,866	261,008	979,934	934,041	4,579,329	4,861,972	14,609,178	12,568,733	14,596,595	15,367,401	18,230,576	21,807,478
保険料収入	162,682	106,420	338,663	253,551	898,136	850,179	4,441,383	4,722,301	14,082,250	12,026,630	14,592,600	15,349,430	18,226,616	21,797,272
積立金より受入	—	—	—	—	75,130	75,130	130,130	130,130	515,135	515,135	—	—	—	—
雑収入	5,049	6,322	7,203	7,458	6,668	8,732	7,816	9,541	11,793	26,968	3,995	17,971	3,960	10,206
歳出	167,731	81,674	345,866	232,900	979,934	892,376	4,579,329	4,573,511	14,609,178	12,494,105	14,596,595	15,336,955	18,230,576	20,787,911
保険給付費	107,425	62,072	272,110	186,042	713,622	700,389	3,549,418	4,183,644	13,816,990	12,127,898	13,267,454	14,965,977	16,066,640	19,830,336
業務勘定へ繰入	18,980	18,975	46,270	46,270	191,413	191,413	388,916	388,916	456,560	365,419	422,099	369,933	1,000,721	955,738
一般会計へ繰入	459	459	459	459	458	458	458	458	—	—	—	—	—	—
国債整理基金会計へ繰入	—	—	—	—	—	—	—	—	19,500	—	11,700	—	70,200	—
諸支出金	8	168	8	129	218	115	750	493	867	788	494	1,045	3,200	1,836
予備費	40,860	—	27,020	—	74,223	—	639,787	—	315,261	—	894,848	—	1,089,815	—
（年金勘定）														
歳入	809,134	607,171	1,742,099	1,595,109	2,237,346	2,786,286	4,009,309	6,767,436	10,684,158	12,281,033	12,743,044	14,524,834	17,344,673	17,667,229
保険料収入	765,973	577,159	1,649,090	1,543,730	2,067,607	2,656,510	3,764,402	6,569,492	10,081,800	11,794,924	11,568,420	13,082,806	14,750,496	15,219,263
運用収入	42,910	29,828	79,775	37,987	124,367	99,533	196,704	172,406	452,838	428,529	1,043,434	1,302,772	2,335,864	2,189,712
一般会計より受入	141	141	13,124	13,124	45,262	27,557	47,719	21,187	148,530	55,562	128,653	134,956	255,503	255,497
簡保郵年会計より受入	100	41	100	29	100	37	400	379	—	—	—	—	—	—
雑収入	10	2	10	238	10	2,649	84	3,972	990	2,018	2,537	4,299	2,810	2,757
歳出	50,487	55,460	150,177	127,978	447,106	167,705	554,992	237,843	1,342,192	626,702	1,375,568	1,369,578	2,645,268	2,634,654
保険給付費	29,484	53,601	106,818	126,032	402,566	163,540	490,780	222,769	1,250,859	597,765	1,287,453	1,345,296	2,336,757	2,411,717
業務勘定へ繰入	2,478	1,511	1,578	1,578	4,000	4,000	14,800	14,800	28,500	28,500	23,500	23,500	222,446	222,307
諸支出金	18	348	18	367	283	165	334	274	291	437	243	782	1,000	630
予備費	18,506	—	41,762	—	40,257	—	49,078	—	62,542	—	64,372	—	85,065	—
（業務勘定）														
歳入	31,187	30,189	63,180	63,446	295,008	296,699	637,611	652,936	880,262	886,251	971,175	949,840	2,344,540	2,354,570
一般会計より受入	8,606	8,606	14,222	14,222	93,210	93,210	226,340	226,340	357,461	357,461	447,978	447,978	1,044,516	1,044,516
健康勘定より受入	18,980	18,975	46,270	46,270	191,413	191,413	388,916	388,916	456,560	365,419	422,099	369,933	1,000,721	955,738
年金勘定より受入	2,478	1,511	1,578	1,578	4,000	4,000	14,800	14,800	28,500	28,500	23,500	23,500	222,446	222,307
船員勘定より受入	911	911	896	896	5,548	5,548	—	—	—	—	—	—	—	—
療養所収入	—	—	—	—	—	—	1,739	1,951	1,851	2,521	1,851	4,292	—	—
雑収入	212	186	214	480	837	2,528	5,816	20,929	35,890	132,350	75,747	104,138	76,857	132,009
歳出	31,187	28,772	63,180	62,694	295,008	267,365	637,611	557,545	880,262	824,470	971,175	942,332	2,344,540	2,094,103
業務取扱費	22,293	22,755	55,364	55,774	275,288	247,911	414,215	369,683	589,125	556,648	654,584	653,085	907,340	913,820
官庁営繕費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,008	32,878
職員宿舎施設費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,865	30,034
療養所費	396	384	1,457	1,450	3,743	3,642	17,754	15,952	24,232	23,545	33,413	32,486	—	—
保健施設費	4,275	3,441	3,053	3,019	10,166	10,008	29,820	27,614	91,064	84,691	106,684	103,580	252,111	219,872
福祉施設費	3,389	2,191	2,474	2,451	5,811	5,803	142,130	144,295	22,154	21,821	19,948	19,693	1,049,577	897,499
福祉施設補修費	—	—	—	—	—	—	—	—	137,782	137,765	133,612	133,488	—	—
予備費	833	—	833	—	—	—	33,692	—	15,905	—	22,934	—	71,639	—

表 4-1　厚生保険特別会計予算決算
（昭和20—26年度）（つづき）

（単位　千円）

区分	昭和20年度 予算	昭和20年度 決算	21 予算	21 決算
（船員勘定）				
歳入	51,206	20,489	81,219	67,796
保険料収入	31,412	13,126	69,898	57,642
運用収入	1,586	1,715	2,795	1,624
一般会計より受入	16,046	5,484	8,525	8,525
外地会計より受入	2,162	157	—	—
雑収入	1	7	1	5
歳出	34,979	3,906	32,156	26,201
保険給付費	26,132	2,933	27,333	25,184
業務勘定へ繰入	911	911	896	896
外地会計へ繰入	611	54	—	—
諸支出金	16	8	18	121
予備費	7,310	—	3,910	—

（注）健康勘定・年金勘定・船員勘定の諸支出金は債務償還金・過誤納返戻金などである．業務勘定の諸支出金（20—23年度まで計上）はそのほか人件費等も含まれているので，24年度以降の予算項目にあわせて，業務取扱費に合計計上した．なお，その中に一般会計への恩給負担金繰入れ，郵政事業会計への業務委託費の繰入れを含む．

出所：「決算書」昭和20—26年度．

から二四年度まで積立金を取り崩して歳入に受け入れている（二二・二三年度は福祉施設費に充てるため、二四年度は経費財源として）。年々保険料および保険給付費が増加したのは、インフレにより保険料の基礎となる月収の増加のほか、加入人員増加、料率引上げと給付内容の改善などによるもので、とくに二四年度の増加率が高くなっている。健康勘定運営の結果同勘定積立金は二〇年度末の二・三八億円から増減を繰り返して二四年度末には一・三六億円となったが、二六年度末は一二・六六億円に増加した。なお、一般会計への福祉施設財源繰入れは二三年度までであり、二四—二六年度は一時借入金を予定してその利子の国債整理基金会計への繰入れを予算に計上したが、支出されずに終わっている。

年金勘定の予算・決算を通観すると保険料と保険給付の年々の増加事情は健康保険勘定と同様であるが、年金保険の中心をなす養老保険の給付が開始されないので、毎年多額の歳入超過となって、積立金は二〇年度末一四・五六億

円から二六年度末の五一九・五三億円へと累増した。

船員勘定は健康保険事業と年金保険事業を合わせて経理しており、給付費に対する一般会計からの繰入率（国庫負担率）も高く、大幅な歳入超過となっている。二二年度は本会計の予算を施行していたが、一般の失業保険制度の実施とともに船員の失業保険は「船員保険法」に基づいて給付されることになったことを契機に船員保険特別会計が独立し、「船員保険特別会計法」（昭和二二年一二月二四日法律第二三六号）に基づいて厚生保険会計船員勘定の積立金その他の権利義務は船員保険特別会計普通保険勘定の所属となり、二二年度の歳入歳出は船員保険会計普通保険勘定に移して決算をおこなうことになったので、二二年度以降の予算決算の推移は、本節五で取り扱うこととする。

業務勘定の収支をみると、一般会計からの業務取扱費の繰入れが年々逓増したが、健康勘定の業務取扱費の国庫負担率が実質的に年々高まった等の理由による。なお、保健施設費、福祉施設費も漸増している。本勘定の決算上の剰余金は各年度とも少額であるが、各勘定の積立金に区分して組み入れられている。

二　労働者災害扶助責任保険特別会計

労働者災害扶助責任保険特別会計は、「労働者災害扶助責任保険特別会計法」（昭和六年四月二日法律第五六号）に基づいて内務省所管（昭和一三年厚生省設置後は厚生省所管）の特別会計として、昭和六年九月一日に設置され、「労働者災害扶助責任保険法」（同日法律第五五号）による労働者災害扶助責任保険事業を経営する会計である。

この保険事業は、労働者の業務上の傷病・死亡に対して扶助の責任をもつ事業主が労働災害を補償した場合の損失を塡補する保険であって、保険法では「労働者災害扶助責任保険ニ於テハ労働者災害扶助法、工場法又ハ鉱業法ニ基

表 4-2　労働者災害扶助責任保険特別会計予算決算（昭和20—22年度）

（単位　千円）

区分	昭和20年度		21		22	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	13,444	7,984	35,390	10,171	7,397	2,492
保険料収入	7,831	3,487	28,404	7,506	6,239	2,016
運用収入	732	765	910	742	190	70
雑収入	5	8	17	10	6	6
前年度繰越資金受入	4,876	3,724	6,059	1,912	962	400
歳出	13,444	5,295	35,390	9,688	7,397	3,376
保険金	6,890	1,880	24,524	4,784	5,355	2,044
保険料精算返還金	127	1,331	114	897	332	535
保険施設費	1,550	1,550	2,732	2,723	—	—
事務取扱費	384	534	1,372	1,284	1,114	797
予備費	4,492	—	6,648	—	596	—

（注）事務取扱費は，事業費・諸支出金から，保険金・保険料精算返還金・保険施設費を差し引いて算出．

出所：「決算書」昭和20—22年度．

ク扶助責任ヲ保険スル」（第二条一項）政府管掌の国営保険であるとうたわれていたが、適用範囲は勅令に委ねられ（第二条第二項）、それは土木建築工事（ただし国・地方公共団体直営工事、運輸・電気・ガス・水道事業のための直営工事を除く）で一定の規模条件にあるものに限定された。(1) なおその他の職種の労働災害については、「工場法」「鉱業法」に事業主の責任が規定されているが、「健康保険法」「船員保険法」において業務上の災害を区別することなく疾病・傷病等の保険給付をおこない、それを超える事業主の扶助責任に対し事業主から補償がおこなわれる制度になっており、一九年法改正（昭和一九年法律第二一号）で労働災害に対する扶助責任と健康保険・厚生年金保険等による保険給付が調整され、事業主の扶助責任が、保険給付に代位された形で終戦を迎えたのである。(2)

したがって労働者災害扶助責任保険会計で経理する保険は、極めて限られた範囲の事業主を被保険者とし政府を保険者とする保険であって、保険料・事務取扱費とも全額被保険者負担で、国庫は初年度に準備金を支出した

のみで運営された。

特別会計法によって本会計の運営をみると、①保険料・積立金から生じる収入・借入金・付属雑収入を歳入に、保険金・保険料返還金・保険施設費・借入金償還金および利子・一時借入金の利子・事務取扱費・その他諸費を歳出とし（第二条）、②決算上の剰余を積み立て、不足は積立金から補足する（第三条）、③経費支弁のための借入金は、純保険料をもって保険金・保険料返還金を支弁するに不足する金額を限度としておこない得（第四条）、④支払上現金不足のときは、当該年度内返還の一時借入金をおこない得（第四条）、⑤積立金は国債保有または預金部に運用することができ（第七条）、⑥歳出予算における事業費支出残額は翌年度に繰越使用できる（第八条）、と規定している。

本会計の昭和二〇—二二年度の予算・決算は表4-2のとおりである。本会計の運営は前述のようにすべて保険料でまかなわれ、決算の歳入歳出差引残高から未経過保険料と翌年度支払備金を翌年度歳入に組み入れ、残額が積立金に積み立てられる仕組みになっている。二〇・二一年度は保険料収入、保険金支出とも予算を大幅に下回ったが、借入金や積立金で補足することなく自力で運営を続け、二〇年度に七七万余円、二一年度に一万円弱を積立金に繰り入れた。二二年度は、後述のように労働者災害補償保険特別会計が二二年七月に設置され、本会計の機能を拡充して引き継ぐことになったので、本会計は昭和二二年六月三〇日限りで廃止された。二二年度の決算は三ヵ月分であるが、歳出超過分の八八万余円が不足となり、積立金から補足して決算を結了し、積立金および本会計廃止の際に属する権利義務は、労働者災害補償保険特別会計に帰属した。

三　労働者災害補償保険特別会計

戦前の労働災害に対する補償制度は、前述のように、多岐の立法によって業種ごとに補償を異にし、終戦時には健康保険の給付をもって労災補償に代える事業が大半を占め、一部の土木建築業が、「労働者災害扶助責任保険法」の適用を受けているにすぎなかった。戦後、「労働基準法」（昭和二二年四月七日法律第四九号）、「労働者災害補償保険法」（同日法律第五〇号）の制定によって、労災補償制度は画期的に整備された。新設の保険は、国の直営事業・官公署・同居の親族のみを使用する事業・「船員法」の適用を受ける船員を除外し、その他すべての労働者を対象とし、そのうち災害発生の危険性の多い鉱工業・土木建築業等のいわゆる現業労働者を強制加入の被保険者とし、他は任意加入とする方法で発足した。それは、被保険者の業務上の傷病・死亡に対し、「労働基準法」に定める災害補償をおこなう政府管掌の保険であるが、保険料は全額事業主負担であり、国庫の負担はない。また「労働者災害補償法」の施行（昭和二二年九月一日）と同時に業務上の災害に対する健康保険の給付は廃止された。

労働者災害補償保険特別会計は、「労働者災害補償保険特別会計法」（昭和二二年四月七日法律第五一条）に基づ

表 4-3　労働者災害補償保険特別会計予算決算（昭和22—26年度）　（単位　千円）

区分	昭和22年度		24		24		25		26	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	569,290	472,612	3,056,413	3,308,268	5,839,717	6,231,257	10,341,316	9,402,403	13,432,662	13,180,945
保険料収入	557,301	471,779	2,800,304	3,164,505	4,840,228	5,571,908	8,950,748	8,994,560	11,333,229	12,638,500
運用収入	860	385	8,449	1,051	1,424	2,829	1,424	294	1,500	—
雑収入	241	376	1,091	8,887	6,249	73,202	35,873	97,869	60,434	154,067
前年度繰越資金受入	a) 2,888	a) 73	246,569	133,826	991,816	583,318	1,353,271	309,680	2,037,499	388,379
積立金より受入	8,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歳出	569,290	315,515	3,056,413	2,756,418	5,839,717	5,935,297	10,341,316	9,014,024	13,432,662	11,692,191
保険金	131,946	257,202	1,912,267	2,457,542	3,804,230	5,512,105	7,487,053	8,297,135	10,423,929	10,762,639
保険料精算返還金	2,396	1,655	271,654	5,072	84,940	35,547	130,917	191,686	226,782	186,531
保険施設費	—	—	84,866	81,604	86,124	77,321	91,977	88,885	149,581	123,165
業務取扱費	69,457	56,658	186,262	212,200	301,856	310,324	432,022	436,319	634,668	619,857
予備費	365,491	—	601,364	—	1,562,567	—	2,199,347	—	1,997,702	—

（注）1.　a)は労働者災害扶助責任保険特別会計からの繰入金.
2.　保険施設費に廃疾保養費と病院新営費を含み，業務取扱費には諸支出金を含む.
出所：「決算書」昭和22—26年度.

いて、「労働者災害補償保険法」による労働者災害保険事業を経営する特別会計として、昭和二二年七月一日設置され（設置当初は厚生省所管、二二年九月労働省設置により労働省所管）、労働者災害扶助責任保険特別会計の積立金残高二一九二万余円と、同会計に属する権利義務を引き継いだ。この会計の運営は前会計と同じなので省略する。

本会計の昭和二二年度から二六年度までの予算・決算の推移は表4-3のとおりである。前会計に比し規模は拡大したが、戦後の労働事情により災害が多発し、保険金支払いが毎年予算を上回っているのが特徴である。この事態に対処して、度々保険料率引上げ等の措置がとられ、借入金等はおこなわれなかったものの、毎年苦しい運営が続けられた。決算時に歳入歳出差引残余から翌年度繰越支出・未経過保険料・支払備金を控除したのち過剰金が残り、これを積立金に繰り入れたのは二二年度のみ（二三二七万余円）であって、二三年度は九億一六五七万円の不足中四五一八万余円を積立金から補填し、なお

八億七一三八万円の不足をそのまま決算を結了、二四年度も同様に三〇億二三六五万余円の不足金のうち一三七二万円を積立金で補足したまま決算を結了、二五年度には三二億九〇二七万余円の不足金を生じたが補足すべき積立金がなくなり、二六年度も四三億四六〇九万余円の不足を生じたが、そのまま決算を結了した。このように本会計はこの時期に欠損を補塡できず、翌年度にこれを持ち越す方式で赤字が順次増えていった。

四　失業保険特別会計

わが国の失業保険制度は「失業保険法」（昭和二二年一一月一日法律第一四号、同年一一月一日に遡及施行）によって創始された。同時に「失業手当法」（同日法律第一四五号）が、失業保険金の支給開始（二三年四月末日）までの六カ月間に発生する失業者に対する経過措置を定めた。「失業保険法」は常時五人以上の従業員を雇傭する事業所に雇用される者（官公庁・農業・畜産・医療・社会事業等の従業者および船員を除く。当初日雇労働者も除外されていたが昭和二四年法律第八七号により適用となる）を被保険者とし、政府を保険者とする政府管掌保険で、保険給付費の三分の一の国庫負担のほか、毎年度予算の範囲内で事務執行に要する経費を国が負担し（「失業保険法」第二八条）、被保険

（昭和22—26年度）　（単位　千円）

25 予算	25 決算	26 予算	26 決算
19,361,422	18,124,087	16,633,919	22,165,160
10,276,000	11,793,816	10,608,739	16,341,964
5,865,120	5,399,035	4,886,094	4,556,958
456,000	517,185	561,000	607,051
2,424,000	—	—	—
196,818	190,442	401,421	376,207
143,484	223,610	176,665	282,979
—	—	—	—
19,361,422	15,886,760	16,633,919	14,135,717
17,226,744	15,447,905	14,005,600	13,378,814
—	—	—	—
439,174	438,855	766,120	756,902
1,695,504	—	1,862,199	—

当金を控除して算出.

表 4-4　失業保険特別会計予算決算

区分	昭和22年度 予算	昭和22年度 決算	23 予算	23 決算	24 予算	24 決算
歳入	1,230,459	850,975	4,879,144	5,520,183	12,967,814	12,858,495
保険料収入	744,480	572,760	4,429,656	5,332,644	9,667,000	9,487,306
一般会計より受入	484,236	278,133	444,407	141,962	3,008,942	3,008,942
郵政事業特別会計より受入	—	—	—	—	100,890	75,467
積立金より受入	—	—	—	—	—	—
運用収入	—	—	2,576	32,022	170,724	164,138
雑収入	1,743	82	2,505	10,544	20,258	122,642
前年度繰越資金受入	—	—	—	3,011	—	—
歳出	492,611	81,803	4,879,144	595,410	12,967,814	9,564,694
保険金	—	—	3,608,673	385,681	8,493,109	9,220,711
失業手当金	355,540	1,721	9,636	2,302	—	—
業務取扱費	103,910	80,082	203,330	207,427	363,578	43,983
予備費	33,161	—	1,057,505	—	4,111,127	—

（注）昭和22，23年度の業務取扱費は事業費・諸支出金の合計から保険金・失業手
出所：「決算書」昭和22—26年度.

者と雇用主が同率の料率で保険料を支払う（同第二九条）ことになっている。また、経過措置として二三年四月三〇日まで、政府は一定の資格をもつ失業保険の被保険者の失業に対して失業手当金を支給し、同年五月一日から失業保険金を支給することとした（「失業手当法」第二条）。

右の失業保険事業を経営するため、「失業保険特別会計法」（昭和二二年一二月八日法律第一五七号）に基づいて、失業保険特別会計が労働省所管の会計として、昭和二二年一一月一日に遡及して設置され、当面、本会計の事業に失業手当金の支給事業を含むこととされた（附則第一八条）。

設置当初の本会計の運営は前記の諸保険会計と同様であり、省略する。なお、その後の法改正で特別会計の運営に対し追加された事項は、①一般会計からの受入金が法定の国庫負担率による金額を超過または不足した場合、超過相当額は翌年度の一般会計受入金から減額し、なお余るときは翌々年度までに返還すること、また、不足額は翌々年度までに一般会計から補塡することを定め

決算（昭和22—26年度）　（単位　千円）

失業保険勘定 予算	失業保険勘定 決算	24 予算	24 決算	25 予算	25 決算	26 予算	26 決算
123,461	100,464	1,441,083	1,131,208	1,823,858	1,442,346	2,298,871	2,264,219
104,572	84,035	1,283,712	994,967	1,618,272	1,253,744	2,012,597	1,985,251
—	—	24,584	6,037	24,793	6,337	18,767	8,393
18,064	16,016	132,562	123,883	179,123	179,123	265,074	265,074
—	—	—	3,296	—	—	—	—
825	413	225	3,024	1,670	3,141	2,433	5,502
123,461	13,654	1,091,706	1,079,826	1,616,314	1,429,078	1,736,174	1,720,879
c)104,233	d) 4,141	799,042	975,067	1,428,520	1,307,019	1,537,432	1,580,739
10,034	9,504	48,086	48,301	57,485	56,505	70,461	70,196
818	10	56,819	56,458	62,784	65,554	70,469	69,943
8,376	—	187,759	—	67,525	—	57,812	—

費および福祉施設費財源として繰り入れた5,548千円を含む．b)は全額失業手当金，

たこと（昭和二四年三月三一日法律第一二号）、②日雇労働者に失業保険が拡大され失業保険印紙による保険料の納付を郵便局で取り扱うため、当該収入を郵政事業特別会計から本会計に繰り入れることを定めたこと（昭和二四年一一月四日法律第二二二号）、③本会計の積立金を失業保険給付の財源に充てるため本会計の歳入に繰り入れることができると定めたこと（昭和二五年三月一三日法律第九号、四月一日施行）である。

失業保険特別会計の予算・決算の推移は表4—4のとおりである。前記労災保険と異なり失業保険会計の運営は順調であった。初年度の二二年度は、歳出の支出未済額三〇一万余円を翌年度歳入に繰り入れ、なお剰余金七・六六億円を積立金とし、二三年度は歳入歳出差引四九・二五億円を積立金に組み入れた。二四年度には失業保険の適用業種が拡大され、日雇労働者の保険料を郵政事業会計から繰り入れ、また保険料率の引下げなどが

表 4-5　船員保険特別会計予算

区分	昭和22年度 普通保険勘定 予算	昭和22年度 普通保険勘定 決算	昭和22年度 失業保険勘定 予算	昭和22年度 失業保険勘定 決算	23 普通保険勘定 予算	23 普通保険勘定 決算
歳入	277,045	130,401	39,789	21,207	806,883	561,424
保険料収入	245,413	103,299	23,958	4,305	690,302	502,308
運用収入	5,925	2,688	25	—	18,067	3,447
一般会計より受入	25,696	24,344	15,804	16,902	98,506	55,142
前年度繰越資金受入	—	—	—	—	—	—
雑収入	11	70	2	—	8	528
歳出	103,062	88,335	16,430	2,196	396,399	390,649
保険給付費	88,024	76,386	b)13,500	—	334,463	346,827
業務取扱費	a)10,167	a) 8,597	2,903	2,196	21,729	21,460
福施施設費	3,375	3,352	—	—	23,454	22,362
予備費	1,496	—	27	—	16,753	—

（注）1.　a)には，船員保険会計成立以前に厚生保険特別会計の業務勘定へ業務取扱
c)のうち11,352千円，d)のうち204千円は失業手当金である．
2.　業務取扱費には，22，23年度に諸支出金として計上された人件費・返戻金費の繰入れを含む．
出所：「決算書」昭和22—26年度．

おこなわれて本会計の規模は拡大し、決算で三二・九四億円を積立金に組み入れた。二五年度は経済安定政策の進行のなかで失業者の増大を見越して二四・二四億円の積立金取崩しを歳入予算に計上したが、朝鮮動乱の影響等で保険金給付は予算を下回り、二二・三七億円の決算剰余金を積み立てた。また、二六年度は保険料が増収となる一方保険金支払いが予算を下回り、決算では歳入歳出差引八〇・二九億円となったが、一般会計からの超過受入分八二二四万余円を差し引いて七九・四七億円を積み立てた。こうして本会計創設から五年余の二六年末には、一九一・七億円の積立金をもつ会計となった。

五　船員保険特別会計

船員保険特別会計は「船員保険特別会計法」（昭和二二年一二月二四日法律第二三六号）によって、

昭和二二年一一月一日に厚生省の所管として設置された会計で、同年一二月二四日に厚生保険船員勘定の歳入歳出と積立金を本会計の普通保険勘定に引き継ぎ、別に新たに失業保険勘定が設置された。前述のように、船員以外の職域にあっては、当初健康保険、次いで年金保険制度が創設され、それぞれ別の法制によって運営されており、昭和二二年になって労災保険制度が整備されて健康保険の給付対象から切り離され、また失業保険制度が新設されて別の会計で経理されたのであるが、船員の場合はそれらがすべて「船員保険法」に包括され、失業保険については同法の改正（昭和二二年法律第二三五号）によって追加規定されたため、船員保険会計は厚生保険会計から独立して運営されることになった。すなわち、その普通保険勘定において健康保険（業務上の災害を含む）と年金保険を、失業保険勘定において失業保険および経過措置としての失業手当金を別個に経理したのである。なお、船員の普通保険勘定における保険給付費の国庫負担分は五分の一であるが、失業保険勘定においては、保険給付費の三分の一が国庫負担であった（改正後の「船員保険法」第五八条）。

本会計の運営は他の保険会計と変わらないので説明を省略するが、普通保険勘定・失業保険勘定それぞれに一般会計から保険給付費国庫負担分と業務取扱費を受け入れている。

二四年三月、特別会計法の改正（昭和二四年三月三一日法律第一〇号）により、本会計は①普通保険勘定・失業保険勘定の区分を廃し、船員の健康保険・年金保険・失業保険を通じて経理することとし（二四年四月一日施行）、②一般会計からの受入額が法定の国庫負担分に対する過不足を前述の失業保険会計と同様に調整する規定を設け（二四年三月三一日施行）、③失業手当金を支給する規定を削除した。

船員保険特別会計の昭和二二年度から二六年度までの予算・決算の推移は表4-5のとおりである。本会計は健康保険・年金保険および失業保険をプール計算した会計であって、二二・二三年度は余裕をもって運営された。すなわ

ち、二二年度決算は普通保険勘定〇・四二億円、失業保険勘定〇・一九億円の歳入超過を積立金とし、二三年度は普通勘定は一・七一億円の歳入超過を積立金とし、失業勘定は〇・八七億円の歳入超過のうち三二九・六万円が一般会計からの受入超過金として翌年度歳入に計上され、残り〇・八四億円が積み立てられた。両勘定が統合された二四年度以降、歳入歳出の差は急速に縮まったが、なおしばらく黒字経営を続けた。なお、船員の養老保険の給付は昭和二五年度から開始された。決算の結果をみると、二四年度は〇・五一億円、二五年度は〇・一三億円、二六年度は五・四三億円とわずかずつではあるが積立金が増加し、二六年度末の本会計の積立金は一〇・一六億円となっている。

（1）厚生省労働局・保険院社会保険局『労働者災害扶助責任保険事業年報』昭和一二年、一―四ページ。
（2）労働省労働基準局労災補償部『労災補償行政史』、三五、六一―六六ページ。

第三節　農林漁業関係保険会計の収支

一　農業家畜再保険特別会計・農業共済再保険特別会計

農業家畜再保険特別会計は、「農業家畜再保険特別会計法」（昭和一九年二月一五日法律第一一号）に基づいて、昭和一九年度から農商省所管（昭和二〇年八月農林省となる）の特別会計として設置された。この会計は昭和四年度から設置された家畜再保険特別会計および昭和一三年度から設置された農業再保険特別会計を統合した会計であって、農業再保険事業および家畜再保険事業を経営する会計である。

農業再保険事業とは、「農業保険法」（昭和一三年四月二日法律第六八号）に基づいて、政府が管掌する保険事業である。すなわち、市町村農業会の会員が災害によって被る農作物の収穫上の損失（養蚕を含む）および小作料の取得上の損失に対して、相互自助の立場でおこなう共済事業（共済金の交付）により市町村農業会が負う共済責任に対して相互保険をおこなう農業保険組合が設立される。農業保険組合は道府県段階で設置される農業保険組合連合会との間に農業保険の再保険関係を結び、市町村で塡補しきれない災害に対する保険支払いを確保し、さらに農業保険組合連合会は政府との間に再保険関係を結び、連合会が単位保険組合に支払う再保険金が連合会の総再保険金額中の一定額を超過する程の異常災害に対して、その超過分の再保険金の支払いをおこなう。この政府と農業保険組合連合会との間の再再保険事業を政府が管掌し、その経理を特別会計がおこなうのである。同法は成立の当初から農業保険組合員が支

払う保険料の一部国庫負担を規定し（第五六条）、また連合会に支払うべき再保険料、連合会が政府に納める再保険料は政府が勅令で定めることを規定していた（第七一条）。この国庫負担制度は昭和一八年三月に整備され、「農業保険法中改正法律」（法律第二一号）および「農業保険ノ保険料国庫負担金等ノ交付及分担等ニ関スル法律」（法律第二二号）によって次のようになった。①農業保険保険料国庫負担金は、一般会計および食糧管理特別会計で分担する。②保険料国庫負担金は農業保険組合員への交付に代えて、農業保険組合連合会および政府が受けるべき再保険料に充てるため、連合会に交付し、または農業再保険会計へ繰り入れることができる。③農業保険組合が政府の認可の下に水稲の冷害に対し共済金の交付事業をおこなう場合、共済掛金の一部を国庫が負担し、この国庫負担金についても①②と同じ扱いとする。④日本蚕糸統制株式会社は桑葉の保険につき農業保険組合の組合員が払うべき保険料の一部を負担するため国庫に納付金をおこない、これは一般会計歳入に受け入れるが、これも②と同じく組合へ交付する代わりに、再保険料分を連合会および特別会計へ繰り入れることができる。⑤組合・連合会へ交付する分は一般会計から支出する。要するに、農産物および桑葉の災害補塡のための農業保険の保険料および水稲冷害に対して共済基金に積み立てられる共済掛金は、その一部を国庫（一般会計）が負担するとともに消費者にも分担させる趣旨で食糧管理特別会計および蚕糸統制会社に分担させ、その負担金を直接農業保険組合へ支払う代わりに、保険組合が連合会および政府に支払うべき再保険料分を相殺して、連合会へ交付しまたは農業再保険会計へ繰り入れるのである。

次に家畜再保険事業とは、「家畜保険法」（昭和四年三月二八日法律第一九号）に基づいておこなわれる政府管掌の再保険事業である。すなわち、家畜所有者は所有する家畜についての相互保険をおこなう目的で家畜保険組合を設立し、家畜保険を引き受けたときは政府と組合の間に再保険関係が成立し、家畜保険組合が補塡しきれない家畜の損失に対して保険金を支払うのであるが、再保険料および保険金については政府が勅令で定め、また国庫負担はおこなわない

のである。

以上のような農業再保険事業および家畜再保険事業を経営する本会計は、従前の農業再保険・家畜再保険両会計の権利義務を農業勘定・家畜勘定・業務勘定の三勘定に引き継いで設置された。各勘定の運営を特別会計法によってみると次のとおりである。

農業勘定は、①再保険料・一般会計および食糧管理会計よりの受入金（再保険料等の国庫負担分）・積立金から生じる収入・借入金・付属雑収入を歳入に、再保険金・再保険料の還付金・借入金の償還金および利子・一時借入金の利子・その他諸費を歳出とする（第三条）、②決算上の剰余金は農業勘定積立金に積み立て、不足金は積立金で補足する（第六条）、③経費支弁のため借入金ができ、その借入限度は純再保険料をもって再保険金および再保険料の還付金を支弁するのに不足する額とする（第八条）、④支払上の余裕金は預金部預金とし、支払上の不足は当該年度内返済の一時借入金で補塡できる（第九条）、⑤積立金は国債で保有し、または預金部預金とする（第一〇条）、⑥歳出予算支出残額は翌年度に繰越使用できる（第一二条）、と規定された。

家畜勘定は、①再保険料・積立金から生じる収入・借入金・付属雑収入を歳入に、再保険金・再保険料の還付金・借入金の償還金および利子・一時借入金の利子・その他諸費を歳出とする（第四条）と規定されたほか、決算上の剰余・不足の処理、借入金・一時借入金・積立金および繰越使用に関する規定は農業勘定の②③④⑤⑥と同じである。

業務勘定は、①業務取扱経費に充てるための一般会計からの受入金（農業勘定分）・家畜再保険事業の業務取扱経費に充てるための家畜勘定からの受入金・業務取扱に関し生じる収入を歳入に、業務取扱費を歳出とする（第五条）、②決算上の剰余は農業勘定・家畜勘定の積立金に組み入れ、決算上の不足は農業勘定・家畜勘定の積立金から補足する、なお両勘定への配分は勅令の定めによる（第七条）、と規定されている。

農業家畜再保険特別会計の予算・決算の推移は表4-6のとおりである。農業勘定における一般会計および食糧管理会計からの受入金は、国庫負担金を保険組合に交付する代わりに、再保険料の国庫納入分と相殺して本会計に繰り入れるものであって、その意味では再保険料と考えてよい（国庫負担とはいえ前述のように蚕糸や米麦の価格に上乗せして消費者が負担した分を蚕糸分は一般会計を経由し、米麦は食管会計から繰り入れている）。また未経過再保険料というのは、保険期間と会計年度のずれから前年度歳入で納付された再保険料を受け入れるものである。以上の合計額の範囲で異常災

表 4-6　農業家畜再保険特別会計予算決算
（昭和20・21年度）　（単位　千円）

区分	昭和20年度		21	
	予算	決算	予算	決算
（農業勘定）				
歳入	52,576	50,566	52,576	31,356
再保険料	0	21	0	21
一般会計より受入	6,353	5,725	6,353	6,353
食管会計より受入	10,586	9,957	10,586	10,586
未経過再保険料繰入	1,759	1,841	1,759	1,841
雑収入	1	22	1	55
借入金	33,877	33,000	33,877	12,500
歳出	52,576	50,513	52,576	31,320
再保険金	15,455	46,988	13,337	24,961
国債整理基金会計繰入	1,483	3,526	3,602	6,360
償還金・払戻金	0	0	0	—
予備金	35,637	—	35,637	—
（家畜勘定）				
歳入	2,967	2,078	4,146	3,843
再保険料	2,148	1,990	3,176	3,725
未経過再保険料繰入	810	85	962	111
雑収入	9	3	9	7
歳出	2,967	2,030	4,146	3,097
再保険金	1,771	1,792	2,383	2,682
業務勘定へ繰入	223	223	329	329
国債整理基金会計繰入	0	6	0	20
償還金・払戻金	2	9	3	65
予備金	971	—	1,431	—
（業務勘定）				
歳入	450	439	659	659
一般会計より受入	226	214	329	329
家畜勘定より受入	223	223	329	329
雑収入	1	2	1	1
歳出	450	316	659	610
業務取扱費	327	316	509	610
予備金	123	—	50	—

（注）業務勘定の業務取扱費には諸支出金（人件費等）を含む.
出所：「決算書」昭和20・21年度.

害の保険金支払いができれば本会計の運営は正常であるが、二〇・二一年度に三三〇〇万円、一二五〇万円という少なからぬ借入金をもって会計を運営していることが注目される。すでに前節でもみてきたように、社会保険関係会計は保険事故の年度による変動を想定していずれも借入金ができるようになっていたが、農業再保険会計にあっては創設時の昭和一四年度以降連続して借入金に依存し、それは年々累増して二〇年度首には本会計農業勘定負担の借入金の残高は四〇五九万円となり、二一年度末には八〇一九万円と当年度の歳計規模を上回った。[1] これは戦中戦後にかけて農業災害が続き、異常災害に対する本会計の再保険給付が恒常的に再保険料を超過したことを示している。家畜勘定は国庫負担がなく、また事務取扱費をも負担している。業務勘定は本会計の業務取扱費全般の収支を経理しているが、農業勘定分は全額国庫が負担して一般会計から受け入れ、家畜勘定分は全額家畜勘定から繰り入れている。

二〇・二一年度決算の結果、業務勘定は四三万余円、四万余円の歳入超過分を農業・家畜両勘定の積立金に組み入れ、農業勘定にあっては歳入歳出差引五万余円、三万余円であったが、翌年度繰越しの未経過再保険料を差し引くと両年度とも赤字となり、二〇年度の一七八万余円の赤字は業務勘定の決算上の剰余と積立金から補足したが、二一年度一六三万余円の赤字は業務勘定決算剰余および積立金で補足してなお六二万余円の赤字が残った。家畜勘定の決算は歳入歳出差引四万余円、七四万余円の剰余となるが、未経過保険料の繰越分を差し引くと両年とも赤字となり業務勘定の剰余で補足はしたが積立金がないので、二〇年度一四一万余円、二一年度三〇八万余円の欠損をそのままにして決算を結了した。

右のように農業家畜再保険会計は困難な経営を続けてきたが、二二年に農業災害保険制度そのものに制度改編が加えられ、また本会計赤字の処理対策が図られる。すなわち、昭和二二年一二月に制定された「農業災害補償法」（昭和二二年一二月一五日法律第一八五号）は従前の「農業保険法」「家畜保険法」および農業保険料の国庫負担を定めた法律

（昭和一八年法律第二二号、前述）を廃止し、それらを一つの法律にまとめて制度を拡充強化したもので、従前の市町村段階の農業保険組合と組合員の相互保険関係は新法によって農業共済組合とその組合員の共済関係とされ（掛金率が収穫物の価格に対して一律に定められ収穫量や危険率を加味されていないので共済関係と規定された）、都道府県単位の農業共済組合連合会（農業保険組合である）の間に保険関係を結ぶ。農業共済は農作物共済・蚕繭共済・家畜共済に分けられ、そのほか家屋・農機具等にも共済関係を結べるがそれは任意共済であって、政府と再保険関係を結べるのは農作物・蚕繭・家畜の保険関係のみである。また、それぞれの共済関係によって補塡できる災害の内容・保険料率・保険金額等は、従来勅令に委ねられ政府が決定したが、基本的な点は法定されたことが新法の特徴であるが、ここでは政府管掌の農業共済再保険の理解に必要な範囲で新法の説明をするにとどめたい。[2]

「農業災害補償法」は、二二年一二月一五日公布と同時に施行されたが、同法によって「農業家畜再保険特別会計法」も一部改正され、名称を農業共済再保険特別会計と改め、農業共済再保険事業を経営する会計となり、農業勘定で農作物共済・蚕繭共済に関する再保険事業を、家畜勘定で家畜共済に関する再保険事業を経理し、業務勘定で両勘定の業務取扱関係を経理することになったが、この関係は従前の再保険関係をそのまま引き継いだものとみてよい。ただし、国庫負担の関係が変わったので、会計の運営には若干の改訂がおこなわれる。農作物・蚕繭両共済すなわち農業勘定でその再保険関係が経理される分については、災害の種類を通常・異常・超異常に分け、比較的規則的な通常災害に関する保険は府県段階で保険料を支払い、異常・超異常災害が政府管掌の再保険金によって支払われる。保険料は災害の発生率等によって各県で異なるが、通常災害で全国最低の通常災害分は全額共済組合員が負担し、通常部分でそれを上回る分および異常災害部分は、国庫と共済組合員（農家）で折半負担（蚕繭共済では八分の七が国庫、八

図 4-1　農作物共済保険料の負担関係

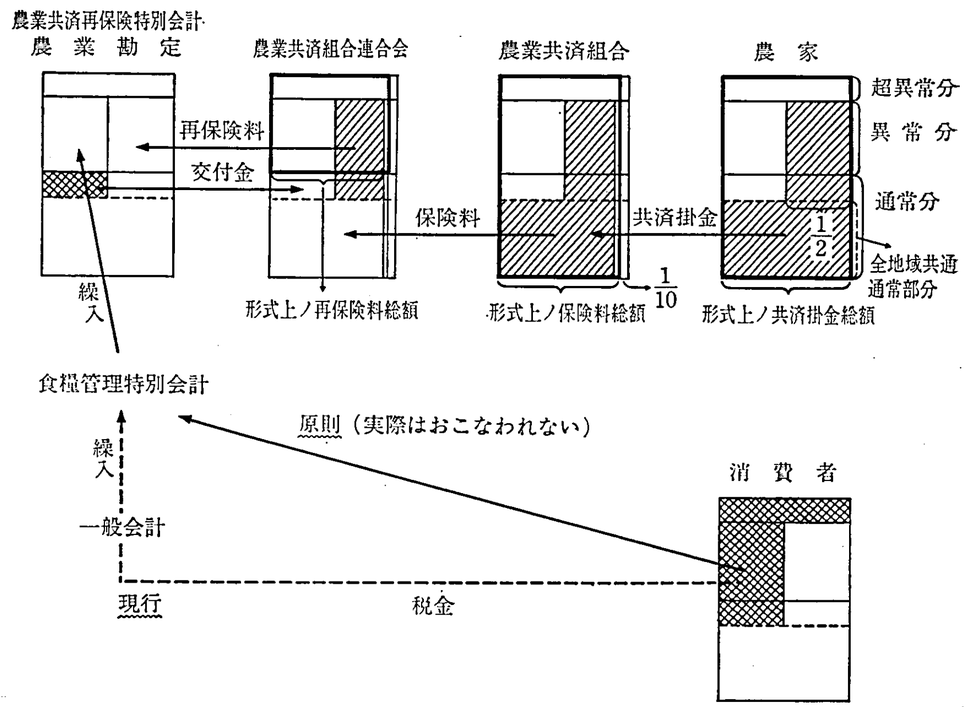

（注）○太枠が形式上の共済掛金，保険料ないし再保険料．
○斜線部分が実際に払い込まれる金（片影が農家負担，両影が消費者負担）．
○全地域共通通常部分とは最低の通常共済掛金標準率の県の通常部分である（水稲―富山県，陸稲―鳥取県，麦―奈良県）．

出所：『国の予算』昭和24年度，256ページ．

分の一農家負担）とし、超異常分は全額国庫負担とする。農家の自己負担分の共済掛金はその一〇分の一を農業共済組合に保留して残額を農業共済組合連合会に再保険料として納めるが、連合会はそのうち異常災害保険料の農家分担分を国庫に納め、通常災害のうち全地域共通分を差し引いた残額（府県によって異なる）のうちの半額（国庫負担分）を政府から受け入れることになるが、この関係は従前と同様相殺されておこなわれる。次に、「災害補償法」はこの共済掛金の国庫負担分を消費者が負担するように食糧および蚕糸の売渡価格を定め、農産物については食糧管理特別会計が、蚕繭については蚕糸業者がこれを負担するという原則を示した（第一二条および第一三条の二、蚕繭

については昭和二三年七月二一日法律第一八三号で追加規定され、二三年度から適用）。そして、特別会計の運営が変わった点は、従来国庫負担分で組合に交付する交付金は一般会計から交付していたが、消費者負担分として食管会計および蚕糸業者が分担する分は、全額本会計に繰り入れて、本会計から交付されることになった。この複雑な負担関係を農作物共済について図示すれば図4-1のようになる。また、共済掛金の一部国庫負担のほか、毎年度予算の範囲内で農業共済団体の事務費を国庫負担することが法定され（第一四条）、農業勘定の業務取扱費分は従来どおり直接本会計業務勘定に繰り入れられるが、農業共済組合連合会の事務費分は一般会計から交付されるのである。

また、家畜再保険関係については従前同様に国庫負担分はなく、保険料率と同率の再保険料が国庫に納付されて運営されることとなった。ただし二四年から国庫負担が始まったことは後述する。

昭和二二年度から二六年度までの農業共済再保険特別会計の予算決算の推移は、表4-7のとおりである。二二年度の農業勘定の収支をみると、再保険金として支出された一一億円（決算ベース）の大部分は、食管会計からの六・一億円の繰入れおよび借入金六・一億円でまかなわれているが、「農業災害補償法」の成立した一二月にはすでに食糧売渡価格が決定され、それには農業共済掛金（保険料）の消費者負担が導入されなかったため、一般会計から食管会計へその分を補塡したことはすでに述べたとおりで（七一ページ）、食管会計より受入れは一般会計財源（税金）が同会計を通じて本会計に受け入れられたものであり、そこから農業共済保険組合に対する交付金七三四万円を差し引くと農作物共済の国庫負担繰入れ分となる。この年はカザリン台風などの超異常災害が発生して経常経費で保険金が支払えず、新たに六・一億円の借入金を加えて再保険金を支払った。家畜勘定は前年度までと同様基本的に再保険料収入で再保険金と業務取扱費をまかない、業務勘定は農業勘定分の業務取扱費を一般会計から受け入れ、家畜勘定よりの受入分をあわせて業務取扱費を支出している。なお、農業補償制度の拡充に見合って、再保険料受入分に当た

る収入が前年度より多額となり、業務取扱費も増額されている点が注目され、災害多発とあわせて、一般会計負担および政府債務が増嵩している。二二年度の決算の結果は、業務勘定歳入超過一四万余円を農業・家畜両勘定積立金に繰り入れ、農業勘定は一億三四一二万余円の決算上の剰余から翌年度繰越未経過再保険料を差し引いた剰余九五三八万余円と業務勘定剰余一二万余円を合計して九五五〇万余円を積立金に繰り入れた。家畜勘定は歳入超過七三万余円から未経過保険料を差し引くと八〇七万余円の不足を生じ、うち二万余円を業務勘定剰余から補足し八〇五万余円が不足したが、積立金がないのでそのまま決算を結了した。

二三年度においては新発足した本会計の運営を改善するため、当初予算において、二一年度以前の農業勘定借入金を償還し、また二二年度の借入金六・一億円は借り換える方針をとり、そのため一般会計から借入金償還資金として

表 4-7　農業共済再保険特別会計予算

決算（昭和22—26年度）　（単位　千円）

区分	昭和22年度 予算	昭和22年度 決算	23 予算	23 決算	24 予算	24 決算	25 予算	25 決算	26 予算	26 決算
（農業勘定）										
歳入	1,996,185	1,237,066	4,003,695	2,414,751	5,336,869	4,970,899	5,243,667	5,133,768	8,477,511	7,744,913
再保険料	75,151	12,909	122,596	155,946	309,662	334,810	430,569	310,425	736,621	580,337
一般会計より受入	—	—	40,073	40,073	1,449,016	1,449,016	1,916,812	1,916,812	425,251	425,251
食管会計より受入	611,700	611,700	1,065,116	1,065,116	2,333,367	2,333,367	2,702,761	2,702,761	4,348,661	4,348,661
製糸業者等より受入	1,396	1,396	62,495	23,868	—	37,142	—	7,731	—	3,657
未経過再保険料繰入	1,759	1,045	38,733	38,734	154,804	154,804	193,505	193,505	462,458	291,801
雑収入	1	16	2	1,013	20	1,760	20	2,534	20	28,207
借入金	1,306,178	610,000	2,674,320	1,090,000	1,090,000	660,000	—	—	—	—
支払基金勘定より受入	—	—	—	—	—	—	—	—	2,504,500	2,067,000
歳出	1,996,185	1,102,946	4,003,695	2,271,935	5,336,869	4,704,104	5,243,667	5,002,056	8,477,511	6,889,029
再保険金	651,197	1,095,602	1,024,397	1,509,206	3,091,760	3,898,115	3,752,858	4,775,002	4,790,274	6,580,342
農業共済組合連合会交付金	—	—	53,943	53,936	110,587	110,573	183,961	183,213	437,337	246,802
国債整理基金会計繰入	7,346	7,344	708,734	708,787	1,134,212	695,394	51,995	43,840	61,941	61,885
償還金・払戻金	76	—	123	5	310	22	312	—	664	—
予備費	1,337,566	—	2,216,498	—	1,000,000	—	1,254,541	—	3,187,295	—
（家畜勘定）										
歳入	120,052	10,758	1,150,032	28,196	1,800,156	302,543	1,883,100	487,643	1,785,728	1,025,855
再保険料	118,609	9,970	1,063,104	27,435	1,094,080	124,118	1,072,534	270,187	767,685	422,173
一般会計より受入	—	—	—	—	176,088	176,088	176,088	176,088	602,163	602,163
未経過再保険料繰入	1,422	770	86,908	754	529,958	2,317	634,448	41,323	415,850	1,336
雑収入	11	18	20	7	30	19	30	45	30	183
歳出	120,042	10,025	150,032	26,175	1,800,156	261,556	1,883,100	487,196	1,785,728	997,863
再保険金	32,443	9,393	616,711	23,971	1,162,906	259,019	1,258,223	487,196	1,207,377	997,863
業務勘定へ繰入	541	541	2,110	2,110	2,537	2,537	—	—	—	—
国債整理基金会計へ繰入	1	72	190	94	260	—	260	—	1,507	—
償還金・払戻金	120	19	1,063	0	1,273	—	1,072	—	767	—
予備費	86,937	—	529,958	—	633,180	—	623,545	—	576,077	—
（業務勘定）										
歳入	3,726	3,730	8,464	8,479	13,936	13,937	29,780	29,846	25,203	25,213
一般会計より受入	3,184	3,184	6,340	6,340	11,356	11,356	29,730	29,730	25,108	25,108
家畜勘定より受入	541	541	2,110	2,110	2,537	2,537	—	—	—	—
雑収入	1	5	14	29	43	44	50	116	95	105
歳出	3,726	3,586	8,464	7,292	13,936	12,102	29,780	28,068	25,203	24,642
業務取扱費	3,726	3,586	8,010	7,292	12,936	12,102	28,780	28,068	24,803	24,642
予備費	—	—	454	—	1,000	—	1,000	—	400	—
（再保険金支払基金勘定）										
歳入									2,504,500	2,504,500
一般会計より受入									2,500,000	2,500,000
利子収入									4,500	4,500
歳出									2,504,500	2,067,000
農業勘定へ繰入									2,504,500	2,067,000

出所：「決算書」昭和22—26年度.

四〇〇七万円を繰り入れ、また再保険料国庫負担分も法の原則どおり消費者価格に織り込んで二三年産食糧売渡価格を決定する予定をたてた。しかし、アイオン台風被害の発生などにより借入金を必要とし、再保険料の消費者負担も実現できず、負担分を一般会計財源で補塡する方式を改めることはできなかった。表4-7で二三年度分の農業勘定決算をみると、七億円余の国債整理基金会計繰入れがあるが、うち六・八六億円は二二年度末借入金元金全額の償還分であり（うち〇・四億円は一般会計受入金を財源とする）残額が借入金、一時借入金の利子である。一方新たに一〇・九億円の借入れがおこなわれたので、当年度の借入金純増は四・〇四億円にのぼる。この借入金純増分と再保険料（保険組合納付分一・五六億円、食糧消費者負担分食管会計から受入れ一〇・六五億円、蚕繭消費者負担分製糸業者等から受入れ〇・六二億円）等が再保険金一五・〇九億円の支払いに充てられる。なお農作物共済の消費者負担については、「農業災害補償法第十三条第三項の規定の適用を除外する法律」（昭和二四年三月三一日法律第四六号、二五年法律第八八号、二六年法律第二四号で期限延期）が制定され、二三―二六年度は消費者負担としない、と定められた。家畜勘定・業務勘定の運営は前年度と変わらない。二三年度決算の結果、業務勘定決算上の剰余一一八万余円は農業・家畜両勘定積立金に区分され、農業勘定においては歳入超過分一億三四一二万余円のうち未経過再保険料を差し引くと一一九八万余円不足するが、これは業務勘定からの積立金分八九万余円と残り一一〇九万余円を積立金から補塡した。家畜勘定においては二〇二万円の歳入超過であるが、未経過再保険料分を差し引くと三五一八万余円の不足となり、業務勘定積立金から補足した残額三四八八万余円は欠損のまま決算を結了した。

以上のように農業災害補償制度の拡充以降、本会計農業勘定の健全経営を目ざして一般会計負担を増加させたが、なお借入金の増嵩をまぬがれず、二三年度の債務残高は一〇・九億円となった。昭和二四年度以降は、真の均衡財政を堅持するため農業勘定の債務残高を増加させない方針がとられたが、農業災害の続発状況は変わらず再保険金支出

は年々増加したから、その結果は一般会計負担の一層の増加となった。

二四年度当初予算において、農業勘定では借入金一〇・九億円を計上する一方、前年度借入金元本償還および利子分として一一・三四億円の国債整理基金会計繰入れを組み、また再保険料国庫負担分として食管会計から二三・三三億円、蚕糸業者から一・五八億円の受入れを見込んだほか、異常災害発生時の支払基金すなわち農業勘定の歳入不足補塡金として八・五一億円を一般会計から繰り入れることにした。そのため、後日繰り戻すことを条件に一般会計から本会計農業勘定への赤字補塡金繰入れが法定された（昭和二四年四月二五日法律第三一号、同年法律第二三九号で繰入限度額引上げ）。次いで、この年に蚕糸統制が廃止されることになり消費者負担再保険料の措置が問題となったが、輸出産業としての養蚕保護の見地から従来の消費者負担分を全額国庫が負担することとなり[3]、一般会計から直接農業勘定に繰り入れることになった。また、新たに家畜共済のうち牛馬の死亡廃用共済についてのみ最低の共済掛金の二分の一相当額を国庫負担とすることにし、そのための法改正をおこなった（昭和二四年一二月一五日法律第二六五号、昭和二六年法律第五〇号で二六年度まで延長）。また、補正予算を編成し、農業勘定については一般会計から受入分を八・五億円から一四・四九億円（支払再保険金不足補塡一二・四七億円、借入金利子負担分〇・四四億円、蚕繭共済負担分一・五八億円）に増額して製糸業者等からの受入金を削減し、家畜勘定において再保険料収入を一・七六億円減額して一般会計から同額を受け入れる修正をおこなった。二四年度決算は、農業勘定において六六〇億円の借入金をおこなったが同額の前年度借入金を償還して借入金残高は変わらない。三八・九八億円の再保険金が支払われたが、共済組合員の負担した再保険料は三・三五億円で一割にも満たず、残額のほとんどが一般会計負担（食管会計経由分を含む）となっている。家畜勘定については一般会計負担は一・七六億円、農家負担一・二四億円で、史上始めて国庫負担の保険給付がおこなわれた。また支払保険金の増大に伴って一般会計から受け入れる業務勘定の業務取扱費も増大した。二四年度決算

の結果、業務勘定決算上の剰余一八三万余円は農業勘定・家畜勘定に区分され、農業勘定の歳入超過二億六六七九万余円から未経過再保険料を控除した剰余七三二九万円に業務勘定剰余金を加え七四七八万余円を本勘定積立金に組み入れた。家畜勘定は四〇九八万余円の歳入超過であるが、未経過再保険料を控除すると一億六一四八万余円の不足となり、業務勘定剰余でその一部を補足してなお一億六一一五万円が不足したが、積立金がないのでそのまま決算を結了した。

二五年度の本会計の運営で前年度と異なる点は、農業勘定において借入金の借換分は収支に計上せず、国債整理基金会計繰入れは借入金・一時借入金の利子負担のみとしたこと、家畜共済で従来再保険料によって負担していた業務取扱費を農作物・蚕繭共済と同じく全額国庫から負担することにしたので、家畜勘定から業務勘定への繰入れはなくなり、業務取扱費のほとんどすべてを一般会計から業務勘定へ繰り入れるようになったことである。また、二五年度にも後日繰戻し条件付で一般会計から農業勘定への歳入不足補塡金繰入れが法定された（昭和二五年三月二九日法律第二九号、同年法律第二七五号により限度額引上げ）。二五年度の決算の結果、業務勘定の剰余一七七万余円は農業・家畜両勘定に区分され、農業勘定は一億三一七一万余円の剰余が出たが未経過再保険料を控除すると二億五九五九万余円が不足し、これを業務勘定剰余および積立金で補足し、なお残る九九五一万円の不足金はそのまま決算を結了、家畜勘定は四四万余円の歳入超過であるが、未経過保険料を控除すると二億四三一二万余円の不足となり業務勘定剰余で補足し、残る二億四二二三万余円の不足金はそのままとして決算を結了した。

右のように、農業災害補償は再保険料事務費の国庫負担のほか各年度の財源不足分を一般会計から繰り入れて補塡してきたが、この関係の見直しが必要であるとして検討が加えられ、二六年度には共済掛金率を引き上げ、さらに二五億円を一般会計から繰り入れて再保険金支払基金が設置された。この基金を経理するため本会計に再保険金支払基

金勘定が設置され、異常災害が起こって再保険料（国庫負担分を含む）によって保険金支払いをおこなえない場合、また会計の運営上一時現金が不足する場合は、支払基金勘定から資金を繰り入れて使用することにし、特別会計法の一部改正（昭和二六年三月三〇日法律第五七号）がおこなわれた（二六年四月一日施行）。

再保険金支払基金勘定新設に伴う法改正の要点をあげれば、①一般会計からの受入金・農業勘定からの受入金・運用利子収入を歳入に、農業勘定への繰入金を歳出とし、歳入の一般会計からの受入金は農作物共済・蚕繭共済の異常災害発生に伴う農業勘定再保険金支払財源不足に充て、その必要あるときは農業勘定に繰り入れる（第二条ノ二）、②支払基金勘定の決算上の剰余は翌年度歳入に繰り入れる（第六条第一項）、③農業勘定の決算上の剰余はまず支払基金勘定繰入分を同勘定に返済してなお残金があれば積立金とすること（第六条）、④農業勘定決算上の剰余をもって支払基金勘定繰入分を返済できないとき、その残余は農業勘定積立金によって返済すること（第六条ノ二）、⑤業務勘定決算上の剰余は翌年度歳入に繰り入れ（第七条）、⑥農業勘定・家畜勘定の支払上の現金不足に対して、当該年度中に返済することを条件に支払基金勘定に属する現金を繰替使用できること（第九条）、となった。

また、二六年度には牛馬死亡廃用共済に対する国庫負担に加えて、二五年度に起こった牛馬の結核・感冒等伝染性疾病の異常発生に対する損失の支払財源として、一般会計から家畜勘定へ繰入金がおこなわれた（昭和二六年一二月五日法律第二九五号）。再保険料が前年度より増加しているのは料率改訂の結果で、それにリンクしている再保険料国庫負担分も当然増加した。農業勘定では実績で二〇・六七億円が支払基金勘定から繰り入れられ財源不足を補った。二六年度決算の結果、支払勘定の剰余四・三三億円、業務勘定の剰余五七万余円は翌年度歳入繰入れとなり、農業勘定の歳入歳出差引残余八億五五八八万余円から未経過再保険料分を控除した残額一億二七一〇万余円は二七年度に再保険金支払基金勘定に繰り入れられ、家畜勘定剰余二七九九万円から未経過再保険料を差し引くと不足金五億二九三一

万余円となるが、積立金がないのでそのまま決算を結了した。二七年度にはさらに三億円を一般会計から支払基金へ繰り入れて、家畜共済財源の不足をもまかなうことになる。

二　森林火災保険特別会計

森林火災保険特別会計は「森林火災保険特別会計法」（昭和一二年三月三一日法律第二六号）に基づいて、森林火災保険事業を経営する農林省所管会計として、昭和一二年度に創設された。

森林火災保険事業とは「森林火災国営再保険法」（同日法律第二五号）に基づいて、樹齢二〇年以下の森林の火災保険事業を政府がおこなうもので、幼齢林の火災保険は民間損害保険会社の採算に合わないためである。政府は私有林の所有者との間に保険契約を結ぶが、前述の社会保険とは異なり、これは任意加入である。[4] なお、この保険には同一目的につき五年間無事故で契約を存続し、また林齢二一年まで保険事故がないときは払込保険料の一〇分の一を返戻する制度も定められている。

本会計の運営を特別会計法によってみると、①保険料・積立

金から生じる収入・借入金・付属雑収入を歳入に、保険金・保険料還付金・無事戻金・借入金の償還金および利子・一時借入金の利子・事務取扱費・その他諸費を歳出とし（第二条）、②決算上の剰余は積立金に組み入れ、不足は積立金から補足する（第三条）、③経費支弁のため、純保険料によって保険金・保険料還付金・無事戻金をまかないえない金額を限度として借入金ができる（第四条）、④支払上の現金不足は当該年度内償還の一時借入金でまかなうことができ（第六条）、⑤積立金は国債で保有するか預金部に運用でき（第七条）、⑥事業費の支出残額は翌年度に繰越使用できる（第九条）、⑦当分のうち毎年度予算の定めにより一般会計から繰入金ができる（附則第二項）、と規定された。

森林火災保険特別会計の二〇年度から二六年度までの予算決算の推移は表4-8のとおりである。本会計の特徴は歳出のうち事務取扱費の占める率が大きいことで、これは府県市町村に加入申込事務その他の保険事務を委託して交付金を支払うためであり、とくに戦後はインフレの影響による人件費の増加で、取扱費も増加した。一方、この事務費の一部を加入者数が増加

表 4-8　森林火災保険特別会計

予算決算（昭和20—26年度）　（単位　千円）

区分	昭和20年度		21		22		23		24		25		26	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	627	587	1,275	1,113	4,645	3,149	15,215	22,326	44,222	65,254	58,628	116,919	78,971	156,528
保険料収入	337	181	375	477	4,436	2,843	14,988	20,690	40,898	55,796	44,390	92,224	50,185	110,066
一般会計より受入	121	121	468	468	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前年度未経過保険料・支払備金受入	168	257	188	134	175	286	210	1,582	3,297	9,069	14,127	22,900	27,962	40,407
雑収入	1	28	244	33	34	20	17	54	27	389	111	1,795	824	6,055
歳出	627	323	1,275	913	4,645	2,466	15,215	10,212	44,222	20,649	58,628	25,614	78,971	35,334
保険金	171	82	191	130	1,291	45	3,549	2,187	8,541	5,945	13,291	6,219	15,243	8,190
還付金・払戻金等	19	19	1	1	17	4	96	63	152	77	154	154	159	119
業務取扱費	250	221	984	782	3,337	2,007	8,316	7,962	15,857	14,626	17,221	19,241	29,438	27,025
予備費	188	—	99	—	—	—	3,254	—	19,672	—	27,962	—	34,131	—

（注）還付金・払戻金等は，還付金・小切手支払未済償還金・賠償金・欠損補塡金等で，年度により名称が異なる．業務取扱費は公共団体等への交付金を含む．
出所：「決算書」昭和20—26年度．

予算決算（昭和20—26年度）　（単位　千円）

区分	昭和20年度		21		22		23		24		25		26	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	2,515	13,956	31,347	12,211	58,739	40,144	256,055	148,213	284,135	154,693	290,615	167,787	363,882	400,273
再保険料収入	1,877	2,046	30,672	8,589	47,582	38,673	182,582	91,287	203,011	147,801	199,584	155,893	268,247	285,777
一般会計より受入	12	11,576	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未経過再保険料受入	625	320	657	900	11,134	519	23,428	5,295	80,907	5,109	90,298	9,209	87,824	32,087
雑収入	1	13	12	2,717	23	952	45	1,632	217	1,782	733	2,685	7,811	2,410
借入金	—	—	—	—	—	—	50,000	50,000	—	—	—	—	—	80,000
歳出	2,515	13,056	31,347	11,693	58,739	34,849	256,055	143,104	284,135	125,484	290,615	155,701	363,882	360,305
再保険金	1,753	12,916	14,232	11,301	33,081	32,771	150,807	137,102	163,134	113,441	171,418	142,152	228,111	349,624
事務取扱費	86	122	363	391	1,952	2,047	5,850	5,399	9,684	9,881	9,023	11,720	9,711	8,484
国債整理基金特会へ繰入	0	18	0	—	5	30	945	602	22,750	2,162	21,650	1,829	2,195	2,197
予備費	676	—	16,752	—	23,701	—	98,453	—	88,567	—	88,524	—	123,865	—

するまでの間国庫が負担する趣旨で一般会計からの受入金がおこなわれていたが、[5] 財政難のため二一年度で打ち切られてしまった。そこで二二年度までの本会計の決算の結果をみると、二〇年度は二六万余円の歳入超過から未経過保険料・支払備金分を控除して一二万円を積立金に組み入れたが、二一年度は一九万余円の歳入超過に対し、未経過保険料および支払備金を控除すると八万余円が不足となり積立金から補塡した。二二年度は歳入超過六八万円に対し未経過保険料支払備金に充てる分を控除すると一〇六万余円の不足となり、八九万余円を積立金で補足し、一六万余円は積立金がなく不足のまま決算を結了した。

二三年度には事務費分をまかなう付加保険料を徴収するなど保険料を改訂し、保険料収入が大幅に上昇した。以降大災害による保険金支払いの急増もなかったので、本会計の運営は好転し、二三年度以降の歳入歳出差引剰余は、一二一一万余円、四四六〇万余円、九一三〇万余円、一億二一一九万余円と漸増し、ここから未経過再保険料および支払備金分を控除した分、すなわち毎年度積立金組入額は、二三年度以降三〇四万余円、二一七〇万余円、五〇八九万余円、七二八一万余円としだいに増加した。

表 4-9　漁船再保険特別会計

出所：「決算書」昭和20—26年度.

三　漁船再保険特別会計

漁船再保険特別会計は「漁船再保険特別会計法」（昭和一二年三月三一日法律第二四号）に基づいて、漁船再保険事業を経営するため昭和一二年度から農林省所管で設置された会計である。漁船再保険事業とは「漁船保険法」（同日法律第二三号）によって漁船所有者が所有する漁船・漁具について相互保険をおこなう目的で漁船保険組合を設立し、組合が漁船保険を引き受けたときは、政府と漁船保険組合の間に再保険関係が成立する政府管掌の強制保険である。再保険金額および再保険料率は、政府が勅令をもって決定した。漁船保険の対象となる漁船は一〇〇〇トンまでで、小規模の漁船の海難事故に対する保険は民間の損害保険では採算があわないので、漁業の安定確保のためにこの保険が政府管掌再保険を伴って創設されたのである。

本会計の運営は前述の諸会計と同様であり省略するが、森林火災保険と同様に附則で当分の間予算の定める額を一般会計か

ら受入れができると規定されている。

昭和二〇―二六年度の漁船再保険特別会計の予算決算は表4-9のとおりである。二〇年度は再保険金の支払額が予算をはるかに上回り一二九〇万円に達したが、保険料収入は二〇四万円にすぎなかったので、一般会計の予備金外臨時支出によって資金を補足して一一五七万円を繰り入れた。しかし二一年度の一般会計繰入分は六〇〇〇円にとどまり、二二年度から受入れはおこなわれない。そこで二三年度から保険料率引上げと加入船を厳選する方針がとられたが、一方給付再保険金の保険金額に対する割合も引き上げられたため給付保険金が増加して、五〇〇〇万円の借入金がおこなわれた。二四年度以降は借入金も一般会計からの受入れもなく経過したが、本会計のこの時期の運営はきわめて苦しかった。二〇年度以降の決算の結果をみると、各年度とも歳入超過となっているが、二〇年度当初から本会計の積立金はなく、未経過再保険料分を控除すると毎年本会計は不足となった。すなわち、二〇年度から順次、一七四万余円、二八九万余円、一六四四万余円、四七四八万余円、五四九五万余円、七三九〇万余円と決算の不足が逓増し、二六年度にそれは一億〇三三八万余円となった。実際には未経過保険料の繰越分によって、本会計のやり繰りをつけてきたといえよう。

(1) 借入金残高は『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一一巻「政府債務」、五四七ページによる。
(2) くわしくは『国の予算』昭和二四年度、二五三―五七ページを参照されたい。
(3) 同前、昭和二五年度、六一二ページ。
(4) 加入状況はあまり芳しくなく、造林補助金と引換えに半強制的に加入をおこなわせている状況であったという(『国の予算』昭和二五年度、六二四ページ。
(5) 『国の予算』昭和二四年度、二六六ページ。

第四節　信用保険特別会計の創設

一　輸出信用保険特別会計

輸出信用保険特別会計は、「輸出信用保険特別会計法」(昭和二五年三月三一日法律第六八号)に基づいて、二五年三月三一日に輸出信用保険の経理を明確にするため、通商産業省所管として設置された会計である。

輸出信用保険とは「輸出信用保険法」(昭和二五年三月三一日法律第六七号)に基づいて、輸出業者が輸出契約に関し通常の保険によって救済できない危険(外国の為替取引や輸入の制限・禁止措置、仕向地の戦争・内乱・ストライキ等)によって被った損失(輸出貨物について生じた損失を除く)について、その純損失の八割以内を政府が保険会社を通じて塡補する保険である。輸出業者は保険会社との間に輸出信用保険契約を結び保険料を支払う。保険会社は政府との間に再保険契約を結び、再保険料として被保険者の支払った保険料から手数料を差し引いた分を政府に納付し、保険事故に対して政府が保険金を損害保険会社を通じて被保険者に払うので、再保険といっても元受の保険会社は取扱手数料をもって保険の仲介をするにすぎない。また保険料は保険金および事務取扱費を償うように政令で定めると規定されている。政府は信用を確保するため、一般会計から資本を繰り入れるのである。

なお、この保険は金融機関に対する輸出金融損失補償制度として立案され、輸出金融補償特別会計予算案が国会に提出された。しかし司令部から補償金融・輸出補助政策に対する批判が起こり、信用保険会計に改編されることにな

表 4-10　輸出信用保険特別会計予算決算（昭和24—26年度）

（単位　千円）

区分	昭和24年度		25		26	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	559,030	500,000	1,352,256	1,083,833	2,277,190	2,150,889
保険料収入	59,000	—	271,670	76,869	183,388	68,006
運用収入	10	—	22,500	6,930	38,750	18,526
一般会計より受入	500,000	500,000	500,000	500,000	1,000,000	1,000,000
前年度剰余金受入	—	—	558,020	500,000	1,035,064	1,035,064
雑収入	20	—	66	34	19,988	29,294
歳出	559,030	—	1,352,256	48,769	2,277,190	283,383
保険金	1,000	—	196,602	43,105	374,984	274,894
事務取扱費	10	—	7,597	5,664	9,767	8,489
予備費	558,020	—	1,148,057	—	1,892,439	—

出所：「決算書」昭和24—26年度.

った。[1] 政府信用による保険を付すことによって、輸出金融が拡充されることを狙ったのである。

特別会計法によって本会計の運営をみると、①一般会計繰入金（予算の定めにより繰入れ）相当額をもって資本とし（第三条）、②一般会計繰入金・保険料・付属雑収入を歳入に、保険金・事務取扱費・一時借入金および融通証券の利子・融通証券発行償還諸費・その他諸費を歳出とする（第二条）、③毎会計年度の損益計算上生じた利益または損失は翌年度に繰越整理する（第八条）、④毎会計年度の決算上の剰余金は翌年度歳入に繰り入れ（第九条）、⑤支払上現金に不足するときは、当該年度償還の一時借入金または融通証券を発行でき、その限度額は予算をもって国会の議決を要する（第一二条）、⑥支払義務ある歳出金の支出未済分は翌年度に繰越使用できる（第一五条）、と規定されている。

輸出信用保険特別会計の昭和二四—二六年度の予算・決算は表4-10のとおりである。

二四年度予算は一二月に成立したが法の制定が遅れ、一般会計の資本繰入れ五億円をみただけで実質上活動はなかった。輸出信用保険業務の開始は二五年六月一日で、保険契約は八月以降に締

結された。二五年度の保険料収入・保険金支払いとも決算は予算を下回った。二五年度の保険事故による保険金の支払いで多額のものは、「中国本土等への貨物の船積を差止める省令」（昭和二五年一二月九日通商産業省令第一〇〇号）により、中国本土向けの輸出が禁止されたことに伴う損失事故であった。[2] 二四年度五億円に続いて一般会計からの資本繰入金が二五年度に五億円、二六年度は補正予算で一〇億円が計上された。これは輸出信用保険の事業範囲拡張に見合うものであった。すなわち、「輸出信用保険法」の一部改正（昭和二六年一一月三〇日法律第二八一号、二五年一二月一日施行）によって、プラント輸出振興のため輸出貨物代金回収に関わる損失を補塡する保険が新設された。被保険者が政府と直接保険契約を結ぶ元受保険であり、これを乙種保険とし、従前の輸出契約に関わる再保険を甲種保険とした。

本会計は設立から二年を経た二六年度末までに二〇億円の資本を一般会計から投じ、二・五億円の保険料収入を得て、三・一八億円の保険金を払い出して、一八・六七五億円を二七年度に繰り越した。二七年三月の法改正（法律第三一号）では、輸出信用保険を輸出金融・ドル地域向け広告宣伝費にまで広げ、二七年度にさらに一〇億円を一般会計から繰り入れて、本会計の機能は強化されることになる。

二　中小企業信用保険特別会計

中小企業信用保険特別会計は「中小企業信用保険特別会計法」（昭和二五年一二月一四日法律第二六五号）に基づいて、中小企業信用保険に関する政府の経理を明らかにするために、通商産業省所管の会計として二五年一二月一五日に設置された。中小企業信用保険とは、「中小企業信用保険法」（同日法律第二六四号）によって金融機関が中小企業融資を

表 4-11　中小企業信用保険特別会計予算決算（昭和25・26年度）

（単位　千円）

区分	昭和25年度		26	
	予算	決算	予算	決算
歳入	587,895	501,680	1,907,579	1,579,568
保険料収入	81,000	1,676	324,000	43,956
運用収入	6,875	—	—	—
一般会計より受入	500,000	500,000	1,000,000	1,000,000
前年度剰余金受入	—	—	500,791	500,792
雑収入	20	4	82,788	34,820
歳出	6,876	888	1,907,579	5,477
保険金	—	—	54,000	—
事務取扱費	1,826	841	3,221	3,152
委託手数料	4,050	47	16,740	2,240
一般会計へ繰入	—	—	85	85
予備費	1,000	—	1,833,533	—

出所：「決算書」昭和25・26年度.

おこなった場合に被る損失に対して、政府が塡補する保険である。政府は金融機関の中小企業貸付額を保険価額としてその七五%を保険金額とする保険契約を締結するが、保険関係を結ぶことができる貸付金の全金融機関を通じての限度額は、毎会計年度国会の議決を経て決定されることとなっている。

本会計の運営を特別会計法によってみると、①一般会計繰入金相当額（法の規定により基金を取り崩したときは減額後の金額）をもって基金とする（第二条）、②保険料・回収未済貸付金で保険金を支払った貸付金債権の回収金・一般会計からの借入金・付属雑収入を歳入に、保険金・保険料還付金・事務取扱費・その他諸費を歳出とする（第四条第一項）、③一般会計繰入金は予算の定めに従って本会計の基金とするために繰り入れる（第四条第二項）、④毎会計年度の損益計算上の利益は積立金とし、損失補塡に充てるほか取り崩してはならない（第八条）、⑤毎会計年度損益計算上の損失は積立金を取り崩し、なお残る損失は基金を減額して整理する（第八条）、⑥決算上の剰余金は翌年度歳入に繰り入れ（第九条）、⑦支払義務ある歳出金の支出未済額の翌年度繰越使用を認める（第一三条）、と規定されている。なお本会計は基金を運転資金として活用できる前提で、借入金・一時借入金は認められていない。

中小企業信用保険特別会計の昭和二五・二六年度の予算決算は表4-11のとおりである。本会計は二五年一二月一五日に設置されたのであるが、この保険は貸付期間が六ヵ月以上のものに限って保険関係が成立し、保険事故発生後六ヵ月経過しないと保険金の支払いができない制度になっているので、二五・二六年度には保険金の支払いはなかった。二五年度に五億円、二六年度に一〇億円の基金を受け入れて二六年度には一五億七四〇九万円の決算上の剰余を翌年度に繰り入れた。

なお二六年一一月、「中小企業信用保険法」の一部改正がおこなわれ（法律第三五〇号）、新たに信用保証協会を相手方とする保険が認められ、中小企業金融の拡充に資するところがあり、次年度以降本会計の本格的な運営が開始される。

(1)『昭和財政史―終戦から講和まで―』第五巻「歳計(1)」、四三〇ページ。

(2)『国の予算』昭和二六年度、四一六―一七ページ。

第五節　簡易生命保険及郵便年金特別会計の収支

簡易生命保険および郵便年金事業は、生命保険・養老年金等の生命保険事業を政府が郵便官署において取り扱う事業で、小額所得者に国が営利を目的としない保険を提供し庶民生活を安定させる社会政策的施策として、大正年代に創設された。すなわち、簡易生命保険は「簡易生命保険法」（大正五年七月一〇日法律第四二号）に基づいて大正五年一〇月一日に、郵便年金は「郵便年金法」（大正一五年三月三〇日法律第三九号）に基づいて大正一五年一〇月一日に発足し、それぞれ、簡易生命保険特別会計、郵便年金特別会計によって経理されていた。戦時中両会計は統合され、「簡易生命保険及郵便年金特別会計法」（昭和一九年二月一五日法律第一二号）に基づいて、昭和一九年度から簡易生命保険・郵便年金事業は、ともに簡易生命保険及郵便年金特別会計によって経理されることになった。

本会計の運営を特別会計法によってみると、①本会計を保険勘定・年金勘定に区分し（第二条）、②保険勘定は、簡易生命保険事業経営上の保険料・積立金から生じる収入・付属雑収入を歳入に、同事業経営上の保険金・還付金・保険施設委託費その他諸費・同事業の業務取扱諸費に充てるための通信事業特別会計および外地会計（台湾総督府・関東局・南洋庁の三会計、昭和二一年法律第二一号で規定削除）への繰入金・営繕費に充てるための通信事業会計への繰入金を歳出とする（第三条）、③年金勘定は、郵便年金事業経営上の掛金・積立金から生じる収入・付属雑収入を歳入に、同事業経営上の年金・返還金その他諸費・同事業の業務取扱諸費に充てるための通信事業特別会計および外地会計（保険勘定と同じ）への繰入金を歳出とする（第四条）、④両事業の業務取扱いに関し生じる収入は、業務取扱費を繰り入

れた諸会計の所属とする（第五・六条）、⑤保険勘定または年金勘定における決算上生じる過剰は当該勘定の積立金として積み立て、歳計に不足があるときは積立金から補足すること（第七条）、⑥各勘定において、支払上現金に余裕あるときは大蔵省預金部に預入すること（第八条）、となっていた。要するに、保険勘定は主として保険料および積立金の運用収入で保険費（保険金、保険契約の解約失効に伴う還付金および過誤納・過誤払い等による諸払戻及補塡金）および業務取扱費（営繕費を含み、通信事業特別会計へ繰入れ）を支払い、年金勘定は同様に年金掛金および積立金運用収入で年金費（年金、年金契約の解約・年金受取人の死亡に伴う返還金、諸払戻及補塡金）および業務取扱費を支払い、収支差額を保険金等の支払準備金として積み立てるのであって、原則として国庫負担はなく、独立採算でまかなわれる建前であるのは、この事業が営利を目的としてはいないが、国民の自発的意志によって加入する任意保険であるためである。

しかし、戦後の特殊事情によって簡易生命保険・郵便年金両事業に対し、一時的に国庫負担がおこなわれた。①二二年度歳入の不足補塡のための一般会計からの繰入金、②簡易生命保険の戦争に起因する保険金支払いによる損失補償、③在外資産喪失・戦時補償打切りによる積立金の運用資産の損失特別処理に伴う補償がそれである。これらについては後述する。

昭和二〇年度から二六年度までの本会計の予算・決算の推移は表4－12のとおりである。歳入の一般会計よりの受入れは前掲①②であり、雑収入は小切手支払未済金収入、郵便切手で納付される手数料収入の郵政事業会計よりの受入れ（二四年度以降）のほか、保険勘定には簡易保険健康相談所設備の厚生省所管保健所への有償移管等代金一〇〇〇万円の受入れ（一九年度から各年度一〇〇万円、二六年度三〇〇万円で終了）を含む。また、歳出の保険施設委託費は保健所における簡易生命保険被保険者の健康相談経費であり、厚生保険会計への繰入れは団体郵便年金加入者の厚生年金への切換分の積立金等所要額の繰入れである。[1] なお、外地会計への業務取扱費繰入れの実績は、二〇年度に南洋庁会

表 4-12　簡易生命保険及郵便年金

特別会計予算決算（昭和20—26年度）　（単位　千円）

区分	昭和20年度		21		22		23		24		25		26	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
（保険勘定）														
歳入	1,471,059	1,519,307	1,870,725	1,840,203	3,126,779	3,760,513	8,557,841	8,110,076	27,762,574	22,827,054	43,497,978	36,025,404	43,158,479	45,590,573
保険料収入	1,274,399	1,329,907	1,633,563	1,615,796	2,444,349	3,132,851	8,109,065	7,602,257	26,990,472	22,208,371	42,089,782	34,822,417	40,501,023	42,833,450
運用収入	195,660	188,354	236,162	223,212	264,983	269,432	325,357	323,154	695,508	543,334	1,365,497	1,151,727	2,627,758	2,720,295
一般会計より受入	—	—	—	—	416,410	355,386	120,000	181,024	70,000	70,000	35,000	35,000	20,000	20,000
雑収入	1,000	1,046	1,000	1,194	1,037	2,845	3,419	3,642	6,594	5,349	a) 7,699	a) 16,259	9,698	16,828
歳出	594,666	659,720	1,306,996	1,306,996	2,942,204	2,791,755	5,373,447	5,397,465	12,467,739	12,467,734	15,054,065	15,054,065	22,243,038	19,011,012
保険金	343,036	391,605	606,903	615,598	558,379	501,592	623,633	433,324	1,273,294	359,276	1,858,499	706,782	2,675,239	2,123,730
還付金	58,162	35,241	70,234	60,203	55,406	52,481	26,837	222,755	1,545,752	2,451,924	2,132,425	3,570,542	6,965,484	4,451,039
諸払戻及補塡金	1,112	5,109	17,534	18,870	32,895	38,182	48,526	40,911	74,325	117,167	150,000	163,600	237,206	221,134
保健施設委託費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	—	—	—	—	—	—	—	—
通信(郵政)事業会計へ繰入	162,587	224,607	609,325	609,325	2,257,524	2,196,500	4,639,451	4,700,475	9,539,368	9,539,368	10,613,141	10,613,141	12,165,109	12,215,109
外地会計へ繰入	6,770	c) 158	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
予備費	20,000	—	—	—	35,000	—	35,000	—	35,000	—	300,000	—	200,000	—
（年金勘定）														
歳入	661,798	654,934	744,447	676,702	670,026	260,892	631,653	278,442	975,389	374,164	992,417	412,851	501,160	831,874
年金掛金	588,574	583,504	642,637	583,273	537,999	132,826	495,284	162,320	850,168	257,328	847,296	285,351	350,996	670,550
運用収入	73,224	71,421	101,811	93,403	119,912	117,168	136,263	112,906	124,274	115,568	143,588	120,789	148,738	158,357
他会計より受入	—	—	—	—	12,106	10,348	—	1,758	—	—	—	—	—	—
雑収入	—	8	—	26	9	550	106	1,458	945	1,268	b) 1,533	b) 6,701	1,426	2,967
歳出	83,796	76,304	104,903	101,444	261,181	241,423	243,768	236,662	335,088	301,360	381,147	351,146	392,847	267,536
年金	49,860	42,146	56,744	42,817	65,590	80,509	85,086	93,206	116,884	114,065	153,867	172,191	154,874	155,369
返還金	15,989	22,042	19,739	33,083	115,900	91,479	110,369	102,035	117,844	117,844	143,530	126,775	203,004	85,208
諸払戻及補塡金	109	653	197	780	1,863	1,428	2,254	1,625	2,600	1,691	2,750	1,180	1,969	1,960
通信(郵政)事業会計へ繰入	9,660	11,419	24,735	24,735	69,728	67,970	37,659	39,417	67,760	67,760	51,000	51,000	25,000	25,000
外地会計へ繰入	78	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生保険会計へ繰入	100	41	100	29	100	37	400	379	—	—	—	—	—	—
予備費	8,000	—	3,388	—	8,000	—	8,000	—	30,000	—	30,000	—	8,000	—

（注）a）には，保険証書再発行・契約変更の手数料収入で郵便切手で納付されたものを郵政事業特別会計から受け入れた予算2,339千円，決算2,292千円を加算計上し，b）には同じく手数料収入切手納付分を郵政事業会計から受け入れた予算107千円，決算57千円を加算計上した．c）には一般会計特定財源繰入れ27.5千円を含む．

出所：「決算書」昭和20—26年度．

計への繰入れがあったのみである。

本会計の収支実績をみると、簡易生命保険の保険料収入は、昭和二三年度から増加の趨勢を辿っているが、郵便年金掛金は停滞し、二二―二五年度は戦前水準を上回り、予算に比し実績が著しく低いことが特徴で、回復に向うのは二六年度である。これは戦後インフレの中で、民間生命保険の趨勢と同じく、保険金の相対的価値が低下して新規募集が極めて困難となったことによるもので、簡易生命保険は小額契約を整理して高額の保険への乗換えをすすめたこと、二四年度からインフレが鎮静に向ったこと等により事業は好転した。しかし、郵便年金はインフレの影響のほかに戦時補償打切りの影響を被った。すなわち、一年間の年金給付一〇〇〇円を超える年金の一〇〇〇円を超える部分は、二一年八月一一日以降第二封鎖預金として払出しを凍結され（「金融緊急措置令施行規則中改正」昭和二一年八月一一日大蔵省令第九〇号）、二三年七月二〇日に至りその三割が積立金運用資産の戦時補償打切りおよび在外資産喪失に伴う損失の補塡に充てるため切り捨てられた[2]（「大蔵省預金部等損失特別処理法施行令の一部を改正する政令」昭和二三年七月二〇日政令第一七五号）。この措置のため、年金の解約がすすみ、その信用回復に相当の時日を要したのである。表4―12の歳出決算のうち、保険勘定の還付金が二三年度以降急増しているのは従前の小額契約を解約して新契約に乗り換えたためで、これに対応して保険料加入が伸びているが、年金勘定の返還金は漸増したが掛金が伸びなかったのは前記の事情によるものである。

保険勘定の保険金支出実績が二一年度に急増したのは、契約者の戦争に起因する死亡に対する保険金支払いのためで、民間保険会社の契約した戦争死亡傷害保険および戦争危険再保険に対する国庫補償に対応して、「簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支払による損失の補塡に関する法律」（昭和二三年七月六日法律第一〇〇号）によって、戦争に起因する保険金支払いの損失は国が負担することになった。二二年度までの分は交付公債四

億七三二三万三四〇〇円を直接積立金に組み入れ、二三年度から二七年度までは一般会計から本会計の歳入に受け入れることとし、合計二億五三〇〇万円（二三年度一・二億円、二四年度〇・七億円、二五年度〇・三五億円、二六年度〇・二億円、二七年度〇・〇八億円）を受け入れた。

次にこの時期の本会計運営で問題となったのは、業務取扱費の通信事業会計繰入れの増嵩である。簡易保険および郵便年金の事業費率（収入保険料に対する業務取扱費の割合）はインフレとともに上昇し、保険・年金それぞれ昭和一二年度には一五・六%、二一・六%であったが、二〇年度は一七・一%、二%、二一年度三七・九%、四・二%、二二年度七〇・二%、五一・二%と悪化した[3]。そこで本会計発足以来はじめて歳入不足補塡および給与財源充当のための一般会計からの繰入金を後日の繰戻し条件付で受け入れる法的措置が講じられ（昭和二二年一二月一二日法律第一七〇号、同年法律第二一八号、二三年法律第九号をもって繰入限度を増額、ならびに昭和二三年三月二〇日法律第一三号）、二二年度補正予算に一般会計よりの受入れとして計上され（最終予算で、保険勘定四億一六四一万円、年金勘定一二一〇・六万円）、その全額が二二・二三両年度に本会計に繰り入れられた。

右のように本会計の経営は苦しかったが、歳計上の収支実績は各年度とも黒字で、収入差額は支払準備金に充てるため、毎年度保険・年金両勘定別に積立金に繰り入れられた。なお、その間、戦時補償打切りおよび在外資産喪失に伴う積立金運用資産の損失に対する特別処理が、金融機関（保険会社を含む）の再建整備と併行して「大蔵省預金部等損失特別処理法」（昭和二一年一一月一八日法律第五六号）に基づいておこなわれ、損失は二三年度に確定した。保険勘定の評価損は五億四五一二万余円、これを評価益で補塡し、次いで積立金から責任準備金・支払準備金を控除すると剰余金がないので、残額五億三二二五万三八五八円は一般会計から補塡された（交付公債五億三二二五万三八〇〇円、残額は現金で積立金に直接繰入れ）。年金勘定の評価損は一億五一〇二万余円、これを評価益、剰余金、次いで郵便年金の

一契約につき一〇〇〇円を超える部分の第二封鎖年金の三割相当額（三八九七万三三三九円）で補塡し、残額六九三二万二二六三円は一般会計から補塡された（六九三二万二二〇〇円は交付公債、残額は現金で積立金に直接繰入れ）[4]。かくして二〇年度首の積立金は、保険勘定四五億〇二三二万余円、年金勘定一六億三二一〇万余円であったが、二三年度に前記の損失補償がおこなわれ、あわせて保険勘定に戦争保険の損失補償四億七三二三万三四〇〇円が繰り入れられて、二六年度末の保険勘定積立金は六七九億七〇五九万余円と厚生年金積立金に匹敵する多額となり、また年金勘定積立金も二六年度末三四億七四〇二万余円となった。

（1）郵政省『続逓信事業史』第八巻「保険・年金」、三九八―四〇五、四二〇―二二ページ。
（2）くわしくは、前掲書、一六二―六四、二八二ページを参照されたい。
（3）前掲書、四一五ページ第八表、四二五ページ第一二表。
（4）くわしくは、前掲書、二七六―八二ページを参照されたい。

第五章　特別会計の終戦処理

本章は、終戦後廃止された臨時軍事費特別会計ほか軍工廠の歳入歳出を経理する軍事会計および植民地関係特別会計の処理、ならびに昭和二〇年度および二一年度限りで整理、廃止された特殊財産資金、政府出資、営繕用品資金、公債金、為替交易調整および学校の六特別会計の処理について述べる。

第一節　軍事および植民地関係特別会計の処理

一　臨時軍事費特別会計

臨時軍事費特別会計は昭和一二年七月の日華事変勃発に当たり、事変の終局までを一会計年度として臨時軍事費の会計を整理するため昭和一二年法律第八五号（九月一〇日公布）によって設置された特別会計で、終戦後、昭和二一年一月二一日付司令部覚書「政府借入及政府支出ノ削減ニ関スル件」[1]（SCAPIN六三五）の指示に基づいて、昭和二一年ポツダム政令第一一〇号「臨時軍事費特別会計ノ終結ニ関スル件」（二月二八日公布）第一条によって、昭和二一年二月二八日をもって終結した。この特別会計の収支および終結状況については、すでに大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第四巻「臨時軍事費」編に詳述されているが、終戦後戦時に増して多額の臨時軍事費の支払いが続いたこと、また、臨時軍事費特別会計の終結は他会計と異なり特殊な方法が採られ、その後一般会計に臨時軍事費の跡始末としての収支が計上されたこと、等に関して若干の重複をいとわず、ここに説明を補足しておく。

終戦の二〇年八月一五日前後の臨時軍事費の払出しの状況は、表5-1に明らかである。この表は国庫対民間収支のうち、政府一般当座預金（政府当座預金中預金部を除くすべての会計および勘定）の対民間収支のうち、臨時軍事費特別会計の収支を抽出したもので、日銀にある政府当座預金中臨時軍事費分の対日銀受払い（対日銀収支）および他会計との間の受払い（国庫内振替収支）を除く現金受払いの記録であって、もとより歳計上の収支とは異なるが[2]、終戦後の八

表 5-1　国庫（政府一般当座預金）対民間収支中の臨時軍事費収支
（昭和12年7月—21年4月）　（単位　百万円）

期間	収入 (A)	収入 うち臨軍費(B)	支出 (C)	支出 うち臨軍費(D)	支出 (D/C)%	一般当座預金対民間収支尻 (A−C)	うち臨時軍事費収支尻 (B−D)
12年7月—13年3月	4,995	…	7,203	1,406	19.5	△ 2,207	…
13年度中	7,531	…	13,420	4,081	30.4	△ 5,889	…
14	9,013	…	15,388	4,612	30.0	△ 6,374	…
15	12,166	…	17,219	5,709	33.2	△ 5,053	…
16	14,738	…	25,263	8,174	32.4	△ 10,525	…
17	20,030	…	33,589	16,218	48.3	△ 13,559	…
18	26,876	…	43,059	23,473	54.5	△ 16,183	…
19	37,548	2,809	62,954	35,405	56.2	△ 25,406	△ 32,596
20	73,211	6,228	97,833	43,904	44.9	△ 24,622	△ 37,676
20年4月	2,841	192	4,774	2,910	61.0	△ 1,933	△ 2,718
5	5,640	245	6,451	2,001	31.0	△ 811	△ 1,756
6	2,235	166	4,953	3,077	62.1	△ 2,718	△ 2,911
7	3,292	794	5,464	3,511	64.3	△ 2,172	△ 2,717
8	3,064	175	7,104	5,001	70.4	△ 4,040	△ 4,826
9	15,530	a) 1,983	23,076	16,556	71.7	△ 7,546	△ 14,573
10	4,043	898	8,403	4,380	52.1	△ 4,360	△ 3,482
11	4,676	a) 986	11,103	4,662	42.0	△ 6,427	△ 3,676
12	3,266	a) 364	4,854	1,123	23.1	△ 1,588	△ 759
21年1月	3,511	185	4,203	247	5.9	△ 692	△ 62
2	6,546	199	5,555	326	5.9	991	△ 127
3	18,567	41	11,893	110	0.9	6,674	△ 69
4	5,281	11	12,525	58	0.5	△ 7,244	△ 47
20年8月—21年4月計	64,484	4,842	88,716	32,463	36.6	△ 24,232	△ 27,621
12年7月—21年4月計	211,391	…	328,453	143,041	43.5	△117,062	…

（注）1.　日本銀行国庫局調べ.
2.　本表は，政府当座預金中預金部預金を除くすべての会計および勘定の対民間収支.
3.　a) は戻入れを含む.

出所：日本銀行統計局『戦時中金融統計要覧』，3-5ページ，大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第10巻「国庫収支」，71，76-77ページ，大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年，142—43ページ.

月から一一月にかけて大量の臨時軍事費支出がおこなわれ、終戦前後の国庫対民間収支の大幅撒超がこの臨時軍事費の撒超に起因していたことが示されている。これは、軍需品・兵器・艦船などの製造代金、諸工事の代金などの支払い、軍人・軍属に対する給与・退職賞与等の支払いおよび軍の復員に関する経費などに充てられたのであって[3]、終戦の月の八月以降の臨時軍事費の対民間支払いは三二四億円にのぼり、戦争の激しかった一九年度一年間の支払額三五四億円の九二%に当たっている。

ところで、政府当局はこのような戦後における臨時軍事費の流出を必ずしも座視していたわけではない。終戦後、インフレ対策として資金浮動化防止のため、現金支払いによらず政府特殊借入金証書（期限一〇年、年利〇・三六五%）を交付して決済する範囲を拡張し、臨時軍事費の政府特殊借入金決済額は一〇〇億円余に及びその大半は戦後の決済によるものであった[4]。また、二〇年一一月二四日付司令部覚書「戦時利得ノ排除及財政ノ再建」（SCAPIN三七七）は「軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害又ハ軍需工場ノ建設若ハ転換ヨリ生ズル一切ノ補償請求権」に対し、①その支払金は日銀の封鎖勘定に預金すること、②この請求権および請求権に基づく支払いに起因する封鎖勘定を担保とする信用供与を禁止すること、③従来封鎖支払いによるものは封鎖を続行し、すでに現金で支払ったもののうち八月一五日以降支払分で一件五〇〇〇円を超えるものは封鎖勘定に再預金させることを指示した[5]。このため前掲表5-1にみるように、一二月以降の臨時軍事費からの現金支払いは激減することになった。

臨時軍事費特別会計は前述したように昭和二一年ポツダム政令第一一〇号「臨時軍事費特別会計ノ終結ニ関スル件」によって終結したが、同令による終結の方法は、①特別会計の年度は昭和二一年二月二八日をもって終結すること、②歳入歳出の出納事務は同年六月末日までに完結すべきこと、③終結の際この会計に属する権利義務は一般会計に帰属させ、歳計剰余または不足は一般会計所属に移して整理することとしたほか、この会計の特殊性に照応して、第三条に次の規定を置き、二一年五月末までに収支の判明しない金額を控除して決算が調整されること

表 5-2　臨時軍事費特別会計終結状況　（単位　千円）

区分	歳入 収入済額	歳出 支出勅裁済額 (A)	歳出 支出済額 (B)	歳出 政府特殊借入金決済額 (C)	歳出 小計 (B＋C)	歳出 昭和21勅令110第3条による控除 (D)	歳出 勅裁済残額 (A)－(B＋C＋D)
会計終結時の総額	173,306,154	205,570,246	155,397,218	10,016,553	165,413,771	38,155,212	2,001,263
1. 所管別内訳							
大蔵省所管	—	977,000	976,189	—	976,189	—	811
元陸軍省所管	—	113,389,979	75,636,046	1,430,096	77,066,142	35,908,232	415,605
元海軍省所管	—	72,284,737	63,358,329	4,610,878	67,969,207	2,246,980	2,068,551
元軍需省所管	—	18,918,530	15,426,655	3,975,579	19,402,234	—	△ 483,704
2. 年度別内訳							
昭和12年度	1,481,341	2,540,078	2,034,298	—	2,034,298	…	…
13	3,811,861	5,448,785	4,795,395	—	4,795,395	…	…
14	4,309,051	4,885,870	4,844,296	—	4,844,296	…	…
15	6,334,388	5,358,534	5,722,542	—	5,722,542	…	…
16	8,150,116	13,895,301	9,487,023	—	9,487,023	…	…
17	15,888,303	18,560,948	18,753,150	—	18,753,150	…	…
18	28,697,997	38,200,130	29,818,452	—	29,818,452	…	…
19	59,687,693	86,077,100	73,493,554	—	73,493,554	…	…
20	44,945,404	30,603,500	6,448,508	10,016,553	16,465,061	…	…

出所：『臨時軍事費特別会計始末』（臨時軍事費決算参考　自昭和12年7月至昭和21年2月）.

とになった。

第三条　臨時軍事費特別会計ノ収入済歳入額ハ昭和二十一年五月三十一日迄ニ歳入事務管理庁ニ判明シタル収入済ノ金額トシ同特別会計ノ支出済歳出額ハ同日迄ニ所管大臣ニ判明シタル支出済ノ金額ヨリ資金ノ前渡ヲ受ケタル官吏ニ於ケル支払ノ同日迄ニ判明セザル金額を控除シタル金額トス

臨時軍事費特別会計所属ノ歳入金又ハ歳出金ニシテ前項ニ規定スル日後ニ於テ其ノ収納又ハ支出若ハ支払ノ判明シタル金額ハ之ヲ其ノ判明シタル年度ノ一般会計ノ歳入又ハ歳出ニ組入レ整理スベシ

また、会計終結の細目を定めた「昭和二一年勅令第百十号施行ニ関スル件」（昭和二一年三月一八日大蔵省令第三七号）は、歳入金の日銀受入れ・出納官吏の収納、経費の小切手振出し、現金の支払いならびに定額戻入れは二一年四月末まで、歳入出金の国庫内移換、歳出金の日銀からの支払い、政府借入金による決済は同年五月末までと定め、また、決算調製の手続を規定した。

右の方法によって調製された「臨時軍事費歳入歳出決算」は、昭和二二年三月、第九二議会に提出された。この決算の参考として付された「臨時軍事費特別会計始末」によって特別会計の終結状況を総括すると表5-2のとおりである。昭和一二年七月から二一年二月までの決算に計上された歳入の収入済額は一七三三億円余、歳出の支出済額は一五五四億円弱であり、これは五月三一日までに収支が判明した額である。このほか、現金支出に代えて政府特殊借入金証書を交付して決済した額が一〇〇億円余あり、支出済額にこれを加えると一六五四億円余となる。しかし、すでに実際支出されているが証憑書類の不備などで支払いが判明しないために支出済額に加算しなかった額、すなわち昭和二一年勅令第一一〇号第三条による控除額が三八一億円余であった。したがって支出勅裁済額からこれらを差し引くと勅裁済残額は二〇億円余となる。また、収入済額から支出済額を差し引いた剰余額一七九億余円は計算上の剰

表 5-3　臨時軍事費特別会計の政府特殊借入金による決済額内訳

（単位　千円）

科目＼所管	陸軍省	海軍省	軍需省	計
物件費	1,426,408	(3,410,066)	3,975,579	(8,812,053)
需品費	4,148	—	—	4,148
糧秣費	10,298	—	—	10,298
被服費	199,384	—	—	199,384
兵器費	314,493	—	3,531,415	3,845,908
造船造兵及修理費	—	2,177,839	—	2,177,839
燃料費	96,796	—	—	96,796
獣医資材費	33	—	—	33
患者費	10,209	2,635	—	12,844
運輸費	657,016	—	—	657,016
築造費	87,954	—	—	87,954
営繕費	—	1,229,592	—	1,229,592
施設費	—	—	444,163	444,163
雑費	46,079	—	—	46,079
軍港要港費	—	6,984	—	6,984
艦営費	—	43,970	—	43,970
物資特別購入諸費	1,802	—	—	1,802
対南方交流物資費	535	—	—	535
軍装品及野戦酒保品整備費	986	—	—	986
原材料整備費	281	—	—	281
教育諸費	—	5,020	—	5,020
研究費	1,886	14,621	—	16,507
諸支出金	—	1,130,218	—	1,130,218
合計	1,430,096	4,610,878	3,975,579	10,016,553

（注）海軍省所管には物件費のくくりがないので，科目を他省所管と対応させ合計をかっこ内に計上した．

出所：『臨時軍事費特別会計始末』，179-81ページ．

余額で、前記控除額三八一億円を支出済額に加算するときは、臨時軍事費決算は不足を生じることになる。この計算上の剰余額、勅令第三条による控除額および政府特殊借入金による決済額は、いずれも一般会計の所属に移して事後処理がおこなわれることになる。なお歳入・歳出の所管別・年度別内訳を表に掲載したが、この会計は全期を一会計年度としているので、年度別内訳は、決算上の支出済額を年度別に区分した額である。なお、既支出額で決算の支出済額から控除された三八一億余円は、年度区分はできないが表5-1と照応させて推定すると、その大部分が二〇年度に支出されたと推量されることを付言しておく。

政府特殊借入金による決済額の所管別・科目別の内訳をみると表5-3のとおりであり、陸軍省および海軍省所管の兵器費・造船造兵及修理費が合計六〇・二億円と全体の六〇%を占めている。この臨時軍事費関係政府特殊借入金については、昭和二一年一月二一日付司令部覚書（前掲SCAPIN-六三五）によって一月二一日から無利子となり、のち、「戦時補償特別措置法」（昭和二一年一〇月一九日法律第三八号）に基づいて戦時補償特別税が課税され、課税控除分（一請求権ごとに一万円）を除く政府特殊借入金は消滅し、課税控除によって残存した政府特殊借入金は登録国債（特別国庫債券い号）に切り換えられた。(6)

臨時軍事費特別会計所属の歳入金または歳出金であって、昭和二一年六月以降に収納または支払いが判明した額は、その判明した年度の一般会計の歳入・歳出に組み入れ整理し（前掲勅令一一〇号第三条二項）、その計算書を決算とともに議会に提出することとなっていた（同令第六条）が、昭和二一年勅令第一一〇号は、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律」（昭和二七年三月三一日法律第四三号）によって講和発効とともに廃止されるとともに、同法は次のような経過規定を定めた。

表 5-4　元臨時軍事費特別会計歳出整理額　（単位　千円）

科目	昭和21年度	昭和22年度	計
元陸軍省所管			
人件費	2,617,436	312,641	2,930,077
物件費	14,260,165	2,317,589	16,577,753
機密費	—	3,834	3,834
一時賜金	6,199	479	6,678
靖国神社臨時祭寄附金	—	0	0
臨時家族手当	5,322	610	5,933
召集諸費	6,595	372	6,967
俘虜収容費	36,629	15,232	51,861
軍政費	172,174	23,144	195,318
物資特別購入諸費	1,369,751	96,277	1,466,028
研究費	2,798	1,063	3,862
亡失金	178,705	179,892	358,597
諸払戻金	772	—	772
償還金	328	—	328
行賞諸費	17	14	31
土地建造物利用費	—	1	1
特定処分金	—	618,497	618,497
帰還者携帯金交換費	32,622	—	32,622
連合軍押収金	479,936	226,661	706,598
終戦処理費	32,553	15,385	47,938
目別不明額	558,033	12,336,503	12,894,537
小計	19,760,035	16,148,197	35,908,232
元海軍省所管			
俸給	23,607	10,719	34,325
賞与	4,690	33,125	37,815
庁費	4,210	4	4,214
雑給及雑費	10,810	1,550	12,361
衣糧費	58,535	3,141	61,676
演習費	1,539	194	1,733
恩者費	1,155	141	1,296
軍港要港費	147	0	147
艦営費	28,602	5,699	34,301
水路費	3	—	3
教育諸費	110	1	112
造船造兵及修理費	137,953	△ 22,058	115,895

表 5-4　(つづき)

科目	昭和21年度	昭和22年度	計
研究費	11	—	11
受託造修費	4	—	4
営繕費	20,886	1,045	21,932
船舶費	1,113	410	1,522
接待費	10	54	125
臨時家族手当	1,089	294	1,383
戦時特別給与品費	510	157	667
船舶応急処理費	153	2,191	2,344
物資特別購入諸費	1,726	—	1,726
占領地民政諸費	9,891	3,301	13,192
気象費	51	2	53
運輸費	3,151	—	3,151
諸支出金	78,776	82	78,859
南方開発金庫貸付金	22	—	22
勤続手当	286	282	568
終戦処理費	1	—	1
連合軍押収金	22,423	53	22,475
特定処分金	45,610	—	45,610
凍結資金	516,290	1,402	517,691
亡失金	41,746	—	41,746
目別不明額	810,676	379,346	1,190,022
小計	1,825,846	421,134	2,246,980
整理支出合計	21,585,881	16,569,331	38,155,212
決算計上支出済額	155,397,218		
支出済額累計	176,983,099	193,552,430	193,552,430

出所：「元臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」(「決算書」昭和26年度).

(廃止した命令に関する経過規定)

第十条　旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金又は歳出金であつて、昭和二十五年度以降において収納又は支出若しくは支払の判明した金額については、当分の間、これを旧臨時軍事費特別会計分として別途に整理し、据え置くものとする。

2　前項の場合において、内閣は、旧臨時軍事費特別会計の歳入歳出の決算額と前項の規定による毎会計年度の整理金額(旧臨時軍事費特別会計の終結に関する件第三条第二項の規定による整理金額

表 5-5　元臨時軍事費歳入整理額　(単位　千円)

年度＼科目	公債及繰替借入金	北支事件特別税	雑収入	整理収入合計	収入済額累計
昭和 21	2,040	0	166,208	168,249	173,474,403
22	—	—	704	704	173,475,107
23	—	—	3,738	3,738	173,478,845
24	—	—	173,718	173,718	173,652,563
25	—	—	3,380	3,380	173,655,943
26	—	—	3,102	3,102	173,659,045
27	—	—	3,637	3,637	173,662,682
28	—	—	4,392	4,392	173,667,074
29	—	—	1,542	1,542	173,668,616
30	—	—	1,174	1,174	173,669,791
31	—	—	392	392	173,670,182
32	—	—	5,461	5,461	173,675,643
33	—	—	58	58	173,675,701
34	—	—	32	32	173,675,733
35	—	—	62	62	173,675,795
36	—	—	31	31	173,675,827
37	—	—	4	4	173,675,831
40	—	—	96,538	96,538	173,772,369
41	—	—	26	26	173,772,396
45	—	—	3	3	173,772,398
47	—	—	4	4	173,772,402
49	—	—	26,588	26,588	173,798,991
合計	2,040	0	490,797	492,837	173,798,991

(注)　1.　収入済額累計は決算上の収入済額173,306,154千円に各年度末までの整理収入を合計した額.
2.　年度欄には整理収入額が計上された年度のみを掲げた.

出所：前表と同じ(各年度「決算書」による).

を含む。)との合計額の計算書を調整し、これを当該年度の一般会計の歳入歳出決算に添附して国会に提出しなければならない。

かくして、臨時軍事費特別会計終結の際、既支出済の歳出金であつて決算から控除された三八一億余円の歳出金は、二一・二二両年度において、表5-4のとおり整理された。

第三条控除額は、元軍需省所管にはなく陸軍省および海軍省所管分

であるが、目別不明額が陸軍省所管分は整理額の三六%、海軍省所管分は整理額の五三%に達しており、歳出額で二三年度以降判明した額はない。

また、歳入金の整理額は表5-5のとおりで、昭和二一年度に公債及繰替借入金、北支事件特別税および雑収入の整理収入計一・六八億円を計上したが、その後は雑収入のみであり、昭和五〇年度に以降には整理収入は計上されていない。

かくして、元臨時軍事費特別会計の歳出金は整理支出を含め累計一九三五億五二四三万円、歳入金は整理収入を含め累計一七三七億九八九九万円であって、計算上は差引一九七億五三四四万円の歳計不足となっている。この臨時軍事費特別会計終結後一般会計所属として整理する経費の財源不足を補うため、昭和二二年法律第四二号(三月三一日公布・同日施行)によって、「公債発行し又は借入金をなすことができる」こと、および「国庫金を一時繰替使用したことに因り生じた国庫出納上の不足を補うため、国は、百億円を限り、日本銀行から借入金をなすことができる」ことが規定された。現実には、後者の規定を適用して、昭和二二年七月一〇日、七〇億円を日本銀行から借入れ(償還期限一ヵ年・利率年〇・三六五%)、その後借換えを継続して二六年四月二七日に全額償還された。日本銀行の説明によれば、特別会計の歳出金(整理額を含む)のうち、①軍票により支出をまかない、この軍票が回収されていない三・〇二億円、②前渡官吏に交付したが、外地向送金過程にあって隔地払いまたは各店間勘定に残留している六三・二二億円、計六六・二四億円は円資金として未だ払い出されていなかった。[7] したがってこれを差し引いた額が円資金による支払超過額で、国庫金(日銀にある政府当座預金)の流用によって繰替払いをおこない、その間の政府預金の逼迫に際して日本銀行からの一時借入金七〇億円によって一時補塡したのである。

二　軍工廠関係特別会計

臨時軍事費以外の軍関係特別会計は、終戦時において陸軍造兵廠、陸軍製絨廠、海軍火薬廠、海軍燃料廠、海軍工廠資金の五特別会計があって、一般会計および臨時軍事費特別会計に対しそれぞれ区分経理されていた。これら、軍の兵器・艦船・弾薬・衣料・燃料などの軍直営工廠の経理は、陸軍造兵廠、陸軍製絨廠、海軍火薬廠、海軍燃料廠については、事業経営全体を特別会計で経理し、土地・建物・機械器具等の固定資本をもち、据置運転資本を一般会計または臨時軍事費会計から繰り入れ、作業収支上生じた益金は一般会計へ繰り入れる制度となっていた。また海軍の造兵・造船工廠は、一般会計および臨時軍事費会計で経理され、工廠等で使用する軍需品材料を貯蔵するための資本として海軍工廠資金特別会計が設置されていた。[8] なお昭和一六年以降設置された陸海軍直営の航空廠は、終戦時には特別会計による区分経理がおこなわれておらず、また航空機は主として民間の軍需工場で製造されたほか、終戦時は軍の管理・監督のもとに民間の軍需工場が多数存在し、これら軍需工場からの兵器購入は臨時軍事費会計から支出されていた。

ところで、ポツダム宣言受諾が決定されると政府は、昭和二〇年八月一四日、「軍其ノ他ノ保有スル軍需用保有物資資材ノ緊急処分ノ件」[9]を閣議決定し、「軍保有資材及物資等に付穏密裡ニ緊急処分方措置」することとし、その例示として、①軍需生産を停止し、工場所有原材料をもって民需生産に当て、②軍作業庁の設備で民需生産設備に転換できるものは、運輸省関係の工機工場その他民間工場に転換し、③軍保管の兵器以外の衣糧・医薬・車輛・船舶・燃料その他の材料は関係庁または公共団体に引き渡し、④軍管理・監督工場の管理を解除し、半製品・原材料の保管は

生産者に引き渡す、等をあげた。この決定により終戦時の混乱に際し、軍直営工廠および民間軍需工場の資材・設備が散逸したことは想像にかたくない。しかしながら、降伏条件受諾のためマニラに赴いた政府の特使が、二〇日受領し、二一日に持ち帰った「陸海軍一般命令第一号」[10]には、一切の兵器ほか軍用器材・資材・施設等を現状のまま保持することが命ぜられていたため、政府は八月二八日に至って、八月一四日の前記閣議決定を廃止するとともに「戦争終結ニ伴フ国有財産ノ処理ニ関スル件」[11]を閣議決定して、陸海軍所属の土地・建物・施設その他の国有財産を大蔵省に引き継ぎ、民生安定および財政上の財源等として活用する方針をとった。次いで九月四日の閣議了解「軍ノ復員ニ伴フ治安警備及軍需品ノ監視引渡等ニ関スル件」[12]において軍需品の連合国側に対する引渡しは、軍が部隊を残置して責任を負うこととした。

占領軍の進駐後、軍直営工廠その他の軍需工場では、占領軍の監督下に兵器等の毀壊、艦船の解体撤去がおこなわれ、残りの施設資材等で占領軍の使用に供されないものは日本政府に引き渡された。このうち、旧陸軍省・海軍省所管の土地・建物・機械器具等国有財産は大蔵省所管となったが、昭和二一年一月二〇日付司令部覚書「日本航空機工場、兵器工廠および研究所の管理・支配および保全維持」（SCAPIN六二九）によって、製絨廠を除く軍直営工場は、その機械器具を現物賠償の対象として保全するため、賠償指定工廠として連合国軍の監督下におかれ、日本政府が施設の維持保全の責任を負うことになった。[13]

かくして軍工廠関係特別会計は昭和二〇年度限りで廃止されることとなり、それは昭和二〇年九月一三日、法律第二一号をもって公布された。同法によれば「これらの特別会計に属する決算上の剰余若しくは不足、資本若しくは資金又は権利義務は、これを一般会計に帰属せしめる」（第一三条）こととされた。

軍工廠関係特別会計の最終収支は表5-6、うち作業会計廃止時の資本内訳は表5-7のとおりである。

表 5-6　軍工廠関係特別会計最終収支　（単位　千円）

区分	陸軍造兵廠	陸軍製絨廠	海軍火薬廠	海軍燃料廠	海軍工廠資金
収入合計（A＝a～hの計）	10,633,698	32,428	205,400	277,159	2,003,678
20年度歳入収入済額　a	2,001,012	16,556	111,334	185,353	548,711
20年度収入未済額　b	160,049	1,320	—	—	—
前年度繰越支出未済額					
うち）20年度支出済　c	—	13,612	37,360	78,784	72,406
20年度支出未済　d	810,588	—	—	—	—
20年度時効完成　e	—	38	—	—	—
前年度前受金精算未済額					
うち）20年度精算済　f	654,314	902	39,109	662	1,382,561
20年度精算未済　g	2,636,471	—	17,597	12,360	—
連合軍接収済材料物品の価格　h	4,371,263	—	—	—	—
支出合計（B＝i～rの計）	10,603,049	30,822	249,859	296,401	2,199,331
20年度歳出支出済額　i	2,271,679	22,811	117,859	160,414	583,706
20年度支出未済額　j	828,249	—	—	—	—
前年度繰越収入未済額					
うち）20年度収入済　k	360,844	492	44,972	57,354	19,948
20年度収入未済　l	19,570	—	—	—	—
20年度不納欠損　m	—	2,236	—	—	—
前受金精算未済額					
うち）20年度の精算未済　n	1,317,923	—	38,332	46,048	101,693
前年度繰越分精算未済　o	2,636,471	—	—	—	—
前年度繰越前金払精算未済額　p	1,079,873	—	—	—	—
前年度代価支出済未収材料物品の価格　q	—	—	118	—	370,708
前年度繰越材料物品の価格　r	2,088,440	5,282	48,578	32,585	1,123,276
剰余又は欠損額（C＝A－B）	30,648	1,607	△ 44,459	△ 19,242	△ 195,653
前年度繰越不足金補塡（D）	19,234	—	—	—	—
前年度より持越据置運転資本欠額補塡（E）	—	797	—	—	—
作業益金の20年度一般会計歳入納付（F）	11,415	489	—	—	—
一般会計帰属（C－D－E－F）	—	320	△ 44,459	△ 19,242	△ 195,653

出所：「決算書」昭和20年度.

表 5-7　軍工廠作業会計廃止時（昭和20年度末）の資本額内訳

（単位　千円）

区分	陸軍造兵廠	陸軍製絨廠	海軍火薬廠	海軍燃料廠
固定資本	(△ 80,031) 1,095,530	(　667) 12,814	(△ 35,630) —	(△154,790) —
土地	(　2,905) 87,968	(　326) 2,847	(△　2,429) —	(△ 14,568) —
建物	(△ 22,678) 269,979	(　601) 5,096	(△ 15,620) —	(△ 52,084) —
鉱業権	—	—	—	(△　314) —
工作物	(△ 37,347) 191,420	(　144) 1,686	—	—
船舶	(△　0) 1,371	—	—	—
機械	(△　7,205) 517,274	(　22) 2,736	(△　4,055) —	(△ 68,566) —
器具	(△ 15,705) 27,520	(△　427) 449	(△ 13,526) —	(△ 19,258) —
据置運転資本	(　—) 7,000	(　—) 1,000	(　—) 4,000	(　—) 6,000
据置運転資本臨時補足	—	—	(　—) 4,000	(　—) 6,000
うち）欠額	(△ 19,234) —	(△　797) —	—	—
合計	(△ 80,031) 1,102,531	(　667) 13,814	(△ 35,630) 8,000	(△154,790) 12,000

（注）　かっこ内は，対19年度末増減．
出所：前表と同じ．

陸軍造兵廠作業会計の最終収支は差引三〇六四・八万円の残余が生じるが、残余金により前年度より繰り越した不足金一九二三・四万円を補塡した残余一一四一・五万円は陸軍造兵廠作業益金として昭和二〇年度一般会計歳入に納付して決算を結了、固定資本は大蔵省財務局に移管し、据置運転資本は昭和二一年度歳入に繰り入れた。なお本会計廃止の際、これに属する権利義務は一般会計に帰属した。

陸軍製絨廠作業会計の最終収支は差引一六〇・七万円の残余を生じるが、残余金のうち七九・七万円で前年度より持ち越した据置運転資本の欠額を補塡し、再差引八〇・九万円のうち四八・九万円を陸軍製絨廠作業益金として昭和二〇年度一般会計の歳入に納付、残余三二万円は収入未済として昭和二一年度一般会計の歳入に帰属させ、決算を結了した。本会計の固定資本は大蔵省に移管、据置運転資本は昭和二一年度一般会計の歳入に繰り入れた。なお本会計廃止の際に属する権利義務は一般会計に帰属させた。

海軍火薬廠作業会計の最終収支は四四四五・九万円の不足を生じたが、この不足金は据置運転資本の欠額として決算を終了した。この損失金が生じた原因は戦災により損失材料が多かったこと等のためであり、この会計に生じた欠額等は一般会計の帰属となった。

海軍燃料廠作業会計の最終収支は一九二四・二万円の不足を生じたが、この不足金もまた、火薬廠と同じく戦災による損失材料が多かったこと等により生じたもので、据置運転資本の欠額として決算を終了し、欠額等は一般会計の帰属となった。

次に海軍工廠資金会計については、最終収支は一億九五六五・三万円の不足を生じ、この不足金は海軍工廠資金の欠額として決算を終了した。この損失金の生じた原因も戦災により損失材料が多かった等のためである。なお、二〇年度当初の海軍工廠資金の資金額は一・四億円（海軍工廠資金一億円・同資金臨時補足〇・四億円）であった。本会計廃止の際この会計に属する欠額等は一般会計の帰属となった。

三　旧植民地関係特別会計

終戦時の旧植民地関係特別会計としては、朝鮮関係で朝鮮総督府・朝鮮鉄道用品資金・朝鮮簡易生命保険及郵便年金・朝鮮食糧管理の六会計、台湾関係で台湾総督府・台湾食糧管理・台湾事業用品資金の三会計のほか、関東局・樺

太庁・南洋庁の三特別会計が存在した。旧植民地はポツダム宣言受諾によって日本の主権の外に置かれ、旧植民地関係特別会計はいずれも昭和二一年九月一三日公布法律第二一号によって、廃止に関する必要とする規定は勅令で定めることとなり、昭和一九・二〇年度の決算の調製を当分延期することができることと規定され、両年度の決算は調製されずに終わっている。

(1) 訳文は、大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一七巻「資料(1)」、五二九—三〇ページ所収。
(2) 国庫収支と歳計上の収支との相違は、前掲書、第一〇巻「国庫制度国庫収支」、五二—五四ページ参照。
(3) くわしくは、大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第四巻「臨時軍事費」、六五—七四ページ。
(4) 同前、八二—八五ページを参照されたい。
(5) くわしくは、『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一一巻「政府債務」、一六九—七三ページ。なお特殊決済制度に基づく封鎖勘定については、前掲書第一二巻「金融政策」、一〇—一三、三九—四四ページ、第一三巻「金融制度」、二〇七—〇九ページを参照されたい。
(6) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
(7) 同前。
(8) くわしくは、『昭和財政史』第一八巻「会計制度」、二七三—九二ページ、同前、第四巻「臨時軍事費」、三六〇—六四ページ参照。
(9) 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一七巻「資料(1)」、一五〇ページ所収。
(10) 同前、九—一一ページ所収。
(11) 同前、一五三ページ所収。
(12) 同前、一五四ページ所収。
(13) くわしくは、『昭和財政史—終戦から講和まで—』第九巻「国有財産」、六一—六六ページ。

第二節　その他の特別会計の整理

一　特殊財産資金特別会計

戦時中中国および南方の作戦地域において押収した交戦国側の財産のうち、交戦国の国有・公有に係る動産および敵対行為に使用された私有動産はこれを没収し、右以外の動産は日本の国の管理に付したうえ、これを買い取って国に帰属させたが、この没収財産および国の買い入れた敵産および在日敵産で「敵産管理法」(昭和一六年一二月二二日法律第九九号)によって管理されている敵産のうち必要に応じ買入れの方法で国に帰属させる財産を、特殊財産として統一運用し、その経済価値を総合的に活用する目的で[1]、歳入歳出外の特別資金として特殊財産資金を設置し、その運用上の収支を一般会計から区分経理するため、「特殊財産資金特別会計法」(昭和一八年三月二七日法律第八六号、以下「法」というときはこの法をさす)に基づいて、一八年三月二七日、特殊財産資金特別会計が設置された。

この会計は「法律ヲ以テ定ムル時期迄ノ毎期間ヲ以テ一会計年度トス」(法第二条)と定められていたが、戦時中は決算がおこなわれず、昭和二二年三月三一日法律第四二号をもって、二二年四月一日に特別会計を廃止すること、二二年三月三一日までの期間を一会計年度として決算を作成し、二一年度の一般会計決算とともに国会に提出すること、廃止の際当該会計に属する資金および権利義務は一般会計に帰属せしめることが定められた。したがって、この会計は主として戦時中に活動したが、収支が明らかになったのは戦後に属するので、その収支と廃止状況について概

説しよう。

まず、特殊財産資金は、法の規定により、①一般会計からの繰入金（第三条）、②借入金またはこれに代わる国庫余裕金の繰替使用（第四条）、③没収した敵産、ただし戦利品および「捕獲審検令」第二八条の規定により国の所得となった物件で陸海軍大臣が軍事上必要と認めたものを除く（法第五条で特殊財産資金への繰入れを義務づけられている）、④「臨時財産取扱令」（昭和一七年一二月二九日勅令第八五三号）によって、中国において没収した敵産で特殊財産に組み入れたもの、および日本が中国において管理する敵産で国が買い入れた特殊財産は一般会計の所属となっていたが、そのうち法施行時に現に存するもの（法附則第二項）、⑤会計の決算上の剰余で資金に組み入れたもの（法第一〇条）から構成され、現金のほか物的財産として保有されることもあった。[2] 実際に設置された特殊財産資金は、以上のうち①③④から成り、①としては資金設置当初、昭和一七年度追加予算に計上された一億円が一般会計から繰り入れられた。なお、②の借入金、⑤の決算剰余繰入れはおこなわれなかった。

次にこの資金の運用は、「帝国ノ管理スル敵産（敵産管理法ニ依ル敵産管理人ノ管理スル敵産ヲ含ム以下同ジ）又ハ勅令ノ定ムルモノニ運用ヲスルコトヲ得」（法第六条）と定められ、「勅令ノ定ムルモノ」としては、①「支那又ハ南方地域ニ於テ事業ヲ営ムコトヲ目的トスル法人ニ対スル出資但シ現金ニ依ル出資ヲ除ク」、②「本資金ニ属スル財産ノ売払、出資若ハ貸付ヲ受ケタル者若ハ本資金ニ属スル財産ヲ以テスル事業ノ経営ノ委託ヲ受ケタル者ニ対スル貸付金又ハ此等ノ者ノ発行スル債券」、③「大蔵省預金部ヘノ預金」へ運用することとされていた（「特殊財産資金ノ運用ニ関スル件」昭和一八年三月二六日勅令第二〇三号）。

特殊財産資金特別会計は、この資金の運用上の収支を歳入歳出として経理する会計であって、「運用上ノ諸収入金及附属雑収入」を歳入とし、「管理費」等を歳出とした（法第八条）。「運用上ノ諸収入金」とは本資金に属する財産を

表 5-8　特殊財産資金特別会計予算・決算額　（単位　千円）

歳入 項目	予算	決算	歳出 項目	予算	決算
資金運用収入	778,053	38,497	人件費	90	51
土地建物売却益	‥	2,892	事務費	468	85
株式売却益	‥	24,956	その他管理費	71,094	12
貸下料	‥	21	国債整理基金繰入	12	—
預金部預金利子	‥	9,071	一時借入金利子	12	—
在支特殊財産運用益	‥	1,556	予備金	10,100	—
保管金運用収入	18,305	35,915	歳出合計	81,764	148
預金部預金利子	‥	35,915	収支差引剰余	719,796	79,442
雑収入	5,201	5,180	減価償却金充当	‥	97
歳入合計	801,560	79,591	差引残余	‥	79,346

（注）歳出の項目区分は，予算・決算の「管理費」「特別管理費」「諸支出金」の項中，俸給，諸給，賞与，諸手当，死亡賜金，官吏療治料，共済組合給与金を「人件費」として，庁費，旅費雑給及雑費を「事務費」として，その他維持補修費等を「その他管理費」として計上した．
出所：「決算書」昭和21年度．

売却した場合の運用利殖金（売却価額と買入価額および帰属価額との差額）、委託経営に付した場合に受託者から国が受ける収入金、貸付けた場合の賃貸料、出資した場合の配当金、貸付金の利子、資金および余裕金を預金部預金とした場合の利子、国債利子など資金運用上生じる一切の収入であり、「管理費」とは特殊財産管理事務に要する人件費、事務費および特殊財産の維持補修等に要する経費である。[3] また、資金の運用として国の管理する敵産を買い入れた場合の代金である現金および国の管理する敵産である現金は、本資金とは別途に国が保管するが、この保管金の運用上の収支も本会計の歳入歳出に組み入れられた（法第一四条）。

昭和一八年三月二七日から二二年三月三一日までを一会計年度とする特殊財産資金特別会計の決算額を予算額と対比して示せば、表5-8のとおりである。歳入は七九五九万円、歳出は一五万円で、歳入歳出とも予算額を大幅に下回ったのは、戦局の推移により期待に反して特殊財産を活用する目的が果たされなかった

ためと推測される。なお、この資金自身も必要とあれば予算に計上したうえ、一般会計に繰り入れ使用できる規定があった（法第七条）が、資金は運用されただけで使用し費消されることはなかった。決算の結果、収支差引七九四四万円の剰余を生じたが、このうち一〇万円弱を本資金に属する財産の減価償却金に充て、差引残余七九三五万円弱は特殊財産資金に繰り入れて決算を結了、本会計に属する資金および権利義務は一般会計の帰属となった。

二　政府出資、営繕用品資金、公債金、為替交易調整、学校各特別会計

政府出資、営繕用品資金の両特別会計は、昭和二一年法律第二一号（九月一三日公布）をもって、昭和二〇年度限りで廃止され、公債金、為替交易調整および学校の三特別会計は、昭和二二年法律第四二号（三月三一日公布）をもって、昭和二一年度限りで廃止された。いずれも、終戦直後の特別会計の整理に当たって存否が検討され、整理廃止されたものである。[4] 以下各会計の廃止事情について述べよう。

（一）政府出資特別会計

政府出資特別会計は、日華事変期以降国策会社の設立が続くなかで、資本的支出である政府出資に要する経費を一般会計から区分経理して、出資のため発行する公債を本会計負担として一般の赤字公債と区分し、出資経理に自収自弁の建前を導入するなどの理由によって昭和一五年度以降設置されてきた。[5] しかし、終戦直後、この会計で出資を経理されてきた特殊法人の多くは、司令部の指令によって閉鎖機関に指定され、あるいは企業目的や機能を喪失して解散を予定するところとなって、配当収入は著減し、本会計によって出資を経理する実益が少なくなったため、二〇年度限りで特別会計を廃止し、この会計に属する権利義務を一般会計に所属せしめることとした。

表 5-9　政府出資特別会計予算決算（昭和20年度）　（単位　千円）

歳入			歳出		
項目	予算	決算	項目	予算	決算
配当金収入	60,426	44,475	事務費・補充費	13	8
公債金	321,784	194,285	出資金	203,875	185,625
一般会計より受入	62,104	62,104	国債整理基金特別会計繰入	122,516	106,571
雑収入	0	0	一般会計一般財源繰入	117,909	8,660
			予備金	2	—
歳入合計	444,314	300,864	歳出合計	444,314	300,864

出所：「決算書」昭和20年度.

政府出資特別会計の最終年度の予算・決算額は表5-9のとおりである。この会計は、設置当初掲げられた目標である自収自弁は、戦時期の特殊法人増設に伴う出資金の支出が多額であるのに対して配当金収入が少額であったこと、また特別会計創設の際一般会計から移管された政府出資の払込金相当額を、毎年度漸次一般会計へ繰り入れることとしたこと、負担公債の利払いの増加などによって達成されることなく、公債借入金の償還金および利払い等を支弁する財源が不足したときは一般会計から受入金をすることとなっており、一般会計から区分経理されてはいたものの、一般会計との関係はきわめて密接であった。二〇年度の歳入・歳出は、予算決算とも同額になっているが、決算においては予算額どおりの一般会計よりの受入金をおこない、一方、一般会計への財源繰入れをもって歳入歳出を調節して、過不足ないものに調整されている。

なお、昭和二〇年度末に本会計に所属した政府出資は、一六会社、二銀行、八金庫および営団その他の特殊法人一〇、合計三六特殊法人分の払込済政府出資金二九億八九〇〇万余円、本会計負担の公債金二八億二三一五万余円で、これらの権利義務が一般会計所属となった。

（二）営繕用品資金特別会計

この会計は、戦時中政府の営繕事業に必要な材料物品が統制のため入手

表 5-10　営繕用品資金特別会計予算決算（昭和20年度）

（単位　千円）

区分	予算	決算
歳入		
用品売払代	6,782	2,136
雑収入	218	36
合計	7,000	2,173
歳出		
用品購買費	6,459	2,229
加工費	217	128
雑費	324	581
合計	7,000	2,938

出所：「決算書」昭和20年度.

困難となったので、営繕用品資金五〇〇万円をこの会計に漸次繰り入れ（国有財政整理資金特別会計、同会計廃止後一九年度からは一般会計から）、この資金によって材料物品を購入し貯蔵しておき、必要なときに一般会計でこれを買い入れ営繕事業の需要に充てる目的で、「営繕用品資金特別会計法」（昭和一八年三月六日法律第一二号）に基づいて昭和一八年度に設置された。終戦から戦後にかけて物資事情は悪化し、この会計の運営実績は予算を大きく下回ったため、その存立意義を失って、二〇年度限りで廃止された。二〇年度の収支は表5-10のとおりである。決算の収支尻に前年度繰越分の現金および物品の価格を加減すると収支差引一八万余円の不足金が生じたが、これは二一年度の歳入に繰り入れて決算を結了し、廃止の際本会計に属する権利義務は一般会計に帰属した。なお廃止時までの営繕用品資金への資金繰入額は三〇〇万円で、うち物品の形で一般会計へ帰属したのは一五二・七万円、現金五・九万円、損金一四一・四万円であった。

（三）公債金特別会計

この会計は、政府の発行する公債の収入を一括経理し、公債金によって経費を支弁する各会計が経費を必要とするときに公債金の繰入れをおこなう、いわゆる通り抜け勘定の整理会計で、公債金を一般会計から区分整理し、かつ収入から経費支弁に至る期間の剰余金を預金部へ預入して運用するため、「公債金特別会計法」（大正八年三月二五日法律第一五号）に基づいて大正八年度から設置された。[6]

終戦後も、二〇・二一両年度は運営を続けたが、公債の発行額が低下するなかで他の特別会計とともに二一年度限

表 5-11　公債金特別会計予算決算　（単位　千円）

区分	昭和20年度 予算	昭和20年度 決算	21 予算	21 決算
（歳入）				
公債金	48,253,699	32,273,427	39,538,891	20,756,984
利子収入	—	952	—	—
合計	48,253,699	32,274,379	39,538,891	20,756,984
（歳出）				
他会計へ繰入	48,253,699	32,274,379	39,538,891	20,756,984
一般会計	11,437,227	9,029,121	13,500,000	13,502,044
朝鮮総督府	574,788	—	—	—
台湾総督府	61,582	—	—	—
樺太庁	1,500	—	—	—
帝国鉄道資本勘定	509,740	892,564	5,111,974	5,081,888
通信事業資本勘定	48,500	98,000	1,762,517	1,762,040
政府出資	321,784	194,285	—	—
臨時軍事費	35,298,578	22,060,409	—	—
財産税等収入金	—	—	18,687,000	—
開拓者資金融通	—	—	477,400	411,012
合計	48,253,699	32,274,379	39,538,891	20,756,984

出所：「決算書」昭和20・21年度.

りで整理・廃止された。

公債金特別会計の昭和二〇・二一年度の収支をみると、表5-11のとおりである。二〇年度においては、一般会計および朝鮮総督府・台湾総督府・樺太庁・帝国鉄道・通信事業・政府出資・臨時軍事費の七特別会計負担で公債が発行される予定であったが、植民地三会計の公債金の受入れはなく、また、臨時軍事費・政府出資両会計負担公債の発行は、終戦により予算を大きく下回ったため、本会計の収支規模も下回った。また、二一年度においては、一般会計および帝国鉄道・通信事業・財産税等収入金・開拓者資金融通の四特別会計がその会計負担の公債を発行する予定で予算を組んだが、財産税等収入金特別会計負担公債の発行がなかったため、決算額が予算額を下回った。両年度とも収入全額を他会計へ繰り入れて、収支過不足なく決算を結了し、昭和二一年度末本会計廃止の際、こ

の会計に属する権利義務は一般会計に帰属した。

(四)　為替交易調整特別会計

本会計は「為替交易調整特別会計設置等為替交易調整法」(昭和一八年三月二六日法律第八四号)に基づいて、昭和一八年度から設置された特別会計である。太平洋戦争中、貿易は主として東亜占領地域との間でおこなわれたが、占領地円系通貨圏の為替レートが政治的に固定される一方現地インフレーションが昂進するなかで、輸出入品の価格を公定レートで換算すれば現地インフレを内地に波及させることになる。そこで、調整料・特別円制度など多元的な物価差の調整策がとられていたが、昭和一八年度から国家的貿易機関である交易営団とタイアップして、内地と現地の物価差を調整する機能を果たす本特別会計を設置して、アジア占領地域からの物資の輸入を促進する措置がとられた。すなわち、交易営団が貿易を掌握し、一元的に輸出入による価格の差益・差損および為替の差益・差損をプールして調整し、さらに差益・差損がでればこの特別会計で調整することにし、昭和一八年度に四億円を一般会計から繰り入れて設置された。なお、専売物資・米などの政府取扱物資の輸出入の価格・為替の調整も、この特別会計でおこなわれた。[7] したがって戦後この会計の本来の機能は活動することなく、交易営団との間の残務処理が残された。

終戦後日本政府の必需物資輸入の要請に対して司令部は、「必需物資の輸入」(昭和二〇年一〇月九日SCAPIN一一〇)覚書において、必需物資輸入に必要な外国為替調達のための計画および輸入物資の取得配給に任ずる機関の設立を指令した。これを受けて日本政府は、「貿易資金設置ニ関スル件」(昭和二〇年一二月二二日法律第五三号)を制定し、要旨次のように定めた。

(1)　為替交易調整特別会計の昭和一九年度の決算上の剰余の中五〇〇〇万円をもって貿易決済のための貿易資金をおく(第一、二条)。

(2)　貿易資金が不足したときは為替交易調整特別会計の負担において借入金をして一時補足することができる(第三条)。

(3)　貿易資金は貿易物資、外貨その他勅令の定めるものに運用し、運用事務は、大蔵大臣の定めるところにより日銀が取り扱う(第四条)。

(4)　貿易資金の運用に伴う資金運用利殖金および付属雑収入、ならびに事務取扱費、資金運用手数料、付属諸費および資金運用損失金は、為替交易調整特別会計に属させ、これにより必要な経費を支弁するため同会計負担において借入金をすることができる(第五条)。

(5)　貿易資金に属する資産のうち、滅失または価格減損を生じたものがあるときは、為替貿易調整特別会計の決算上の剰余をもって償却するか、または貿易資金により償却する(第六条)。

かくして本会計は、右の法律によって司令部の全面管理下における政府貿易の決済資金を調達し、資金の運用に伴う経費を経理する特別会計に変容することになった。ただし、実際に貿易資金の受払事務が開始されたのは、翌二一年三月二五日であった。[8] その直後の四月三日、司令部は覚書「貿易庁」(SCAPIN八五四)を発し、一切の外国貿易を取り扱う政府機関である貿易庁は、商取引上の負担、責任、義務一切を負い、また、輸出入品の取扱いおよび外国貿易取引に関連して生ずる損失、経費等に関し、政府その他に対して損害を及ぼしてはならないと指示した。そこで、前掲法律(昭和二〇年法律第五三号)の建前は改訂せざるをえなくなり、五月には新たに「貿易特別会計」または「貿易資金特別会計」を設置して、為替交易調整特別会計の出資によって開設された貿易資金特別勘定(歳入歳出外資金)の権利義務を継承する案が立てられた。[9] その後の司令部との折衝経過は不明であるが、現実には二一年一一月に至り、「貿易資金特別会計法」(昭和二一年一一月一二日法律第五四号)が公布され、為替交易調整特別会計による貿易資

表 5-12　為替交易調整特別会計予算決算（昭和20・21年度）

（単位　千円）

区分	昭和20年度		21	
	予算	決算	予算	決算
（歳入）				
価格差益及為替差益納付金	800,000	21,241	1,000	—
寄付金	100,000	1,525,473	1,000	—
借入金	2,140,789	—	29,706	—
雑収入	0	0	0	1,476
前年度剰余金受入	—	8,284	—	137,113
合計(A)	3,040,790	1,554,998	31,706	138,589
（歳出）				
事務費	57	45	—	—
価格差損及為替差損補償金	2,500,000	1,417,836	—	—
国債整理基金会計繰入	40,726	—	31,426	—
諸支出金	7	4	280	—
予備金	500,000	—	—	—
合計(B)	3,040,790	1,417,885	31,706	—
歳入歳出差引(A—B)	—	137,113	—	138,589

出所：「決算書」昭和20・21年度.

金の経理を定めた前掲法律（昭和二〇年法律第五三号）は廃止され、貿易資金に関する権利義務は新会計に帰属することになった。こうして為替交易調整特別会計は存置の意義を失い、二一年度限りをもって廃止されることになった。

本会計の昭和二〇・二一年度の予算額・決算額は表5-12のとおりである。この会計に前述の貿易資金に関する経理が反映しているかどうかは不明である。少なくとも二〇年度の収支の大半は戦時中の貿易為替調整関係の収支（戦後交易営団との間の事後決済を含む）と思われる。予算に比し決算は大きく下回り、また、借入金によって価格および為替差損の補償金をまかなう計画であったが、寄付金[10]を多額に受け入れたため借入れはおこなわず、なお剰余金を翌年度に繰り入れた。また、二一年度は前年度剰余金および雑収入の受入れのみで、歳出は一切なく、一億三八五八万余円の剰余を生じ、これを二二年度の一般会計歳入に繰り入

表 5-13　学校特別会計予算決算（昭和20・21年度）　（単位　千円）

区分	昭和20年度		21	
	予算	決算	予算	決算
（歳入）				
帝国大学	75,416	99,384	310,319	324,747
官立大学	25,582	32,148	114,303	121,683
直轄諸学校	104,214	126,563	404,942	460,865
合計(A)	205,212	258,094	829,564	907,295
うち）政府支出金繰入	158,629	192,771	688,812	763,704
授業料	10,818	11,568	33,067	33,262
病院収入	22,027	19,369	95,248	74,266
（歳出）				
帝国大学	75,416	99,057	310,319	314,507
官立大学	25,582	32,148	114,303	120,122
直轄諸学校	104,214	125,465	404,942	441,827
合計(B)	205,212	256,669	829,564	876,456
差引(A—B)	—	1,425	—	30,839
資金部歳入(C)	8,568	14,940	3,310	792
帝国大学	4,611	6,018	2,929	582
官立大学	1,448	2,767	232	52
直轄諸学校	2,509	6,154	150	157
資金部歳出(D)	7,526	4,413	3,154	1,257
帝国大学	4,166	2,159	2,843	1,253
官立大学	751	302	211	4
直轄諸学校	2,609	1,952	100	—
差引(C—D)	1,042	10,527	156	△465
年度末資金残高	—	427,785	—	977,560
帝国大学	—	217,651	—	466,802
官立大学	—	56,281	—	91,042
直轄諸学校	—	153,853	—	419,716

出所：「決算書」昭和20・21年度により作成.

れて決算を結了、二一年度末本会計廃止の際この会計に属する権利義務は一般会計に帰属した。

(五) 学校特別会計

学校特別会計は、文部省の直轄学校および図書館を通じてその経理をまかなう「学校及図書館特別会計」と帝国大学および官立大学のおのおのを通じてその経理をまかなう「大学特別会計」を統合して、昭和一九年度に「学校特別会計法」(昭和一九年二月一五日法律第九号)に基づいて設置された。同法によって、帝国図書館の会計は昭和一九年度から一般会計で経理され、帝国大学、官立大学、直轄諸学校の会計はそれぞれ区分整理され、本会計によって経理されることになった。また、この会計は資金をもち、資金は、現金・有価証券、土地および建物より成る維持資金と、奨学資金等からなる特別資金に分かれている。そして学校の経理は授業料、寄付金、病院収入その他の収入および資金から生じる収入と、毎年予算に定めるところにより一般会計から繰り入れられる政府支出金をもって歳出に充てることになっており、資金部の歳入歳出も予算に計上された。

昭和二〇・二一年度の予算・決算の概要は表5-13のとおりである。決算でみると、二〇年度は歳入の七四・七%が政府支出金で占められ(授業料四・五%、病院収入七・五%、資金より繰入れその他一三・三%)、二一年度には政府支出金が八四・二%(授業料三・七%、病院収入八・二%、資金収入その他三・九%)にも達した。これは戦後インフレーションのなかで人件費が値上りし、国立の大学その他の諸学校の経費の大部分が一般会計からの繰入金によってまかなわれざるをえなくなっていることを示し、学校特別会計は存置の意義を失って、これら諸学校の経費は二二年度から一般会計でまかなわれることとなり、二一年度をもって本会計は廃止された。

この会計廃止の際、二一年度決算の剰余金三〇八三万余円は、二二年度の一般会計歳入に組み入れて決算を結了した。なお、資金部の歳入歳出差引剰余金または不足金は、資金の現金の増加または減少額となり、学校特別会計資金

部の資金のうち、現金および有価証券をもって保有するものは、昭和二二年度から一般会計所属の「大学及び学校資金」となり、歳入歳出外の資金として運用されることになった(昭和二二年三月三一日法律第四二号第一〇条)。

(1) 主計局「第八十一帝国議会提出法律案想定問答」昭和一八年二月(大蔵省資料Z三八一―八)。
(2) 同前。
(3) 同前。
(4) 「廃止予定の特別会計に関する件」「存置を要する特別会計の存置理由」(大蔵省資料Z五一一―四四)。両文書とも日付がないが、昭和二〇年末から二一年初ごろに、主計局で作成された文書と想定される。本文の以下の叙述で廃止理由に注を付していない部分は、この文書を参照した。
(5) 『昭和財政史』第一七巻「会計制度」、三七七―八四ページ。
(6) 当初は「事業公債金特別会計法」として設置されたが、大正九年七月二九日法律第九号によって「公債金特別会計法」と改称され、大正九年以降事業公債に限らず、公債金を統一経理することになった。ただし、第一次大戦の臨時軍事費支弁公債および臨時国庫証券の収入はこの会計で経理されず、日華事変以降の臨時軍事費支弁公債はこの会計で経理された。
(7) くわしくは、大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第一三巻「国債金融・貿易」五六二―六七ページ、同第一七巻「会計制度」、三五六―六〇ページを参照されたい。
(8) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
(9) 同前。
(10) 主として中国において、組合組織の積立金を法規によらず話し合いで本会計に受け入れたもの(前掲書、第一七巻「会計制度」、三六〇ページ)。